

嵐山町議会平成31年第1回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月26日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
施政方針表明	24
議案第18号～議案第23号の上程、説明、質疑	31
予算特別委員会の設置、委員会付託	56
予算特別委員会委員の選任	56
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	57
議案第25号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	57
請願の委員会付託について	60
休会の議決	61
散会の宣告	61

第 2 号 (3月4日)

議事日程	6 3
出席議員	6 4
欠席議員	6 4
本会議に出席した事務局職員	6 4
説明のための出席者	6 4
開議の宣告	6 7
諸般の報告	6 7
発言の訂正	6 7
一般質問	6 8
2番 森 一人 議員	6 8
7番 吉 場 道 雄 議員	7 7
4番 長 島 邦 夫 議員	8 9
6番 畠 山 美 幸 議員	1 0 7
散会の宣告	1 2 1

第 3 号 (3月5日)

議事日程	1 2 3
出席議員	1 2 4
欠席議員	1 2 4
本会議に出席した事務局職員	1 2 4
説明のための出席者	1 2 4
開議の宣告	1 2 7
諸般の報告	1 2 7
発言の訂正	1 2 7
一般質問	1 2 7
5番 青 柳 賢 治 議員	1 2 7
3番 大 野 敏 行 議員	1 4 9
散会の宣告	1 6 6

第 4 号 (3月6日)

議事日程	1 6 7
出席議員	1 6 8
欠席議員	1 6 8
本会議に出席した事務局職員	1 6 8
説明のための出席者	1 6 8
開議の宣告	1 7 1
諸般の報告	1 7 1
一般質問	1 7 1
1 番 吉 本 秀 二 議員	1 7 1
1 3 番 渋 谷 登美子 議員	1 9 7
9 番 川 口 浩 史 議員	2 3 2
散会の宣告	2 6 1

第 5 号 (3月7日)

議事日程	2 6 3
出席議員	2 6 5
欠席議員	2 6 5
本会議に出席した事務局職員	2 6 5
説明のための出席者	2 6 5
開議の宣告	2 6 7
諸般の報告	2 6 7
同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決	2 6 7
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 0
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 2
同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 3
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 4
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 5
同意第 7 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 6
同意第 8 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 7
同意第 9 号の上程、説明、質疑、採決	2 7 8

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 9
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 4
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 1
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 5
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 7
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 1
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 2
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 3
議案第 1 3 号の上程、説明	3 6 6
延会の宣告	3 6 9

第 6 号 (3月8日)

議事日程	3 7 1
出席議員	3 7 2
欠席議員	3 7 2
本会議に出席した事務局職員	3 7 2
説明のための出席者	3 7 2
開議の宣告	3 7 5
諸般の報告	3 7 5
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	3 7 5
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 4
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 7
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9 9
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0 7
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1 5
嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	4 1 8

休会の議決	4 1 9
散会の宣告	4 1 9

第 7 号 (3月19日)

議事日程	4 2 1
出席議員	4 2 3
欠席議員	4 2 3
本会議に出席した事務局職員	4 2 3
説明のための出席者	4 2 3
開議の宣告	4 2 5
諸般の報告	4 2 5
議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 2 6
議案第19号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 4 5
議案第25号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 5 1
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 5 4
請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 6 8
議員派遣の件について	4 7 0
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	4 7 0
日程の追加	4 7 1
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 1
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 3
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 5
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 7
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7 9
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 0
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 2
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 4
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8 8
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 0
町長挨拶	4 9 2

議長挨拶	4 9 3
閉会の宣告	4 9 4
署名議員	4 9 5

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第14号

平成31年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月13日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成31年2月26日
2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	吉 本 秀 二 議 員	2 番	森 一 人 議 員
3 番	大 野 敏 行 議 員	4 番	長 島 邦 夫 議 員
5 番	青 柳 賢 治 議 員	6 番	畠 山 美 幸 議 員
7 番	吉 場 道 雄 議 員	8 番	河 井 勝 久 議 員
9 番	川 口 浩 史 議 員	1 1 番	松 本 美 子 議 員
1 2 番	安 藤 欣 男 議 員	1 3 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 4 番	佐 久 間 孝 光 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

1 0 番 清 水 正 之 議 員

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅原 浩行
書 記	新井 浩二

○説明のための出席者

岩澤 勝 町 長	
安藤 實 副町 長	
岡本 史 靖 技 監	
青木 務 総務課 長	
伊藤 恵一郎 地域支援課 長	
山岸 堅 護 税務課 長	
村田 朗 町民課 長	
前田 宗 利 子育て支援課 長	
近藤 久 代 健康いきいき課 長	
山下 次 男 長寿生きがい課 長	
杉田 哲 男 農政課 長	
山下 隆 志 企業支援課 長	
藤永 政 昭 まちづくり整備課 長	

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 大野敏行 議員

第4番 長島邦夫 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にして、2月19日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長並びに出席要求に

基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木総務課長にご出席いただき、提出されます議案について説明を求めました。

町提出議案については、人事9件、条件12件、予算11件、その他6件の計38件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は、本日26日から3月19日までの22日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、3月4日に1番の森一人議員から4番の畠山美幸議員、3月5日に5番の青柳賢治議員から6番の大野敏行議員、3月6日に7番の吉本秀二議員から9番の川口浩史議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日2月26日から3月19日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事9件、条例12件、予算11件及びその他6件の計38件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成30年12月から平成31年1月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成31年2月8日、さいたま市埼玉県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。

平成31年2月14日、吉見町の「フレサよしみ」において、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第40号 町村議会議員報酬への若者手当・子育て手当の支給制度の創設を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願、請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段的確保を求める請願、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事をもとめる、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○佐久間孝光議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げ

ます。

本日ここに、平成31年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成31年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますこと、まことにありがたく、町政進展のため、感謝にたえないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、人事9件、条例12件、予算11件、そのほか6件の計38件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、一昨日、天皇陛下の在位30年を祝う記念式典が開催をされました。5月には、いよいよ新たな時代を迎えることとなります。笑顔あふれる未来を思い描き、来るべき新たな時代においても、確実なる礎を築いてまいります。議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻をお願いを申し上げる次第でございます。

そのほか平成30年11月から31年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご案内を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

お手元の説明書に基づきまして、まず2点ご報告を申し上げます。資料34ページをごらんください。

1、庶務関係、(2)、嵐山町小中学校適正規模等検討委員会開催状況についてでございますが、今後の児童生徒数の減少に伴いまして、20年後の嵐山町小中学校の適正規模、適正配置等を検討する委員会でございます。

一昨年から本年1月28日まで15回の会議を開催し、2月12日答申をいただき、町ホームページに掲載させていただきました。今後は、この答申を受けまして、教育委員

会並びに町としての方針を策定してまいるところでございます。

次に、2、学校教育関係、(1)、平成31年度小中学校入学予定者の入学通知送付者数でございます。小学校で106人でして、昨年と比較いたしまして6人の減、中学校で130人でして、昨年と比較いたしまして12人の減となっております。今後、他市町村や私立学校などとの異動がございますので、多少の変動があるということをご承知おきいただければと思います。

そのほかの事業につきましては、お手元の報告書のとおりでございますので、ご高覧をいただければと存じます。

最後になりますが、議員の皆様には12月16日、健康マラソン大会、1月13日、成人式をはじめとする行事開催に当たりまして、お忙しい中ご出席をいただきましたこと、この場をおかりして感謝を申し上げます。また、来月15日には中学校、22日には小学校の卒業式が行われますので、よろしく願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長 議長からご指名をいただきましたので、委員会報告を行います。

資料に基づいて読み上げながら報告をさせていただきます。

平成31年2月26日

嵐山町議会議長 佐 久 間 孝 光 様

総務経済常任委員長 大 野 敏 行

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」を調査するため、12月19日、1月15日及び2月8日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 若者会議について

1月15日午後4時より、若者との意見交換会に参加されている飯嶋紘子氏にご参加いただき、桜の最盛期である3月30日に、昨年8月にご出席をいただいた10名＋成人式実行委員長経験者にお声がけし、嵐山町内観光スポットマーケティングを実施することとした。目的は、昨年飯嶋さんが行ったマーケティング調査の際のアンケートをもとに、問題点を確認し、町の観光スポットとなるのかの調査と、知らなかった場所を知るきっかけづくりとするためである。行政バスを利用し、立ち寄り箇所は10カ所とした。

(2) 農業の活性化について

6次産業化の先進地である越生特産物加工研究所を2月8日午前10時より訪問し説明を受けた。初めに越生町役場庁舎にて新井町長の歓迎のご挨拶をいただき、引き続き岩崎副町長（研究所の代表を兼務）産業観光課ご担当の戸口氏より、事前に提出した質問表に沿ってご説明をいただいた。

○委員からの質疑

(問) 施設建設の経緯は。

(答) 町の梅・柚子を利用した製品開発、販売を行うため、昭和55年に町役場の直営加工所としてスタート、昭和62年からは農家・農協・商店・町など地元の方などの出資による第3セクター方式で運営されている。

(問) 施設建設の経費は。

(答) 地方創生交付金1億3,200万円（10分の10）を利用。

(問) 利用される農業者の状況は。

(答) 生梅の登録数100名のうち40名程度、柚子の登録数50名のうち25名程度が出荷をされている。

(問) 設備規模での採算ベースは。

(答) 売上高として1億円程度。

(問) 運営上の課題は。

(答) 設備更新(耐用年数8年程度)、後継者の確保、賃金等。

(問) 品質基準は。

(答) 梅については、アブラムシが媒介するプラムポックスウイルスへの対策として、年3回消毒を実施、製品ではレシピにより統一。

(問) 販売促進の状況は。

(答) 営業2名が担当。JAいるま野や池袋駅でのイベント等。商品構成は、元氣百梅・うめ娘・ゆず之介・梅干・梅エキス・ジャム等多数あり。

質疑応答の後、岩崎副町長のご案内で加工研究所を訪問、加工施設のため通常は中に入れないとのことであったが、常務取締役の新井氏よりつぶさにご説明をいただいた。これは中に入ってのご説明だった。設備の充実には大変驚いた。高性能の顕微鏡や金属探知機械、自動充填機など、まさに食品工場であった。

○委員の意見

- ・嵐山町の6次産業化を考えた場合、大きな設備投資は難しい。民間の食品会社にて加工をしてもらう手もある。
- ・嵐山のみでは量の確保はできない。嵐山・滑川・小川の連合での生産では。
- ・農家の意欲を失わないように、生産者がつくりやすい商品はあるのか。
- ・滑川町では干し柿を始めた。今年あたり販売開始と聞いている。

その後、さまざまな意見交換後、嵐山町では落葉堆肥とアスパラガスの組み合わせ、竹の子、のらぼう菜等を加工品として扱えるか4月以降農協との意見交換をすることとした。

(3) 駅周辺10年計画について

1月15日午後1時30分より、町商工会役員との意見交換会を行った。参加者は、高坂会長、大久保副会長、中村副会長、新井局長、伊得主任、説明員として担当課の山下企業支援課長の6名。初めに山下課長より商工会の役割について説明があった。地域商業等活力推進委員会への補助、駅西側の活性化を実施、空き店舗対策、朝市・夕市、嵐山さくらまつり、街路の美化事業、特産品の開発事業、観光協会との連携、元氣回復会議等である。

○参加者からの意見

- ・夜は寂しい。ミニ経済特区に指定し（設備・税金面）飲食店をふやすこと。
- ・税制優遇については固定資産税を10年間無料にする等。
- ・特区になった場合、建物を何階建てにできるのか。2～3階に地主が住み、1階を店舗にするかなど町条例では可能では。
- ・旧市街地の空洞化、会員数は下降方向である。商人は減ってきている。組織率は60%程度で県平均と同じ。人が動いて物が売れることが重要である。
- ・外からの民間資本が入ってくることが大事。
- ・自転車ツーリングのメッカになればよい。駅前に自転車修理・販売ができて、シャワー設備もついている。

○委員からの質問・回答

(問) 商工会の中で意見交換をする場はあるのか。

(答) 出席者数が少ない。出てくるのは役員のみ。

(問) 町とのやりとりは。

(答) 余りない。嵐なびなど設計段階で一度話が欲しい。

(問) 嵐なびの不足部分は。

(答) 水道設備がついていない。手も洗えない。

(問) 商工会はどのように動けるのか。

(答) 駅前に店を持っている人たちの声が上がってこない。それがないと商工会としては動けない。商工会としては必要な案内はできる。誘致は無理である。

(問) ボックスショップの状況は。

(答) 個人運営にしてから商品が増えた。棚の上段・中段・下段の活用もうまくいっている。

(問) サプライズ、隠し玉計画は。

(答) ヨーロッパの駅にはピアノが置いてある。私のピアノを寄附として申し込んだが返答がない。また、落語会など他地域と違った企画をつくり出すことが集客する重要なポイントとなる。

(問) そのピアノはどこでも貸していただけるのか。

(答) 寄附する。

委員会では、計画段階からの青写真をいかに早く示すことが大事であり、開発地域の住民の協力を得ることができるのか、継続して調査・研究をすることといたしました

た。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、議長より指名がございましたので、文教厚生常任委員会より、朗読をもちまして中間報告をさせていただきます。

平成31年2月26日

嵐山町議会議長 佐久間孝光様

文教厚生常任委員長 松本美子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」を調査するため、12月18日、1月21日及び2月5日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 12月18日の委員会について

学校教育の充実では、ICT教育先進校である戸田市への行政視察について調査を図っていたが、1月21日で調整が整ったことから、当日は、事前質問について協議し、7項目の質問項目をとりまとめた。

(2) 1月21日の委員会について

当日は、午前10時から戸田市役所の6階第1委員会室において、教育長戸ヶ崎勤氏から「戸田市の教育改革について」のテーマで説明を受けた。

○教育長 戸ヶ崎勤氏 略歴（平成25年4月教育長就任）

中学校教諭、小中学校校長、教育再生実行委員会議技術革新ワーキング・グループ有識者会議委員、中央教育審議会第3期教育振興基本計画部会委員、経済産業省「未来の教室」とエディテクトの研究委員など

○戸田市の概要

面積18.19キロ平方メートル、人口13万9,498人（平成30年11月1日現在）、平均年齢が40.5歳、23年間連続で県内一若い街、小学校は12校で約8,000人、中学校は6校で約3,300人。

① 説明要旨

ア 戸田市におけるICT教育の背景

○平成25年4月 戸ヶ崎教育長就任、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されて、最初の教育長として、議会、市民に対し教育ビジョンを示した。

○将来の戸田市の子どもたちが困らないための教育改革を推進する中で、現在のICT教育に至っている。

（ア）教育改革の視点と課題

○「つづける」、「つなげる」、「つかう」が非常に弱い。継続しないと成果は出ない。さまざまなものが学校間で共有されず、変化する社会の動きとの繋がりが弱い。優れた教育実績データが次のステップアップに活用されず、効率性・生産性が低い。

○「経験・勘・気合」が重要視されてきた。これからは客観的な根拠、エビデンス・ベストで物事を語らなければならない。

○今後の社会は、第4次産業革命（インダストリー4.0）や超スマート社会（ソサエティー5.0）の実現など、AI、IoT、ロボット等の技術革新が一層進展する。未来社会は予測不可能性が高まり、少なくとも現在の延長線にはない。

○企業の求める人づくりの時代ではない。新しい社会経済システムを創り出す力が求められており、未来社会は教育が社会をリードすべき時代になる。教育による人づくりこそがサステイナブル・シティを創る。

（イ）目指す教育の方向性

○「未来の大人」である今の子どもたちが身につける能力は、「今の大人」が身につけてきた能力と同じで良いはずがない。ICTツールを文具として使いこなし

ながら、人間ならではの感性や創造性を伸ばし、A I では代替できない能力の育成とA I を活用できる能力の育成が必要。具体的には、21世紀型スキル、汎用的スキル、非認知スキルを育成していく必要がある。

(ウ) 具体的取り組み

- これからのスキル育成は、産官学と連携した知のリソースやシェアリング・エコノミーの活用が重要である。「産」は産業界、いわゆる企業。「官」は中央省庁。「学」は日本全国の大学。これらとの積極的連携の思いに至った。

イ 教育におけるI C Tの必然性

- 教育振興基本計画が平成30年6月に閣議決定され、2030年社会を見据えた、今後の教育政策の方向性が示された。「超スマート社会、ソサエティー5.0に向けた教育」、「客観的な根拠を重視した教育の施策」がキーワードにあり、このことを真剣に考え、議論されていけば教育におけるI C Tは必要不可欠ということがわかってくる。

ウ 戸田市の教育改革

(ア) 産官学民との連携

- 日本におけるI C T教育先進自治体といっても、世界と比較するとかなり遅れている。そこで、企業に入ってきてもらおうということをやってきた。現在連携している企業は70社ある。グーグル社、マイクロソフト社、インテル社等との企業と連携を組みながらさまざまな取り組みを実施している。
- お金をかけてやっているわけではなく、企業のC S R（社会貢献）をうまく活用する。最近はC S RからC S V（価値づけ）ということが言われている。企業は公教育の中にかか入っていくかということに力を入れている。本気で発信すれば応えてもらえる。

(イ) 教育委員の取り組み

- 教育委員会事務局提案型から教育委員提案型の委員会に転換した。
- 教育委員研修の強化。戸田市のI C T体験研修や教員研修への参加、研究発表及び県の学校訪問等への同席等現場主義を重視している。
- 教育委員会会議の傍聴者数の増加。平成24年の11人から年々増加、平成28年には42人。新制度移行後、傍聴者のいない会議はなかった。

(ウ) 戸田市のI C T教育

○学校情報化ランキング（平成29年・日経B P社）

関東地方の中で小学校は1位、中学校は2位。両方を合わせると関東では1位である。

○クロームブック導入

マイクロソフト社のウインドウズとグーグル社のクロームブックを、異なる小学校に2年間無料で使わせてもらった。エビデンスを出した上で、グーグル社のクロームブックを2,000台入れた。

○ロイロノート導入

ロイロノートは、アップル社のアイパッドとセットで使ってみていただきたいということで、使わせていただいたツールだが、子どもたちが自由に使いこなして自分の考え方を図で表したりできた。教員の評価も高く、学校に合っているということで、1年試して導入した。

○A I 搭載ロボットの撤収

小学校の英語の授業でA I を搭載したロボットを使ったが、雑音の多いところではロボットがパニックを起こす検証が得られ、撤収してもらった。何でも使わせてもらうが、簡単には買わないということを繰り返して、それが理解されてきている。場の提供であることを一番強調したい。

○プログラミング教育

平成30年度から始めている。学校ごとに会社が異なり、戸田第一小学校はソニー株式会社、戸田第二小学校は株式会社ベネッセコーポレーション、新曽小学校は一般社団法人C E E ジャパン。お金を払っていないので、会社同士が切磋琢磨してもらえるような仕組みを取り入れてやっている。また、この人たちは今、日本を代表するようなプログラミング教育の指導者たちで、教職員の研修に無償で来てくれている。

○英語教育

国の統計で、平成29年度の英語検定3級取得の割合は、中学校3年生で22%、戸田市は中学3年生の6割が英語検定3級以上を取得している。これも産官学の連携でやっている。

○リーディング・スキル（基礎的な読む力）

A I 時代に向けて、全ての生徒が中学校卒業段階で、教科書を正しく読めるよう

にすることが目標。R S T（読解能力のテスト）では、正しく読めているか否かがわかる。これをやるためにはI C T基盤が必要となる。C B T（コンピューターを用いるテスト形式）はコンピューターベースで回答し、ペーパーは使わないので、L A N環境が整っていてC B Tが整っていないとできない。今年4月に行われる英語の全国学力学習状況調査で初めてC B Tが全国で取り入れられる。もはやこれに対応していくにはI C Tが目的ではなく、必須のものになっているとの理解が必要。平成29年度のR S T結果と埼玉県学力調査の結果を見ると、学力調査結果がものすごく高いのに、R S T結果が低い子がいる。これは一体何だろうというのが研究の対象になっていて、戸田市内のこうした傾向のある子どもたちのR S T結果が高くなれば、格段に上がるだろうとの仮説のもとに研究をしている。

○特別支援教育についても株式会社L I T A L I C O（りたりこ）と連携を組んでやっている。

（エ）市民広報

○企業との連携について、毎年広報で特集を組んで掲載している。

○「プログラミング教育はこんな学びです」のパンフレットを市民向けに作成している。

○中学3年生の英語検定3級取得への取り組み状況を広報に掲載している。

（オ）その他

○教育委員会の中に、平成31年4月から教育行政のプロを採用。

○教育関係者の海外派遣。

② 視察後の各委員の意見・感想

○I C Tは、これからの学校教育には切り離せないようになるわけで、国の目標も示されており、これに沿って嵐山町も整備しなければならないが、これが最低の目標。

○5年先、10年先の技術革新が想像できないほど世の中は変動している。嵐山町の子どもの教育も乗り遅れないように早く対応することが重要。

○嵐山町のI C T教育と戸田市のI C T教育を比較し、同じ公教育の中でこのような格差があるのだということを実感した。

○中学3年生卒業時まで正しく教科書を読める力をつけることが目標であり、そ

こは、ICTを使っても変わらないということだった。

○教育改革の部分で、教育委員会に教育行政のプロの採用や教育委員の活動状況、さらには教育委員会の傍聴数の増加についての説明もあった、素晴らしい取り組みがなされていた。

○戸田市はICT教育について、市民広報をきめ細かく実施している。嵐山町も町民とICT教育の認識が共有できるよう、町民に向けた広報が必要。

(3) 2月5日の委員会について

当日は、これまでの文教厚生常任委員会の開催結果を踏まえ、平成31年第1回定例会における委員長報告の検討及び今後の調査研究について協議をいたしました。

以上をもちまして中間報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。私、プログラミング教育には関心があるのですけれども、この中では全く何が研究されていて、何をやっていらっしゃったのかがよくわからないのですが、例えば2ページですけれども、ソサエティー5.0の実現というのはどんなことをいうのか。第4次産業革命(インダストリー4.0)はわかるのですけれども、あと具体的には21世紀型スキル、それから汎用的スキル、非認知スキルというのは、これはどんなことを指すのですか。これはさっぱりわからないなと思って。

それで、3ページになりますと、マイクロソフトのウインドウズとグーグルのクロームブックというのは、これは何を指すのか、そしてロイロノートというのは何をいうのか、どんなシステムなのか、これ全然わからないのですけれども。これは、そしてこれに関して全ての戸田市の小中学校でこれを実施しているということなのか。それに係って企業を使っているのか、企業が入っているのか、これは予算的にはどのようなことに、全く使わないでよかったのか、何かよくわからないなというのが今回の報告の結果なのですが、これちょっと一つ一つ、プログラミング教育とかいうのはわかるのですけれども、リーディング・スキルとか、何が報告されたのか、内容がわかりません。すみません。なので、ちょっと言語の意味というのですか、これ教えてくださいいただけますか。今言ったようなことなのですが、何か私がとても理解力が不足して

いるのかもしれませんが、申しわけないです。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、全部が把握できているわけではありませんけれども、いろんな用語的なものが出てきているのは、ICT関連の用語ということで、専門用語というふうに説明は受けてきました。

それと、予算の関係もちょっと出ていたようですけれど、前後してしまってすみませんが、ですけれども、そのために企業との連携がとれているということで、そちらから試験的に貸していただいているというようなことで、それを使わせていただき、先ほど報告しましたけれども、2年間ぐらいはそういうもので実施をしてくれていることの説明でありました。

それから、21世紀のスキルとか、そういった汎用とか非認知能力とか、そういった言葉の質問だったかなというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、認知的なものとか非認知的なものに、大きく分けると2つあるということでもあります。そういう中で、1つにつきましては自尊心とか、あるいは自制心とか自信というような自分に関する力ということですね、それが1つ。それから、もう一点につきましては、思いやりとか社交性とか、よいか悪いかとか道徳的なもの人間性等にかかわる力というようなことが非認知能力というようなことだそうでございます。

それと、もう一点あったと思ったのですけれども、こちらにつきましては、汎用的スキルということで、21世紀型ということも質問されたと思いますけれども、こちらにつきましては、汎用的スキルというのは1つのもので複数のさまざまな分野のことに役立てることができるということが、こういった名前だそうです。

それから、21世紀型スキルというのには、内容は4つほどあるということだったのですけれども、1つにつきましては思考の方法ということです。これは、学ぶことの学習とか、あるいは創造力とか、そういったようなものが入ってくるようです。それと、働く方法、コミュニケーションとかコラボレーションとか、そういったものが1つ。もう一つは、仕事のツール、情報の関係の通信あるいは技術というようなことが仕事のツールであります。それから、もう一点、4点ですから、もう一点は、世界の中で生きる方法ということで、地域と国際社会の市民性あるいは人生とキャリアと、いろんなそういった細かい分野の中での21世紀のスキルということでもあります。漏れていたらすみませんが。

私たちが初めて行ってみまして、この委員会の、帰ってきてからの中のそれぞれの委員の意見というか、感想といいたいでしょうか、そういうものの中にもさすがにというような、戸田市の関係につきましては先進地ということでございますので、教育長さんが一方的にお話をよくしていただいたのですけれども、私そのものも理解できなかった分野も往々にしてありました。そういった中での報告ですから、わかりづらかったというようなこともあったかもしれませんが、中間報告でございますので、こういった報告で終わらせていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 広報広聴の長島でございます。議長の指名により、委員会報告を朗読をもって行います。

それでは、報告をいたします。

平成31年2月26日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、12月21日、1月10日、1月18日及び2月20日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 議会だより第173号の発行について

① 編集委員会及び入校について (12月21日)

12月19日が原稿締切日であり、ほぼ全員の原稿が提出される。それをもとに、各

ページ担当者がページに合わせた原稿レイアウトを作成し、特に見やすさ、読みやすさを基本に編集、委員会に提出がされた。1ページから各担当者により、掲載原稿が説明されるが、多岐にわたる内容であり、多少の原稿内容の重複があるなどの修正も発生した。訂正部分については、全員意見により入稿準備がされた。

入稿に際しては各担当者より順次進められ、未入稿原稿については早々の作成、入稿の確約で終了する。

② 初校について（1月10日）

年末年始を挟んでの入校であって、一部原稿の未入稿があった結果、多くの修正箇所のある初校となってしまった。読み合わせ前に委員長より大まかな修正点を指摘し、後にグループに分かれ読み合わせをする。読み合わせ終了後はグループ責任者と業者で修正確認を進める。

③ 再校について（1月18日）

初校にて指摘がされた箇所を全員で確認をする。多くの指摘点があったため、慎重に確認を進め、校了、責任校了、再々校と判断を下し、再々校については正副委員長の判断で一任となる。

（2）第14回議会報告会報告書作成について

各担当及び事務局より報告書案が提出された。最終決定は1月18日の委員会とし、一部専門的な発言者の明記が議論となるが、発言者個人の表記は避けるが関係団体の表記はすべきとの同意がされ、表記されることとなる。他に数カ所の指摘もされ報告書が完成する。及び紙面での報告書はふれあい交流センター、役場にて設置ならびに町のホームページでも公表する。また執行側にも同報告書を議長、委員長にて提出する確認がされる。

（3）ICT導入に関する検討事項について

執行側への議会ペーパーレス化の調査依頼結果報告は12月議会、3月議会分をまとめたの報告依頼とし、3月議会終了後に提出を願うことで委員会同意もされる。また、その後の審議にて、6月議会に最終報告できるよう提言準備の方針が委員会同意される。

（4）第15回議会報告会・意見交換会について

年に1回以上の開催、また委員会の多忙が予想されるが、3月予算定例会の内容を報告することで開催決定する。日程は、開催日を5月18日（土）、リハーサルを5月13日

(月)に開催、時間等は前回と同様の意見が多く、その内容で同意される。及び報告会の説明部分で参加者より指摘もあり、報告者に改善を促すことになる。

意見交換会については、グループ分けを総務経済常任委員会と文教厚生常任委員会のそれぞれが所管する閉会中の特定事件に関連した内容で分けて行う案が出され、テーマを「駅西周辺整備について」と「少子化に伴う学校統廃合について」の2つに決定した。

(5) 議会モニターとの意見交換について

2月20日、午後1時30分より開催され、当日は都合により欠席者があり、4名の議会モニターと委員全員の意見交換となったが、議会傍聴から議会日より、議会報告会報告書等よりさまざまなご意見、また行政運営に関し委員との活発な意見交換もなされた。また次回の議会報告会に反映されるご意見もあった。

以上、中間報告といたします。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきましては、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎施政方針表明

○佐久間孝光議長 日程第6、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 本議会におきまして、平成31年度予算案をはじめ、提出議案のご審議をお願いすることに先立ちまして、平成31年度に臨む町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

昨年初夏、「千年の苑ラベンダー園」のプレオープンには、関東各地から7万7,000人を超えるお客様を迎え、連日大盛況の中、テレビ・新聞等にも大きく取り上げられ、大々的に嵐山町をアピールすることができました。

いよいよ本年6月、植えつけ面積約8ヘクタール、約5万株の日本最大級となるラベンダー園が本格オープンをいたします。プレオープンをしのぐお客様を万全の体制

で迎えるべく、現在着々と準備を整えており、この園を中心とした嵐山町の新たな観光資源としてその魅力を発信し、地域の活力・活性化の起爆剤となるよう大いに期待を寄せるところであります。つきましては、議員各位並びに多くの町民の皆様、企業や団体の皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

先般、児童虐待による小学4年生の尊い命が奪われる事件が起きてしまいました。ご冥福を心からお祈りするとともに、このような悲劇が決して嵐山町には起こらないよう強く感じたものでございます。

今からさかのぼること100有余年、大正元年10月に埼玉県下初の児童養護施設が当時の菅谷村大蔵の安養寺に開設をされました。当時は、誰もが生きていくことさえままならない時代であって、孤児といういわば社会から見放されてしまった存在である子どもたちを社会の一員として育てていこうという、この崇高な意思を持って設立をされたものでございます。たび重なる経営の危機に立たされながらも、よき理解者との支え合いによって困難を乗り越え、この博愛慈悲の精神は現在も社会福祉法人として今日に至っております。

私は、この先人の意思をしっかりと引き継ぎ、今年度、新たに子育て世代包括支援センター、そして子ども家庭支援センターを開設し、時代の変遷とともに複雑化する家庭環境にあって、町民の皆様が子育てをしっかりと行っていただくことができるようサポートしてまいりたいと思います。

まもなく平成の世が終わろうとしております。平成31年度はその次の時代のスタートに向け、さらに町を発展させる必要があると考えております。2年後には、「第5次嵐山町総合振興計画」が終了するため、町の新たな羅針盤となる「第6次嵐山町総合振興計画」の策定に取り組んでまいります。さらに、人口減少社会に対応するための取り組みである「嵐山町人口ビジョン及び総合戦略」に基づきまして、「活力と生きがいを創出する」、「子どもたちの未来を創出する」、「住みよい豊かな環境を創出する」、この3つの基本方針のもとに施策の推進を図ってまいります。

事業全体につきましては、少子高齢・人口減少と大きく変化をしていく社会状況の中で、近未来の嵐山づくりとして喫緊の重要課題であります「まちの活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出」、「日本一の教育のまちづくりの進展」、「子ども・子育て支援」、「安全・安心笑顔のらんざん」を柱に、中長期的な視点に立ちまして、財政の持続可

能性を踏まえ、予算編成を行ったところでございます。

次に、平成31年度予算の概要を申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算は63億7,000万円と前年度比2.6%増の予算を計上いたしました。国民健康保険特別会計は23億630万円の前年度比9.8%増、後期高齢者医療特別会計は2億2,560万円の前年度比6.4%増、介護保険特別会計は14億6,140万円の前年度比21.6%増、下水道事業特別会計は6億5,110万円の前年度比4.4%減であり、一般会計及び4特別会計の予算合計額は110億1,440万円の前年度比5.9%増でございます。

なお、水道事業会計につきましては、収益的収入が5億3,335万9,000円の前年度比0.7%増、収益的支出が4億8,699万6,000円の前年度比2.0%減、資本的収入は科目の設定で前年と変わらず、資本的支出は2億4,984万9,000円の前年度比15.9%減でございます。

一般会計の歳入についてご説明を申し上げます。

政府の平成31年度予算案は、約101兆4,600億円と7年連続で過去最大となっており、当初予算として100兆円の台を超え、10月に予定をされている消費税引き上げに伴う増加分を含み、前年度比3.8%増となりました。

既に発表されている地方財政計画においても、市町村の地方税収を前年度比1.9%増としております。

平成31年度嵐山町一般会計の町税は、町民税及び固定資産税の増税を見込み、前年度比2.1%増としております。

地方交付税につきましては、税収の伸びによる交付税の減額が見込まれるために、当初予算比では5.3%減を見込んでおります。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども子育て支援交付金、障害者自立支援負担金及び障害児通所支援事業費補助金等は増加しておりますが、地方創生推進交付金、都市再生整備事業交付金等の減少により、前年度比1,300万5,000円、1.9%減で計上しております。

県の支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援負担金、農村地域及び農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金、文化財保存事業費補助金等の増加によりまして、前年度比6,079万6,000円、14.5%増で計上いたしました。

地方債につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債、

学校教育 I T 推進事業債など投資的経費の増加に伴いまして、前年度比 1 億 4,030 万円、20.5% の増となりました。これに伴いまして、基礎的財政収支（プライマリーバランス）につきましては、元金ベースで約 1 億 9,200 万円の赤字となりますが、財政不足を解消するため、財政調整基金繰入金を前年度比 35.7% 減の 1 億 3,500 万円として、厳しい中でも財政の健全化に資する予算編成を行ったところでございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明申し上げます。

義務的経費では、扶助費と公債費がそれぞれ 2,678 万 7,000 円、1,023 万 8,000 円増加する一方、人件費が 124 万 3,000 円減少したため、全体では 3,578 万 2,000 円、前年度比 1.2% の増となっております。

投資的経費では、橋りょう改修事業、防災行政無線施設整備事業、学校教育 I T 推進事業等の計上に伴い、4,586 万 3,000 円、前年度比 6.5% の増となりました。

物件費では、第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定事業、学童保育室指定管理事業、小中学校の英会話指導事業の委託料等の増加により 1 億 3,751 万 7,000 円、前年度比 15.1% の増、補助費等は学童保育指定管理委託事業への移行に伴う放課後児童対策事業補助金等の減少によりまして 3,542 万 9,000 円、前年度比 3.4% の減、繰出金につきましても 2,557 万 3,000 円、前年度比 4.7% の減で計上しております。

それでは、平成 31 年度の主要な事業につきまして、人口減少社会に歯止めをかけ、町の未来を切り開くための「近未来の嵐山づくり」に沿って説明をさせていただきます。

初めに、「まちの活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出」でございます。

町の数ある魅力を町内外に発信をする地域活力創出拠点、嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」が昨年 5 月にオープンして以来、毎日たくさんの皆様にご利用いただいております。町の玄関口がとても明るくなり、活気に満ちあふれてきたと実感しております。初年度も間もなく終わりますが、皆様よりさまざまな声を頂戴をいたしました。改善すべき課題につきましては、商工会、観光協会と連携をして、さらに魅力あふれる拠点づくりに努めてまいります。

駅周辺整備は、法手続き、測量設計及び用地取得によりまして、駅前広場の整備に着手し、「嵐なび」とともに「千年の苑ラベンダー園」をはじめ、町を訪れる多くのお客様を笑顔で迎えられるよう準備を整えております。

花見台工業団地拡張地区におきましては、県企業局と連携しながら事業を進め、イ

ンターチェンジランプ内は企業立地が始まります。また、川島地区の道路整備予定周辺地域への企業誘致に向けた調査も進めてまいります。

このほか地域資源の掘り起こしや新たな産業の風を起こす「町おこしディレクター」の活動、市街地の活性化に資す事業に展開する「地域商業等活力創出推進委員会」、農業の担い手となる新規就農者を育成・指導する「嵐丸塾」等、まちの活性化と魅力度アップへの取り組みを積極的に支援をしてまいります。

次に、「日本一の教育のまちづくりの進展」でございます。

グローバル化や情報化等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化をしていく中で、心身ともに健やかに学ぶことのできる豊かな教育環境を創造すること、これは私たちの責務であります。一人一人の能力が十分に発揮をでき、「嵐山町で学んでよかった」と思える充実した教育の場を整えてまいります。

町では、平成27年度より、他の市町村に先駆けて中学校の普通教室及び特別教室でタブレットパソコン等を利用し、情報教育を行っております。来年から順次、新学習指導要領が実施をされることに伴いまして、平成31年度には子どもたちがICTの活用により学習への興味を高め、関心をより深めてもらえるように、小学校の普通教室及び特別教室へタブレットパソコン等を導入してまいります。

また、現在2名体制で実施をしております「英会話講師の派遣業務」を1名増の3名体制で実施をして、小中学校による英語学習の充実をさらに図ってまいります。

快適な学習空間の整備といたしましては、国の平成30年度第1次補正予算にて採択のありました熱中症対策事業により、小学校特別教室への空調設備を設置して、児童生徒が安全かつ安心して学ぶことのできる場を整えてまいります。

平成29年度より、これからの児童生徒数を考慮した学校施設の適正規模等について検討をいただいております「町立小学校適正規模等検討委員会」から、過日答申をいただきました。委員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

今後は、この本答申をもとに「学校適正規模等基本方針」を定め、町の未来を担う子どもたちが生き生きと学ぶことができる、よりよい教育環境を整えてまいります。

次に、「子ども・子育て支援」でございます。

人口減少、少子高齢化は言うまでもなく大きな社会問題であります。平成の30年間で全国の出生率は1.57から1.26となり、町では現在1.1を割り込んだ状況まで落ち込んでしまっております。

安全かつ安心して妊娠をし、出産をし、子どもが健康で育つこと、これは全ての人の限らない願いであります。この願いに応えるべく、町では多種多様な子ども・子育て支援を講じてまいりました。

さらにきめ細やかな支援を実現するために、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援センター「b & gらんざん」を開設いたします。妊娠期から子育て期に係る切れ目のない包括的な子育て支援を実施し、子どもたちの元気な声と笑顔あふれるまちづくりに努めてまいります。

また、10月からは幼児教育の無償化が実施されます。これに伴う喫緊の課題であります保育の受け皿の確保及び保育士宿舎借り上げ支援等の施策を講じて、待機児童ゼロを目指してまいります。

次に、「安全・安心笑顔のらんざん」でございます。

嵐山町は、これまで比較的自然災害の少ない町でありましたが、全国的には異常気象や地震等が発生しているため、その対応に努め、今後も災害に強いまちづくりを進めてまいります。昨年に引き続き、防災行政無線のデジタル化への更新事業を町内全域に実施してまいります。

地震対策では、県の補助制度を活用してため池の耐震点検箇所を拡大し、新たにハザードマップを順次作成して、防災水利の利用等、災害非常時に備えてまいります。

町民の皆様は、安全に安心してご利用いただけますよう国の補助制度を活用し、橋りょうは定期点検、改修工事、また将来にわたっての整備計画を策定し、傷みが見られる町道は舗装維持修繕計画に沿って改修工事を実施し、地域の安全性確保に努めてまいります。

このほか快適に過ごせる環境を創出するためには、禁煙等強化区域での周知、巡回事業、きれいな川をよみがえらせるために河川及び調整池の水質検査、また公共下水道への接続を推進する事業等を実施してまいります。

急速な高齢社会の進行により、65歳以上の高齢者が3人に1人となる時代がすぐそこまで来ております。これと共に、ひとり暮らし高齢者も年々増え続け、このような方々をどう社会で支えていくかが喫緊の課題となっております。

こうした中、町では高齢者の閉じこもり防止と、いつまでも健康で生活を続けていけるよう平成23年度から高齢者外出支援タクシー助成を実施しておりますが、平成31年度からは事業対象年齢を65歳以上に引き下げ、より効率的な事業運営を図ると

もに、軽度の障害者手帳所持者に対しましても、町単独での外出支援施策を講じるなど、さらに福祉の充実を図ってまいりたいと思います。

しかしながら、こうした町で直接実施する事業のみでは、高齢者等を支えることは困難であります。いかにして地域全体での取り組みを進めていけるか、元気な高齢者の活躍をどう図っていくのか、こうした大きな課題に対して一歩一歩、歩を進めてまいります。

平成31年度は、県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、県知事選挙、町議会議員選挙と選挙が続く年でございます。選挙は民主主義の根幹を成す重要な機会でございます。適正な選挙事務が執行されるよう、選挙管理委員会をより支援してまいります。

県内多くの自治体の人口が減少している中であって、嵐山町はここ数年、転入人口が転出を上回る社会増が続いております。これは、企業誘致、区画整理事業、定住促進事業等の取り組みによる成果であります。この流れをこの先も決して止めるわけにはまいりません。町の未来のために、今ここに大胆な事業展開こそが必要であると確信をしております。

初夏の爽やかな風の中、大平山を背景に、大勢の人たちの活気ににぎわう壮大なラベンダー園が目に入ります。新しい時代の幕あけに町民、地域、役場「力」を結集して、ますます元気なまちづくりを目指してまいります。

以上、平成31年度の町政運営に関する基本的な考え方と、平成31年度予算の概要を近未来の嵐山づくりに欠くことのできない柱に沿って申し上げさせていただきました。

私は近未来を展望し、町民福祉の向上、この一点を心魂に据えて、町政運営に取り組む決意でございます。議員各位をはじめ、町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、平成31年度の施政方針とさせていただきます。(拍手)

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

これにて、施政方針表明を終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時30分といたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前 11 時 29 分

◎議案第 18 号～議案第 23 号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第 7、議案第 18 号 平成 31 年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第 8、議案第 19 号 平成 31 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第 9、議案第 20 号 平成 31 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第 10、議案第 21 号 平成 31 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第 11、議案第 22 号 平成 31 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件、日程第 12、議案第 23 号 平成 31 年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上 6 件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 18 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 18 号は、平成 31 年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成 31 年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 7,000 万円と定めるものでございます。このほか債務負担行為 2 件及び地方債 9 件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第 19 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 19 号は、平成 31 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 31 年度の国民健康保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 630 万円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第 20 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 20 号は、平成 31 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成 31 年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,560 万円と定めるものであります。

次に、議案第 21 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 21 号は、平成 31 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 31 年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

それぞれ14億6,140万円と定めるものであります。

次に、議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成31年度の下水道会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,110万円と定めるものであります。このほか債務負担行為2件及び地方債3件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後に、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成31年度の水道事業会計は、業務の予定を、給水戸数7,950戸、年間総配水量284万立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益的収入を5億3,335万9,000円、事業費用4億8,699万6,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,000円、資本的支出2億4,984万9,000円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

初めに、議案第18号について、細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木 務総務課長登壇〕

○青木 務総務課長 それでは、議案第18号の細部につきましてご説明を申し上げます。

初めに、平成31年度予算案の参考資料のほうをお開きいただきたいというふうに存じます。

まず、参考資料1ページでございますが、一般会計を含めた全会計の予算額を比較する表でございます。一般会計につきましては、総額を63億7,000万円、前年度比1億6,100万円の2.6%の増とさせていただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。こちらにつきましては、歳入の財源別の内訳表でございます。自主財源、依存財源ごとに区分をさせていただきます。自主財源につきましては構成比50.3%でございます。前年度の構成比と比較をいたしますとマイナスの1.3ポイントということでございます。こちらにつきましては、依存財源中、町債の額が伸びたことによります構成比の減という形になってございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらの表につきましては、歳出の性質別の内訳表でございます。義務的経費、投資的経費、その他経費、この3分類であらわしたものでございます。この3つ、それぞれ一定の割合で伸びておるというところでございます。

内訳を見てみますと、投資的経費中、普通の建設事業費の単独事業が前年度比37.8%の伸びということでございます。また、その他経費中、物件費1億3,451万7,000円、14.8%の増という形でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。歳出の目的別内訳表ということでございまして、第1款議会費から第13款予備費までをあらわした表でございます。増減の中で大きいものにつきましては、9款消防費、前年度比2億25万2,000円、38.3%の増ということでございまして、内容的には防災行政無線施設整備事業、こうしたものの金額の増によるものということでございます。

13ページをお願いしたいと存じます。こちらにつきましては、基金の状況でございまして、積立基金及び定額運用基金につきましては、平成30年度末及び31年度末見込みということであらわしてございます。積立基金につきましてはでございますが、それぞれの基金で平成31年度総額で1億6,561万9,000円を取り崩しをさせていただきます。年度末の見込みといたしましては1億5,007万7,000円と、現在高見込みというものでございます。

それでは、予算書のほうをお願いしたいと存じます。

まず、予算書の8ページをお開きいただきたいと存じます。8ページでございますが、第2表、債務負担行為でございます。こちらにつきましては、平成31年度に新たに設定をする債務負担行為でございまして、農業近代化資金利子補給ほか1件、計2件を設定させていただくものでございます。

次の9ページ、第3表、地方債でございまして、千年の苑事業ほか7事業及び臨時財政対策債につきまして地方債を発行すると。総額でございまして、限度額が8億2,540万円でございます。

それでは、歳入から順に、主だったものにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。第1款町税、第1項町民税でございまして、個人、法人とございまして、個人につきましては前年度比819万5,000円の減、法人につきましては2,332万3,000円の増ということでございます。個

人につきましては、所得割が減ということでございます。法人につきましては、法人税割につきまして順調に伸びているということをお案いたしまして、前年度比2,400万円ほどの増額ということで見込んでございます。

また、第2項の固定資産税中、1目固定資産税でございますが、前年度比3,946万8,000円の増で見込んでございます。土地家屋償却資産でございますが、中でも償却資産につきましては順調に伸びておりまして、2,700万円ほど前年度比増ということで見込ませていただいております。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。一番下でございます第10款地方交付税中、1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましては前年度の実績等々を踏まえまして、前年度比5,000万円減の6億円で見込ませていただきました。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。中ほどの2目民生使用料でございます。まず、第1節でございますが、生き生きふれあいプラザ使用料といたしまして299万2,000円を見込ませていただきました。こちらにつきましては、利用料の一部見直しを含めました予算計上ということになってございます。

また、2節の子ども家庭支援センター使用料でございますが、新たに設置をいたします子ども家庭支援センターの一時預かり利用料といたしまして、こちらは科目設定ということでございますが、科目を設けさせていただいたところでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。継続事業でございますが、総務費国庫補助金並びに農林水産業費補助金といたしまして、31年度も地方創生推進交付金を見込ませていただきました。地域活性化事業、千年の苑事業、めんこ61事業、こういったもので国庫補助金を計上したものでございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。衛生費県補助金の保健衛生費補助金中、上段のほうでございますが、埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金でございますが、新規補助金として見込ませていただきました。こちらにつきましては、既存の健康増進センター内に新たに子育て世代包括支援センター、こちらを設けるということで予定をしてございまして、この施設の運営に要する経費につきまして、県から3分の1の補助率でいただけるというものでございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。下段でございます。第18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、まず財政調整基金繰入金でございますが、31年度は1億3,500万円を繰り入れるということで見込ませていただきました。これによりま

して、平成31年度の財政調整基金の残高見込みといたしましては8,805万5,000円でございます。

また、3目のふるさとづくり基金繰入金でございますが、スポーツ施設用地の公有化、橋りょう長寿命化等々の事業に充てるため、31年度2,926万9,000円を取り崩させていただくということで見込んでございます。これによりまして、31年度末の残高見込みは2,811万5,000円でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと存じます。まず、76、77ページをお開きいただきたいと存じます。ちょうど中ほどでございますが、事業の6、広域路線バス運行事業でございますが、広域路線バス負担金といたしまして313万5,000円を見込ませていただきました。従前、昨年は300万円の予算ということございまして、嵐山町から、ときがわにかけて運行しております費用の一部に対して助成をしてございました。新年度はこちらの事業に加えまして、新たに熊谷駅小川町間での民間路線バスの運行に対する負担金ということで、13万5,000円を新たに計上させていただいたものでございます。

また、そのページの一番下でございます。(12) 総合振興計画策定事業でございますが、現第5期の計画が32年度末という計画でございますので、平成33年度を始期といたします新たな第6次の計画を策定するのに必要な経費を新規に計上させていただいたものでございます。

続きまして、88ページ、89ページをお願いいたします。一番下でございます。資産税賦課事業でございますが、平成33年度、評価がえがなされます。それに要する準備行為等々の経費を計上させていただいたものでございます。

また、次の90ページ、91ページをお願いしたいと存じます。一番上でございますが、(3) 徴収事業の中で、報酬といたしまして、新たに収税アドバイザー報酬104万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、条例の一部改正ということでも予定をさせていただいておりますが、町税徴収滞納処分等に関する指導、助言をいただくために、新たな非常勤特別職をお願いするという内容でございます。

続きまして、92ページ、93ページでございますが、先ほどの町長の施政方針の中でもございました、31年度は多くの選挙が行われるという年でございますので、選挙に要する経費、参議院議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、町議会議員選挙、こういった選挙に要する経費につきまして新たに計上させていただいたものでござい

す。

続きまして、106ページ、107ページをお願いしたいと存じます。中ほどでございます。(14) 障害者生活支援事業でございますが、まず負担金補助及び交付金中、生活サポート事業補助金でございますが、こちらにつきましては、前年度比598万7,000円と大幅な減になってございます。こちらにつきましては、町内の一事業所が廃止をするという見込みでございまして、そういったそちらの影響を勘案したものでございます。こちらの事業が少なくなるということに伴いまして、町の単独の施策といたしまして、まず1つは、その下の20節の扶助費でございますが、地域生活支援事業中、こちらに単独といたしまして、障害者、軽度の障害者の方に対するタクシーの助成事業、こういったものを計上させていただいたものでございます。

また、110ページ、111ページの一番下でございますが、高齢者外出支援事業ということでございまして、高齢者外出支援タクシー実施委託料、こちらにつきましては、対象年齢を75歳以上から65歳に引き下げて、先ほど申し上げました生活サポート事業、こちらの影響を軽減するという事で組ませていただいたものでございます。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。一番上でございますが、児童福祉総務事業中、13節委託料でございます。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料ということでございまして、こちらにつきましては平成30年から31年度ということでございまして、債務負担行為の設定をしている事業でございます。現行の計画が平成31年度で終了することに伴いまして、平成32年度を始期といたします新たな第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定するのに必要な経費につきまして計上させていただきました。

次に、120ページ、121ページをお願いいたします。中ほどでございます。(10) 家でも学校でもない第三の居場所事業でございます。こちらにつきましては、平成30年度の補正予算において計上させていただいたものでございますが、新たに家でも学校でもない第三の居場所事業を始めることに伴いまして、その管理運営に要する経費と、こういったものを計上させていただいたものでございます。

続きまして、134ページ、135ページをお願いしたいと存じます。4目の環境衛生費中、(14) 地域猫活動推進事業でございますが、19節の負担金補助及び交付金といたしまして、地域猫活動推進事業費補助金10万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、30年度までは県の補助金の制度がございまして補助金を行っておった

ところでございますが、31年度は県の補助金がなくなったということでございます。町の単独事業といたしまして、新たに10万円を計上させていただきました。なお、こちらの財源につきましては、ふるさと納税ということで寄附金をいただいております。そういったものを活用いたしまして、新たな事業を行うということでございます。

続きまして、142ページ、143ページをお開きいただきたいと思います。農業振興費中、一番下でございます。(7)千年の苑事業でございます。31年度6月に本格オープンを迎えます。そのオープンに要するイベントの開催経費等々を含めた千年の苑事業の運営に要する経費を計上させていただきますのでございます。

次に、146ページ、147ページをお願いいたします。5目の農地費中、一番上でございます。(2)農業用施設整備事業でございますが、31年度、新たに農村地域防災減災事業といたしまして、ため池の耐震点検調査業務、こういったものを行う予定でございます。なお、対象は8カ所でございます。また、農業水路等長寿命化・防災減災事業といたしまして、ため池のハザードマップ作成業務、こういったものも行う予定でございます。なお、それぞれ県から補助金をいただきながら実施をする事業ということでございます。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。商工振興費中、一番上でございます。(5)地域活力創出拠点管理事業の19節負担金補助及び交付金といたしまして、元気回復会議補助金330万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、地域活力創出拠点事業、嵐なびのさらなる活用、機能向上を図っていくために要する経費といたしまして新たに計上させていただいたものでございます。

次に、156ページ、157ページをお願いいたします。一番上でございます。道路維持費中、(2)の道路修繕事業でございますが、舗装整備工事といたしまして2カ所、町道1-23号、町道2-16号を計上させていただきました。こちらにつきましては、道路維持修繕計画に基づきまして実施をするものでございます。

また、一番下のほうでございますが、3目道路新設改良費中、(4)幹線道路整備事業でございますが、幹線道路を整備するための経費といたしまして、町道1-3号、町道1-23号につきましては、国から防災・安全交付金、こういった補助金をいただきながら実施をするものでございます。

また、次のページ、158ページ、159ページでございますが、5目橋りょう維持費中、(1)橋りょう改修事業といたしまして、橋りょうの点検及び修繕詳細設計に要する

経費といたしまして、それぞれの事業を計上させていただきました。いずれも国からの補助金の対象となる事業でございます。補助金並びに町債を発行いたしまして実施を見込むものでございます。

次の160ページ、161ページをお願いいたします。一番下でございます。都市計画総務費中、(7) 武蔵嵐山駅西口地区整備事業といたしまして、武蔵嵐山駅西口地区の整備に要する経費といたしまして計上させていただきました。31年度、3年目となる事業というふうに思っております。

続きまして、168ページ、169ページをお願いいたします。4目防災費中、(2) 防災行政無線施設整備管理事業でございます。こちらにつきましても平成30年度から実施をしております事業でございます。2年目でございます。防災行政無線設備デジタル化更新工事といたしまして、31年度は防災行政無線デジタル化子局の更新及びデジタル移動通信システムの整備に要する経費等を見込ませていただきました。

また、次の170ページ、171ページをお願いいたします。一番上でございますが、(5) 防災訓練事業でございます。町では2年に1度、町を挙げての防災訓練を行うということで実行しております。平成31年度がその該当年ということでございまして、防災訓練に要する経費を計上させていただいたものでございます。

次に、176ページ、177ページをお願いいたします。事務局費中、上段でございます。(15) 学校教育IT推進事業でございます。こちらにつきまして、14節及び15節でございますが、小学校各校にタブレットPC運用を行うために要する経費を計上させていただいたものでございます。

次に、204ページ、205ページをお願いいたします。一番下でございます。3目文化財保護費中、(2) 指定文化財保存管理事業でございます。15節工事請負費といたしまして1,021万4,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、日本赤十字社の埼玉県支部旧社屋の保存工事を行うのに要する費用を計上させていただきました。内容といたしましては、外壁の塗装等を行うものでございます。

最後に、216ページ、217ページをお願いいたします。13款予備費でございますが、平成31年度は1,776万3,000円を歳入歳出の調整並びに急な支出に備えるための経費として計上させていただいたものでございます。

218ページ以降の給与費明細と明細書等につきましては、後ほど高覧をいただきたいというふうに存じます。

以上、ざっぱくな説明で大変恐縮でございますが、細部の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号及び議案第20号について、細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田 朗町民課長登壇〕

○村田 朗町民課長 それでは、議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部につきましてご説明申し上げます。

最初に、平成31年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。23ページをお開きください。

1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。

歳入総額は23億630万円であります。前年度予算額21億100万円に対しましては2億530万円、率にして9.8%の増額となっております。

構成比の大きな順に、県支出金18億573万9,000円で構成比は78.3%、次に国民健康保険税3億6,660万1,000円で構成比は15.9%、次に繰入金1億3,152万7,000円で構成比は5.7%となっております。

次に、24ページをお開きください。2の歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費17億5,269万1,000円で構成比は76.0%、次に国保事業費納付金4億9,207万6,000円で構成比は21.3%、次に保険事業費4,469万5,000円で構成比は1.9%となっております。

25ページをお開きください。3、世帯数、被保険者数の推移ですが、平成31年度の見込みは、世帯数2,646世帯、被保険者数4,109人で、高齢化による後期高齢者医療制度への移行と、社会保険制度の改正による加入対象の拡大などが影響し、毎年それぞれ減少となっております。

次の26ページは、年度別医療費の推移ですが、上段一般被保険者のグラフでは、年々医療費は上昇している状況です。

次の27ページ以下、年度別・月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、これから予算書によりご説明をさせていただきます。242、243ページをお開きください。

2の歳入ですが、保険税につきましては、平成30年度と同様に、医療給付費分の賦課方式を所得割と均等割の2方式、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割の率、均等割額も同様に、及び法定軽減割合も同様、7割、5割、2割で積算しております。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は3億6,454万2,000円で、前年度比較3,152万円の減額となっております。1節から3節までの現年課税分につきましては、それぞれの収納率を調定見込み額の94%と見込んだもの及び被保険者数の減少を見込み、計上しております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税は205万9,000円で、前年度比較481万7,000円の減額となっております。これは、1節から3節までの現年課税分について、収納率を30年度と同じ調定見込み額の99%で見込んでおりますが、27年度から退職被保険者の制度が廃止となり、新たに退職該当になる被保険者がいないため、被保険者数が減となることによるものでございます。

244、245ページをお開きください。3款国庫支出金ですが、1項1目災害臨時特例補助金17万1,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一般被保険者の税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の6であります。前年度10分の7から、率の変更及び対象者の減により20万9,000円の減額となりました。

次に、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は18億573万8,000円で、内訳といたしまして、普通交付金として埼玉県から示された保険給付費額として交付される17億4,118万6,000円が多くを占め、そのほかに特別交付金として保険者努力支援分、市町村分としての特別調整交付金などがございます。

次に、2目財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金が支出できない場合、県の財政安定化基金から交付されるものとして科目設定を行っております。

246、247ページをお開きください。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は9,285万7,000円で、前年度比較2,187万6,000円の減額となっております。減額の要因といたしまして、被保険者数の減少に伴う保険税軽減分及び保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金の減額、保健事業等その他の繰入金の減額によるものでございます。なお、1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるもので、この財源の負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

2節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金は、一般被保険者の保険税の軽減対象人数に応じて国が2分の1、県及び町が4分の1の負担割合で繰り入れるものでございます。

次に、2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、税収見込み分等に応じた不足額について、積立額から繰り入れるものとして3,867万円を計上してございます。なお、広域化に伴い、平成30年度までの措置等により、款及び目の廃止の処理を行っております。

3款国庫支出金の療養給付費等負担金、6款繰入金の保険給付費支払準備基金繰入金、8款諸収入、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、特定健診等負担金につきましては廃目、療養給付費交付金につきましては款を廃止してございます。

続きまして、250、251ページをお開きください。3の歳出ですが、1款総務費の計1,061万5,000円となりますが、1項総務管理費は事務的な経費、2項徴収費は賦課徴収に要する経費、及び3項は運営協議会の運営経費などをそれぞれ計上しているものでございます。

252、253ページをお開きください。2款保険給付費は計17億5,269万1,000円となりますが、1項1目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費、254、255ページの2項高額療養費及び3項移送費につきましては、広域化によるため県が推計し、その示された額を計上してございます。この支出につきましては、歳入の第4款県支出金の保険給付費等交付金で措置されております。

252ページの1項1目一般被保険者療養給付費は14億8,283万7,000円で、前年度比較1億7,112万9,000円の増額、254ページの2項1目一般被保険者高額療養費は2億3,359万9,000円で、前年度比較3,638万4,000円の増額となっており、これらは医療費の増加によるもので、厚生労働省が示した推計方法である平成30年度の実績を踏まえ、28年度から30年度の伸び率を使用し、県で算定、示された額を計上してございます。

次に、256、257ページをお開きください。3款国保事業費納付金につきましては、広域化に伴い県から示された納付金額をそれぞれ計上しております。

1項医療給付費分は、一般被保険者医療給付費分及び退職被保険者等医療給付費分で3億4,069万6,000円、258、259ページ、2項後期高齢者支援金等分は、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び退職被保険者等後期高齢者支援金等分で1億1,656万円、3項介護納付金分は3,482万円を計上しております。

続きまして、260、261ページをお開きください。6款保健事業費、1項1目疾病予防費は2,275万5,000円で、このうち主なものとしては、人間ドック350人分、併診ドック70人分、その他各種がん検診等の委託料1,804万6,000円及び29年度から実施しております生活習慣病重症化予防対策事業180万5,000円となっております。

また、生き生きふれあいプラザやすらぎで実施しておりますトレーニングルーム運営指導委託の指導員への一部補助、健康長寿、健康な体づくりの一環として国県からのインセンティブ活用として109万3,000円、町民へのインセンティブとしてコバトン健康マイレージ独自景品分として、地域商品券及び嵐丸グッズ43万2,000円を計上するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は2,103万円で、主なものとして特定健康診査等委託料1,377万4,000円及び特定健診受診率向上事業であります国保ヘルスアップ事業委託料484万6,000円でございます。

続きまして264、265ページをお開きください。10款予備費は365万3,000円を計上しております。

最後に、広域化に伴う平成30年度までの措置等により、目の廃止の処理といたしまして、7款基金積立金の保険給付費支払準備基金積立金、9款諸支出金の療養給付費等負担金償還金、療養給付費等交付金償還金、特定健診等負担金償還金につきましては廃目してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部につきましてご説明申し上げます。

予算案の参考資料には歳入歳出の構成、被保険者の推移及び年度別・月別医療費の状況等を掲載させていただきますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の276、277ページをお開きください。2の歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、1項1目特別徴収保険料1億3,462万3,000円及び2目普通徴収保険料5,029万3,000円で、合わせて1億8,491万6,000円を計上してございます。

この保険料につきましては、高齢化の影響で被保険者数の増加により徴収する保険料も増加しております。埼玉県後期高齢者医療広域連合でこれらを推計し見込んだ1人当たり平均調定額をもとに計算した額を、特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上したものと滞納繰越分を計上してございます。

保険料率は、高齢者医療の確保に関する法律により2年ごとに見直すこととされており、平成30年度に見直しを行いましたので、平成31年度も同じ均等割額4万1,700円、所得割率7.86%、賦課限度額62万円として計算されてございます。

次に、4款繰入金は、1項1目事務費繰入金が117万7,000円、2目保険基盤安定繰入金が3,890万円で、合わせて4,007万7,000円を計上してございます。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を、県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものでございます。

次に、5款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上してございます。

6款諸収入は、主なものとしたしまして、1項1目延滞金を5万9,000円、2項1目保険料還付金を4万5,000円として計上してございます。

280、281ページをお開きください。3の歳出ですが、1款総務費、1項1目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として117万7,000円を計上してございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億2,381万6,000円で、前年度比較1,350万4,000円の増額でございます。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものですが、高齢化による被保険者数の増加が主な要因で大幅に増額されている状況でございます。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金10万円は、過年度に過納された保険料を還付するための経費でございます。

最後に、282、283ページをお開きください。4款予備費ですが、50万5,000円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 次に、議案第21号について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、平成31年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきたいと思えます。39ページをお開きください。

3、被保険者数の推移ですが、平成21年10月からの被保険者数及び高齢化率の推移を示しており、平成31年1月1日現在の第1号被保険者数は5,678人で、平成21年の4,254人より1,424人、33.5%の増となっております。また、第2号被保険者数については6,019人で、平成21年より741人、11%の減となっております。

高齢化率については、総人口の減少や団塊の世代の人たちが65歳に到達したことにより、平成21年では22.6%であったものが、本年1月には32.2%となり、約9年半の間に9.6ポイントの増となっております。町では、平成20年に高齢化率が超高齢社会と言われる21%を超え、その後も年間1ポイント前後の割合で高齢化が進んでおります。

次のページの4、介護認定者の状況ですけれども、平成30年9月末現在で822の方が介護認定を受けており、平成21年の546人と比較すると276人、50.5%の増となっております。介護度別に見ると、要介護2の方が181人と最も多く、全体の22%を占め、次いで要介護1の方が167人で20.3%、要介護3の方が153人で18.6%となっております。また、認定者数の総数は毎年増加していたものが、平成25年、26年は同数となり、平成28年は減少していますが、それ以降は再び増加傾向という状況となっております。

41ページをお開きください。5の給付額の推移ですが、平成30年度は11月サービス分までの実績額、12月分以降は見込み額となっております。11月サービス分までの合計額は9億764万5,230円となっております、この額を平成29年度の同時期と比較すると1億864万7,068円、13.6%の増額となっております。

このような第1号被保険者数や認定者数の推移及び平成30年度の実績見込み額等を勘案して、平成31年度の保険給付費の総額は14億574万3,000円、前年度比23.4%増の予算計上をしております。

それでは、これからは予算書によりご説明のほうをさせていただきますので、296、297ページをお開きください。2の歳入ですが、1款保険料は3億3,990万円で、前年度比較1,888万2,000円の増額となっております。この主な要因としましては、被保険者数の増加によるものでございます。

1節現年度分特別徴収保険料は、収納率を100%、2節現年度分普通徴収保険料は89%として計上いたしました。

次に、2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は2億4,817万2,000円で、前年度比較4,632万8,000円の増となっております。平成31年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を14億574万3,000円と推計し、そのうちの居宅介護サービス費分として7億4,622万6,000円の20%、1億4,924万5,000円を、また施設介護サービス費分については6億5,951万7,000円の15%、9,892万7,000円を見込んでおります。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため標準給付費の一定割合が交付されるものですが、31年度は交付率を調整交付金は2.26%、現年度分総合事業調整交付金は4%と見込み、合わせて3,291万4,000円を計上しております。

2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20%、573万3,000円が、また3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の38.5%、323万6,000円が交付されるものであります。

298、299ページをお願いいたします。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は3億7,955万円で、前年度比較7,191万9,000円の増額となっております。

2目地域支援事業支援交付金の774万円は、介護予防・日常生活支援総合事業に対して交付されるものでございます。これらの交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分が、社会保険診療報酬支払基金より対象経費の27%が交付されるものであります。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は2億869万3,000円で、前年度比較4,024万4,000円の増額となっております。これは、保険給付費のうち居宅給付費分12.5%、施設給付費分17.5%が交付されるものであります。

次に、2項県補助金は、1目地域支援事業交付金が介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、358万3,000円が、また2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常

生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%、161万8,000円が交付されるものでございます。

次に、6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、標準給付費の12.5%、1億4,871万7,000円を、2目の地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、358万3,000円を、次のページになりますけれども、3目の地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%、161万8,000円を、4目のその他一般会計繰入金は、介護保険制度の事務執行に要する経費及び介護認定審査会等に要する経費1,411万1,000円を、5目の低所得者介護保険料軽減繰入金は、低所得者の介護保険料軽減分203万8,000円を、それぞれ町負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金は、介護給付費の支払いに充てるため、6,000万円を支払準備基金より繰り入れるものでございます。

304、305ページをお開きください。3の歳出ですが、主なものとして、1款総務費は、1項総務管理費から次のページの中段になりますが、5項運営委員会費までの合計1,711万1,000円で、前年度比較124万2,000円、6.8%の減額となっております。これらは事務的経費、保険料の賦課聴取に係る経費及び介護認定に要する経費等を計上しているものでございます。

次に、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、居宅で生活する要介護者が受けたサービスに対する保険給付に要する経費5億2,561万円で、前年度比較8,441万3,000円の増額となっております。これは、30年度の実績見込み額等から見込み、計上したものでございます。

308、309ページをお開きください。3目地域密着型サービス給付費は2億2,460万6,000円で、前年度比較7,835万6,000円、53.6%の大きな増額となっております。主な増額理由としては、地域密着型通所介護や、認知症共同生活介護等のサービスの利用者数の増加を見込んでいるためでございます。

5目施設介護サービス給付費4億9,399万9,000円は、介護保険施設から受けた介護サービスに要する経費で、前年度比較9,354万2,000円、23.4%の増額となっております。増額理由としては、30年度は年間延べ利用人数を1,632人分見込んでおりましたが、31年度は1,902人分を見込んでいることによるものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費250万円と、次のページになりますが、8目の居宅介護住宅改修費530万円につきましては、30年度とほぼ同額を見込み、計上をしております。

9目居宅介護サービス計画給付費は5,815万3,000円で、前年度比較69万6,000円の減額ですが、要介護者のケアプラン作成に要する経費として、延べ人数4,560人分を計上しているものでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は1,343万1,000円で、前年度比較158万9,000円の減額となっております。これは、7期の事業計画に基づき給付費額を計上しているものでございます。

312、313ページをお開きください。中段になりますが、4目介護予防住宅改修費170万円は、11件分の改修費を見込み、計上をしております。

5目介護予防サービス計画給付費223万2,000円は、要支援者のケアプラン作成に要する経費として、延べ516人分を計上しているものでございます。

314、315ページをお開きください。7目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症の方が共同で生活するグループホームや、介護予防小規模多機能型居宅介護等に係る経費283万7,000円で、前年度比較181万7,000円、178.1%の大幅な増額となっておりますが、グループホームや介護予防小規模多機能居宅介護等に係る経費をそれぞれ延べ12人分計上しているものでございます。

中段より下になりますが、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費2,907万5,000円で、前年度比較737万2,000円の増額となっております。これは、介護サービスを利用した場合の自己負担額が高額にならないように負担軽減を図るための経費で、30年度の実績見込み額等から計上しております。

316、317ページをお開きください。中段より下になりますが、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は4,168万4,000円で、前年度比較358万円の減額となっております。これは、低所得者の施設利用に当たり負担が重くならないように居住費と食費の負担軽減を図るための経費で、30年度の実績見込み額等から計上しております。

318、319ページをお開きください。中段になりますが、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費は1,754万4,000円で、前年度比較329万9,000円の減額となっております。主な内容としては、(1)の第1号訪問事業661万6,000円、

(2) の第1号通所事業1,004万円、次のページになりますけれども、(3) の第1号生活支援事業72万3,000円となっております。

下段の2目介護予防ケアマネジメント事業費314万9,000円は、利用延べ人数を666人分計上してございます。

322、323ページをお開きください。3目一般介護予防事業費799万6,000円は、前年度比較178万3,000円の増額となっております。これは、やすらぎトレーニング事業、地域介護予防支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費、また各種講座、教室等を実施するための費用を計上しているものでございます。

増額の主な要因としては、(2) のやすらぎトレーニング事業、13節委託料で利用者の安全性や利便性を受けるためにトレーナーをふやすことによる増額及び(5) の地域介護予防支援事業で、次のページになりますけれども、19節負担金補助及び交付金でおたすけサービス事業運営費補助金を計上したことによるものでございます。

次に、2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費は201万9,000円で、前年度比較89万1,000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、13節の委託料で、要援護者台帳システム管理委託料87万円を計上したことによるものでございます。

326、327ページをお願いいたします。4目任意事業費は192万6,000円で、前年度比較163万1,000円の減額となっておりますが、30年度は19節の負担金補助及び交付金に計上していたおたすけサービス事業運営費補助金が減額となっているのが主な要因となっております。

5目生活支援体制整備事業費は222万5,000円で、前年度比較29万9,000円の増額となっております。主な増額理由としましては、町内における第二層相当の活動グループとしてささえあい嵐山が立ち上がったため、その活動を支援する第一層と同様の生活支援コーディネーターを委託するため、13節の委託料を増額計上したことによるものでございます。

330、331ページをお開きください。最後に、第6款の予備費は108万円を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐久間孝光議長 最後に、議案第22号及び議案第23号について、細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 それでは、議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、平成31年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。43ページをお願いいたします。

1、歳入の構成でございますが、歳入総額6億5,110万円を構成する主な項目につきまして、割合の大きな順に申し上げますと、使用料及び手数料が3億2,068万6,000円で構成比が49.3%、繰入金が2億2,000万円構成比が33.8%、町債が7,070万円構成比が10.9%、国庫支出金が2,173万円構成比が3.3%となっております。

次に、44ページの2、歳出の構成でございますが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成する主な項目につきまして、割合の大きな順に申し上げますと、公債費が2億6,883万7,000円構成比は41.3%、公共下水道費が2億5,282万5,000円構成比は38.8%、浄化槽費が1億2,646万3,000円構成比は19.4%となっております。

それでは、ここから予算書によりご説明を申し上げます。予算書の338ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為について説明をさせていただきます。1件は、水洗便所改造資金利子補給について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成31年度から平成34年度までの間で、限度額につきましては、嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例に基づき、利子補給する額でございます。

もう一件は、水洗便所改造資金損失補償について債務負担行為を設けるものでございます。期間は平成31年度から平成35年度までの間で、限度額につきましては嵐山町下水道事業のため、水洗便所の改造をしようとするものが金融機関から借り入れた資金のうち、その元本及び利子について、最終弁済期到来後六月を経過しても償還できない額を限度額とするものでございます。

次に、339ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。起債の目的となる事業は、3事業でございまして、流域下水道事業債の限度額を3,430万円、浄化槽市町村整備事業債の限度額を1,810万円、公営企業債の限度額を1,830万円とするものでございます。

これら3事業の起債方法は、普通貸借または証券発行でございます。利率につきましては、3事業とも4.0%以内でございます。償還の方法ですが、こちらにつきまし

ても、3事業とも政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとしております。

次に、346、347ページをお願いいたします。2、歳入でございます。第1款1項1目浄化槽事業分担金でございますが、前年度より44万9,000円減の471万2,000円を見込んでおります。内容は、転換浄化槽20基、新規増改築浄化槽20基、全体では前年度と比較して5基分減の40基に対応する分担金を見込んでおります。

2項1目下水道事業受益者負担金でございますが、1万7,000円を見込んでおります。

次に、第2款1項1目下水道使用料でございますが、前年度の実績等から2億9,260万4,000円を見込んでおります。前年度に比べ2,440万7,000円の増でございます。

2目浄化槽使用料でございますが、こちらも前年度の実績等から、前年度に比べ556万円減の2,802万3,000円を見込んでおります。

2項手数料の説明は、省略をさせていただきます。

第3款国庫支出金、1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、環境配慮型浄化槽設置事業による転換、新築、増改築浄化槽40基分に対して交付される補助金として、補助金額2,173万円を計上しております。補助率は2分の1でございます。

第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金でございますが、浄化槽設置事業のうち転換浄化槽20基分の配管費、撤去費、浄化槽本体設置費分に補助される補助金として1,000万円を計上しております。補助率は10分の10でございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、前年度と比較し1,000万円減の2億2,000万円を計上しております。

348、349ページをお願いいたします。第6款繰越金でございますが、297万3,000円を見込んでおります。

第7款諸収入の説明は、省略させていただきます。

次に、第8款町債ですが、1項1目下水道事業債は5,240万円を起債するものでございます。内訳としましては、市野川流域下水道事業の建設推進のための流域下水道事業債3,430万円、町管理型浄化槽の設置を推進するための浄化槽市町村整備事業債1,810万円を借り入れるものでございます。

2目公営企業会計適用債は、下水道事業の公営企業会計適用化を推進するために

1,830万円を繰り入れるものでございます。

続いて、350、351ページをお願いいたします。3、歳出でございます。第1款公共下水道費、1項1目一般管理費は3,304万6,000円で、下水道台帳作成委託料の減などによりまして、前年度より45万円の減でございます。

続いて、352、353ページをお願いいたします。2項1目建設事業費は4,005万2,000円で、前年度に比べて1,918万円の減でございます。建設事業費の内容は、13節委託料に嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料563万2,000円を計上しております。

また、19節負担金補助及び交付金は、市野川流域下水道事業建設負担金を前年度より2,480万2,000円減の3,441万9,000円計上をしております。

2目維持管理費は1億6,137万7,000円で、前年度より969万9,000円の増でございます。19節負担金補助及び交付金は、市野川流域維持管理負担金として1億3,862万円を計上しており、前年度に比べ1,108万1,000円の増でございます。

3目公営企業会計適用化事業費は1,835万円で、こちらは前年度に比べ265万円減でございます。内容につきましては、公営企業会計移行業務委託料でございます。

354、355ページをお願いします。第2款浄化槽費、1項1目一般管理費は、町管理型浄化槽事業を推進するための費用として680万9,000円を計上しております。

2項1目建設事業費は5,847万3,000円でございます。こちらは、町管理型浄化槽の設置及び施設購入に要する経費で、前年度に比べ1,299万8,000円の減でございます。

続いて、356、357ページをお願いいたします。建設事業費の主なものでございますが、17節公有財産購入費は、転換新設増改築40基分の浄化槽買い取り費用4,647万2,000円、19節負担金補助及び交付金は、浄化槽配管費補助金900万円、浄化槽撤去費補助金300万円でございます。こちらは30基分の予定で計上しております。

2目維持管理費は6,118万1,000円でございます。町管理型浄化槽の適切な維持管理を行うための経費でございますが、前年度に比べて509万5,000円の増でございます。主な内容は、1節需用費の修繕料が216万3,000円で、前年度に比べ105万4,000円の増、13節委託料は5,899万9,000円で、町管理型浄化槽の適正な維持管理を行うための浄化槽保守管理委託料、浄化槽清掃委託料及び浄化槽使用料徴収委託料でございます。委託料につきましては、対象基数の増加や保守管理委託単価の見直し等により、前年度に比べて405万3,000円の増でございます。

続きまして、第3款公債費、1項1目元金は2億1,757万円でございます。公共下水道事業債、流域下水道事業債及び浄化槽事業債の元金償還金でございまして、前年度より269万8,000円の減でございます。

2目利子は5,126万7,000円でございます。

358、359ページをお願いいたします。23節償還金利子及び割引料は、公共下水道事業、流域下水道事業、浄化槽事業及び公営企業会計適用事業長期借入金利子償還金でございまして。

第4款予備費でございますが、297万5,000円を計上しております。

次の360ページにあります給与費明細書以降の資料につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。

次に、366ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。表の2列目の前年度末現在高見込み額でございますが、合計が22億9,970万4,000円でございます。表の一番右側の列、当該年度末現在高見込み額の合計は21億5,283万4,000円となる見込みでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

予算書の369ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量、第3条、収益的収入及び支出につきましては、説明を省略させていただきます。

ページの中ほどにあります第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,984万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,993万4,000円、減債積立金3,090万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,901万4,000円で補填するものとする。）としています。

次に、385ページをお願いいたします。平成31年度嵐山町水道事業会計予算執行計画につきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。第1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございますが、年間総有収水量を262万6,000立方メートルと予定し、水道料金収入を4億7,618万4,000円と見込んでおります。前年度に比べて63万6,000円の減となります。

次に、2目その他営業収益でございますが、2,104万3,000円と見込んでおります。このうち2節雑収益の新規加入金の収入としまして、前年度に比べ542万5,000円増の1,253万1,000円を見込んでおります。

次に、2項営業外収益の1目受取利息及び配当金は、預金の利息及び貸付金利息65万8,000円を見込んでおります。

2目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等については、長期前受金として負債繰り延べ収益に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化するもので、3,531万3,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

それでは、386ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございますが、1億1,277万1,000円を予定しております。前年度に比べ604万2,000円の増でございます。主な支出としましては、人件費関係費用のほか、9節委託料が2,177万8,000円で、前年度に比べて240万8,000円の増、12節動力費が2,800万円で、前年度に比べて433万円の増、14節受水費が4,574万5,000円となっております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、8,438万5,000円を予定しております。

387ページをお願いいたします。主な支出としましては、人件費関係費用のほか、7節委託料が1,462万1,000円、8節修繕費が4,787万4,000円でございます。

3目総係費ですが、9,954万5,000円を予定しております。こちらは、前年度に比べ1,738万6,000円の減でございます。総係費の主な支出としましては、人件費関係費用のほか、次の388ページをお願いいたします。こちらに記載しております13節委託料が3,044万4,000円で、前年度に比べ2,427万6,000円の減でございます。

4目償却資産でございます。1億7,445万5,000円を計上しております。内容は、建物からリース資産までの有形固定資産減価償却費を計上しております。

次に、5目資産減耗費でございますが、老朽管の布設替え等に伴う固定資産の除却費200万円を計上しております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、企業債の利息及びリース取引に係る支払利息549万5,000円を計上しております。

3目消費税及び地方消費税111万8,000円でございますが、消費税及び地方消費税を納付するための費用でございます。

次に、3項予備費は700万円でございますが、前年度と同額を計上しているもの
でございます。

390ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資
本的収入、1項負担金1,000円は、科目設定でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費でござ
いますが、1,242万3,000円でございます。主な内容は、人件費と委託料でござ
います。

5節委託料につきましては、配水管の布設工事のための設計業務委託でござ
います。

2目浄水場施設費は、1億600万円でございます。内容は、工事請負費でござ
いまして、平成30年度中に第3水源内の導水管で発生した漏水に対応するための更新工
事の実施とともに、エアチャンパー更新工事を予定しております。

3目配水本管施設費は9,870万円でございます。内容は、工事請負費でござ
いまして、給水管布設替え工事を含む老朽管の更新工事や配水管布設替え工事に伴
う舗装復旧工事等を予定しております。なお、工事場所等につきましては、後ほど別
紙の予算案の参考資料53ページをご高覧いただければと思います。

4目量水器費は38万円でございます。

5目リース債務支払い額は134万9,000円でございます。こちらの内容は、水道メ
ーター検針員が使用しているハンディ端末を含むパソコン機器のリース料でござ
います。

次に、2項企業債償還金でございます。予定額は3,099万7,000円でございます。

それでは、戻っていただきまして、378ページをお願いいたします。平成31年度嵐
山町水道事業予定貸借対照表の資産の部でございます。1、固定資産の(1)有形固
定資産のイ、土地から、又の建設仮勘定までの有形固定資産合計が40億217万10
円となります。(2)無形固定資産でございますが、イ、電話加入権で68万5,900
円となります。(3)投資、その他の資産の合計はゼロ円となります。

これら固定資産の合計は、40億285万5,910円となります。

次に、2、流動資産ですが、(1)現金預金から、(4)貯蔵品までの流動資産合計
は12億3,617万5,640円となります。したがって、資産の部の1、固定資産合計と、
2、流動資産合計を合わせた資産合計は52億3,903万1,550円となります。

続きまして、379ページの負債の部でございますが、3、固定負債として、(1)企
業債から、(3)引当金までの固定負債合計は4億7,987万9,189円となります。

4、流動負債ですが、(1) 企業債から(7) 浄化槽使用料までの流動負債合計は5,765万1,980円となります。

5、繰延収益ですが、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は、6億7,503万4,226円となります。

したがって、負債合計は12億1,256万5,395円となります。

次に、資本の部でございます。6、資本金ですが、(1) 固有資本金と(2) 組入資本金の資本金合計は34億5,657万5,033円となります。

7、剰余金ですが、(1) 資本剰余金のイ、受贈財産評価額から、チ、国庫補助金までの資本剰余金合計は2億3,376万124円となります。

(2) 利益剰余金ですが、イの減債積立金から、ハの当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が3億3,613万998円となります。

したがって、(1) 資本剰余金合計と(2) 利益剰余金合計を合わせた剰余金合計は5億6,989万1,122円となります。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本金合計は40億2,646万6,155円となり、負債合計12億1,256万5,395円と、資本合計40億2,646万6,155円を合わせた負債資本合計は52億3,903万1,550円となりまして、これは資産合計と一致するものでございます。

次に、380ページをお願いします。こちらは、重要な会計方針に係る事項につきまして記載しております。後ほどご高覧をお願いいたします。

また戻っていただきまして、373ページの平成31年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び374ページ以降にあります給与費明細書等の資料でございますが、こちらにつきましてもご高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

これにて平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本予算案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○佐久間孝光議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時46分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 休憩中に、先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、森一人議員、副委員長、長島邦夫議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

〔森 一人予算特別委員長登壇〕

○森 一人予算特別委員長 今回、予算特別委員会の委員長を務めさせていただきます森でございます。慎重かつスムーズな委員会進行を心がけてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

なお、議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件から、議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件につきまして、討論する場合は、3月14日午後5時までに本職へ申し出てください。

◎議案第25号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐久間孝光議長 日程第13、議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、日程第14、議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）、日程第15、議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、日程第16、議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）、日程第17、議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）、以上5件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第25号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件でございます。道路台帳整備に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第26号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第26号は、町道路線を廃止することについて（公共工事）の件でございます。公共工事に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第27号は、町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件でございます。道路台帳整備に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

続きまして、議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第28号は、町道路線を認定することについて（公共工事）の件でございます。公共工事に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

続きまして、議案第29号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第29号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。開発行為の帰属に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長より細部説明を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

〔藤永政昭まちづくり整備課長登壇〕

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、議題第25号から細部説明をさせていただきます。

議案第25号は、道路台帳の補正に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。廃止する路線は、町道越畑282号線及び町道越畑283号線の2路線で、町道1－3号道路改築工事に伴い、道路を廃止し、再度認定させていただきたいものでございます。

廃止する路線の延長及び幅員につきましては、越畑282号線が延長56.64メートル、幅員4.20から5.23メートル、町道越畑283号線が延長36.34メートル、幅員4.24から4.79メートルでございます。

なお、改めて行う路線の認定については、議案第27号において提案させていただくものでございます。

続きまして、議案第26号は、公共工事に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。廃止する路線は、町道鎌形401号線で、千年の苑駐車場整備に伴い廃止するものでございます。

廃止する路線の延長及び幅員につきましては、延長23.42メートル、幅員1.95から1.95メートルでございます。

続きまして、議案第27号は、道路台帳の補正に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。認定する路線は、町道越畑282号線、町道越畑283号線及び町道川島214号線の3路線で、町道越畑282号線及び町道越畑283号線の2路線は、先ほど議案第25号で説明させていただきました町道1－3号道路改築工事に伴い廃止した2路線を新たに認定するものでございます。町道川島214号線につきましては、道路用地として寄附を受けたものでございます。

認定する路線の延長及び幅員につきましては、町道越畑282号線が延長54.00メートル、幅員7.34から9.30メートル、越畑283号線が延長36.11メートル、幅員5.35から7.05メートル、川島214号線が延長43.23メートル、幅員4.18から8.32メートルでございます。

続きまして、議案第28号は、公共工事に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。認定する路線は、町道鎌形歩道1号線で、千年の苑地内の歩道の設置に伴い、認定するものでございます。

認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長68.60メートル、幅員13.03から13.39メートルでございます。

続きまして、議案第29号は、開発行為に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。認定する路線は、町道菅谷280号線で、開発行為に伴い新たに認定するものでございます。

認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長61.33メートル、幅員4.50から9.00メートルでございます。

なお、各議案書に各路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入りに同様の図面を掲示させていただいておりますので、ご高覧ください。

以上で、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、以上5件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、以上5件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○佐久間孝光議長 日程第18、請願の委員会付託を行います。

本職宛提出されました請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願、請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段的確保を求める請願、以上2件につきましては、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号並びに請願第2号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号並びに請願第2号につきましては、今会期中に審査を終わるよ

う期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。議事の都合により、2月27日、28日、3月1日は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月27日、28日、3月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時58分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月4日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 森 一人 議員

第7番議員 吉 場 道 雄 議員

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅原浩行
書 記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
岡本史靖技監	
青木務総務課長	
伊藤恵一郎地域支援課長	
山岸堅護税務課長	
村田朗町民課長	
前田宗利子育て支援課長	
近藤久代健康いきいき課長	
山下次男長寿生きがい課長	
杉田哲男農政課長	
山下隆志企業支援課長	
藤永政昭まちづくり整備課長	

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○佐久間孝光議長 2月26日に上程された議案第27号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の細部説明について、藤永まちづくり整備課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 議長から許可をいただきましたので、訂正のほうをさせていただきたいと思います。

2月26日の議案第27号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の細部説明におきまして、町道越畑282号線の幅員が7.34から9.30メートル、町道越畑283号線の幅員が5.35から7.05メートルと説明させていただきましたが、正しくは町道越畑282号線の幅員が5.35から7.05メートル、町道越畑283号線の幅員が7.34から9.30メートルでございました。大変申しわけありませんでした。おわびするとともに、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○佐久間孝光議長 平成31年第1回定例会の一般質問を始めるに当たり、ご理解とご配慮をお願いいたします。

今定例会に際し、通告のありました一般質問の中には、その質問の仕方によっては法令に抵触する可能性が高いものがあります。また、この点につきましては、2月13日に開かれた議会運営委員会でも、この共通認識のもと、一般質問の調整をお願いいたしました。これは大変異例なことであり、同時に、それほど慎重に対処しなければならない事項であるということでもあります。全国に先駆けて議会基本条例及び議会議員政治倫理条例を定めた嵐山町議会議員としての自覚をしっかりと持ち、一般質問をしていただきたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 森 一 人 議 員

○佐久間孝光議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、森一人議員。

質問事項1の嵐山町におけるドローン（小型無人機）活用の可能性等についてです。どうぞ。

〔2番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○2番（森 一人議員） おはようございます。議席番号2番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、大項目で1点でございます。嵐山町におけるドローン（小型無人機）の活用の可能性等について。

当初ドローン（小型無人機）が世間一般に注目されたのは、事件として首相官邸屋上での発見や善光寺の境内に墜落など、マイナスな面が大きかったと思いますが、昨今はドローン本来の性能や機動性が見直され、さまざまな分野における活用の可能性に期待が高まっています。先進的な取り組みとして、ドローンの実証実験に踏み切る地方自治体が多く、ドローンの特区申請をする自治体も少なくありません。また、趣味としてドローン操作や空撮を楽しむ方もふえてきている状況です。

そこで、本町においてのドローン（小型無人機）活用の可能性等についてお伺いいたします。

（１）災害時のドローン活用の有効性についてのご見解は。

（２）災害時にドローンによる協力活動に関する協定を民間企業と締結するお考えは。

（３）農業面において、ドローン活用促進と、その有効性についてのご見解は。

（４）鳥獣被害対策でのドローン活用の有効性についてのご見解は。

（５）観光面でのドローン活用の有効性についてのご見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。

近年無人航空機、いわゆるドローンにつきましては、開発技術の進展により、さまざまな運用が可能になっていると言われております。国では、平成27年に航空法を改正し、本格的な運用体制を整えつつあるとのこと。災害時におきましても火山の噴火や熊本地震、九州北部豪雨といった大災害に活用され、被害状況の確認に大きく貢献しているとのことのごようございます。

災害時のドローン活用の有効性とのことですが、埼玉県におきましても平成29年11月にドローンを活用した災害時の応援に関する協定を締結し、被害場所や規模の把握などに有効であるとコメントされております。町におきましても災害時の状況把握に有効な手段なものと考えているところでございます。

続きまして、（２）につきましてお答えさせていただきます。

近年地方自治体においても災害時における無人航空機における協力活動に関する協定を締結する自治体がふえているようであります。近隣においても締結する自治体があります。町におきましても民間事業者の意向を確認し、協定の締結に向けて協議していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（３）、（４）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 質問項目１の（３）につきましてお答えさせていただきます。

ドローンの利活用については、今後の農業が直面する農業従事者の高齢化、人手不足を解消し、成長産業化への一つの鍵と言えます。マルチローター型を中心とする最新型のドローンを活用すれば肥料や農薬の散布、画像分析による生育状況の把握や収穫量の予測など農業生産性の向上が見込まれております。県及びJAにおいても農業現場における最新技術の活用に向けた実証ほ場での調査、研究などを行っており、農業分野におけるドローンの活用に向けた検討を進めているところでございます。町といたしましても最新技術の活用に向けた研修会等への積極的な参加や農業者への情報提供を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えさせていただきます。

ドローンを活用した鳥獣被害の防止技術の開発につきましては、国により調査、研究が進められております。鳥獣の生息実態の把握や監視、追い払いによる被害防止技術の実証が大学や技術支援センター等により始められております。ドローンを活用することで正確な生息実態の情報に基づく効率的な捕獲や機器を活用した追い払いによる省力化した被害防止ができる等の効果が見込まれてございます。埼玉県におきましても来年度より試験的に活用していくと伺っておりますので、今後の動向につきまして注視してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（５）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目１の（５）につきましてお答えをさせていただきます。

ドローンから撮影された都幾川桜堤や千年の苑、嵐山溪谷などの映像は迫力があり、嵐山町の四季折々の魅力を発信するための手段としては、今後欠くことのできない映像媒体であるものと考えております。既にドローンを使った撮影技術のある民間企業からも提案をいただいております。今後観光PRのための手段として、町観光協会とも連携しながら研究して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○２番（森 一人議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

議長、（１）と（２）は災害時で関連がございますので、一緒に質問させていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番(森 一人議員) 先ほどご答弁いただいたとおり、災害時におけるドローンの活用は本当に危険、人の立ち入れられない危険な箇所や、あと情報収集、あと物資の輸送などにいろいろ実証事件をいろんなところでされているというふうに私もニュースなどで耳にしております。

先ほど(2)の民間の業者との協定ということで前向きなご答弁をいただきました。自治体によっては災害時に職員がオペレーターとしてドローンを操縦を行うとしてるところもあるのですが、現実的に考えると、大規模災害のときに人的なそういう措置をするというのは、当町においては大変厳しいものであると思いますので、そこで民間企業と協定を締結、進めていただければと、私もそう思っております。

災害の備えというところで、少し町長にお聞きしたいところがあるのでございますが、昨今予算の問題であったりとか、いろいろな問題で、協定に対しては余りデメリットな部分はないと思うのですが、町の防災体制の構築に合わせて災害は起きてこないと思うのです。備えを自治体、災害に対しての備えというのは自治体力といえますか、無駄にはならないと思うのです。備えをしておくことに無駄はないと思っております。そういったところも含めて、改めてもう一度、町長から防災に対しての備えに対してご見解をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 防災の備えということですが、全くおっしゃるとおりでございます。町といたしましても、防災に関する備えを含めて職員体制も整備をして、そういう中で新しく備えに対する法令、職員を含めた体制づくりというようなものも新しく考えて、いろんな形での対策を進めてきているところであります。

そういう中でドローンの話ですが、これらもこれからどれぐらいに道具として使えるものかというのを今実証実験あちこちでやっていますので、そういう情報をしっかり捉えながら、町としても備えというものをドローンだけでなく、人的な、そして意識の上での備えというのもしっかりやっていきたいというふうに思っております。いずれにしても大災害がどこで起きるかわからないような状況になっておりますので、埼玉県、そして嵐山町も今までのところは恵まれていて、大きな災害に見舞われておりませんが、いつ、どうなるかわからないというのは、議員さんおっしゃるとおりでございますので、さらに備えをしっかりしていきたいというふうに考

えております。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) ありがとうございます。災害時のドローンによる民間企業との締結ということは十分に防災の備えになると考えておりますので、ぜひ早急な対応をお願いいたします。

では、(3)に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番(森 一人議員) 農業面においてでございますが、私はニュースで、ニュースというか、ドローンの農業に対する特集をやっておりまして、そこで目にして、いろいろよその自治体はどうなのかなとか、調べていったわけでございますが、先ほどご答弁いただいたとおり、全国各地、またはドローンの特区申請をしている先進自治体が農業に対していろいろこういう使い方ができるのではないかとということで、日々ドローンの可能性を追求しているところであると思うのですが、ぜひ杉田課長に、農政にしばらく携わってこられて、専門的なところで、最後のさっきご答弁いただきましたが、研修会等積極的に参加し情報提供というところでございますので、ぜひ町内で農家を営む方々にドローンというものは、こういうふうに使やすいのだよとか、こういう可能性もあるのだよという、先ほど書いてありましたが、研修会等必要と考えるというところでございますので、改めて杉田課長から、そういうドローンの活用の可能性についての情報提供というところのお考えをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農業分野のほうの利活用のほうの推進の方法というふうを考えてございます。今テレビ等でも非常にドローンを使った農業のほうも、今楽な農業ということで、人手不足を解消する一つのキーワードということで取り上げられてございます。埼玉県内でドローンに限らず、ICT等で活用したものをここ近年で23カ所程度で、そういった実証ないし研修等を行ってございます。近隣で申し上げさせていただきますと、これ吉見町のほうでドローンを活用しました大豆等の畑の病害虫の防除、そういったもの、または東松山市におきましては、これ埼玉中央農協さんのほうが水稲の湛水直播、ドローンで種まきを、水田の種まきをする実証というものを昨年の6月に実施してございます。そういった機会等は中央農協さん、または東松山農林振

興センターさん等からこういった実証のご案内というものがございますので、まずは大規模な農家さん、主穀農家さん等にお話をさせていただきながら、見学会であったり、またJAでもそういう農機具等の展示会等も実施をしております、年に一度。そういった中でも、そういった紹介というのをさせていただいておりますので、そういった中でお声がけをさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 農業ドローンの購入と申しますか、には国の支援策として産地パワーアップ事業の中で補助が、国のあれで調べたところあるようでございます。農業ドローン进行操作するには、免許はもちろん必要ないのですが、農水省の技能検定を受ける必要があるということでした。検定には費用もかかるということですので、今後においてでございますが、先ほど課長からご答弁いただきましたが、町の農業を支援していくためにも、ぜひアンテナを高くして、先進自治体、または近隣の動向をよく注視していただければと思います。

それでは、(4)に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番(森 一人議員) (4)につきましては、ご答弁いただいたとおり、先進自治体がまだ実証実験であったりとか、特に神奈川県西、神奈川県のほうでよくやられているというふうにお聞きしております。また、ドローンの民間企業や研究機関で鳥獣被害対策としてGPSをある個体に、イノシシであればイノシシ、鹿であれば鹿に、猿であれば猿にGPSを装着して実証実験、GPSで追っかける、どういう生態を、どういうふうに逃げるのかとか、そういったところを情報を上げていただいて、いろいろなそういう鳥獣被害に情報を猟友会であったりとか、そういったところに提供しながら、またわなを仕掛けるに当たっても、逃げ道さえ大体GPSで追っていきながら、そういうルートは何カ所通るだろうという、そういう予測ができれば、くくりわなも非常に効率的なわなになるという実験が行われているようでございます。これについては、まだこれからの技術ということでご答弁結構でございますが、ぜひこれからも国や県、先進自治体の動向にぜひ注視していただければと思います。

最後の(5)に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番(森 一人議員) 課長からご答弁をいただきまして、撮影技術のある民間企業からご提案等もいただいているというお話でございました。以前に私が嵐山町のPRについてということで一般質問させていただいたときに、嵐山町をPRする動画等を作成してみてもという一般質問させていただきました。そのときは、いろいろホームページ上で行うと、ちょっと難しいのではあるとか、余り前向きなお答えはいただけてなかったのですが、これから嵐山町においてはどんどん観光に力を入れていくということで、観光をPRする目的で、ドローンを活用したPR動画は大変嵐山においても魅力的であると私は思っております。

全国各地では、おらが町、自分の町はこうだよというPR動画、これは制作はもういろんなところでやっております。そこではドローンを活用して、空撮でその町が売り出している観光地であったり、そういったところを上から撮って、魅力的に動画を作成しているわけですが、その動画を撮影したものは今の世の中、ユーチューブであったりとか、フェイスブック等のさまざまなSNSで、簡単にインターネット上でアップロードして、それが地域の方々だけではなくて、日本だけではなくて、世界の方々が動画を見ることができるような世の中になっているのです。

ぜひ千年の苑であったりとか、これからいろいろ集客を考えながら、どんなことをしていこうかと考えているときに、観光をメインにしたPR動画というのは大いに効果的な手段であると考えておるのですが、民間企業に頼んでつくってもらおうというところのことも含めながらとか、それとも町が独自に、民間企業でなくても地域でドローンをやっている方もいらっしゃると思うのです。そういった方の動画をお借り、提供していただいたりとか、動画は正直、私もよく知っていますが、役場の職員でもPR動画をつくる上手な職員もいらっしゃいます。予算はそれほどかからないと思うのですが、いかがでしょうか。町長、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

観光のアピールという話ですけれども、それにドローンを使った動画、これをやったら効果的ではないか、そういうご質問ですけれども、まさにそういう面もあると思います。そういうのが動画が、動かないものが動くものを、しかも平面から立体面が出てくるとか、全然違った迫力というか、訴求力というのがあると思うのです。ここまで来ると、そういうのをどこでもやっているわけですけれども、最後は、先日もア

カデミー賞の発表が日本のありましたけれども、向こうでもあったのか。やっぱり同じところを同じように撮っても相手にアピールする力というのは全く違いますので、最後はそういうところなのかなというような感じがするのです。ですから、同じ、こっちからリンゴの絵を撮っても、どういうふうに撮ったら、このリンゴおいしそうに撮れるかということになってしまおうと思うので、そういう面も含めて、これからいかにそういう、どんどん発達をするいろんな機械、道具、こういうものを使いこなせるかということになってくると思っていますので、そういう力というのか、技術、それからそういうセンスというのですか、そういうようなものを含めてしっかりと研修を重ねていって、効果がある方向に持っていけるように、町を挙げて頑張っていきたいというふうに、役場のほうでも頑張っていきたいというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 嵐山町役場はセンスの固まりであると思っておりますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それと、企業支援課長に確認したいのですが、これからオープンを控える千年の苑ラベンダー園や杉山城址、またバーベキュー場を含む嵐山溪谷、ところにおいてのドローンの飛行についての規制等についてはどのようになっておるか、確認させてください。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

ドローンの飛行の関係でございますけれども、嵐山町の場合は、規制されている区域は主に市街化区域の内部でございます。したがって、ラベンダー園、バーベキュー場、そして杉山城、これは規制はかかっておらないわけでございますけれども、ただし人が多く集まっている周辺には飛行が規制がされます。したがって、人のいないときを狙っての撮影は可能かと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 県でもいろいろ規制について締めているところもございますし、またただそれを規制だけしてしまうと、なかなかドローンというものも魅力がなくなってしまうというところでもあります。ぜひこれから6月にオープンを控える千年の苑なんかは、本当にたくさんの方が来場すると思っておりますので、そういったところは

ぜひいろいろ、危ないところではドローンを飛ばせないというところで、来場者が訪れる真ただ中においては危険がないような万全な対策をお願いしたいと思います。

また、これとは逆行するようなことかもしれませんが、先ほど人がいない時間といますか、そういったところではドローンを飛ばしても大丈夫だよと、お話もございました。そういったところで千年の苑の一つのイベントとして、限られた時間であったり、また場所を確保して、ドローンの空撮撮影会とかをイベントで開催するのも大変おもしろいなと思います。このイベントに参加していただいた方に撮影して、空撮です、動画、または写真、これを無償提供、無料で町に提供してもらおう。そうすれば先ほどのPR動画をつくるに当たってもなかなかそれほど難しい面はないのかなと思います。大変メリットがあると思いますが、ご検討の余地はあるでしょうか、副町長。副町長はよくラベンダー園に力を入れておられますので、ぜひお聞かせいただければ。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 本当に先進的な取り組みのご提案ありがとうございます。千年の苑はご承知のとおり、規模は日本一と。規模も内容も日本一にするにはどうしたらいいか。そうすると、やはり今森議員さんおっしゃるように、いかにブランディングしていくか、一流のものにしていくか、そこは大変大事だというふうに思います。ご指摘をいただいたことも含めて研究、検討をさせていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) ぜひ調査研究、よろしく願いいたします。このドローンというのも日本再興戦略というのですか、2016、第4次産業革命という中においても、このドローンの技術というのは、そこに明記されているのです。ビックデータとかAI、IoTに並んで。ドローンというのは空飛ぶスマートフォンといますか、いろんな可能性がありますし、日進月歩でどんどん技術が進歩しているところでございます。ただ、まだいろいろ弱点もありまして、バッテリーが長い時間もたないであるとか、そういったところの技術もいろいろメーカーが、研究機関が、実証実験の中でどうやって、もうちょっと飛行時間を延ばしていこうとか、いろいろ研究をしているところでございます。

また、今(1)から(5)までやらせていただきましたが、ほかの使い道もございまして、ドローンを自治体で、ピンからキリまで値段はあるのです。技術も本当にピ

ンからキリまでであるのですが、ドローンを購入して、簡易な公共施設、公共施設の保守点検にカメラが搭載したドローンであれば、橋であったりとか、建物のクラックの状況を見たりとか、そういうのは委託してやる部分もあるのだと思いますが、簡易なものであれば職員でも可能であると思いますし、いろいろこれから建築関係、特に土木関係では測量等においてもドローンはすばらしい、使い方によっては本当に建築関係これから変わっていくのではないかというぐらい、見直されているところでございますので、今後、さっきから同じことをずっと言っていますが、国や県の先進自治体の動向をぜひアンテナを高くしていただいて、多分県からも国からもいろいろ補助的なものとかもこれからどんどん出てくると思いますので、ぜひ調査研究をよろしくお願いたします。

私の質問はこれで終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号7番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の町道の維持管理と地域コミュニティについてからです。どうぞ。

〔7番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○7番（吉場道雄議員） 7番議員、吉場道雄です。議長のお許しがありましたので、一般質問をします。

私の質問は大きく分けて3つです。まず1つ目ですが、町道路線の維持管理と地域コミュニティについてです。町道路線の除草、木の枝管理は、町で業者に委託し管理されているところ、全然管理されていないところがあるが、どのような考えでこのようなことになっているのかお聞きします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、質問1につきましてお答えいたします。

町道の除草、街路樹及び植樹帯の管理につきましては、幹線道路及び通学路を中心に業務委託により実施しているところでございます。業務委託以外では、道路に接し

ている地権者の方、嵐山町まもり隊に登録させていただいている方々、議員さんも参加させていただいております町の除草ボランティア及び職員が実施しているのが現状でございます。最近では、道路に接している地権者の方から高齢や体調によりできなくなってきたので、町でお願いしたい旨の連絡が来るようになってきました。町といたしましては、地域の方々の協力を得ないと管理していくのが困難な状況でございます。今後は広報2月号にも掲載させていただいておりますが、嵐山町まもり隊に登録のお願いをし、地域の方々の協力を得ながら除草作業が実施できたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） この問題なのですけれども、私地域の高齢者の方から要望をいただきました。それで質問しているわけなのですけれども、例えば町道を例にとりますと、片側はシルバーさんが除草しておりますけれども、片方は全然されていない。これでは本当に平等ではなく不公平ではないかなということです。だったら、シルバーさんのしている事業の一部でもいいから、地域に落として、それで地域でそういう呼びかけた人だとか区だとか土地改良、各種団体みたいなのに補助金を与えて、地域を守っていったらどうかという提案なのですけれども、よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 今現在、除草作業のほうも毎年業務委託料というのを予算計上して実施しております。その中で目いっぱいやっているのが現状でございます。例えば先ほども答弁させていただきましたように、業務委託以外で除草やってほしいといえますか、そういったものの要望というのはたくさんいただいております。これは区長さんを通して正式に区長要望としてあるもの、または相談もしくは苦情、そういった形で、例えば平成28年度からその辺の件数、ちょっと見てみましたのですが、例えば区長要望も平成28、29年は2件、除草をやってほしいというのは、要望が2件だったのですが、今年度は5件ありました。また、相談、苦情、そういったものが28年度が11件、29年度が12件、今年度につきましては23件。先ほども答弁させていただきましたけれども、結構個人的にやっていただいている方々というのも多くいたというのが今までかなと思います。

ただ、先ほど言ったように、高齢でなかなかできなくなったとか、そういった電話は昨年度から私も受けるようになりましたので、そういった意味で何とかやってほし

いというような、何とかしてほしい、そういった声が多くなってきております。そのときには職員なり、そういった形で何とか対応したり、あとはシルバーさんのほうで少し余計に、業務委託している範囲以外で少しやっていただいたりとかという形ではやっていただいたりも現実にはしておるのですが、そういった協力をしていただいてやっているのが現状でございまして、予算の範囲内で委託業務としてはできる範囲のことはやっておる状況です。

また、予算以外でやること、できないことに関しましては、町の職員で何とか今やっているのが現状でございます。先ほども言ったように、そういった現状がありますので、地域の方々、そういった協力を得て、ぜひお願いできたらなと、今後はそういった形でできたら一番いいのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) この前、何年か前に会派で長野の下條村というところに視察に行きました。今の会派ではなく前の会派だと思うのですけれども、そのときにこれ視察は子育て支援ということで行かせてもらいましたけれども、そこでは除草作業、木の枝の処理、それはもちろんですが、そのほかに道路普請、昔の道普請ですか、道路工事をしたり、地域ぐるみでボランティアですか、そういう補助金をもらいながらやっていたので、そういうことを見て、そういうことが嵐山にもできないかなと思っています。

よく町長が観光協会で来たときに、挨拶の中で、嵐山町の観光地は幾つかここにあるということなので、本当にいいところがいっぱいあります。それを線で結んで、それを面にしなさいということ言われています。今回の話も私の地域の一人から言われたのですけれども、嵐山町全体だと、そういうような人がいっぱいいると思います。そういう人たちを線で結びながら、地域にそういうような組織をつくれるようなやり方で、初めの一步が大事だと思うので、こういうようなことをやっていけば、同じように賛同してくれる人が多くなると思いますけれども、町長の考えをお聞きます。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉場議員さんおっしゃるとおりでございます。そういう考え方をベースにして、それで嵐山をどうにか守りたいということで、このまもり隊というのをつくった。皆さんに協力していただいているわけですが、自分のできることで

すから除草はできるとか、木の枝が出てきたものを切るとかということから、あとは散歩するだけで道路のいつも散歩しているところに穴があいてしまっているとか、あるいはこのところ危なそうだというようなところを町のほうに報告をしていただだけでもいい。そういうできることを、その人の考え方、それから体力、いろんな状況等も含めて、やれる範囲でできることを町のほうに協力をしていただけないだろうかということで嵐山町を何としても守りたいという、この気持ちをあらわすまもり隊、まさに議員さんおっしゃるとおりでございまして、そういう人たちを少しでもふやしていきたいということで、先日も会議があるわけなのですが、そういうような人たちをさらに広げていって、それが点が線になりという話、面になりという話、そういうような形にできるといいなというふうに思っております、広報等でも町民の皆さんにお願いをしているところなのですけれども、町のほうでもさらにご理解をいただいて、まもり隊の人たちの輪が広がるように、これからも努力をしていきたいというふうに思っております。おっしゃるとおりでございまして。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 本当にこれから地域が高齢化になって、少ないと思いますけれども、中にはそういう人がいますので、これからも広報等で周知をして、そういう人がまとめられるような状況をつくってもらいたいと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○7番(吉場道雄議員) 2番目なのですがすけれども、消防についてです。消防団は自分の仕事を持ち日々活動している。今は団員も欠員になり確保も大変である。また、道路交通法も変わり、運転免許に規制があり、運転できない団員もいると聞いているが、現状はどのようになっているのかお聞きします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

まず、嵐山消防団の団員数の現状についてお答えさせていただきます。議員ご存じのとおり、比企広域市町村圏組合消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例に基づき、嵐山消防団の定員は100名となっております。しかしながら、平成30年4

月1日現在、92名が配置されており、欠員は8名となっております。これまでも団員の確保については課題となっておりますが、近年の少子化や自営業者の減少がさらに拍車をかけているところでございます。比企消防管内におきましても定数を達している団は滑川消防団以外になく、比企地域全体の問題と考えております。

運転免許証の規制に対する状況についてのお答えをさせていただきます。消防団からの報告によりますと、現在男性団員の86名のうち、準中型免許を所有していない団員は9名いるとのことでございます。現在5トン未満の車両は5台中2台あります。その他3台は5トン以上の車両です。現在において消防車両の運転ができない団員は5名おります。

なお、平成31年度に導入する車両につきましては、消防団と協議し、普通免許証でも運転できる3.5トン未満の車両について、消防審議会にて審議をいただき、決定を受け、予算を計上させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 再質問させていただきます。

欠員が8人ですか、100人の中の8人というと、かなり多くなってきていると思うし、また今の状況を見ると、これからもどんどん、どんどん少なくなるのではないかなと思っております。私も消防経験がありまして、私のときには新入団員の加入なんかは、消防団員が積極的にやりましたけれども、やはりそれも難しくなりまして、今では後援会もできているし、区の協力をしてもらっているわけなのですが、そういう団体、ただチラシを配るではなく、どのような、そういう活動をしてきているのか、わかる中で教えてもらえればと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

団員の加入につきましては、消防団員はもちろん、消防後援会の方々にもお願いさせていただいており、消防後援会の役員会等ありましたら、第1の目標、消防後援会の目標いろいろございますけれども、まずは団員の確保というのもお願いさせていただきますので、消防後援会のほうにも積極的に、身近な方がいたら声かけていただくとか、そういう方法でお願いするというのが現状でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） この問題なのですから、何年か前ですか、総務省のほうから、ちょっと規約が変わりまして、事業所ですか、また学生なんかも消防団に入れたということ、町村で推進してくれということが来ていると思いますけれども、そういうようなことを嵐山町でもやっているのかどうかお聞きします。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

事業所と学生の勧誘でございますけれども、例えば成人式などには、消防団の活動についてのPR動画をして、消防団の勧誘を行っているところでございます。現在、消防団の団長から1名程度ですか、学生でも入りたいという相談が来ているようでございますので、その辺のほうも進んでいるのかなと思います。

また、事業所につきましては、比企広域におきまして協力事業所表示制度というのが登録されておりまして、そういう制度もございます。ただ、これはハードルが高くて、なかなか今現在JAさんとかしかなないのでございますけれども、その点については今現在行っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） この問題は本当に大変なことだと思っております。やはり1つの団体ではできないと思います。地域、町、事業者、そのようなところで同じ意見を持ちながらしていかないと、この問題は解決できないと思います。これからもそれは充実できるように団員の確保をお願いいたします。

次に、免許証の問題に入らせてもらいます。これで見たら、両方合わせると14人が車に乗れないということですよ。また、先ほど欠員が8人ということは、2割以上の方が100名の定数で少ないわけなのですけれども、ちょっと聞きますけれども、市町村でこのような免許の制度をやっている自治体があるかどうか、比企郡管内であるか聞きたいと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

現在消防団の中型免許の支援をしているところにおきましては、小川町、ときがわ町が支援を行っているという情報を得ているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) この前、この問題は町長の考えとすると、比企広域全体の問題だから、比企広域で解決したらということでした。しかし、今言ったように、ときがわ町、小川町、既に実施しております。また、この間の広域の定例議会の中で、東秩父の村長さんの足立村長さんに行き会ったら、32年度から実施するのだと言っておりました。本当に3つの団体でこういうふうに行っているわけなのですけれども、消防の問題というのは本当時間が解決すると思うのです。前、女性消防団員、また後援会の一本化など、本当に難しいわけだったのですけれども、何年かして解決できてきております。また、免許の問題も、これも3年、5年たてば絶対やらなくてはならないような事業だと思えます。だけれども、嵐山町は今が困っているのだから、今免許取らせるべきだと思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 消防についてのご提言をいただいております。おっしゃる面も確かに一面はそういう面がございます。今一番問題なのは、消防で何かというのは私の考えですけれども、負担をどう軽減をするか、消防団員の。そうでないとやはり入るのにちゅうちょする人はふえてしまうと思うのです。それで、人数が少ないから少なくなるという部分、入っていただく方が少なくなるという部分もありますけれども、やはり負担をどう軽減をしていくかということだと思っております。

それで、消防の原点というのが、消防署があって消防団があるということで、消防団というのは、消防署の後方支援ということがきちんと位置づけられているのです。ご承知のとおりだと思っておりますけれども。それで、消防の火災の現場に行っても、消防署の指令の下に入る、その後方にあつて応援をすると、こういう体制なわけです。ですから、人力、人員もそうですし、機械力、消防のポンプ車なんかも、やはりそういうような状況が原点だと思っております。ポンプ車をどんどん、消防署と同じようなポンプ車を入れたりとか、あるいはいろんな機能が満載されている機械、そういうようなものを整備をしていくということも、消防力の強化の一面にはなるかと思っておりますけれども、人がいないわけですから、原点に戻って消防の後援、消防署の後方支援に当たる。それには消防車もそういうもので間に合う、それでいいわけですから、そういう状況に、中型免許証を取らなくても済む消防車も出てきておまして、今度古里

に入る、2に入る新しい車は普通免許証で取れる新車なのです。そういうようなものも今年も話をしましたら、ときがわもその車が入る。ほかのところもそういうような状況が進んでおりまして、やはり免許証を取っていただいて、少ない人間の人たちにお骨折りをいただくというのではなくて、何となく入ってもいいよというような、負担を軽減するような形の消防団体制というのが今一番必要なのではないかな。

そして、これは話からずれてしまいますけれども、消防署のほうでも人員が足りない、救急出動が多いとか、いろんな状況があって、消防署員が足りない。ですので、消防署でありながら、火災に行く人員が限られてしまうようなケースが起きてしまうということがあって、嵐山分署も言われているのですけれども、高坂と嵐山が一番手狭だと言われております。それで、広域の中でもこのところで消防署員がふえるわけですけれども、消防署の体制をしっかりと、そしてその後方を消防団員がしていく。そういう方向でないと、限られた人に負担が余計かかるような形を進めるのではなくて、負担が少なくなるような形をして、できるだけ大勢の人が参加をしていただきやすいような体制をつくっていくのが一番の基本的な考え方ではないかなと私は思っております。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 今度入る車は、今町長さんが言ったように、免許にはひっかからないで全部クリアできるような車が入るとい、これからの考えですよ、それは。だけれども、今までは地域がよかった、地域に一番合っている車ということで入れさせてもらって、そういう用途で入れたわけなのです。今回古里に入る車も19年目で入るわけです。多分これから入れても大体20年前後で入ると思いますけれども、20年も待ってられないと思います。できるのだったら、どうせ補助金をつけるのだったら、今嵐山町の消防団員は車が、そういう免許が必要なので、少しでも早く補助金をつけてもらおう。それが私のお願いなのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いつかはそういう方向をしっかりと決めていかないといけないと思うのですけれども、今一番消防団としてやらなければいけないことは人員の確保。それには省力化、負担が少ないのですよというような状況を、消防団は負担が多いというのではなくて、少ないという形をとっていく。そういう方向のほうが入りやすい体制が、思ってください人がふえるのではないかと思うのです。ですので、こういうところで

中型免許証を取ってもらう。取るにしても、何日もかかるわけです、仕事を持っている中で。そこのところもやっぱり負担がふえるわけですから、そういう負担はかけないでいって、後方支援という大原則を守って、そして我々がやることは、消防署をしっかり充実をしていく、その方向ではないかな、今考えております。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） この問題は3年、5年すれば確実につけなくてはならないと思うのですが、今の時点では難しいかなという嵐山町の考えでございます。一日でも早く、今までの団員はそこがよかれと思ってやったわけなのです。今車も新しいし、20年からもつから、この先そういう条件のところ団員を確保するというと、本当に大変なことになると思いますので、町のほうも早いうちに補助金をつけてもらうようにお願いします。

では、次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○7番（吉場道雄議員） 3番目のグリーンカーテンについてです。町庁舎で毎年ネットを使いグリーンカーテンをつくっているが、効果はどのようになっているのか。また、ネットをどのくらい使用し、どのようにしているのか、処分等の考えです。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

庁舎南側のグリーンカーテンは、平成23年度より設置を始め、今年度で8度目となりますが、例年5月にネットを張り、数種の種や苗を植え、夏には自然のグリーンカーテンが南側窓を覆うような形となります。植えている植物はゴーヤを中心に琉球朝顔やフウセンカズラ、皇帝ダリアなどでございます。

グリーンカーテンの効果でございますが、設置前と比較してどのくらいというはっきりした数値はございません。南側の一番日当たりのよい場所で、長さ約30メートルの緑のカーテンができ、来庁される町民の皆様にも温暖化対策などエコを訴えるという観点で効果はあるのではないかと考えられます。もちろんエアコンなど節電の効果も想定し、毎年設置をしているものでございます。

また、使用するネットにつきましては、高さで約4メートル、幅で約30メートルの

ネットであり、使用後は廃棄をしております。廃棄の理由でございますが、ネットの材質が非常に細いナイロン製であることもあり、枯れた植物が全面に絡まってしまうと、それを除去することが非常に困難となり、再利用は難しいためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) このネット、高さが4メートルで幅が約30メートルという、ネットの大きさ、多分2～3メートル、一個一個、そういうのがつながっているのだと思うのですけれども、その大きさと数がわかったら教えてください。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

これが一つのものということは考えてはおらないのですが、どのくらいのスパンでというのは把握してございません。申しわけございません。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) また確認したいのですけれども、このネットの処理なのですか、お金をかけて処理しているわけでいいのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 この設置、撤去につきましては、嵐山町のシルバー人材センターのほうに毎年お願いしている事業でございます。処分については、シルバーさんのほうをお願いをしておりますでございます。ただ、処理については、お金をかけないような形で処理をしておりますというふうに伺っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 私は何でこの質問をしたかということ、私2年前に監査委員をやらせてもらいました。その中で前の担当課長に再利用はできないのかということなので、これネットなのですか、本当に家庭用で小さいネットなのです。それでつるが絡まった。つるもそういうのも一緒に置いて、とるのなんか楽なのです。私も幾つかもらったことがありますけれども、それをだから再利用できないかということなのですか、ただでかいままこうにしているのでは再利用できないと思います。あれが一つ一つ小さいもので、広報なんかで町民に呼びかければ、これは町民がずっと欲しがると思います。毎年50個も多分、そういう数で捨てられていくのでは、

これもったいないと思います。さっきネットが細くてと言っていましたけれども、あれは私が見ても大体10年や15年は使える立派なものです。再利用の考えをお伺いします。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

吉場議員さん、本当にこの道のプロということでございまして、いろいろ詳しい部分まで当然ご承知なのかというふうに思っております。現状再利用行っておられないわけですが、仮に今議員さんのおっしゃるような形で、これを町民の方にお分けをするということになりますれば、一定の事務的なこと等、こういったことも発生をしてるわけでございます。そういったことを鑑みれば、どこまでの手間、金、こういったものをかけて、この事業を継続をしていくのか。先ほど効果のほどはということでお話をさせていただきました。当然ネットを設置をしていることに対しての一定の効果はあるというふうに思っております。それ金銭面でもそうですし、町がこういった取り組みをしていると、そういった趣旨普及、こういった部分でも効果はあるかというふうに思います。

ただ、議員さん毎年ごらんになっていて生育状況というのが大分気になるのではないかと思うのですが、設置をした当初は本当に例えばゴーヤであれば、立派なものできていました。今年私が見ましたら、実はゴーヤも幾らもとれなかったのです。気候の関係もあるかとも思いますが、毎年毎年同じような植物を同じ場所に、同じ土のところに生育をさせていると、そういった影響もいろいろあろうかと思えます。そういったことを総合的に鑑みて、この事業どうすべきか、もう一度考える時期なのかなというふうには実は考えてございます。そういったことも含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 本当にこの事業はいい事業だと思います。毎年木が大きくなって、年数がたてばたつほど立派なものになってくると思えます。私が言っているのはネットの関係を広報を通じて町民に配布できないかという関係なのですけれども、その点を考えをお聞きます。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

現状では処分をしておるわけですが、今議員さんがおっしゃる方法が実際に可能かどうか、そういったことについては検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 私が監査委員のときも前の担当課長が検討すると言ったけれども、全然前向きではなかったし、今もまた検討するというような答えなのですけれども、本当にネットは丈夫なのです。10年も15年も使えるし、西のほう、片隅でも置いていて、町民に広報で広報すればもらい手がいっぱいいると思います。つるを取るだけなのですから。場所だけがあれば、そこへ置いといて、雨にも強いし、これ本当に広報を通じて町民に話をしたほうが良いと思うのです。そうすればもっとグリーンカーテンの認識もよくなるし、町民も喜ぶと思うし、町長、いいですか、お願いします。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご提言をいただいております。今検討するという課長の答弁ですけれども、前向きに検討していきたいというふうに思っています。

○7番(吉場道雄議員) ありがとうございます。

○佐久間孝光議長 はい。

○7番(吉場道雄議員) 前向きにということなので、あのカーテン町民にとっても本当に10年も15年も使える立派なネットなので、そのようなものを無駄にしないで、再処理してもらうようにお願いします。

以上で終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時09分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号4番、長島邦夫議員。

質問事項1の住民の声を生かしたまちづくりについてです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長から指名されました長島邦夫でございます。私の今回の一般質問は通告書どおり、大項目で2つでございます。順次質問しますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めにですね、町民の声を生かしたまちづくりとしまして、中4つほど分かれておりますが、よろしくお願いいたします。

幅広く町民の声を聞くため、モニター制度を改革、運用をされているというふうに思います。前回質問のときは発足間もないときでございまして、希望定員を大きく下回る、100名というぐらいのというふうなことをお聞きしましたが、21名との答弁がありました。まちづくりに住民の意見は欠かせない。モニター体制の現況、そして運用の状況をお伺いします。

2つ目としまして、まちづくりの基本にモニターアンケート、意見交換の実施、また住民の投稿等もあるというふうに推察をいたします。結果をどのように生かしているのかお伺いをいたします。

3番目としまして、住民が町情報を入手するには、基本的には紙媒体、広報紙、回覧板または掲示板等が基本的に考えられます。しかしながら、大量の行政情報を限られたスペースでいかに見やすく、わかりやすく、飽きさせない紙面の工夫は厳しいものがあるというふうにも推察をいたします。発行に際しての基本姿勢、今申し上げましたところをどのように考えて対応しているのか、基本姿勢をお伺いをしたいというふうに思います。

4番目としまして、現代社会はコンピューター機器を利用したさまざまなソフトが開発をされ、行政活動はもちろんのこと、あらゆる分野で利用されています。また、人間の通常生活または学校教育等においても、多様なICTの活用がますます盛んになってきております。また、進化しているというふうに思います。このような背景の中、若者、高齢者、全ての年代に向けた情報発信を考えると、紙媒体またはインタ

ーネット関連、一方にとらわれることない総合的な発信、両方関連するコラボレーションも必要と考えます。今後の発信方法について考え方をお伺いをいたします。

以上でございます。よろしくどうぞ。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。

町政モニター制度におきましては、議員ご存じのとおり、平成14年度から始まりました。一般公募を含め20人以内の委員制度としており、10名程度で毎年テーマを決め、意見交換等を行ってまいりました。しかしながら、公募における応募が減少し、委員が固定したことにより、平成28年度から委員制度からインターネットによる登録制度に変更したところでございます。100名定員のところ、現在25名が登録となっております。広報紙や武蔵嵐山駅のデジタルサイネージ等でも周知を図っておりますが、まだまだ少ないのが現状でございます。登録していただいた方につきましては、インターネットによるアンケートを実施しています。平成28年度は広報について、平成29年度は観光についてのアンケートを行いました。結果につきましては、担当課に情報共有を図っているところでございます。

続きまして、質問項目１、（２）につきましてお答えさせていただきます。町が町民の方あるいは各種団体の方からのご意見を伺う方法としましては、町民の声ボックスや町ホームページによる町政へのご意見箱、各地区からの要望、各種団体との懇談会、町政モニターによるアンケートなどがございます。それらにつきましては、各担当部局に情報を送付し、回答が必要とされたものについては直接回答を行っております。例えば町民の声ボックス及び町政へのご意見箱につきましては、平成29年度に89件のご意見等がございました。これらにつきましては、事務的問い合わせ等を除き、毎月開催されております課長会議において情報共有を図っております。さらに町ではさまざまな計画を策定しておりますが、多くの計画策定においては、アンケート等を実施し、計画案ができた場合はパブリックコメントを行い、計画等に反映しているところでございます。

続きまして、質問項目１、（３）につきましてお答えさせていただきます。現在広報紙の編集につきましては、より読んでいただける広報紙とすべく、次の３つの基本

的な姿勢で行っております。まず1つ目が町の方針や考え方を特集として編集し、読む広報紙とすること。2つ目が写真をなるべく多くし、町民の方に関心を持ってもらうこと。3つ目は、広報紙は歴史をつづる文化財として捉えており、身近な出来事も掲載することでございます。このような基本的な姿勢で広報紙の編集に臨んでいるところでございます。

続きまして、質問項目1、(4)につきましてお答えさせていただきます。現在IT技術の進展はすさまじく、それらに迅速に対応することは難しい状況となっております。町でも広報紙はホームページやスマートフォンで閲覧可能となっております。情報発信についてはなかなか閲覧数は増加しておりませんが、ツイッター、ユーチューブなどを活用しております。当面は読んでもらえる広報紙の編集に注力しつつ、新たな発信方法が簡易に活用できるのであれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 議長、すみません。ちょっと自席に戻らせていただいてよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 はい、どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) イヤホンを忘れてしまったものですから。

それでは、再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

まず1番目なのですが、前回質問したのが平成29年の9月の定例会だったというふうに思います。そのときの状況をお聞きしたわけですが、公募等を行っているので現況はどうでしょうかというときに、21名というふうなお答えをいただきました。100名ということでございますから、どういう努力をなさっているのかな、今現状はどうなのかなというふうに思ったのですが、お答え見ますと、さほどそう変化はないようでございます。やはり人間一人一人、みんな考え方は違うので、その質問に対しても人数が多くなれば多くなるほど多様なお答えはいただけるのではないかなというふうに思います。それを町政に当然生かしていくというふうなことは多ければ多いほどいいような気がするのですが、そのときもご答弁の中には鋭意努力はしていくというふうな応答はいただきましたが、なかなか難しいのでしょうか。そこら辺ちょっとお聞きをしたいというふうに思いますが。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 こちらにつきましては、町政モニター制度のインターネット登録におきましては、1回アンケートを登録するにつれて500円の地域振興券を上げますよという、そういうおいしいというわけではないのですが、そういうメリットもつけて募集もしているところがございます。なかなか広報紙も数回行っておりますし、デジタルサイネージは毎日のように流れているところがございます。いろいろイベントにおきましても募集をしておりますけれども、なかなかふえないのが現状でございます。やっぱり100名程度は確保して、今後もアンケートについての答えをいただいて施策に反映していきたいというふうに切に思っているのですが、なかなか難しいのが現状でございます。

以上となります。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1番、2番あわせて再質問になるかと思うのですが、よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 はい、どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） なかなか難しいのだというふうなお答えだったというふうにするのですが、このモニターさんという方の、幾らか図書券、何でしたっけ。多少なりともお返しはしているというふうなシステムでやっているというふうにするのですが、随時質問をネットの中でしているのですか、それとも1つ質問をすると、それがしばらくそのアンケートに対して集計をしているというふうな感じですか。即生かしているというふうなことではないのですか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

インターネットによるアンケートにおきましては、基本的に年1回定期的に行いまして、今現在も行っておりますが、3月程度にまとまったアンケートを送付させていただいて、回答していただいた方につきましては1回につき500円の地域商品券を発行するという流れになっているところがございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 基本的にはそういう流れで行くという計画なのでしょうか。

1年半たっても同じような、同じようなというか、前もそのようなことをお聞きしましたが、それだとネットを介してのあれというのは余り意味がないような気がするのです。やっぱり町が今問題を抱えているものについて、随時そのモニターさんに意見を聞く。それが100名、100名というか、インターネットのモニターさんの役目ではないかな。それについてまた幾つも項目があって、その中でどう判断なさいますか、ご意見がありますかというふうにもいろいろお聞きをするのかと思うのですけれども、年に1回や2回だと、余りする必要がないと言えばそれまでのものなのですけれども、やっぱり日々町の中ではいろんな問題が出ているのではないかなと思います。そのときにモニターさんのご意見、決してそのモニターさんが言われたからといってそれを全部採用するというわけではないのですけれども、どんな意見を町民の方は持っているのかなと。やっぱり、そういうあれは必要かなと思うのですけれども、どうでしょうか。課長さんで結構ですけれども。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

もともとインターネットによる町政モニター制度につきましては、埼玉県がやっていたり、大きな市がやっていたので、それをもとに制度設計をして、年に1回のアンケートというふうを考えておって今進めているところでございます。日々いろいろなご意見というものにつきましては、ご意見につきましては町民の声ボックスとかインターネットでも収集しておりますし、それにつきましては町政モニターのご意見というのは伺っていないところでございますけれども、日々インターネットではご意見を伺いますので、そういうのも活用していただければなというふう考えているところでございます。

また、モニター制度のアンケートにつきましては、まだ年に1回でございますけれども、複数回行うことも可能でございますので、それにつきましては検討してまいりたいなというふう考えているところでございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 商品券を差し上げるということは、やっぱり質問数が多くなるとお金もたくさんかかってくるかなというふうに思うのですけれども、年間でお幾らだとか、1回ではなくて、それでいろいろなものをお聞きをするような、町ではそうそう町民の方にこういうあれはどうですかとか聞く機会というのはそれほど多くは

ないと思うのです。年間でお幾らというふうなことぐらいでやっていただいたほうが町も聞きやすいでしょうし、各課のやっぱり課長さんも、これ町民はどういうふうに考えているのだろうかとか聞くというのは当然必要性は出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、ちょっと私が思っていたのと違うものですから、町長、どうでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

モニターについて、町民の意見を今のやり方だとしっかり聞いていないのではないかというお考えかな、懸念かなというような感じがするわけですがけれども、今課長答弁で、1年間というのと、それからある問題に限ってはまた違いますよという話あったと思うのですけれども、モニターさんに普通いろいろお尋ねをするのは、例えば「今度問題になっている禁煙についてどうですか」というような絞ってお聞きをする場合と、そうするとゾーンをどうしたらいいとか、あるいは禁煙の場所はどうしたらいい、吸っている人の権利はどうしたらいいとかという意見出てくるわけですがけれども、それは限られた問題。そうでなくて、もうモニターさんのふだん考えていることをお願いしますということを経年というのを、そういうような広い意味で、何かお気づきになったことはその都度お願いをしますというふうにお願いをしているのです。

ですから、この問題がよくて、この問題がどうだとかというのでなくて、モニターさんがお考えの話をその都度出していただくというような形でやってきたわけですがけれども、そのモニターさんもなかなかなくていただく人が少なくなってきてしまって、それでお願いがなかなかできないものですから、今までやっている人をお願いをするというような形で限られた人に話をする、お願いをするというような状況ですので、意見がある程度固定をした形に来てしまうというような状況があって、見直しをしないでというようなことであつたわけです。

そして、議員さんからもご指摘がありますような形で、今のやり方、インターネットを使ってやったらどうだということで、人数もふやして、それで募集の期間も周知をしっかりとやったわけですがけれども、なかなかふえないという状況です。それで、町のほうとすると、モニターさんから話が来ないから、町民の意見聞かないのかというのではなくて、ここにもお答えをさせていただきましたように、町民の声ボックスというのがある。ご存じだと思いますけれども。それから、ホームページによる町政

へのご意見箱、それから各地区から区長さん等を中心とした要望、それから各種団体との懇談会、それと今お話の町政モニターからのアンケートというようなものがその都度その都度いろんな形で出てきます。例えば新聞に、水道の民間委託の「もういいですよ」というニュースが出ましたというと、そんなようなことがいろいろ来たりとか、その都度その都度いろんな意見が出てきます。そういうものは、課長会を通じて課の中で話し合いをされ、あるいは必要なものは各課でそれぞれ上部団体、県、国等と連携をとったり、あるいは情報を収集をしたりして、それなりに嵐山町の方向を決めていくというような形でやらせていただいております、モニターさんというだけでなく、そういうような形のことを多角的にいろんな機会を捉えて、町民の皆様からのご意見を集めている、そういうような状況でございます。そして、それらが毎月課長会に説明をいただいて、各課には全部連絡が行くように、それで自分に関係ないところでもそこに報告がありますので、各課長はみんなそういうものを周知徹底がされている、こういう状況でございます。

そして、もうちょっと言わせていただくと、地域の区長さんからいろんな形で要望等が上がって、例えば「ここの道路を直してください」、「ここのところを広げてください」とか、「側溝のふたをしてください」というようなことというのは、なかなかすぐ、予算の関係もあったり、いろんな条件があってできない場合がありますが、そういうものが、もうずっと前ですけれども、しばらく前ですけれども、聞いたままで区のほうにしっかりしたお答えが行っていないような時期があったのです。だけれども、今はそれを全て区から上がってきたものは課長会でしっかり報告ができる。そして、その報告を区長さん、あるいは担当、上がってきた町民の皆さんに返答ができたかできないかというのも報告の中にありますので、上がってきた意見というものはしっかり町民のほうにお答えは返している。すぐできる、あるいはこれはちょっとできないので時間を下さいとかというようなお答えはさせていただいております。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今町長が答弁していただいたことというのは、町の基本的な行政をするのに当然のことでございます、地域の方、代表する区長さんですとか、または懇談会だとかというところのあれというのは、基本だというふうに思います。ただ、ここにあるモニター制度というのはもっと簡易的なものではないかなと思います。先ほどちょっと禁煙の話が出ましたですけれども、それは禁煙はいいよねと。で

すけれども、やはりそうではなく思っている人も多分いるとふうに思います。だから、やっぱり人数多いほうがいいのです。そういう簡易的なもの。どんなものなのだろうなど。町民の方はどんなふうに思っているのだろうなど。わざわざ区長さんが集まったときに、今度禁煙の区域を設けるのですよと。それは、その部分の方については、今度はうちの区でお願いをしましたと。それで、施行されることになりましたと。そういうふうなことは当然の話でありますけれども、もっと本当に簡易な、いろんな問題があるかなというふうに思うのです。ですから、聞けるときに、文書で出すわけではない。その登録したアドレスのところにメールを送るわけですよ。それで、送って、答えを待つわけですね。ですから、確かに前回のときにも質問したとき、まだ間もなかったから、広報についてお伺いをしたいというふうなことで今回はお尋ねをしましたということだから、間もないから、そういうふうな仕方をしているのかなと思ったですけれども、それだとさっきも言いましたですけれども、ネットを介してのあれというのはもっと頻繁にいろんな方の考え方をお聞きをする。そんな難しいことではない。余り難しいことだったら返ってこないかもしれませんから、逆に。匿名ではないでしょうからね。簡易的なことをもっと常時こういうふうに聞くような姿勢というのは、やっぱり町の中にそういう部分もあってもいいのではないかな。若い方なんか、年齢層も余り、前回のとき聞いたですけれども、21名の方の中には広範囲に、若い方から年配の方まで入っていたというふうに思います。今はどうだかわかりませんが、やっぱりバランスよく入っているので、若い方の意見だけ聞け、または高齢者の意見だけ聞けというわけではなくて、いろんなこのモニター制度というのは、そういうふうな考え方から出たのではないのかな。固定化された委員さんから意見を聞くのではなくて、いろんな幅広くから聞く、聞けるのではないかなというふうに思ったものですから、非常にいい制度ではないかなというふうに思いました。

私も、前もお話したかと思うのですけれども、県のモニター制度にも参加していて、自分で発信したこともあります。まとめて、その意見も発表したこともありますけれども、答えやすい、そんなに難しい問題ではなくて、ごく自分の身近なことだというように思います。そんなふうに思っているものですから、いい制度なので、人数を少しでもふやして、それでお声を聞くようにできるようにしたほうがいいかなというふうに思うのですが、そういう努力を試みるあれはございますか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましてもまだまだ人数が少ない面もありますので、まずは人数をふやさせていただこうかなというふうに努力しようと思います。また、議員ご指摘のとおり身近なアンケート、今現在でもアンケートについてはそれほど難しいようなアンケートでございませぬし、パソコンであれば簡単に答えられるようなことを心がけて行っているところでございます。今後なるべく、回数についてはちょっといろいろ予算もございませぬし、インターネットのアンケートは1回答えるうちに500円ということでございますので、1質問に500円とかではなくて1回500円というふうにさせていただいておりますので、そのようなこともありますので、予算の中で検討しながら、なるべく身近に答えられるような制度設計をもう一度考え直していこうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） お金……そうね、絡むということだから、なかなか難しいかもしれないですけども、お答えをいただくだけなので、何をしてほしいということではないですから、その人のご意見を伺うわけですから、そんなに多額のものではなくて、もので、1回でやるのだったら、そここのところは何問も出すだとか、年間でやるのであれば随時お聞きができるでしょうから、そうすると、町の中のつながりというか、私はモニターやっているのだと、町に意見を言う権利があるのだと。だから、そういうふうな感じもとれるのではないかなと思います。ぜひそここのところは考え直してもらったほうがいいと思います。効果的に。

それで、募集の方法ですけども、もっと本当は人数をふやしていただいたほうがいいかなと思うのですが、ぜひそここのところの努力もなさっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に行かせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 広報の広報紙の関係でございませぬけれども、確かに紙面が限られた中でいろんな情報を出さなくてはならないというのはやっぱり難しいものがあるのではないかなと思います。私もずっと広報だけは紙面でもう見えています。ネットの中でも見えますが、やはりそのときによって、特集でも特集効果を狙っているの

だというお話、前のときにも聞きましたですから、特集というのはいいかなというふうに思います。毎回毎回同じようなことではなくて、成果は出ているのではないかなというふうに思うのですけれども。ただ、レイアウトだとか、何かの勉強会みたいなものを勉強する期間というのが、議員の中には広報の研修会が年に4回ぐらいあるのですけれども、この広報紙については、そういうふうに今お一人の方が集約的にやっているのではないかなというふうに思うのですが、そういう機会というものはあるものなのですか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 広報の研修につきましては、まず第一に写真の研修がございまして、写真撮影の研修というのを行かせていただいて、あと次に県合同の彩の国の基準がございまして、そういうものにつきましては、広報の連携の研修の会議があれば、そこに出席させていただいているところでございます。まずもって、あと他の市町村からの広報の記事が来ますし、また広報編集という、「広報」という日本広報協会からの雑誌が来ますので、そういうのを見ながら日々研さんを行っているというところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 前回の質問したときにも各課に担当の方がいらっしゃって、集約的にレイアウト等を考える方以外に各課に担当の方がいらっしゃるのだというような説明をお聞きをしました。そういう方とともに1つの紙面を構築していくのだというふうに思うのですけれども、やはり新しい新鮮な考え方というの、いろんな課の中でアイデアを持っている方もいらっしゃるかというふうに思います。その課の方というのは、各課に必ずいらっしゃって、人選は課のほうでやっているのですか、それとも公募的な、手を挙げるシステムもあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 各課の広報担当につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、広報につきましては必ず特集を組むという基本方針がうちのほうでつくっておりますので、特集を年間こうしましょうという計画を4月あたりにつくらせていただいて、今月はこの課でやってくださいというふうな話をさせていただきます。

広報担当につきましては、各課の選出において行わせていただいて、レイアウト等はその広報担当をはじめ、その広報を課でもって、うちの担当と一緒に特集の編集とかレイアウト等を考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 大体のシステムはわかってきました。本当に限られた紙面で、まして色遣いだとか、いろんなものがあるわけなので、その色遣いというもので何か、私でここで申し上げると大変編集が難しくなってしまうかなというふうに思うので申し上げますが、特集というのも一つのそうだと思うのですけれども、人目を引くということですね。興味を持っていただくということと、そしてここにも書きましたですけれども、最後には、最初から見て行って途中まで行って飽きてしまうということだっていると思うのです。同じようなことが書かれているなど。やっぱりずっとこれをそれ読んでいくとなると相当時間もかかりますし、最後には伝言板だとか、お知らせのところは関係するところがあれば注意深く見るかなというふうに思うのですけれども、その飽きさせないには、特集を組むのも基本でしょうけれども、やはりいろんな、毎回毎回幾らか変わったような、今回の3月号でも大分違いますよね。2月号とは随分違います。そういうのはやっぱり編集する方もかなり気を配ってやっているのだというふうに思うのですけれども、何せスペースが決まっていますから、苦勞なさっているというふうに思うのはわかるのですけれども、もうちょっと工夫が。議会だよりなんかでも毎回毎回議論を重ねますけれども、やはりこれは工夫ですよ。1つのことになれてしまうと、そのまんまなのです。何年たっても。何年たってもこういうレイアウトでいいのだというふうな型でいると、見る人なんか見ないですよ。それでは意味ないので、広報は基本ですから。ぜひ、多少お金がかかっても人目を引くような。どうしろこうしろというふうなことを私はお金がかかることだから申し上げますけれども、やはり工夫というのはもう最低限必要だというふうに思うのですが、その点のことを課の中、また担当の方と協議をする機会があるのかどうか。今までと同じようなこのレイアウト、このレイアウトで、ではいきましょうというふうになったときにいろんな方がご意見を言う機会があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

広報の編集につきましては、地域支援課が担当でございますので、広報の入稿のたびに編集会議は開かせていただきます。それから、私と担当副課長と担当者でいろいろ話をしながらやっているということでございます。

広報の紙面のレイアウトにつきましては、特集はそうなのですけれども、基本的には暮らしの情報とかフォトニュースとかというのは今までどおりで、今まで行っておりまして、それはほかの市町村を見てもそのような形になっているので、その辺は同じにさせていただこうというふうに考えているところでございます。ただ、毎回毎回同じでいいという考えではございませんので、同じ去年載せた広報におきましても、内容についてもちゃんと見直してくださいというのはお願いはしているところでございます。ただ、同じような記事になってしまうというのも中にはございます。

あと、レイアウトにつきましては、基本的には平成27年度に1回変えさせていただいて今のような広報になっていると思いますし、今後新しい年号になりますので新しい広報というのも今考えているところでございますので、基本的な考え方は平成31年5月は新しい元号が始まりますので、それに伴って大幅なレイアウトの変更というのを考えておりますし、その都度変更というのは日々頭に入れながら編集会議を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 基本的にというか、大きく変えていくにはやはりいろんな人の意見を入れないと難しいかなと思います。だから、各課の担当の方もある程度になったらかえていただいて、違うセンスの持っている方もいらっしゃるでしょうし、よその町の広報紙参考にするのもいいでしょうし、どうしても最後のお知らせ板のところはみんなどこでも同じになってしまうのです。でも、それでもお知らせ板というのは大変重要なことですから、やっぱりその中でも見やすさが必要。そういういろんなところの考慮をさせていただいて、広報紙の場合は必ず全部の方に配ることが基本で持っていくわけなのですけれども、それでも見ていただかないと、しょうがないことなので、例えばモニターさんに広報紙の扱い方については、その記載についてはどうですかとか、そういうふうな聞き方というのもいいですね。ですから、そういうふうなところを全般に細かいところも聞いてやっていただければいいのではないかな

というふうに思うので、やはり余りなれこととか、同じものばかりやっていると最後には見向きもされなくなってしまうから、やっぱりいつにとっても見やすさ、それと飽きさせないということを重要に考えてやっていただくことが重要なというふうに思います。

4番に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 4番なのですが、これは広報紙と、今ネット上のスマホだとかいろんなその取り扱いとか、広報紙は広報紙見る人だけ、ネットはネットの人見るだけということではなくて、基本的にはさっき、いつも言っていますけれども、やっぱり手元に広報紙あれば広報紙先に見ますよ。ですけども、さっきほかの議員さんも質問したように、動画の発信だとか、そのようなものが広報紙の中から移れるところまで今機器を使って動くわけですね。QRコード等を使えば、この細部の部分、余り広報紙に難しいことも切らない、ここに条例の説明なんかもできないでしょうけれども、だからそういうことを見る必要がある人が、私は必要なのだという人はそちらに飛んでいただくようなQRのコード仕様だとか載せていただくことだとか、例えばそこから先ほども動画またはドローンの話が出ましたですけども、やはり広い面で広報紙からネットのほうにつながるような考え方というのも持っていたいたほうがバリエーションとか膨大なものを、必要なところを、興味があるところだけ抜粋してその人が見ることができるので、やはりそういう考え方というのも必要なというふうに思うのですが、今のところそういうふうな活動はなさっていませんよね。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には広報紙とホームページのすみ分けですけども、当初から基本的な考え方なんですけども、ホームページには大量なデータを載せて、広報から飛んでいくようにというのは前々からそういう考えは持っておりまして、それが多分なかなか実行できていないという段階でございます。基本的に年に1回広報会議というのを私もさせていただいて、皆さん広報担当者の人と集まってもらって、今年の広報はこうしますよというふうに話をさせていただく中にもツイッターだったり、ホームページだったりというふうな話をさせていただいているところでございます、ホームペー

ジもよく皆さん見ますし、更新もしてくださいね、内容の確認もしてくださいねって依頼はさせていただいているところがございます。ただ、日々の業務が大変忙しくてなかなかそこまで回っていないというのが現状でございます。ただ、議員さんおっしゃった広報紙についての詳しい情報はホームページというのは、当初のホームページの作成以来からやっているものでございまして、それがなかなかできていないというのが現状でございますので、基本的な考え方はそのような方向で持っているところがございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 基本的には掲載する量が全然違いますから、それで考え方はいいのかなというふうに思うのですけれども、やはり広報紙は見る。目で見てというところ。インターネットだとかホームページというのは自分で感じるというふうなところも大きくあるのです。フェイスブックなんかでは、自分で動画投稿することも十分可能です。でも、それはそんなに難しいことではなくて、私どもにもできます。無料なところを使っていますから、そんなにたくさん載せられないですけれども、1分間の動画は撮って、それを載せることはできます。だから、住民の方にそういうものを応募しても、その中に載せることも必要なというふうに。そうすれば、やっぱり興味が湧いてきます。若い人はそんなに広報紙というのは重要視に考えないのかもしれないかもしれませんが、やはり年がいけば目も疲れますし、耳から入る情報というのも必要ですし、ぜひそのところを総合的に考えて、町の広報がさらに先に伸びていくようにぜひ考えていただくのがいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ試せるところは試してやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。町長、何かありますか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 情報の伝達というのが今一番行政のほうにも求められていることだし、個々の人同士にも求められていることだというふうに思います。ですから、どう情報を伝達をするのかというのは本当に難しいわけですが、広報紙、見るほうの広報紙、紙の面については町、市のコンクールで優秀賞をとったようなところのあれなんかはみんな見て参考にして、まねができるところはまねをしていく。どうところがよかったのかというようなことですが、やっぱり視覚に訴えるという、

議員さんおっしゃるとおりの部分というのはかなり高く、それで優秀賞をとるところの広報紙というのの一番すぐれている点と言われるのが写真なのです。やっぱりぱっと見て何を言わんとしているかというのが写真でわからせるというのが。そういうようなものをまねをするわけですが、なかなか運動会の写真を撮ってもよく撮れるのと、ほどほどの場合とあるわけ。それと同じように先日も議会のほうの議長会の総会があって、こちらのほうでは寄居が優秀賞、小川町が準優秀賞というので、みんな競争して広報紙の中でもやっているわけですが、嵐山町でもそういうところで表彰されるような形になるように、もう一度今議員さんおっしゃったことを各課で、あるいは役場全体で課題として持ち帰って検討して、いいものをお届けをしたいというふうに思っております。

そして、やはり見るもの、紙面、紙の広報紙、それからインターネットの情報というのも国全体の中でも新聞の購読紙というのがもうどんどん減ってきている状況があるわけです。それと、年齢層によっても情報のとり方というのは全く違ってきていると言われている中で、やはりそういうものも国の動向等も十分に認識をしながら、勉強しながら、これからの面に対応していければというふうに思っております。参考にさせていただきたいと思えます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

よその町村についてはよその町村の取り組みがあると思うので、余り、ある程度はまねができるかもしれませんが、金銭的なものもあるでしょうから、ただ簡易にできるところというのはやっぱり目で動く、目で追うものだとか、自分で見なくても耳から入るものだとか、そういうものというのは子供でも、大人でも入りやすい情報というのはあるわけですから、ぜひ今来の、先ほども案が出ていましたですが、千年の苑のPRだとかというものはこれからいろいろしていくのかなというふうに思いますが、やっぱりいろんな捉え方をとって、もう千年の苑については嵐山町の住民の方は何も知らないことはないのだと。そういうふうに自負できるようにPRをしていただいて、やっていただきたいなと思えます。

次に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 2番目としまして、桜並木の維持管理についてでございます。

都幾川堤にある桜並木は全体で252本、町の観光資源でもあり、町民に癒やしを与える大切な空間であります。この桜並木を今後どのように維持管理をするのか、下記によりお伺いいたします。

1 個としまして、昨年強風による倒木がありました。腐食及び病気などの定期診断の実施をどのようになさっているかお伺いします。

2 番目として、枝の張り出しが利用者の迷惑になり、苦情もあります。これは特に道路のほうでございますけれども、維持管理の現状についてお伺いをいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目２の、最初に（１）につきましてお答えをいたします。

桜並木の診断につきましては、町が日本さくらの会に加盟していることから、日本さくらの会へ樹木医の派遣診断の要請をいたしました。その結果、３月末ごろの開花を待っての診断が時期的には適しているとの回答をいただきましたので、開花の状況報告を行いながら診断日を決定する段取りとなっておりますので、その診断の結果を踏まえて、定期診断の必要性や頻度につきましても相談の上、決定をさせていただく予定でございます。多くの皆様の寄附により30年の年月をかけ苗木から成長してこれまでにになった大切な桜並木でありますので、樹木の健全化により長寿命化を図るため、適切な管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。桜の枝の繁茂につきましては、毎年通行の妨げになる箇所を伐採を桜の木本体に影響を与えないよう、必要最小限で行っております。本年度につきましては、トラクター等の農耕車の屋根に当たるような枝の伐採を２月末までに行っております。今後も樹木に負担がかからないよう配慮をした上での維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員） 質問をさせていただきます。

樹木医さんの予定を組ませていただいていますというふうなことでございます。今回が初めてですか。今までやったことがなかったですか。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

この樹木医を派遣していただいて診断という作業でございますけれども、こちらにつきましては、過去に、平成15年になりますけれども、一度診断を受けております。その後年数がかなり経過しているわけでございますけれども、前回の吉本議員さん等の質問をいただいた後に再確認をさせていただきます、その辺再度の樹木医診断の予定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 桜の寿命、よく60~70年と言われますけれども、もうそろそろその時期に参っているわけですね。それで、前回の倒木ですけれども、やっぱり根の張りが悪いのです。根が張っていないから、ごそっと一遍に持っていかれたというふうな。余り通常の樹木とすると、そろそろ寿命なのかなという。そういう現象を見ますと、ほかにも何本も同じときに植えたわけですから、何本も可能性というふうにあるわけですが、樹木医さんがどういうふうな判断をするかわかりませんが、その結果によっては大幅な、今までの維持管理より見直しということも考えられてくるかなというふうに思うのですけれども、何か予定というか、完全に見ていただかないと、その後のことは一切考えられませんという考え方でしょうか。どうでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、今回今年の台風のときでございましたけれども、風によりまして1本倒木しております。そして現在では、252本あったうち251本という状況になっております。過去の樹木医さんの診断の結果を見ますと、15年前の診断で聞いている話ですと、植えつけの間隔等のお話もいただいております、今回の倒木の箇所については状況を見ていただいて樹木医さんの意見を聞いた上というふうなことになりますけれども、基本はやはり昭和61年、62年、2年にわたって皆さんからご寄附をいただいた1本1本の桜でございますので、なるべく補植等をできるように考えて、担当としますと対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 副町長にお聞きしますけれども、通告してあるのでお聞きしたいと思うのですけれども、非常に住民の気持ちがこもった桜ですね。これはもういけないから、では切ってしまうかという、そういうふうなものと、完全に町の所有だけということではないって、住民の気持ちが、寄附なされた方の気持ちがかかり入っているものではないかなというふうに思います。ですけれども、やはりそのところをある程度町のほうで考えをしていって、感覚的に何か対応しないと、一度に咲かなくなるという表現はおかしいかなというふうに思うのですけれども、やはり植えたときは小さいですから、見ばえはしません。ですけれども、今は大きいから、これからずっと持つという考え方というのはおかしいかなと思うのです。だから、そのところを町のほうでこれからどのように考えていくのか、ちょっと考えをお聞きできればというふうに思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 桜並木の根本的な課題についてご心配いただいているのだというふうに思います。課長からご答弁申し上げましたけれども、町民の方のさまざまな記念樹として植えられたものでございまして、2キロの桜堤に252本。たしか間隔は8メートル間隔で植えたというふうに記憶しております。30年ということですから、非常に年数がたちまして、議員さんおっしゃられるように、最初はこの8メートルでも十分間隔も見応えのある、10年、20年の時代はそうであったというふうに思いますけれども、現状を見ますと、枝が絡み合って、そして付近を通行する農耕車にも支障が出ている。それから、どうなのでしょう。専門の方に言わせればきっと日当たりも樹木の成長には問題があると。そんなこともあるのではないかと思いますけれども、ソメイヨシノの樹齢は、吉本議員さんが以前おっしゃっていましたが、大体60年前後だろうと。しかし、日本の名立たる桜公園には樹齢が100年を超えるソメイヨシノもたくさんあると。そういう話も聞いておりまして、それは適宜適切に必要な管理を行っているからというふうなことも伺っております。そうしますと、大変難しいのですけれども、町民の皆様のさまざまな記念樹として植えたものが、場合によると8メートルではなくて12メートルとか16メートルとか、1本うる抜いてもいいような、桜のこれからの成長を考えたときに、そういうふうなことを考えると非常に難しいなというふうに実は思っているところでございまして、課長お話ございましたように樹

木医さん参りますので、今後50年、60年、100年を目指したときに、どうしていったらいいか。今この30年の段階でどうしていったらいいか、十分ご意見をお聞きして対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 確かにそのところ問題なのです。ですから、町でそういうふうな最悪の状況も考えた状況で対応を進めていただくという考え方がないと、これから樹木医にお答えを聞いたとしても、そのままにしておく大変なことになると思うので、いい機会でしょうから、今後そういう場合にはどうするか、町民の声も聞いて、最終的にみんなだめになってしまうようなことでは困りますので、これは町の大きな観光資源でもあるわけですから、そのところもよく考えて対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げて、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の嵐山町歯科口腔保健の推進に関する条例についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） それでは、ご指名がございましたので、一般質問を行わせていただきます。議席番号6番、畠山美幸。

大項目、きょうは3つございますが、第1項目から行きたいと思います。嵐山町歯

科口腔保健の推進に関する条例について。嵐山町歯科口腔保健の推進に関する条例に基づいた新年度事業の展開について、次の点をお伺いします。

(1) 妊娠期における適切な歯科口腔保健に必要な施策については、現在これプレママ・プレパパが本当は正式な名前かと思うのですが、口腔内ケアを実施していますが、妊婦歯科検診などのお考えはございませんか、お伺いします。

○佐久間孝光議長 それでは、(1)の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

現在嵐山町の妊娠届出数は年間100人弱ですが、妊娠期の歯科口腔ケアにつきましては、平成25年度までは、プレママ・プレパパ教室の中で歯科衛生士による口腔ケアを実施しておりました。しかしながら、参加者のアンケート調査で口腔ケアの需要がとてもしなかつたため、現在は母子健康手帳発行時にお渡ししているマタニティセットの中に、「歯の健康ブック」という冊子を入れて啓発をしております。こういった冊子を入れさせてもらっています。妊娠中はホルモンバランスの変化などにより歯周病菌がふえやすく、口腔ケアはお母さんだけでなく、おなかの赤ちゃんのためでもあります。歯科の検診も含め今後の施策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今後の施策を検討してまいりますという答弁でございました。私も昨年の12月議会で、この嵐山町の歯科口腔保健の推進に関する条例というものができましたので、その中にこの「妊産婦における適切な歯科口腔保健」の文章がありましたので、今後嵐山町はこういうことを進めていくのかなと思ひまして、質問を入れたところでございますが、先ほどの答弁ですので、もう少し掘り下げてお話ししていきたいと思ひますが、先ほど課長の答弁にもございましたけれども、妊娠中はホルモンバランスの変化などにより歯周病菌がふえやすいということで、妊婦さんになりますと、つわりが重い方と軽い方もいらっしゃいますが、やはり食べ物も変わりますし、食べる時間もまちまち、細かく食べたりするというのもございまして、やはりつわりのひどいときというのは、歯磨きがなかなか滞ってしまうことがあります。そういう観点から虫歯になってしまったり、歯周病になってしまったりということの要

因になっているところですよ。

その要因があるために、妊婦歯科検診にどのような目的があるのかといいますと、歯周病ではない妊婦さんの7倍が早産になってしまったりとか、低体重のお子さんを出産してしまうというような要因になることが、歯周病では7倍になってしまいます。喫煙やアルコールの摂取よりも高い確率ですということがうたっています。ですので、やはりこの妊娠期5カ月から8カ月ぐらいになると母体が安定期に入りますので、ぜひその期間に妊産婦さんの歯科健検診を町で推奨していただきたいと思いますと思うのです。そのためにやはり無料というのもどうなのかなとは思いますが、無料もしくは助成という形で推進をしていただきたいと思いますと思います。

いろいろ調べましたら世田谷区ですとか、インターネットで調べましたら西宮市というところがヒットしたわけですけども、こういうところは助成回数1回ということで、1度の妊娠につき1回の検診をしていますよと。こちらは無料でやっているということで、検査内容は虫歯、歯周病のチェック、結果説明及び歯周病予防の保健指導ということはどういうことかということを進めていただけたらと思います。嵐山町、いろいろと子育ての部分では近隣の市町村に比べて手厚くやっていただいて、本当にありがたいと思っております。予防接種もワンコインでできるようなことを進めていただいておりますし、ぜひ母体、お母様のほうにもこういうことをやっていただけたらと思いますけれども、町長、どのようにお考えになりますでしょうか。場所によっては、何か3,000円ぐらいかかって、町の助成があって、700円自己負担ですよというふうなうたっていたところもございました。どのようにお考えでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうに質問いただきましたけれども、健康全般に関しまして、その担当の係も、嵐山町の医師会の先生方、そして医師会の先生の中と町の担当の職員等で話し合いの席があるのですけれども、そのところでいろいろご提言をいただくのです。その中で、内部の課長さん方の連絡の中で、何をやっていったらいいとか、これはもう少し様子を見ようとかということなのですけれども、歯科医師の先生方にも参加をいただくような形にいたしました。そして、歯医者の方の先生方にも加わっていただいた中で、全体の中で嵐山町の健康について子供から大人からお年寄りまでの話し合いをするわけですけども、そういう中で、特にここのところの話というのは、

今までのところまだ私は聞いていませんので、担当とするとそういうような、当然こういうことになっているわけですから、担当とすると話し合いは進んでいると思うのですけれども、まだ私のほうのところまでは流れてきておりませんので。今のところそういう状況でございますので。そういうことでございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 話には出ていないということでございますが、こういう話が議員から出たのだよということで、歯科医の先生に、ぜひその場がまたあると思いますので、町長みずから「そういう状況にあるのかい」と聞いていただくのもよろしいのかなと思います。いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 もうちょっと詳しく担当のほうから聞かせてもらって、それでどういうふうにしたらいいのか、もうちょっと内部で調べていただいて、そしてその話をまた聞いて、皆さんで検討したほうがいいのではないかなと思います。そして、今お話しのように子供たち、特に妊産婦については特別なことも嵐山町でやっているわけですので、それらのことがさらによしということであれば、いろいろな形で進めていけばいいのではないかなと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今町長のお言葉の中から、妊産婦には特別なことを行っているのということがございましたが、前田課長、何か特別なことというのはどういうことをやっていたか教えてください。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 妊産婦の件につきましては、妊産婦の健康診査を14回ほどやっておると思いますので、その中で先ほど町長からもお話がありましたけれども、歯科検診をやっている町村もあります。何町村かあります。そういった意味では、嵐山町は今その妊産婦の健診の中では入れていませんけれども、そういったことを検討していくということは先ほど答弁申し上げましたけれども、今後の施策としては検討しようかということは承知はしております。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） もう14回の妊婦健診は、これ全国ネットでほぼやっております。

すので、特別なことには値しないのかなと私は思うのですけれども。先ほどプレママ・プレパパ教室ということがございまして、25年度で歯科検診というか、歯科の口腔ケアの指導はもう終わってしまいましたということで、お話は今伺って、ああ、そうだったのですねと思ったのですけれども。現在は年間6回ぐらい、ここに日程等の詳細というのが30年度書いてございまして、妊婦体操ですとか、カフェタイムだとか、沐浴、あと妊夫というのは、夫の妊夫体操もやっていますよということで、こういうことは嵐山町はやっていただいているなというのはわかってはいますけれども。もう世の中の流れが先ほども答弁にもありましたけれども、今妊産婦さん100人前後、弱というところでございますので、大事な未来のお子さんを産んでくださるお母様に本当に手厚いことをしていただけたらなと。やはり歯周病とか先ほどもお話ししましたけれども、低体重のお子さんが生まれる可能性がある、早産になってしまう可能性があるということがございますので、やはりそういう不都合なことは取り除いてあげて、元気なお子さんが産めるように町もバックアップをしていただけたらと思います。町長、最後にもう一度お願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お話のとおりでございまして、嵐山町でも今までもやってきております。そして、ここにも答弁させていただきましたけれども、プレママ・プレパパ教室の中でもやってきたのだけれども、受けていただかないというような状況なので、違った形で展開をしようかということで検討している状況だと答弁したとおりでございまして、やらないということではなくて、受けていただけないので、違った形でやったらどうだろうというようなところでこう来ている。答弁したとおりでございまして、これからもしっかり検討していきたいと思っています。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 多分そのときはつわりとかそういうものがあるから。やっぱり人の前で歯磨きをすとかという指導というのはちょっと恥ずかしいのです。だから、多分需要がなかったと思いますので、この検診というところをぜひ推し進めていただきたいと思います。担当課、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番のほうに移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 2項目目、風疹予防接種医療機関について。風疹は、大人が

かかると重症化することがあり、また妊婦が妊娠20週までに感染すると、胎児が風疹ウイルスに感染し、白内障、先天性心疾患、難聴を主な症状とする先天性風しん症候群（CRS）の赤ちゃんが生まれる可能性があります。嵐山町では、2013年ごろから風疹予防接種助成、抗体検査の無料を実施しており、評価しております。国においても予防接種をしていない39歳から56歳の男性に風疹が広がっていることから、この世代を対象に抗体検査や予防接種の無料化を整備しています。対象年齢が働き盛りの方です。比企管内において医療機関の夜間、休日の対応をしている医療機関はあるかお伺いします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

現在比企管内において11カ所の医療機関が日曜日に開院し、予約の上予防接種に対応をしています。夜間につきましては対応しておりません。国が風疹の追加的対策として進めている対象の39歳から56歳の男性は、嵐山町では約2,300人でございます。夜間、休日の対応につきましては、今後比企管内自治体及び比企医師会との調整が必要であると考えておりますので、対策について検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどの答弁の中にも39歳から56歳の男性が2,300人、嵐山町にはいらっしゃるということで、今回は嵐山町ではもういち早くこの風疹の抗体検査、予防接種をやっていただいているので、もう本当にそれはよかったことなのですけれども。しかしながら、まだ受けていない方もいるということもありまして、今回国としては、39歳から56歳の男性に風疹の予防接種、抗体検査をやってほしいということで何か通知を出すことになっていると思うのですけれども。では、その年齢層は何年かというと、1962年の4月2日から1979年の4月1日生まれの人で1回も接種していないという方が全国に1,610万人いるそうなのですけれども、そのうちの、だから2,300人が嵐山町にはいらっしゃるということだと思うのですが。しかしながら、この抗体検査をするキットがもしかすると全員を賄えないかもしれないということで、年齢を切って、39歳から46歳までの男性に、まず最初に検査を促していくというふうに新聞などで見ているのですけれども、嵐山町は4月に入りまして通知をどのタイミ

ングで送ってくださるのでしょうか、その対象の年齢の方に。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今国のほうの施策の話をしていただきましたけれども、昭和37年の4月2日から昭和54年の4月1日ということで、その間の方が対象になると。そのうち昭和37年の4月2日から2回に分けてやるということで、昭和47年の4月2日の方が1回目、昭和47年の4月2日から昭和54年の4月1日が2回目ということで、2回に分けてこの予防接種の勧奨をさせていただくということになります。国のほうとしましては、なるべく早くその通知等を発送するよとということですが、近隣等のお話を聞いても6月の補正予算をいただいて、その後に発送させていただくということになると思います。嵐山町ですと、昭和37年の4月2日から昭和47年の4月2日までの間の方が1,045人でございます。その方たちには6月以降発送等の予算をとらせていただきまして、その後に発送をさせていただくと。嵐山町の場合には既に妊娠を予定している方ですとか、その配偶者の方には抗体検査、予防接種希望があればやっておりますので、それを既にやっている方は除いて発送ということになると思っております。なので、今のところは来年度6月以降に発送、早い時期にその通知のほうさせていただいて、その通知の中に抗体検査のクーポンを入れさせてもらいますので、まずクーポンを持って検査をしてもらおうと。検査をしていただいて、抗体が十分でない場合には、今度は予防接種を受けてもらおうというような手順になると思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。本題の夜間と休日の対応なのですけれども、休日、日曜日に関しての医院はやっていますよということで、11カ所もあるということなのですけれども、こちらのほうは、でも予約制ということで、今回このクーポンを配るときにぜひ、抗体検査もこれは「予防接種に対応しています」と書いてあるのですけれども、抗体検査はこの11カ所の医療機関はいかがなのでしょう。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今回風疹の予防接種ということで、まず抗体検査をして予防接種を受けるということなのですけれども、国のほうでは抗体検査をまずしますので、その抗体検査、各人にクーポンを持っていってもらって、医療機関でやるという

ことになるのですけれども、そういった場合に医療機関でやるのではなくて、仕事をしている方であれば会社の健康診断ですとか、そういうところと、あと町でやります集団健診などのそういった機会を捉えて抗体検査をやってもらってもいいのではないかという話も国のほうで出ております。ただ、対象人数が結構多くなりますので、それにつきましては、今も国のほうでもいろんな制度についての方向性ですとか、近隣町村の対応の仕方もありますので、そういった面ではこれから詰めていこうというのは思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 職場の健康診断とか、個々の特定健診とかで血液検査で抗体検査はできますので、そういう形でもできるのかなとは思いますが、中には健康診断、本当は受けてもらいたいですよ。だけれども、やはり忙しくて健康診断できないから、抗体検査だけはせめてという方もいらっしゃると思いますので、この11カ所の日曜日に開院しているところで抗体検査もできるかどうか、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

それと、夜間のほうですけれども、夜間もしやっていただけるようなところがあれば、ぜひどこかやっていただけたらと思いますので。やはりちょうど働き盛りの年齢でございますので、何とかそういう対応をしていただけたらと思いますので、今後のお願いをよろしくお願いしたいと思います。

では、以上でこちらは終わりたいと思います。

次の、3番目に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 飼い主のいない猫対策について。今年度で県の補助事業が終了いたします。県の補助金を活用していく上で、ボランティアグループを立ち上げることが条件で開始しました地域猫活動の拠点を川島地区の区長をはじめ、住民の方のご理解、ご協力で進めることができました。しかし、これで活動が終わりではなく、3年間の経験を踏まえて、町としての取り組みが進んでいきます。ボランティアグループは、多いときは8名のメンバーさんがいましたが、活動していく上で考え方の違いがあり、新年度からは個人での活動がやりやすいということになりました。町では、まだこの活動が認知されておらず、餌を上げている方がいます。餌を与えているだけ

では、子猫が生まれ、飼い主のいない猫がふえてしまいます。避妊、去勢をすることでふやさず、鳴き声などの苦情も減少します。手術をしたら、その地域で生涯面倒を見ていただくのが地域猫です。今後の町の取り組みについてお聞きいたします。

(1) 3年間で猫の避妊、去勢手術状況は。

(2) 自治体枠のさくらチケットの配布方法は。

(3) 今後の周知が重要ですが、周知方法は。

(4) さくらチケットで避妊、去勢手術は、現在上尾市が指定になっております。チケットをいただいても上尾市の獣医まで行けない場合のボランティアが必要になります。また、獣医の動物愛護センターって書いてしまったのですけれども、こちら動物指導センター等勤務の公務員の方への依頼も考える必要と思いますが、お考えを伺います。

(5) ふるさと納税の地域猫寄附目的の状況についてお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに、小項目(1)から(4)について。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、(1)につきましてお答えいたします。

猫の避妊、去勢手術状況は、28年度が雌17匹、雄15匹の計32匹、29年度は雌42匹、雄20匹の計62匹、30年度が2月18日現在で、雌33匹、雄27匹の計60匹であり、3年間で雌92匹、雄62匹、合計154匹に対し、手術をした状況となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

さくらチケットは一般、行政、団体の3つの枠があります。このうち行政枠の配布方法ではありますが、どうぶつ基金から一定期間内に使用できる範囲の枚数の交付を受け、手術を希望される方の申請に基づき、町がチケットを配布しております。

次に、(3)につきましてお答えいたします。

さくらねこ無料不妊手術事業については、ホームページに掲載しております。飼い主のいない猫対策には、昨年からはまったさくらチケットの活用が有効ですし、多くの方々の理解と協力を得ることも大切であります。今後は町広報紙に掲載するなど、一層の周知を図ってまいります。

次に、(4)につきましてお答えいたします。

動物指導センターに確認したところ、センターには、常勤の獣医が6名、非常勤の

獣医が2名おりますが、現在県内に動物指導センターが2カ所しかないため、センターの管轄範囲は大変広く、また講座、教室や各種事業に出向くことも多く、慢性的な人手不足となっているとのことでした。また、センターで行われる避妊、去勢手術については、センターで一時保護された犬猫を新たな飼い主へ譲渡する前に手術を行うもので、年間でも数頭に限られるとのことでした。一方、センターとしても県内で地域猫活動が展開されていることは承知してはいるものの、特定団体からの依頼に応じて避妊、去勢手術を行うことは困難であり、前例もないとのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、(5)について。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 では、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

本年1月時点での地域猫活動をはじめとする環境保全事業に対する平成30年度のふるさと納税額は28件、50万5,000円でございます。このうち返礼品代等の経費分を除いた25万円を特定目的基金のふるさとづくり基金にふるさと納税分として積み立て、新年度当初予算において地域猫活動推進事業費補助金の財源といたしまして、基金の一部を事業に充てる予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) それでは、(1)番のところから再質問させていただきます。

今回3年間にわたりまして154匹の地域猫の手術が終わったということで、地域猫というのは、今嵐山町においては川島地区1区、2区、3区の、その3区の中のを地域猫と指しておりますので、川島地区内での猫が154匹と考えられます。それとは別に、30年度からさくらチケットの配布を始めさせていただいておりますが、そのさくらチケットで避妊、去勢手術をした頭数は何頭だったのでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをいたします。

避妊が15件、去勢が16件、合計31件でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) こちらは嵐山町全町で野良猫としている猫たちに対して、さくらチケットを活用しての頭数だったと思うのです。今さくらチケットの交付につい

て、嵐山町ではさくらねこ無料不妊手術チケット申請書というものをホームページに出していただき、現在は2月分までは終わってしまったので、今ホームページには載っておりませんが、また3月1日に申請をしていただいているということを職員に確認しております、1週間ぐらいでチケットが20枚程度また来ますよという話で、またそれを活用させていただいて、嵐山町の川島地区ではない猫たちに避妊、去勢手術がまたこのチケットを使ってできるという状況になっていて。このさくらねこ無料不妊手術チケット申請書の中には、チケット利用条件ということで4項目、これを満たさなかったら配布はできませんよということがうたわれておまして、1番目には「チケットの利用に当たり、問題が生じた場合に責任を持って対応します」、「餌の与え方」、そして「トイレの設置、ふんの清掃」、そして「さくらねこの理解の普及」ということで、4項目のここにレ点が入らないと、チケットはもらえませんよということになっています。でも、本当にここまで嵐山町が取り組んでいただいて、お金がかからないで避妊、去勢手術ができる状況にまで持ってこれたというのは、この3年間の地域猫のボランティア様のおかげだなと私も思っております。それなのですが、このチケットが使える病院というのが、ちょっとあっちこっち行ってしまうな、そうすると。今のが1番、2番のところ当たるかなと思いますけれども、4番目のところにちょっと飛んでしまって、3番目は周知、後で周知のところ戻りますけれども、1、2、4で、ちょっとここ一括なので、質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 はい、どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 4番目のところで、上尾市の獣医さんが、このさくらねこのチケットが使える病院なのです。あともう一カ所、熊谷にある、妻沼あたりにあるのですけれども、そこもあるのですが、どちらか一方という選択肢になっていますので、今は上尾市で選択をしていただいて、上尾市まで行っているところでございますけれども。これがなかなか上尾市まで片道1時間弱で、45分から1時間、時間帯によるのですけれども、かかってしまうのです。今ボランティアの方も60代がメインになっておりますので、なかなかそちらのほうまで連れていくというのがすごく困難になっている状況なのです。そういう状況ですので、できればそこの動物指導センターの獣医さんを活用して、こういう活動にご協力いただけたらなということで、今回4番目の質問を入れたわけですが、人手不足で今いろいろと外にも出ているから無理な

のだということも答弁に書いてありましたけれども。中谷百里さんという方が広島県出身の方で、この方がもうすごい、あちこちで講演して歩いている素晴らしい方がいるのですけれども、この方は広島県の公務員の獣医さんを活用して、どんどんこういう活動を進めていったおかげで、もう広島県は早くから殺処分ゼロになっているという話を聞いております。ですので、難しいのかもしれないのですけれども、地道にこの辺の活用ができたらなって思うところなののですけれども、どうでしょうか。お話を継続的に持って行っていただきたいと思うのですけれども。これは、もう県議のほうに言ったほうがいいのかもしれませんが。ぜひそういう声が多分この近隣、皆さんそういうふうには思っていると思うのですけれども、いかがでしょうか。強くまた要望していただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 地域猫の活動は、議員さんおっしゃられるようにボランティアの方々の大変なご尽力で成り立っているのです。その方たちにご協力を今後もしていただく意味において、支援をする県なり町なりがしっかりした将来展望を持ってお話ができないと、なかなか続かないのだというふうに思うのです。動物指導センター、近いところにありますので、聞きに行くのが、またさらに議員さんのこのご質問を踏まえて、さらに聞きに行くことというのはできるのだと思うのですけれども、果たして前向きな取り組みがしてもらえるのかどうなのか、大変心配な点がございます。もう一度だけ議員さんのご質問を踏まえてお訪ねをしてみたいと、このように考えております。それだけでよろしかったでしょうか。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひお願いしたいと思います。

それと、3番目に戻りますけれども、やはり周知は、今までも本当に広報紙に何度も出していただいております。地域猫の活動とはこういうことなのですよ、そして今ボランティアさんが足りないので、お願いしますよ、あとミルクボランティアって、子猫ちゃんがどうしても、野良猫ちゃんというか飼い主のいない猫のところには、必ず子猫ちゃんもいて。そういうミルクボランティアさんも募ってやっていたときもありましたけれども、本当に人間の赤ちゃんと同じで、3時間置きとかにミルクを上げなくてはいけない。また、30度から33度ぐらいの温度設定をしなければいけないですとか、いろいろ事細かなことをやらなくては子猫が死んでしまうというので、もうボ

ランティアさんが本当に寝ずの看病というかで大きくして、里親を探してという活動も本当にやっていただいたところです。

広報紙だけでは、やはりなかなか周知が行き届かなくて、私も一生懸命動いて、これからこういう活動をやっていきますからということで、またボランティアさんの協力もお願いしていきたいなと思っているところではございますけれども。昨年になるのですけれども、吉見町のフレサと北本市役所の中で、中谷百里さんという方がみなしご救援隊とって、栃木県のほうでこういうかわいそうな犬や猫を最終的に預かっている施設があるのですけれども、そこの運営を行っているこの中谷さんという方は、猫や犬を飼っていらっしゃる、こういう活動をしていらっしゃる方のもうカリスマ的な存在になっておりまして、その2カ所で講演会みたいなものがございました。そうしますと、この人が来るということで、もういろんな市町村から多くの方が傍聴というか、その講演を見に来て、100人はもう優に集まっている状況なのです。ですので、そういう方をお呼びして、こういう必要性、何でこういうことをやっているのかという活動のお話などをやっていただいたりとか。

あと、先日課長から本を何冊かお借りしまして、「のらねこハンドブック」ですか、一番最初に横浜市でこの地域猫という名前を名づけた職員、黒澤泰さんというのかな、安泰の、泰明さんの泰って書くのですけれども、泰さんという方が書いた本の中にもこの地域猫、磯子区だったかな。そこで、どうしてこういう活動が始まったかという本もお借りして読ませていただいたのですけれども、TNR、だから、トラップ、捕まえて、手術に出して、最後はまたもとに戻して、最後までその命を見守っていくという活動を推し進めた最初の方がこの黒澤泰さんという横浜市の職員だそうです。ですから、こういう方も講演の依頼があれば行きますよって本にも書いてありましたので、そういう方々にご協力をいただいて、ぜひこの嵐山町の町民の皆様がもう少し関心を持っていただけたらなって思います。

今までの活動をして見ていると、やはり個人の方が、特に高齢者の方とかが、かわいそうだって庭で餌を上げて、どんどん、どんどんふやしている傾向が見られるのです。ですので、あとはどこに野良猫がいるのかという情報収集も必要になってくるかなって思っているところなのですけれども。その本の中には野良猫マップとってどこに点在しているかというのをつくったほうがいいですよというようなことも書いてありました。ちょっといろいろ細かいこと申し上げましたけれども、ぜひそういう

活動なども嵐山町としては考えていただけないかお伺いします。講演の件です。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 3年間のこの活動、モデル事業でやってこられた経過を見ますと、本当にリーダー、そしてその周りの人たちがお骨折りをいただいて成り立ってきているのだなというふうに感じました。今後、組織はなくなったということでございますので、今までお骨折りをいただいた方にちょっとお声がけをして、今嵐山町に求められているのは何だろうということをお伺いしてみたいなというふうに思いました。そしてまた、この方々に何をやるにしてもご協力をいただかないと始まらないのだと思うのです。そういうこともちょっと念頭に置きながらそういった行動をとってみたいと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひお願いしたいと思います。

あと、5番目のほうに移ります。ふるさと納税の、先ほどのご答弁ですけれども、本当に多くの皆様がやはり関心があって、50万円ほどの寄附があり、またその半分は返礼品になってしまうということですので、25万円程度。今回の予算が、10万円がこの間予算書に計上されておりましたが、今までと違って避妊、去勢手術はさくらチケットというものがありますので、そちらで賄っていけるのかなと思うのですが。やはり今後必要なことが、例えばその地域の猫がふえているよ、手術しましたよ、またそこに戻しますよということ、やはりその地域の方がご理解をさせていただくことがまず最優先ですので。それで、やはりふん尿のクレームが断トツだと思いますので、トイレの設置というのが必ず必要になってきます。トイレの設置には、発泡スチロールですとか、何かブロックなんか積んで、そこにさらさらの砂を入れることによって、そこで猫がふん尿をするということですので、そのトイレを設置するという費用がかかることと、あと子猫がもしまたいた場合には子猫のミルク代ですとか、またそういうものもかかってきますし、10万円でどれだけできるのかなというところではございますが。その中で、嵐山町地域猫活動推進事業費補助金交付要綱という要綱がありまして、その中には、第6条といたしまして補助金の額で、「補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、45万円を限度とする」とうたっております。今回10万円ということで、これ避妊、去勢手術が入るとそのくらいになってしまうかもしれません

けれども、場合によってちょっと予算がかかってしまうことがあった場合には、多少先ほどのふるさと納税の部分が15万程度まだ残があるわけですので、活用させていただくことは可能になるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ふるさと納税の経費を引いた残額の部分についてどうかというふうにお尋ねだと思います。この要綱の45万円というのは、3年間の県のモデル事業、県費の40万に、町の単独費5万円を足した金額だというふうに思います。新年度は3年間のモデル事業終わりましたので、町の単独で10万円。予算の中身は、何か猫の去勢手術後の薬代2,000円の50匹と、そういう積算の基礎らしいですけれども、この用途についても先ほどちょっとお話をした、実際に今までお骨折りをいただいた方々、そういった方々にもご相談申し上げたいというふうに思いますし、ふるさと納税今後どう進展するかわかりませんが、現状で納税していただいた方の趣旨を踏まえて、残った部分については今申し上げた方々ともご相談を申し上げながら補正措置を講じて有効に適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 3年間泣きたくなくなるぐらい大変だった方が本当に多くいらっしゃいまして、でももう一回副町長もしくは担当課のほうから今までボランティアをしてくださった方をねぎらっていただき、また今後も続けていただけるようにぜひお話を持っていていただきたいと思いますので。

「のらねこハンドブック」の中にもあったのですが、「人間の無責任さから生じてしまった野良猫たちが、生きる権利を奪われることなく、人々の同情と理解を得られることを願っています」ということが書いてありましたので。嵐山町は本当に動物に対しても優しい町というか、そういう人が多いところですので、ぜひその辺をご理解いただきながら、町民の皆様にもご理解をいただいて、今後も切れることなくこの活動ができることを私も頑張って協力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時14分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月5日（火）午後1時30分開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 青柳賢治議員

第3番議員 大野敏行議員

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
岡本史靖技監	
青木務総務課長	
伊藤恵一郎地域支援課長	
山岸堅護税務課長	
村田朗町民課長	
前田宗利子育て支援課長	
近藤久代健康いきいき課長	
山下次男長寿生きがい課長	
杉田哲男農政課長	
山下隆志企業支援課長	
藤永政昭まちづくり整備課長	

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、こんにちは。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午後 1時28分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○佐久間孝光議長 3月4日の畠山美幸議員の一般質問に対する答弁の中で、前田子育て支援課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 畠山議員の質問項目2、風疹予防接種医療機関についての答弁の中、1年目の対象者の範囲を「昭和37年4月2日から昭和47年4月2日生まれの方、1,045人」と答弁いたしましたが、「昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方」の誤りでございました。ここに訂正をし、おわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○佐久間孝光議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の職員の士気向上につながる再発防止についてからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員の青柳賢治でございます。議長の指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、職員の士気向上につながる再発防止策についてでございます。平成31年の1月21日、嵐山町にとりましてとても残念な職員の懲戒処分が公表されました。全員協議会におきましても報告もいただいたわけでございますが、今回の処分は嵐山町にとりまして初めてのことであります。全国に大きなニュースとなって流れまして、嵐山町の将来像やイメージが毀損されたのかなというふうに思っているところでございます。多くの町民から議会におきましてもしっかり対応すべきではないかというような声もいただきました。処分の内容につきましては、任命権者であります町長がされた判断でございますので、その点については言及いたしません。次のことにつきましてお尋ねをしたいと思います。

まず（1）でございますけれども、町民や企業からはどのような問い合わせや町民の声が上がっていたのか。

（2）といたしまして、役場職員も残念な思いだろうなと思います。職員の精神面のケアなども必要と思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

（3）といたしまして、全員協議会でも町長のコメントについても説明がございましたが、早急に再発防止策に取り組むということでございました。どのような再発防止策についてお考えになっていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、3点でございます。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

今回処分を行ったことを公表したことによりお問い合わせを幾つかいただきましたが、そのほとんどが匿名でのものであり、件数といたしましては、17件の電話、手紙3通、電子申請による意見が8件ありました。その内容でございますが、人物が誰なのか、どこの部署なのかといった人物を特定するもの及び処分の程度に関するものが

ほとんどでありましたが、多くはネット社会を反映し、公務員の不祥事をバッシングするようなものでございました。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町に多くの方を呼び込み、町の活性化を目指している中であって、今回の件で町の名を広めてしまったことについて大変遺憾なことと思っております。しかし、職員が安心して職務に専念できる環境を整えることもまた重要であり、職員の理解をいただけるものと考えております。また、被害を受けた職員に関しては十分に配慮し、復帰に向けた取り組みを行っているところでございます。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

再発防止策につきましては、まずは町長から職員に対しまして、この問題に対して強い気持ちで取り組んでいくという意思を表明していただきました。また、2月18日には全職員を対象に公務員倫理・コンプライアンスの研修会を実施いたしました。内容といたしましては、ハラスメントに関することをメインとしたもので、過去の事例などから、その原因の把握や対応方法、抑止方法などにつきまして、ハラスメント全般における周知と啓発の場を設けたところでございます。また、こうした研修に加え、職員間でのコミュニケーションの円滑化をはじめとする職場環境の改善を図ることも必要であると考えております。先ほど申し上げましたとおり、職員のメンタルヘルスマネジメントを適切に図りながら、各種研修や職場内研修等を実施し、今後同じような事案が起ることのないよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) (1)から再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、非常に岩澤町長が埼玉県内の町村の中でも地域経営ということで町を引っ張っていただいているわけでございます。そういった状況の中で起きた今回の処分だったわけでございますけれども、私としますと、今ここに17件の電話、それから手紙が3通、それと電子申請による意見が8件あったということで、対応された係も大変ご苦労されたのだろうなというふうに感じております。ただ、やはりこの件につきましては、ちょっと申し上げますと、私もこのとき5時台だったのですか、出ていたのです。それで、いきなり電話がかかってきまして、町民の皆さんから私のところに直接。「青ちゃん、ちょっと大変なことになっているぞ」という電話だったのです。そうしたら、いろいろ

ろと聞くところによると、大相撲のときのテロップで流れたとか、そのぐらいに大きなニュースというような扱いだっただけだと思うのです。

それで、私としてみると、やはりこういった問い合わせがあったということ、これはやはりどこかで町のほうからでもきょう一般質問の中でお知らせいただきましたので、いいのかとも思いますけれども、どこかでこういったことについては、何らかの町民に向けてメッセージがあってもいいのかなというふうに思っているところがございます。一応このような反響があった中で、今答弁いただきましたけれども、ネット社会を反映していると。そういった中で、公務員の不祥事ということへのバッシングをするようなものであったというような答弁をいただきました。やはり今いろいろな公務員のかかわる不祥事といたしますか、いろいろなことに及んではいるわけですが、この点については総務課長ともう一人の方で対応されたというふうに聞いておりますけれども、人物が誰なのかと、そういうことは公表されていないわけですから、その辺の、恐らくこれだけの件数が来たというのは初めてだったのかなと、今までの中でも、思うところなんです。そんな中で、それについての対応というか、いわゆる今出たところの28件ですか、あった対応に対しては十分な対応はとれたのだというふうに担当課としては思われていますか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

こうしたお問い合わせ、ご意見等々への対応につきましては議員おっしゃるように、総務課の私と副課長の2名で基本的には対応させていただきました。そういった中で十分な対応がとれたかと、こういったお話でございますが、やはりお話をいただいた多くのものは先ほども申し上げましたが、匿名でお名前を名乗った方というのは本当にごくわずかでございます。当然そういった方に対しましては、しっかりどういった方かというのはおわかりになりますので、対応させていただきましたが、匿名の方に対しても誠意ある対応、こういったものに心がけた、こういった思いでございます。以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) やはり町民の一人としてもその辺のところは非常に嵐山町を思えばこそ関心もあるし、心配もしている部分だと私は思うのです。そして、どのような問い合わせがあったかということについては、やはり嵐山町の今総合戦略で進め

ていることも、産官学を含めていろんな協力団体いただいて動いているわけです。そういった意味からも、やはり丁寧な報告、説明のようなものがあったもいいのかな。町民の一人としては全員協議会でいただきましたから、議員として、公表されている部分でいいかと思えますけれども、何らかのそういったこの件数だけではなく、声も上げない町民の方もいると思えます。そのような人へも何らかの町のやっぱり姿勢というのでしょうか、示すところがあったもいいのかなというふうに私は考えているところですが、課長はどう思われる。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今回この件が大きく報道されたことによりまして、当然多くの町民の方にご心配等々おかけをしたというふうに思っておるところでございます。ご案内のとおり今回の件の公表につきましては、町で定めております懲戒処分に関する公表基準、この基準に基づきまして公表させていただいたところでございます。町のホームページ、町の役場の外にある掲示板への掲示、並びに報道機関への情報提供等、こういった形で公表させていただきました。また、それと同時に直近で開催をされました区長会、町民の代表でございます区長会の役員会並びに全体会議、この中におきましても今回の件につきましておわびを申し上げるとともに、公表できる範囲内でお伝えはさせていただいたところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今の課長の答弁から区長会の全体会の中でもそのように報告されたということでお聞きしましたので、とにかくいろいろなところからそういったような意見や電話があったのだと思います。それにつきましてもしっかりと対応していただいているということなので、私としてはこれ以上申し上げることはありませんので、この後も何らかのものがあってもしっかりと今までしてきた対応をとっていただきたいというふうに思います。

（2）に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） そこで、なかなかいろいろな事業が大きく展開している今日でございます。その中であって、役場の内部の中でやはり職場の雰囲気といいますか、

そういうようなことではなかなか町民福祉の向上というのは進んでいくのかどうかと心配するところがあります。そういう中で、この職員のケアということになっていくわけですが、私も今回こういった事件、人事院の関係含めて何冊か本も読んでみました。非常にまだ新しいような内容でございまして、どこからどこまでがどうなのかというようなことがよくわからない部分もありますけれども、今ここに書いていただいていますように、被害の受けた職員に対しての十分な復帰に向けての取り組みとか、いろいろ書かれてございます。この部分だけではなく役場全体の中で、そういう雰囲気であってはやはり町民に向けての仕事がおろそかになるというふうに思います。そういった中で今申し上げた、答弁いただいた、職員が安心して職務に専念できる環境というようなことも重要だと考えていますけれども、この辺についてもさらにどうですか、担当課としては、そういった相談員といいますか、いわゆるそういったことにたけているような役場の職員さんもいるわけですね。そういったようなものの相談員のようなもの、そういったようなことまではまだこれから検討したりしていくような状況にあるのですか、ケア含めて。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

人事担当課としてこういった問題に対してどう対処すべきかということは大変重要なことだというふうに思っております。職員がやはり日々安心して働く環境をつくる、こういったことは必要だというふうに思います。そのために職員が何かがあったときに相談のしやすい体制をつくる、これも必要だというふうに思います。現状で申し上げますれば、総務課の職員が第一義的な相談に応じる、相談をお受けをするということでございます。当然専門的な知識はございませんので、必要に応じて専門の知識をお持ちの方に対して直接相談をする、あるいはそういった方に事案をつないでいく、こうしたことを通して、やはり職員のメンタル面でのケアをしっかりと行っていくと、こういったことで現状は考えてございます。内容が内容だけに当然秘匿性のある問題だというふうに思っておりますので、相談の内容がいろんなところに漏れてしまつては、これはもう問題となりますので、そういったことにも十分配慮しつつきちんとした対応を行っていく、こういったことに日々、日々というか引き続き努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 職員のケアでございますので、その辺もこれから先々嵐山を背負ってってもらわなくてはならない人たちでございますし、十分な対応、それから課長会含めてフォローといたしますか、やっていただきたいというふうに思っております。

それで、再発防止策のほうに行きますので、そこで述べさせていただきたいと思えます。再発防止策、(3)のほうに移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 一応そこで、町長が強力な再発防止策を考えていくということでございましたので、ここに今答弁いただきましたら、2月の18日に全職員を対象に公務員倫理・コンプライアンスの研修会を実施したと。その中には内容として、ハラスメントに関すること、これをメインとして、過去の事例からいろんな抑止方法などについて全般における周知と啓発が設けられたとあります。これについては、役場の職員140人、臨時の職員は入るのかどうかわかりませんが、どのような状況でやられたのですか。要するに臨時の人とか、そういったことは入らず、役場の正員の皆さん、職員というかな、正職員というのかな、にやられたのか、その辺をちょっとお聞かせいただければ。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

研修会につきましては、当日午前、午後の2回実施をいたしました。午前2時間半、午後2時間半と、同じ内容で2回実施をしたところでございます。当日は確定申告の受け付けの初日ということもございまして、税務課さんについては、業務の都合上参加はいただけない状況でございましたので、それ以外の職員の皆様方には広く参加をいただきました。実際参加をいただいたのは100名を超える人数の方に参加をいただきました。対象としては、同じ職場で働く仲間でございますので、当然正職員のみならず、臨時の方等々も含めて、都合のつく方にはご参加をいただいたということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そのような研修会、いろいろそれを含めて、さらにいろいろ

なことをなさっていても組織の中ではこういったことが多々あるというふうに思うところでございます。人と人とのいわゆる絡みでございますので。そして、やはり一番難しいのは、これ感情だと思っております、感情。AIではできない。私がもうそういったことを研修していらっしゃるでしょうけれども、きょう一つお話しさせていただきたいのは、コミュニケーションスキルの一つで、ご存じでしょうけれども、アサーションという言葉があるのだそうです。これは、相手を思いやりながら自己主張するという内容だそうなのです。ああ、なるほどな。自分はこういうことばかり言われているけれども、なかなか自分の主張ができないなと思っている人には最高ではないかと。やはりこれからは、その先生の手書に本によりますと、どういうタイプかというところ、ドラえもん漫画がありますね。ドラえもん漫画でいくと、しずかちゃんなのです。しずかちゃんタイプ、これがこれから求められていくのではないかと。

そして、ここで私申し上げておきたいのは、それをさらに進化させていくと、アサーティブという言葉になりまして、要するに対等にコミュニケーションを図ることなのです。そこには、このようなことが起こらないのではないかと、その先生はおっしゃっていました。そして、対等と対等の中にはパワハラというのはないのだということなのです。要するに自分がやってほしくないことは、人にもやるのではないよと。我々が小さいころ、親に教わったようなことです。まずそれが基本なのだ。ああ、そうなのだ。やっぱり自分がやってほしくないことは人にやってはいけないのだ。こういうようなことをもう一度しっかりと、今100名の職員の中でとおっしゃったけれども、これはやはり全員でその部分を共有して、そしてそれを乗り越えていくという嵐山役場になってもらわなくては困るわけですが、我々町民としても。そういうことで私申し上げているのです。

ですから、そういったようなことがやはり何か基本的な部分、いろんな日常の業務が繁忙で忙しいと、そういったこと。それから時間外の残業もあるな、そういったことを含めると、どんどん人間というのはやはりゆとり、余裕というものがなくなってきましたと、人の考え方もなかなかわからなくなってくる。自分の考えすらちょっとわからなくなってくる。それは精神的な面、メンタルであるでしょうけれども、何かそのような基本的な部分、ここがやはり一番大事なのではないかと。ですから、今私がここで再発防止策を町長が強力に取り組んでいくという、全員協議会のときにコメントされておりました。課長、話したと思うのです。そこはやっぱりしっかりと2月18日

の、おいでいただかなかった方にももう一度でもやって、しっかりと、もう嵐山町にはそういうことが起こらないように一人一人が自覚をして、上司も部下も全部やっていくのだという思いで取り組んでいただかなくては、我々町民としても、町を応援している立場としても思いますが、その辺は町長どうですか、答弁いただけますか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今回の件につきまして、町内外の皆さんに大変ご心配をいただいたり、ご迷惑をおかけしていることに対して本当に心からおわびを申し上げる次第でございます。議員さんからも今いろいろご意見、またご指導をいただいておりますけれども、今回この件が発生をしてしまったわけですが、役場庁舎内には大勢の人がいまして、今議員さんおっしゃるように、いろいろ人によって、その考え方、思い方というのが全部違うわけですので、それをお互いに意思の疎通をしっかりと図りながら、職場環境をというようなことをみんなで考えていけば、こういうことにはならないわけなのですが、やはり時として自分の意見を強く、そして相手には自分の意見を言って、引っ込めさせるというような感じになるようなことが時として起きてしまうわけですが、それが瞬間的に起きて、このやろうというような感じに思ったりということであれば、それで済むわけなのですが、それが継続的ないいいますか、ちょっと時間が長くなる、期間が長くなるというようなことになってくると、やはりストレスというようなものが抱えてきて、それがなかなか吐き出せないで体調を崩してしまうと、こういうような悪循環に入ってってしまうわけです。

そして、そういうのを嵐山町だけではないと思いますけれども、いろんなやり方で乗り越えてきているのだと思うのですが、町のほうでもストレスチェック、またはこうした今回の講習のようなことも今までも行ってまいりましたし、機会あるごとにそういうような話は集まる場所で指摘しているわけですが、大変残念ながら起こってしまった。そして、しかもいろんなやり方というのがあるわけだと思うのですが、この人には顔を見るのも嫌だとか、この人とどうも話をするのを苦手なのだよなどというのは誰もあるわけですので、そういったものというのは、庁舎の中でも人事異動ですとか、いろんな仕事の役割分担を変えていくとかというようなことというのでやってきておるわけです。そして、事あるごとに今議員さんおっしゃるように自分の嫌なことは相手にするなど、人にされても嫌だろうというようなことは講

習を通じたり、あるいはいろんな機会を捉えた講師の先生方の話を聞いて、そういうようなことというのも理解をしてきていただいているとは思いますが、こういうことが起きてしまったわけです。

そして、さらにその上で、こここのところで講習会を開いた。そしてまたさらに次の講習会も、また次の話し合いも勉強会もというふうなことを考えているわけなのですが、一度やって効果が出ればいいのですけれども、今までも何度もやってきているわけですので、これからも機会を捉えて周知徹底がしっかりできるまでいかなければいけないわけなのですが、そういう難しい、人の気持ちのことですので難しいわけですが、こういうようなことが起きないように。それで、いずれにしても役場の職員として町民福祉の向上、これをしっかりやれる、気持ちよくやれる、毎日続けられる、そういう職場環境を何としても一日も早く取り戻していかなければ町民の皆様に申しわけが立たないわけですので、町長といたしましてもしっかりとそういうものを取り返して、町民の皆さんの負託に応えられるしっかりした体制をとっていきたいというふうに思っております。

それから、今までの経過の件でございますけれども、いろんな情報が17件寄せられましたということです。それで、それについては、公表の基準というのが決められておりますので、その法令に準拠しましてお答えをさせていただいております。その一番の基準というのは、やはり職員を守るというのが一番でして、結果的に言った側、またはそれを受けた側というのがあるわけですが、両方職員ですので、私どもとすると、職員を守るということで、やはりこの公表については基準に沿った形でやらせていただいております。それで、みんなどうなのだ、どうなのだというようなことになるというのは、誰が誰に何をしたということになるわけなのですが、そういうようなことというのは、個人をしっかり守る側と、職員をしっかり守っていく情報の中で決められている公表の基準に沿っていない部分も出てきますので、そういうものをしっかり守って、公表の基準に沿った形での公表をさせていただく。ですので、質問しても答えが返ってこないではないかというような部分があるかと思うのですが、それは原点である職員を守り、そして公表の基準に沿って、それで一日も早く理想とする職場環境をつくっていききたい、これを原点としますので、そういう対応をとらせていただいている、こういうことでございますので、大変申しわけございませんが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 町の執行の責任者である町長は両方職員ですから、思いますと、大変な思いでいらっしゃると思います。ただ、やはり今答弁いただいたように、職員を守ることがやはり町の根本姿勢なのです。これはやはり大事だと私思います。そして、何よりも健康である職場、健康経営といいますけれども、職場の雰囲気、そういったものがやはり働きやすい雰囲気や、みんなが安心安全だと思えるような職場、これをつくっていくのも町長の仕事だと私思いますので、ぜひともこういったことを私この提出させていただいたときは2月の12日だったのですけれども、この嵐山町の「豊かな自然あふれる笑顔と心の通いあうまちらんざん」ということの将来像がどうだったろうな、少しやっぱり気持ちが重たくなりました。ですけれども、この提出から少し日にちがたってきました、いやいやそんなことあってはいかぬぞと。やはり何とか今この苦しい状況の中は町も議会も町民もしっかりと一つになって、これからの嵐山に住む子供たちや孫たちのためにもこういったことをはねのけていかななくてはならぬというふうに私今思っておりますので、ぜひ町長、その辺をしっかりと捉えていただいて今後につなげていただきたいと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 2点目でございますけれども、行政区への加入についてでございます。行政区が設けられているにもかかわらず、町内には行政区への加入をしていない地域が部分的にあると聞きます。災害対応などのことも考えますと、何としても加入は必至なのではないかと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

町では、議員ご指摘のとおり災害や犯罪などの地域の安全安心への対応、ごみ集積所などの環境対策、少子高齢化社会におけるコミュニティの活性化のため、行政区自治会への加入を積極的にお願しているところでございます。しかしながら、地区によっては、行政区自治会に入っていない地域もあると聞いております。今後区長会、各区長と連携をとり、地区の実情を聞きながら、行政区自治会に入ってくださいよう

な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これは以前の議会におきましても吉本議員が東松山の自治会連合会などの参考資料もつけてくれて1回やっておりますが、その自治会加入についてということよりも、私は例えば平澤なら、言ってしまいます。平澤なら平澤とかある部分、そこの中で入っていないというようなところが10軒、20軒ではないわけです。それは、私も確認していないのですけれども、「そういった地域があるのだけれども、青柳議員、それについてはどう思う」と、まず言われたのです。年がかわってからすぐ。それで、いやいや、それは区長会さんからも含めていろんな人が協力お願いしながら行っているのだよと。不動産屋さんなんかも含めてやっているのだよ、協定結んだりとかという話はしたのですけれども。しかし、1月から結構災害も多いのです。火事だとかいろいろ含めると。そうすると、「議員としてあなたはこう思っている」と言われたのです。今まで私も、その自治会というものというのはあるけれども、強制力はないからというふうなことでこう何となく理解はしてきたのですけれども、いややっぱりそう言われてみると、強く言われてみると、確かにおっしゃっているとおりだなと思ひまして。ここの部分がやはり町が動いていくようなこともないと、協働のまちづくり、協働のまちづくりと言っているのだけれども、どうなのだろうなということ、今回これを取り上げさせてもらったのです。

それで、実際に私もわからないものですから、いろいろな集金だとかあるでしょうね、社協だとか含めて。こういったデータを集めればわかるのでしょうか、どうなのですかね。嵐山町の中である程度、私は川島に住んでいますから、川島の地区の状況は大体わかりますけれども、この35地区ある行政区ですか、この中での単位が、そんな少しの単位ではないらしいと。そういうような地区というのは、どのぐらい嵐山町にはあるように担当区、担当課は把握していらっしゃるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

ある地区を全体がどこに入っているか、入っていないかというのは、残念ながら把握してはございません。ただ、自治会加入率というのは把握させていただいておまして、今現在、平成29年度の自治体加入率は76.24、これを公表させていただいてい

る数字でございます。加入率の少ない区についても今把握させていただいておりまして、一番少ない地区は菅谷3区というふうになっておりまして、全体的には、アパートの多い地区が加入率が少ないかなというふうに思っているところでございます。ただ、エリアで、どこのエリアが全部すっぱり抜けているとかという地区は申しわけありませんが、今把握しておりませんので、今後区長会及び担当区と相談しながら、もしそういう事例であって困っているところがあれば、その地区の実情に合わせて取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それともう一つ、これ確認しておきたいのですけれども、嵐山町においては、区というか、そういったことへの条例的なものというのは、嵐山町の区長の設置条例、それと、その行政区はこことここで定めるといようなものと、どのようなものがあります、課長として把握しているのは。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 今嵐山町では、議員ご指摘のとおり区の設置条例等がありまして、それ以外は地区としてはその決まりというか、ありませんので、地区地区で、今区長さんが報告させていただいたエリアを区として認定して、それで連携を図りながら行っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうなのです。加入は法的な義務はないということなので、お願い程度だという。それも役場の仕事としては理解できるのですけれども、例えば区の設置条例には設置基準というのがありますね、第2条に。「区長の設置基準は次のとおりとする」と。(1)がありまして、「1名の区長を置く」とか、(2)には「全世帯数が80で除して得た数」というのがあるわけです。どうもこの辺が今の課長の答弁だと、町では把握していないのだというようなことを言って、それで区長会のほうの話には大体いろんな話をさせてもらっているという話なのです。どうもその辺は、町からの踏み込みが足りないのではないかというふうに思うところもありますけれども、どうなのですか、その辺は。どんなふうにお考えになっていらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

地域のまず区長さんに対しては、地区のコミュニティの活性化のために自治会に入っていたきたいというのをお願いしたいということでございまして、そういうのは前からお願いさせていただいております。まず最初に、最近近々に行ったところにつきましては、町の広報紙をぜひとも基本的には全戸にお願いさせていただきたいというお願いをさせていただきました。地区のつながりもある、それをもってまた地区としてつながりがあるようお願いしたいということでございまして、特に議員さんご指摘の川島地区等はかなり配らせていただいて、川島地区も加入率が全部ではありませんけれども、この広報紙の配布率は100%を超えて配布させていただいているという状況になっております。そこから、区の広報の配布等によって、入っていただくような促しをお願いしていますので、地区地区としては、エリアの配布はしておらないのですけれども、そういうことに懸案、そういうことに関してもし苦情がある場合はぜひ地域支援課のほうに言っていただきたいという話も区長会を通じて言うので、そういう自治区の実情とあわせながら、困ったというか内容について、またさらに検討してもらいたいと考えているところでございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私も今の答弁だと、実際に自分で足で歩いてみないとわからなくなってしまうので。また、私はきょうそこまでちょっと準備していなかったものだから、町からある程度把握されていて、こうだこうだと答えが出るかと思っていたのです。ですから、この質問に至ったところは、やはりいろいろな災害があった場合に、区に加入しているところは、区長さんがすぐ飛んで行ったりなんかできるのでしょうかけれども、ある場所によっては、区長さんも行けないような場所と行ってしまっておかしいのですけれども、行政区を離れてしまっているような。それが、だから数軒ではないような話も聞いているのだね。だから、やっぱりこれから本当にいつ災害が、町長もこの問答弁されていましたがけれども、起こるかかわからないような状況の中なので、そういう中でそういう状況にいるということを受容していると言ってはおかしいけれども、許容してはいけないのではないかなというふうに私考えるところなのです。この辺はどうですか。町長も自治会、行政区のことについては、前もいろいろご答弁いただいておりますけれども、それが今の成り行きであるという、しょうがないのだよというか、今は強制ではないから、区長さんにもお願いしたりという

程度にとどめておくことになるのかどうか、その辺町長どうです。今の状況というのは。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町だけではなくて、大変厳しいこの問題については、全国的に困っている状況だと思うのです。特に今おっしゃった災害というようなことも頻繁に起きてきていますので、困っている。それで、どう困るかということなのですけども、行政が行わなければいけない行政事務、狂犬病の予防注射を周知して知らせなければいけませんよというようなこと、または、ごみはこういうふうにやっていますとか、いわゆる行政情報ですね。こういうもののほかに、区の中では、今度その通学区の子どもたちは、こここのところに集まって今度行こうではないとか、近所で何かをやる見守りをみんなでこういうふうにやろうではないとかかというのは、これは行政で決めたあれではないわけですね。二通りあると思うのです、仕事が。それを行政ではないような仕事を地域にお願いをしているわけですけども、そういうものがスムーズにいくような形で、地域の皆さんにご協力をお願いして、行政も地域のことも一体となつてうまくいくような形でやっていただく、地域のコミュニティをつくっていくというのが、これがそういうことだと思うのです。

それがなかなかその嵐山町に引っ越してきても、これはやらなくてもいいのではないとか、これは義務ではないのではないとかいうようなことをぽつとこういうふうに言われてしまうと、やはりそれ以上地域の役員さんとしても、そうは言ってもとか、そんなことはあれだよとか、なかなか言えない部分というのが出てくると思うのです。しかし、そのところは何とかして地域の役員さんお願いしたいのですけれどもと言って、行政のほうではそのところに、これでもか、これでもかって、次から次をお願いしていると、こういう状況になってくるわけです。それで、その要求、お願いの仕方というのが行政のほうから地域に対してちょっと弱いのではないとかかというようなことだとか、地域のほうでそれが応えていないのではないとかかいうようなことというのが両方にあると思うのです。例えば町のほうでは、区長さんをぜひ2年やってくださいというようなことをお願いをして、それは何かといたら、区長さんが地域の皆様方にいろんな行政情報も含め、あるいは地域の皆さんでご協力をいただきたいこと等をいろいろお話をするのにわかってきている。地域をより理解ができる。それには1年より2年やっていただいた役員さんのほうがわかるでしょうとい

うことで、最低2年はやっていただきたいというのが行政のほうからお願いをしているわけです。

そういうので、その2年というのが大分進んできました。これも地域の中での話し合いができてきて、1年のところでも、やはり2年のほうがそういうことなのだよなというような、地域での共通認識というのが広まってきているのだと思うのです。そういうような状況がこうあって、いま一つやっていただいて、大変行政のほうでありがたいし、地域のほうでは大変だと思うことというのは、広報の全戸配布というのを区長さんが全部受けていただいたのです。こういうことというのはなかなかないと思うのです。やはり広報の全戸配布をやるのには、行政のほうでお金を出して、郵便、新聞折り込みに入れるとか、これは県の広報紙がそうですね。そういうようなことをやるとか、あるいは手が届かない部分、ここの集合住宅、あるいはここのところについてはどういうので、郵便局に個別配送をお願いをして、行政でお金を払ってやっているところ、いろいろあると思うのですけれども、そういうことをお互いにどこまで理解をいただいて、受けとめてくれるかというところが非常に微妙な難しいところになってくるわけです。

ですから、議員さんおっしゃるように、行政もやっぱりもっとしっかりお願いをしなければいけないわけですし、また地域のほうもやはり隣組はなくなってしまったのではもうどうしようもない、連絡もつきようがないと。だけれども、広報は持って来いよな、こういうことだと思うのです。ですから、そこのところは、やっぱりどういうふうにしたらいいのかというのは、一つの答えというのは私には出せませんが、お互いが相手のことをおもんばかってやり合う。やっぱり言われている地域のコミュニティ、つながり方を深くしていく、それにはどうしたらいいのかという大きな課題が残ってしまうわけですが、それらを一つ一つ町のほうとすると、ハードルを飛び越えながらやっているところですが、いろんな形でご指導をいただければというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに町のほうから、区長さんにその広報紙の全戸配布というのできているというのは前回のときにも答弁されていましたが、それで、私が一番危惧するのは、いわゆる何か災害が起きたときに、今全戸配布されているということですから、そうすると、例えば川島には、1区には何百部、2区には何百部という

のがわかるわけです。行政区という、またちょっと敷居が高いような人たちも中にいるかもしれませんが。広報を通じたような緩やかな、いわゆる災害時にだけは、もうとにかく助け合うというような。町長の考え方とは私は違うかもしれないけれども、そういったような、いわゆる何か安全網みたいなやつ、嵐山に住んでいる以上、住んでいる以上というかな、住んでいたら、そのぐらいのことは緩やかな災害、協力し合う地域というか、そういったのがこれからは行政区へ加入するという率を上げることでよりも優先されていくのではないのかなというふう在最近思っているところなのです。結構火事なんかも多かったり、今年、年かわってから多いものだから、どこどこであった。それが全部町のほうでも対応できているのか、また地区の中でも対応できているのか。その辺が私もまだ実際聞いていませんからわかりませんが、何らかの形でそういうことに漏れてしまったとか、救いの手が誰も行かなかったとか、そういうことがあっては、それは区の手落ちどころではないのではないかとということを私は一番申し上げたいのです。今回この質問の一番のところは。その辺のところを一番担当する課長あたりはどういうふうに捉えていらっしゃるか。どうですか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、緩やかな関係というのもあるということでございます。広報の関係につきましては、あくまでも町はお願いをする段階でありまして、実際地区世帯数を見ると、なかなか全部行き届かないというのが現状でございます。ただ、毎回毎回区長さんをお願いして、全戸配布のほうをお願いしているところでございまして、これからも全戸配布するよう努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、その緩やかな関係というのもご指摘でございますけれども、嵐山町は地域コミュニティ補助金というのもありまして、地区でコミュニティの活性化をするための補助金を出しておりまして、それをもとに地区、その地域のコミュニティがすばらしいのだなというのがわかってもらえるような活動をしていただいて、その地域に入っていくということもしております。なかなかそれが全て効果を発揮するというのもないとは思いますが、そういう側面、後方支援をしながら、やっぱり何といても地区が一番困るかなと思いますので、地区の住民の幸せのためにぜひ地区に入っていくと、地域コミュニティの活性化をしていただくというふうに考えてい

るところでございます。

また、避難者で必要な人につきましては、長寿生きがい課をはじめ地域支援課の方ですけれども、要支援者台帳というのをつくっておきまして、そういうところには把握をしたいと思いますので、漏れのないように今後進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと今の話を補足、あわせて話をさせていただきたいのですけれども、今も地域コミュニティという話ありました。それで、川島地区のようにお祭りがあるところと、ほかにもありますけれども、お祭りがあるところと、ないところというのは、やはり行って見て違いがわかるのではないかと思いますけれども、そういうような地域コミュニティ、地域のそのつながりの濃さ、薄さ、そういうようなものというのがあると思うのです。そして、地域防災の話が出ていますけれども、防災で例えば集会所に避難をするような事態になってしまった。そして、そのところに避難の毛布ですとか、トラックで行きました。役場がほれ来たぞ、早く配れみたいな形でやって、役場の職員が一人か二人でこういうふうにいればいいですけれども、そういうような状況でやっている。また、ほかの集会所でお祭りがあのような地域コミュニティの濃いところというのは、それ、みんな来て、手あいているのこっちに来いよ。それで、みんなでトラックからおろして配る。どっちが早くきちんとできるかというのは言わずもがななのです。そういうふうなことができるかできないか。それはやはり行政がやらなければいけない部分もありますけれども、地域がどこまでやるかということだと思うのです。

それで、嵐山町では、行政が地域の皆様をお願いをして、協力をして、地域防災の組織が全て全域にできています。ですので、その地域防災力というものを地域の中で、例えば今のような話になったときに、その集会所の運営は我々でやろう。もうしようがないよな。やりようだよな。だから、川島のA班はおトイレの掃除、B班は水の係、C班は毛布だとかなんとかの係、例えばですよ。そういうようなことを、その地域の中でこういうふうに行われるところと、係がばたばた行って、困った顔をしながら何からやったらいいのか、もうやることが多過ぎて何もできないで、ふらふらよろよろしたような状況のところだと、やはり配ることも、何をどうすることも整理をす

ることってできないと思うので、そういうようなものというのは、ふだんから行政が何をしてくださいとかというのではなくて、地域の中でやれることをお互いにやっ
ていこうというのがやはり地域づくりの原点だと思うのです。

それで、それにはどうしたらいいのでしょうかねというふうな情報は広報とか、あるいはそのほかで行政が直すべき、そういうことはきちんとやるべきというふうに思うのです。ですので、この役割分担の割り振りというようなものを、平時何ともないときにやっとなかると、いざとなったときに役場は何をやっているのだよと言われてみてもやれないのです。人がいない。何がいない。それで、いざがらと地震が来たといっても、例えば夜だとか、役場が人がいないときにやったときに、役場の災害対策本部をつくらなければいけないわけですけども、つくるところに来る人間が何人いるか。どれだけの時間で何人集まれるかというようなことになってしまうと、何にも役場はやっていないではないかよというようなことになってしまうのです。これが現実なのです。ですので、平時のときに、何もなかったときにやはりお互いに今言っていたようなことを、お互いにもう問題意識としてしっかり認識をして、お互いにつくり合って準備をしていく。これが今一番求められていることなのかな。そういう情報を行政がしっかり流していかなければいけないなというふうに今お聞きをしまして改めて思っているところですので、さらにいろいろご指導いただければというふうに思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） このところは私も行政区の加入率というよりも、災害が起きたときのフォローが必要だというようなことで出させてもらったのです。ですから、とにかく嵐山町の住民一人でも漏れないような、万が一のときには対応がやっぱりなくてはならぬわけで、これは今町長がおっしゃったように地域もそうだろうけれども、町も当然なわけですが、その辺のところをもう少し、今回ちょっと何か消化不良みたいになってしまって申しわけないのだけれども、地域防災会を含めてもう一度研究して、この辺を自分の足で調べてみて質問させていただきたいと思いますので、これについては、これで終わります。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時39分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳議員の質問事項3からです。どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 質問させていただきます。

総合戦略における川島地区産業団地の整備についてでございます。花見台工業団地拡張事業やインターチェンジの周辺地区の開発も急転直下、これは急転直下というよりも長い間の役場職員のご苦勞があった上のことでございますけれども、進展してまいりました。可能性調査などの予算も計上させていただきました。今年その総合戦略が最終年となってまいります平成31年、川島地区の産業団地の整備にどのように取り組まれるのかお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目の3につきましてお答えをいたします。

川島地区産業団地整備につきましては、さきの議会におきまして承認をいただきました予算を活用いたしまして、産業団地の造成に向けた土地の権利調査や県道、町道、都市計画道路の接道計画及び排水、上下水を含む造成基本計画の作成、そして農振除外や農地転用のための農林調整資料の作成を柱とした業務委託を発注しております。この成果を活用して、県の関係部署からのご指導をいただきながら、同時に地権者のご理解をいただき、計画の実現に向けてさまざまな課題を一つずつ進めてまいります。総合振興計画で拡大市街地に位置づけされてから30年、工業系土地利用計画に変更してからはや20年近くが経過しております。町といたしましても一日でも早い計画の推進が図れるよう進めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この件は長い時間を要してしまっていて、私も年がかわって、お茶飲みに来いよなんて言うので、お茶飲みに行ったりして、地主さんから、地権者といいますが、どうだいて、大分花見台のほうが進んでいるみたいだけれどもというような話もありまして、今回総合振興計画、総合戦略の最終年になってくるわけなのです。そんな中で、今答弁いただきましたように整備の予算といいますが、つけて

いただいた中で、どのような進みというか、方向で町はお考えになっていらっしゃるのかなということでお聞かさせていただいたわけですが、やはり今のこの時代の中でいろいろな状況が好転してきているという一つの時代背景というものを酌んでいかななくてはならないのではないのかなと。やはり地権者の皆さんのところに行って話聞いて、もう俺の代ではどうだろうなんて話もされている方もいらっしゃいました。私も川島の出身でございますので、わかりました、今度一回、時間があればそんなことも聞かせてもらいたいと思いますということで今回の質問をさせていただいているわけですが、ほとんどの方が、全員と言ってもいいぐらいだと思いますけれども、こういったことを早く進めていってほしいという意見が聞かれるところでございます。

そういう中で、今答弁いただきましたけれども、いろいろな、一つずつ課題を前に進めていくということで答弁いただきました。その中で、同時に地権者のご理解というようなことがございましたけれども、町がこの事業を進めていく中で、地権者の皆さんには、このような形でご理解というか、ご協力いただければありがたいというようなことがあるようでしたら、何らかちよっときよう答弁いただければありがたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんもおっしゃいましたように、当川島地区、町といたしましても大変長く課題としてずっと今日まで来た地区でございます。実際にはこれからです。業務を発注いたしましたので、先ほどもお答えいたしましたけれども、詳細な計画につきましては、この後作成をさせていただきます。地権者皆さんには、この後既に区長さんを通じまして打ち合わせをさせていただいております。説明会というふうな予定をさせていただいております。その中では、今までお待たせをしておるいろんな事情が、町としての事情がございまして、結果的に着手がこの時期になったということをもっとおわびをして、地権者の方皆さんのご理解をいただいくという段取りにさせていただいております。実際には4月に入ってその辺の予定を組まさせていただきますところでございます。ご要望というふうなことでございましたけれども、町のほうとしては、逆に地権者さんのご要望を聞きながら進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私もこれから3月で地域の総会があります。こういった話もその場でできるのかなと思って、ありがたいと思います。それで、今回26日に町長が示された施政方針でございますが、この施政方針の中にも、町も本気で取り組んでいってくれるのだろうかというように思わせる部分がありました。近未来の嵐山町づくりのために町の活性化、産業の推進力、稼ぐ力ということにつなげていく。そんな中で、川島地区の道路整備予定地周辺の企業誘致に向けた調査ということで入っておりますが、この辺のところの町長なり副町長なりの思いといいますか、をいただいて、この私の質問終わらせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

川島地区につきましては、課長からご答弁申し上げましたけれども、本当に長い間地域の皆様にはご心配をいただいて、お待ちいただいて、ここでいよいよ事業に入っていくということでございます。インターチェンジ周辺は、これ民間開発を町が後押しをする、こういう事業でございます。それから、花見台は県の企業局をお願いをして、企業局の工事業を町がこれもやっぱりバックアップするというふうな、こういう考え方でございます。今度の川島地区は、町が表に出て実現をしていくと。これをさきの川島地区の幹部の方の前で町長も表明をされました。ただ、ちょっと町も経験がなくて、どう進めていったらいいかなというふうなこともございます。それから、いろいろ町も事業が今花盛りでございまして、町の体力的な面もございます。そして、何よりも大事な地元の地権者の方のご協力と、こういうことでございまして、課題は山積しておるわけですが、将来を見たときに、近未来を見たときに、土地の取得については埼玉県のある機関が手助けをしてくれる。あそこに入る大変な土量があるわけですが、土量については国が関与する組織が後押ししてくれる、そういう明るい展望も開けておりますので、これを一歩ずつ着実に前進をさせていきまして、地域の皆様方のご期待にお応えしていきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 一つ一つの事業、大きな事業を嵐山、この職員の中でやって

います。どれ一つも欠かせないわけですがけれども、職員の力を信じて、そしてこの事業が少しでも前へ進んでいっていただけるように我々地元の者も一生懸命協力してやっていたらと思っております。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号3番、大野敏行議員。

初めに、質問事項1の嵐山消防団の後援会運営についてからです。どうぞ。

〔3番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○3番(大野敏行議員) 3番議員、大野敏行です。議長のご指名いただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回私の一般質問は、項目として4項目でございます。まず初めに、1番目の嵐山消防団の後援会運営についてから質問させていただきます。嵐山町には、第1分団第1部より第2分団第2部までの5分団に組織された後援会もそれぞれ応援体制を組んでおります。会費を集め、活動資金に充てておりますが、公平性がないと聞いております。実態はどのようになっておるのか町の考えをお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

議員ご存じのとおり嵐山消防団後援会は第1分団1部、第1分団第2部、南部地区、第2分団と4つの後援会がそれぞれございます。しかし、後援会の一本化と平準化のため、平成23年2月に嵐山消防団後援会連合会が発足しました。消防後援会連合会は、消防団に対する支援の平準化が第1の目的でございます。各後援会の事情もあり、平準化されていないのが実情となっております。現在、消防後援会連合会においては、消防後援会加入世帯を基準とした負担金及び町内企業からの賛助会費を徴収し、加入世帯の少ない南部地区、第2分団の後援会と女性消防団員に対して費用を交付させていただいております。南部地区及び第2分団後援会は、消防後援会連合会からの補助

金と、みずからの地区の世帯負担金と賛助金を加え、消防団に対し支援を行っているところでございます。よって、世帯数の少ない南部及び第2分団に対しては支援金が少なくなっているところでございます。支援の平準化につきましては、過去これまでも消防後援会連合会会長のもと議論を重ねておりますが、解消はされておられません。平成31年より新たな消防後援会連合会会長が誕生しており、今後は会長とも相談しながら平準化について協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） それでは、再質問をさせていただきます。

消防団に掛かる消防団員の人件費といいますか、費用につきましては、比企広域を通じてお支払いをしているところでございます。今全国で消防団員の数が激減をしております。激減をしております、これは新聞記事でございますけれども、1956年には全国に183万人の消防団員がおりました。平成30年4月時点で84万人に減ったということでございます。その理由としましては、かつて農家や商店主が中心だったが、地方でも会社勤めがふえ、地域コミュニティ崩壊の影響を受けているというようなことでございました。そして、全国の中では幽霊消防団というのが問題になっていると。既に消防団をやめてしまったのだけれども、登録されたままで、その費用をもらわないとなかなか活動ができないのだというようなことで、全国で問題になっていることなのでございますけれども、嵐山町についてはよもやそんなことはないというふうな、私もいろいろおつき合ひさせてもらって本当にしっかりと活動しているなということを感じておるのですけれども、その点だけまず最初に確認をさせていただきたいと思えます。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

消防団の活動につきましては、消防団長とともに、いろんな課題等ございまして、それに伴いまして、役場と綿密に行き、活動を行っていただいております。そのような事例がないというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 昨年の暮れに私、1の2の団員と、それからその関係の後

援会の人たちと一緒に懇談をする場がございました。現役の消防団の方にお尋ねしたのです。たまたま1の2というのは、志賀1区、志賀2区、むさし台、川島区と、川島1、2、3区とありますけれども、その区の受け持ち範囲ということで、世帯数が大変多いのです。世帯数が多いために1軒の負担金が少なくても大変なお金が集まりまして、そのお金を後援会として消防団の維持をしていたり、勉強会をしたり、研修をしたりするための費用としてどうぞお使いくださいよと提供させていただいておるのですが、ある意味では潤沢な分団になるかなというふうに思うのですけれども、現役の消防団員に今このような状況なのだけれども、私たちは平準化されれば一番いいなと思っているのですよと、どうなのですかとお聞きしましたら、現役の消防団員から、私たちも、いざ出火騒ぎがあればどこの分団も同じところに駆けつけるのだと。ですから、同じような公平性を持った形で、そういった後援会組織のものが、その団員の数に応じた公平な割り当てをしていただければ大変ありがたいのだと。私たちのところに今もらっているお金が減ったとしても、それは受け入れますよと、そういうふうにしてもらいたいのだというようなことをおっしゃっていました。この現役の消防団員の気持ちに対しては、町のほうはどのような感じをお受けいたしますか。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

現役の消防団の方のお話を聞きますと、確かに嵐山消防団は2分団5部となっております。ただ、嵐山消防団は一つというようなのが現役の消防団の意識だというふうに思っております。消防後援会は消防後援会としていろいろ活動しておりまして、後援会の方のこれまでの長年の経緯もあって、思うところもございますが、消防団の考え方もあると思います。そういうのを上手に組み合わせたいなと思います。消防団は消防団の考え、後援会は後援会の考えがございますので、そういうのを今後新たな会長のもと、すり合わせていきながら平準化について一歩でも進むようにしていきたいなと考えているところでございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） その席にたまたま現役の後援会連合会の会長がおりまして、次の連合会の会長になる人もおりました。かなりの激論を闘わしました。公平性という観点から見ると、全町で後援会があって、全部集めているわけではないのだと。そういう組織があるところから集まっているけれども、全然集まっていない地域もある

のだと。私たちが一生懸命努力して集めた金を何でこんなにほかのところにまで渡さなければいけないのだというような意見も当然ありました。ありましたのですけれども、そうではないでしょうと。やっぱり消防団が一体となって活躍するためには、集められるところは集める。集まらないところも、集めるという言い方はちょっとよくないです。ご協力を、感謝の気持ちのご協力金を出していただくというような形で、もうちょっと広報したらいかがでしょうかという話をしたのです。そうしたら、集めていただいていないところに対しての広報というのは、なかなか行ってまでできないので、それはやっぱり行政にも応援してもらいたいのだということが返事が返っておりました。そのことに関してはいかがでしょうか、行政としては。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

消防団後援会の会費につきましては、後援会の自主的な徴収を行っておりますので、役場として行っているというのは特にございません。ただ、消防団の活動につきましては、広報を出して広く周知するように努力しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） なかなか消防団活動というのは大変なことなのです。例えば前は10年務めれば次のが入ってきてやめられた。そうではなくて、今は15年いても20年いてもなかなかやめられないよといったところがあります。その入っている間は、枕元に制服を置いて、玄関に長靴をいつも用意して、もしものときにすぐ出かけられる支度をする。それで、夜中にそういう出火騒ぎがあれば、本人だけ起きていればいいという話ではないのです。家族の者も一緒になって起きて支度を手伝ってあげたりする。それがずっと長い間続くわけです。そこに対する、町民として、住民として、この消防団活動が本当にしっかりやっていくためには、ある程度のやっぱり感謝の気持ちというのは公平にいただけるような、広報というのはお金の問題ですから、なかなか広報の中ではやりにくいというのはわかるのですけれども、それは消防団後援会連合会のページとしてつくって、そこにそういったものを掲げたりとかすることは必要ではないかなと私は思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

消防団の活動や消防団後援会の活動につきましての広報は可能かなというふうに考えているところでございます。ただ、会費というか消防団後援会の会費というか、そのお願いにつきましては、なかなか法律上の問題もございまして、そこまでは踏み込めないのかなというふうに考えているところでございまして、ただ先ほど言いましたとおり、消防団の活動、後援会の活動につきましては、広報は十分にできるかなと考えておりますので、今後検討してまいりたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 私の志賀地区にも大分都市部から移ってきた新住民がいらっしゃるのです。前は志賀地区も一かま幾ら、一つのかまど、昔はかまどと言いました。かまどで火を使いますので、一かまど幾らというので集めていたのですけれども、今は区費の中から捻出しております。新しく移ってきた住民に、実は地域ではこういう活動をして消防団員を支えているのだよと。都会では本消防署があって、消防車が幾つもあって、消防職員が、常備の職員が大変いて、そんなことは関心なかったのでしょうかけれども、そうすることによって皆さんの一人一人の税金は、今のような税金ではとても消防署は賄い切れないのだと。ですから、自治消防というのがあって、その協力をいただきながら、その地域の安心安全を見守ってもらえているのだということで、こういう拠出金があるのですよと言ってもなかなか理解してもらえません、新しい住人は。そんなのは行政がやればいいのだというようなことなのですけれども、でも、やっぱり何回も何回もそういう説明を繰り返してしていく、そしてその人たちも区の中のいろんな共同活動に引き込んでいく。そうすると、だんだんわかってくれるというのがありますので、粘り強くやっぱりそれはやっていく必要があるのかなというふうには感じております。

ぜひ、消防後援会は消防後援会であると、行政は行政であるというのでなくて、新しく会長受ける人からもバックアップしてもらえれば、私一人が頑張っていたってそういうわけにはいかない時代に来てしまったので、そういう公平性に、でも公平とはいっても、いただくのも公平になっていただいて、一律に何というのではないです。ではなくて、いただくのも公平になっていただいて、分けるのも分団の人数に応じて分けてもらえるふうにならざるを得ないよねというような話、それは昨年暮れの話です。ぜひそんなことも含めて町でもそういった指導をしていただきまして、消防団

員が本当に嵐山消防団は一体だとなるような形のご指導を願えればと思っております。最後にその点について町長に一言、町長の思いをお願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

消防団に対して大変温かい気持ち、お考えをいただいて本当にありがたく思っているところであります。課長のほうからの答弁、最初の答弁の中にもありますけれども、消防後援会連合会、後援会の連合会というのは、議員さんおっしゃる消防団の団員の平準化、これを目的に、もっと言えば、これだけ目的につくられた会だというふうに思っております。しかしながら、今まで平準化ができないという答弁の内容ですけれども、全くそのとおりでございまして、大変難しい問題になっております。というのは、町民の皆さんからそれぞれご寄附のお気持ちをいただいてするわけですけれども、その気持ちをいただく一番のそのスタートのときには、今議員さんおっしゃったように、川島、むさし台、志賀2区等には消防団の組織が今はないところで、そここのところに消防の後援会費を下さいよということでお願いに上がったわけですので、一番最初にそここのところを開拓していただいた役員さんなんかというのは、本当に何と表現したらいいのかわからないぐらいのご苦勞をいただいて、地域の皆さんにご理解をいただいてきた、そういうご苦勞がある。それはやはり自分の近くのところの団員の活動状況を見ているので、一生懸命やったのだと思うのです。なので、自分たちの周りのところに一生懸命やったので、ほかのところはほかの人たちがやってよというようなことが一番の根本にはあったのだと思うのですけれども、だんだんご理解が進んできて、全体的に見ていこうよというような考え方も多くなってきているようでございますので、事務局を中心として、周りからも辛抱強くご理解をいただいて、本当にみんな一生懸命やっていたでいるかわいい消防団員でありますので、みんな同じような形にやっていたでいるとありがたいなというふうに、こう思っています。

それと、役員が頑張っているところと頑張っていないところがあるのではないかみたいな感じのことを言う方もいらっしゃるのですが、例えば南部、鎌形、大、根、将（大蔵、根岸、將軍沢）、向こうのところなんかの役員さん、集めて歩く役員さんに聞いてみると、もう行くところないのだよと言うのです。戸数があると歩けるのですけれども、行くところがない、それだけ戸数が少ない。それで、ちょっと悪いのだけれども、去年はこうだったのだけれども、半分にしてくれるとかって言われると、も

うそれ以上のことは強く言えないのだと。本当に戸数が少ないというのはつらいことですと、こういうふうに関員さんおっしゃるのですけれども、いろんな状況があると思うのですけれども、そういう中で全体で合意がいただいて、全ての消防団員に笑顔が出るような形ができるとありがたいと思いますし、行政としても一生懸命これからも頑張っていきたいというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 次、2番に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○3番(大野敏行議員) 千年の苑本格オープンについて。昨年のプレオープンを受けて、いよいよ本格オープンする。イベントの期間、内容について、特に来場者参加型の企画などあるのか伺う。また、どのような組織がイベントを企画、主導していくのか伺いますということですのでよろしくお願いします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑ラベンダー園については、平成31年6月8日土曜日から7月7日日曜日までの30日間を、らんざんラベンダーまつりとして開園いたします。祭りの主催者は、嵐山町千年の苑事業推進協議会が行ってまいります。開園に当たってのオープニングイベントの開催や、祭り期間中でのラベンダー園の中に設営したイベント広場でのテントで、農業者や商業者による町の特産品や飲食物の販売、ラベンダーに関する手芸品等の販売を予定してございます。来場者の参加型の企画につきましては、東武鉄道との連携による健康ハイキングや、園内でのラベンダーの摘み取り、ラベンダーを使用した手芸教室、観光協会観光ボランティアによるラベンダー園の案内や町のPR等を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) この件につきましては、さきの全員協議会の中でご説明をいただきました。私今回この、特に来場者参加型の企画などあるのか伺うということなので、この中には摘み取りですとか手芸教室、手芸制作体験とか、そこいらが来場者参加型の企画なのかなというふうにも思います。私は2つほど、この30日の期間の

中で大変多くの来場が見込まれると思います。プレオープンで7万7,000人の方がお見えになった。うまくすると10万人を超えるお客さんが見えるのかなと。そして、6月9日の日曜日に集中イベント、オープニングイベントをするということをございますけれども、土日が30日の中では8日間あるわけです。4週にまたがりますので、8日間ある。それぞれ観光協会さんや、商工会さんや、農業者なんかもこの間でうまく取り組みをして、あるとき行ったら、誰も、店も何もないよということでは困りますので、そこいらのことも話し合いはされているのかなと思うのですけれども、1つ目の私の提案は、先ほど第1問で出ました。嵐山には5分団の消防団がございまして、消防団の皆様は歌がうまいのです、実に。得意なのです。団長さんに私は今年になってすぐかな、ラベンダー園で分団対抗の歌合戦でもしませんかと話したら、それはいいですねというような返事が返ってきたのです。1の1分団は菅谷地区ですとか、1の2は、それこそさっきも言った志賀1区、志賀2区、むさし台、川島、それは団員だけではなくて、団員の家族、それからそれを支える地域住民も含めて一つのグループになってもらって、1分団5人ずつで五五、二十五人、1時間で12人歌えるのです、カラオケというのは。ですから、2時間ちょっとあれば25人ぐらいは歌い終わってしまうのですけれども。そのような企画をすることによって、嵐山町は自治消防と地域住民と町と、このイベント、お祭りを本当に自分のものとして楽しんでいるなというようなものをお見せすることはすごく大事であるかなと思うのですけれども、それをやればやるだけのお金もかかります。でも、大したお金かかりません。その辺のところ、いかがですか。企画としては、やってみる企画であるかなとか、いやそこまではできないよとか、町としてはどんな考えを受けますか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

オープニングのイベントに関しましては、地域支援課のほうで中心となって今企画をさせていただいている状況でございます。そういった中で、一つはステージ的なもの、そういったものは、今の予算の中であると、この両日設営をして、9日に使用して、その後撤去してしまうというふうな形で今考えをさせていただいておりますので、ステージがあるかないかは別物というふうな形であれば、考える候補の一つとしてはなるのかなと思います。将来的にはそういうふうな形で先進地を見させていただいた中では、そういったものを業としてステージのイベントのところでやっていただ

きまして披露をするというふうな先進地もございますので、それらにつきましては今後のお祭りをいかに地域とともに盛り上げていくか、そういったことも兼ね合いをしながら調整をとっていければなというふうには考えてございます。今年のオープンの中でそれらを取り込んでいくのかというふうなことに关しましては、ちょっと期間的になかなか難しいものがあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 私は2つの提案があると言いました。もう一つ提案をいたします。ラベンダー園で愛を叫ぼうという大声大会を開催したらいいのではないかなと。この案は嵐山駅前の居酒屋で町内外の人と一緒に酒を飲み交わしたときに、せっかくできたラベンダー園を、あそこへ来て、よその方々が来て、あそこで大声を出して、何デシベルというはかれる機械1つだけ置いておけばいいわけです。それで出た数値で順番はつけられますから、そういった場所にしたらどうだろうと言われました。嵐山町の人はおとなしいから、そういう発信をなかなかしないのだけれども、それをやる。それがマスコミなり、今のLINEですとか、そんなものを使ってでも発信されると、それが呼び声になって、みんな来ますよと、そのくらいのことも考えたらどうなのと、1年目からやらなければだめだよと。大分県の湯布院町が由布岳の麓でそういう大会を何年も続けてやっています。板1台1つだけ、それこそリング箱のような箱でもいいです。その上に立って愛を叫ぶのです、ラベンダー園で。「嵐山町大好きだよ」と、そういうことを、それをやる価値は私はあると思うのです。まだ今からでも遅くないですよ、そのくらいのことでしたら。いかがですか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

ラベンダー園のほうをやはり広くPRをしていく、そういった中にさまざまなそういう企画、そういったものを取り入れていくのが今後のこのラベンダー園を広く皆さんに周知していくかなというふうな手法の一つとは考えてございます。今担当のほうといたしましては、6月の8日のグランドオープン、こちらに向けてさまざまな機関との調整、またそういったことをやらさせていただいている状況でございます。町内のイベント企画をされる方からもそのような声はいただいておりますけれども、ではそういった運営をどこのところで誰がやっていくのか、またそういった調整も出て

くるかなというふうに考えますので、一つの案といたしまして、間に合うか間に合わないか、それらも含めまして調整をとらせていただければと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 私は、どなたのところにこういうイベントを申し出ていったらいいか、受け入れるところが全然見当たらないものですから、スタッフのある一人の子に言いました。こういう大会をしたらいいねという声が上がっているのだよ、どうだろうと。今課長からも答弁の中にありましたけれども、そのような声も上がってきていると。それはそうです。私はその人に言っているのですから。だから、そういったようなことを本当に町民一体となって盛り上げる。6月の8日が開会、それで9日が大きなイベントを組んでいます。その後、尻つぼみになってしまうと困るのです。やはり1カ月間、いかに嵐山町のラベンダー園に来ていただくか。マスコミがもう一回いかにそれを取り上げてくれるか。そこに対して嵐山町の住民と、そこに来たお客さんが一体となってこのお祭りを楽しんでいるか、それをやっぱりやっつけていかなければいけないと思います。なかなか担当者ベースでは、それは準備の段階があって難しいというようなこともあるでしょうけれども、町長、どうでしょうか。少し前向きに考えてみるやというふうな答弁がいただけるのかどうか、副町長でも結構です。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 いや、さすがだなというふうに感じました。わくわくするような企画。なかなか現実的な役場の職員があれもこれもやるべきことがいっぱいありまして、なかなか大野議員さんの目線に沿ったお答えができなくて大変申しわけないのですが、思いは全く大野議員さんと職員も同じだというふうに思います。大変いいご提案をいただきました。内部できっと前向きに考えて、今年実現できるかどうかは別にいたしましても、その考え方のもとになっている町民と一緒に盛り上げるのだと、それは全く考え方は同じでございますので、ぜひ研究、検討させていただいて、ご希望にお答えできるように私も努力したいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 副町長から答弁いただきましたので、期待をしていきたいというふうに思います。

3番目に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○3番(大野敏行議員) ふるさと納税返礼品について。この件につきましては、前回、昨年の第4回の定例会でも長島議員がご質問をされております。毎回で申しわけないのですけれども、私のほうからも質問させていただきます。

総務省が6月から寄附額の3割以下の地場産品に限る方針を決めました。当町の知恵の出どころであると思います。千年の苑入場券、バーベキュー場駐車券、観光芋掘り券、ブルーベリー摘み取りなど、組み合わせでの返礼品で当町に足を運んでいただくこと等を計画してはいかがでしょうかということでございます。よろしくお願います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、質問項目の3につきましてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、返礼品は寄附額の3割以下、地場産品に限るという原則を厳格化し、守らない自治体に対しては6月以降、ふるさと納税制度から除外する地方税法の改正案が今国会で審議されます。これにより高率な豪華返礼品競走も終幕を迎えるものと思われまます。数年前より多くの自治体において、物のみではなく、事を重視した体験型返礼品の取り組みが行われています。嵐山町におきましても、さくらまつりでのメッセージつき花火の打ち上げ、スポーツ体験施設でのフリーパス券、観光イチゴ狩り招待券を返礼品として用意しておりますが、さらに多くの皆様に足を運んでいただくための体験型メニューの拡充は必要であると考えています。現在6月のラベンダー園オープンを控え、摘み取り体験や、お土産をセットにした体験型返礼品案を検討しておりますが、これを皮切りとして、ほかにもその季節ごとに町内で楽しんでいただけるメニューを考案し、返礼品事業者と調整の上、事業推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) ただいま答弁にもありました、さくらまつりのメッセージつき花火の打ち上げ、スポーツ体験施設でのフリーパス券、観光イチゴ狩り招待券、返礼品等既に用意してあったということでございます。この辺につきましてはの返礼品希望の数は過去どのくらいあったのでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

ただいまご答弁の中で3つほど体験型イベントに該当するような返礼品を申し上げたわけですが、なかなか現実的には大変厳しい状況がございます。今年度の状況を申し上げますと、3つのうちご応募があったものについては、スポーツ体験施設でのフリーパス券のみということでございます。考えてみますと、遠方から嵐山おいでをいただく、おいでをいただいて何かをしていただく。やはりそこには、例えばそれを体験することによって何か感動を受けるものがあったり、魅力が高いもの、そういったものがあればやはりおいでをいただく、おいでをいただける、こういったことがあろうかというふうに思います。こういったものというのは一つのもの、単品でいかがでしょうかといっても、なかなか難しい部分があろうかなというふうには考えてございます。そうであれば、今回議員さんがご提案の幾つかものを組み合わせての返礼品、こういったものが大変有効性があるのかな、こんな感じは持っておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 私は、今までもお酒、地酒のおおむらさきですとか、嵐山のお米だとか、それも大変すばらしいお返しの品だなと思っていますし、そういったものと、この体験を組み合わせたりのもいいことだなというふうに思います。春、夏、秋、冬とございまして、それぞれの季節に応じて嵐山町では体験できるものがいっぱいあるのです。春はここにも出ていました、さくら花火、のらぼう菜の摘み取り、タケノコ掘り、バーベキュー場、夏はラベンダー園、バーベキュー場、嵐山夏まつり、ジャガイモ掘り、ブルーベリーの摘み取り、秋は嵐山溪谷の紅葉、嵐山まつり、サツマイモ掘り、バーベキュー場、冬は鬼鎮様の豆まき等も大変有名なことでございます。それから、例えば今の千年の苑観光手芸施設の近くのところに市民農園を1画開設して、年間通して市民農園1画分をぜひ無料で使ってくださいと。1万円の寄附を受けると3,000円お返しできるわけです、3,000円までは。10万円の寄附受けると3万円まではできるわけです。そういうのをうまく組み合わせて、年間通して嵐山に来ていただく。1回だけではなくて、できれば春、夏、秋、冬来ていただく、そういった人が本当の嵐山町の応援団になってくれるかなというふうに思います。ただ物品だけを欲

しいよという人たちはそうはならない。でも、嵐山に来ていただける人、こういう人はそのようになります。一番おもしろいと思うのは、テントハウス、2～3坪でいいです。テントハウスを10棟ぐらいつくって、そこに寝泊まりしてもらおうのです。火は一切使わせない。お食事は地元の食堂に行ってください。そんな体験を提供しますよと、どうぞ嵐山町を体験してくださいと、嵐山町で遊んでくださいというような返礼品をフェイスブックなりなんなり積極的にそこいらをアピールする、それは必要なことだと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうからいろいろご提案をいただきました。私、例えば都内で、都会で日々雑踏の中で生活をしている方が、では休日何を求めるのかなというふう考えた場合には、やはり非日常というものを一つに求めるというのはあろうかと思うのです。嵐山町においでをいただいて、そういった方が都会では味わえないような、我々にとっては通常のもので恐らく違うような感覚を受けるのだと思うのです。そういった体験をしていただく、大変すばらしいことだなというふうに思います。ただ、このふるさと納税制度という制度からしまして、やはり全ての返礼品、体験というものを町がご用意する、こういったものは大変難しいかなというふうには思っております。やはりそこには事業者との連携、これが欠かせないというふうに思っております。現状では3つの体験型の返礼品ということで申し上げましたが、実はそれ以外にも幾つかの事業者さんにはお声がけをさせていただき、協議もこれまででも行ってまいりました。ただ、その協議の中では、やはり提供するに当たって、例えば安定的に何かを供給できるだとか、そういったことが難しいであるだとか、いきなりスポットで来られてもなかなか対応が難しいだとか、やはりその内容によっていろいろご事情があると、こんなお話も伺っておるところでございます。そういった事業者さんとの協議が整うようであれば、いろんなものを設けていく、こういった基本的な方向性というものは、それは議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、極力そういったものを実現ができるように努力はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 実際に扱うとすると、では誰がやるのだというような話にな

ります。町の活性化推進委員の方に力をおかりしてもいいかなとも思います。どなたか、職員でないほかの中の担当部署をお願いして、そういうITにもすぐれたような人たちがこんなようなことをしてもらえればいいのかなと思います。今結婚式なんかの引き出物でも物で返すのではなくて、冊子で返ってきます。自分の気に入ったものを頼んでくださいと。その中に食事の券だとか、ホテルの券だとかというのも含まれております。そういう業者に、嵐山町ではこういう受け入れ態勢があるのだから、ぜひこれも案内として出してくれというようなことは別に町でやらなくたって、そこいらに提案だけしてもらえればできることなので、ぜひそのような形はとっていただきたいなというふうには思います。

一番大事なことは、嵐山町を愛している私たちの気持ちが、よそから来る人たちにもつながっていくよということが大変大事であるかなというふうに考えております。今年1月1日での嵐山町の人口が昨年に対してふえているのだよと。それも自然増ではなくて、社会増でふえているのだよということを町長がおっしゃっていただきました。これは素晴らしいことです。何か発信しないとふえないのです。それは企業誘致したり何かしたりして働き場所がいっぱいできたのでふえているかもしれません。これからは、農業が稼ぐ力の一つの力になってほしいというようなこともございますので、ぜひそのようなことも含めて発信をしていただければなというふうに思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○3番(大野敏行議員) 町職員採用について。特定の技術を持った職員を固定して仕事に専念していただく制度を必要とすると感じております。特にまちづくり整備課、上下水道課など、大きな計画を抱えている町の考え方をお伺いします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目4につきましてお答えをいたします。

嵐山町では、職員育成方針を策定し、その中でそれぞれの職員が持つ能力を最大限に伸ばし、素質と感性に磨きをかけ、より高度で個性あるまちづくりを推進できる人材を育成するとの方針を掲げております。また、さまざまな個性と能力、可能性を持つ職員に対して、できるだけ多くの職務を経験する機会を提供し、職員のやりがいや能力をさらに伸ばすことができれば、その役場の組織そのものが活性化し、ひいては

町民サービスの向上につながるの考えをもとに、多くの経験と広い視野を身につけてもらうことで職員の能力を高め、将来の仕事に役立ててもらうことも重視しております。現在特定の技術や資格を持った職員の配置につきましては、業務の計画を見据え、また本人の資質なども考慮し、適切に行っているところではございますが、固定した一つの業務に長くついてもらい、その道のエキスパートを育成するというのもまた重要であると思いますので、状況に応じた職員配置を適切に行うように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 行政の仕事の中では、どの仕事で見ても大事なというふうには思います。そして、一人一人個々の職員が、それぞれ皆さんがオールマイティーの仕事ができるようになれば、こんなに願ったりかなったりのことはありません。ただ、なかなかやはり全ての職員が全てのことを掌握していくというのは、かなり仕事の範疇が膨大であるだけに難しいものであるかなというふうには思います。今私の中で名前を出させていただきましたまちづくり整備課及び上下水道課には、技術系の職員と言われる方は何人いらっしゃるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをいたします。

技術系の職員の数でございますけれども、全体で申し上げさせてもらってもいいでしょうか。土木系の技術系の職員が、延べというか、幾つも資格持っていますので、13人おりまして、重複者を除くと11人。建築系です。建築系の技術職員が4人おりまして、重複者を除くと3人。上水道系、技術職員が3人おります。これは実人員も3人で変わりません。それから、下水道系、2人ございまして、これも実人員が2人ということでございまして、土木、水道、建築の技術系の職員が全部で22人の、重複者を除けば13人、その中で副課長以下の職員が8人と、こういう状況でございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 以前よりかは技術系の職員の数が減っているのかなとも思いますし、でもこの13の方が重複して仕事ができる技術を持っていらっしゃるということでございます。今副課長クラスの人が8人いらっしゃるというようなことございますけれども、経験の5年以下ぐらいの技術系の職員というのは何人ぐらいいらっ

しゃるのでしょうか、全部で。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 極めて少ない、恐らく1人か2人かというふうに思います。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 課長、もしくは副課長になってきますと、あと4年とか5年とか、そこいらで定年退職を迎えるというような状況にもなりつつあります。やっぱり常に技術系の職員も新陳代謝もしながらも採用して行って、今全国では、国では水道事業に関しては民間というような話も出ておりますけれども、民間になればなるほど、民間の業者と渡り合えるぐらいの技術を持った職員が行政には絶対必要になってくるかなと思うのです。そうでないと民間企業の言いなりになってしまいますから。そういう意味においては、技術系を持った若い職員も暫時やっぱり採用していく必要があるのかなというふうには思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 まさに大野議員さんおっしゃるとおりでございまして、この点については痛切に感じております。役場の技術力が、例えば現場の打ち合わせ、あるいは事業の完成検査、そういったところで実際に民間の事業者といろいろ話し合ったり、技術的な話をするわけですが、そのときに町のレベルを向こうがわかるわけなのです。それが一番つらいところでございまして、その点については、この2年間、県から技監においてをいただいて、そして、豊富な経験を持つ調整官がいらして、職員に逐一ご指導をいただいて、技術力が相当高まってきたなというふうに私ども思っております。こういった外の血液、嵐山町の役場の中で育てていくのも大事ですが、専門的な経験とか知見とか、そういったことをお持ちの方に一定の期間おいでをいただいて、町の職員の育成に当たっていただくと、これも大変大事だというふうに思っています。昨年1年間、技術者、特に経験のある技術者を募集をしていただきましたけれども、ずっと応募がない状況でございまして、昨年の暮れだったでしょうか、やっと1人応募があって、1人採用することができました。これは日本の国中の技術者不足の問題もありまして、なかなかいらっしゃらないわけですが、一つは大野議員さんおっしゃるように、中から職員を育てていく、そしてもう一つは外から技術者の派遣をいただいて、そして仕事をやっていただくと同時に、町の職員の

教育をしていただく、この2面作戦で今後進めていかななくてはならないなというふう
に感じています。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 今副町長の答弁の中にもありましたように、技監さんが来て
いただいて、町は県とのパイプもうんと太くなって、大きな仕事がどんどん決まって
きて、やっぱりそれはそういう技術を持っている方の指導があったからばこそという
ふうにも私たちが感じています。残念ながらこの3月いっぱい県の方に帰任なさる
というようなお話も聞いております。町に貢献していただきまして、また県に帰られ
てもますますご活躍されることは願っておりますが、そういったことも、今後とも町
の方策としては引き継ぎながらも、やっぱり内からそういったものを育てていくこと
が本当大事であるかなというふうにも感じております。

宮代町に東武動物公園前駅というのがありまして、その駅前の開発で、杉戸町側な
のですけれども、何年もかかってやっと開発できるというような調整がついたと。私
たちが行ったときに、その説明をしていただいた技術者がおりまして、その上司の課
長さんがおりました。これだけの町民、住民を納得、説得されたのは首長みずからが
お出ましになって、そこいらを説得されたのですかというお尋ねしました。課長が、
いや、この担当職員が15年もここにいるのだと、まちづくりに15年もいるのだよと。
これが粘り強く行って、そのことによって町民とも、本当にあなたなら信用できると。
ずっとその場所に携わっていて、このことに対してはよく存じ上げていて、よく知っ
ていて、指導、私たちにも問えば答えてくれると。それがあったから、ここの同意が
得られたのだという話を課長さんがされていました。だから、そういったことは今後
のまちづくりについてはうんと大事かなというふうにも思います。

今嵐山町ではなかなか自己で使える単独予算が少ない中で、より多くの職員を採用
するというのは大変困難なことかなとも思いますけれども、ぜひそういう意味におい
ては、若い技術者、将来の嵐山町を担うそういった者を入職させていくということを、
副町長も答えていただきましたけれども、決意の一端を町長からもお答えできればな
というふうにも思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お説のとおりだと思います。特に今各課でそれぞれの仕事を抱えて、

こんなに忙しかったことどうなのだろうと思うほど、今の嵐山町の職員、頑張っていると思います。そういう中であって、今までの嵐山町の役場のインテリジェンスというのか、そういう技術力も含めた知見全てが発揮をしないとだめなわけですが、その一番上の部分でも足りないような状況がありますので、その足りないところは今副町長から答弁いただいたように、外部からとりあえずおかりをして、それで、それを嵐山町の力としてやっていく、そういうような状況を今やっているわけですが、これから将来的なことを考えたときには、議員さんおっしゃるように内部からもしっかりそういう者を育てながら、そして状況に応じて外部の力を入れながらやっていったらいいというふうに、お説のとおりでございまして、そのように取り組んでいきたいというふうに思っております。

- 佐久間孝光議長 大野敏行議員。
- 3番（大野敏行議員） 以上、終わります。
- 佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

- 佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時50分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

3月6日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

第1番議員 吉本 秀二 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第9番議員 川口 浩史 議員

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅原 浩行
書 記	新井 浩二

○説明のための出席者

岩澤 勝 町 長	
安藤 實 副 町 長	
岡本 史 靖 技 監	
青木 務 総 務 課 長	
伊藤 恵一郎 地域支援課長	
山岸 堅 護 税 務 課 長	
村田 朗 町 民 課 長	
前田 宗 利 子 育 て 支 援 課 長	
近藤 久 代 健 康 い き い き 課 長	
山下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
杉田 哲 男 農 政 課 長	
山下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
藤永 政 昭 ま ち づ くり 整 備 課 長	

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第9日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○佐久間孝光議長 本日最初の一般質問は、受付番号7番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の災害廃棄物処理基本計画についてからです。どうぞ。

[1番 吉本秀二議員一般質問席登壇]

○1番(吉本秀二議員) おはようございます。1番議員、吉本秀二でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

まず、大項目の1番目ですが、災害廃棄物処理基本計画について。嵐山町災害廃棄物処理基本計画(案)についてのパブリックコメントが本年2月1日から2月28日までの間において実施されていまして。そこで、本計画(案)について伺いをいたします。

2月22日までのパブリックコメント件数について。

2番目が嵐山町災害廃棄物処理基本計画(案)策定における町のかかわりについて。

3番目が災害廃棄物発生量の根拠について。

4点目が災害発生から仮置き場設置までの流れについて。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、(1)でございますけれども、2月22日現在というお尋ねでございます、この時点では、パブリックコメントはございませんでした。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。

災害廃棄物処理基本計画は、コンサルタント業者との委託契約を締結し、策定作業を進めております。町としてのかかわり方につきましては、委託業者との打ち合わせを6月、9月、12月に開催し、計画の中身について協議及び進捗管理を行っております。2月28日のパブリックコメント終了後は、町防災計画、国・県の指針、その他諸条件に適合しているか再点検を行った上で、3月22日の環境審議会に諮問をする予定となっております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

地震による災害廃棄物の発生量につきましては、各市町村の防災計画の被害想定に基づき、埼玉県災害廃棄物処理指針により推計を行っております。嵐山町の推計結果といたしましては、23万7,092トンの災害廃棄物が発生すると見込まれております。また、風水害による災害廃棄物の発生量は、嵐山町が浸水想定区域の指定がないために推計をされておりません。県指針、町防災計画において、被災想定が明確になった段階で建物被害の予測、災害廃棄物の発生源単位の設定を行うこととされております。

次に、(4)につきましてお答えいたします。

災害発生後の復旧復興を軌道に乗せるため、その支障となる災害廃棄物の撤去を速やかに行う必要があります。これを効率的に再資源化あるいは処分を進めるために仮置き場が必要となります。仮置き場の種類といたしましては、個人の生活環境、空間を確保するために粗選別・保管を行う一時仮置き場と、選別された災害廃棄物の中間処理・保管を行う二次仮置き場の設置が想定されます。

次に、仮置き場の選定に当たっては、第一段階で町内全域の空き地などから、法律、

条例等により土地利用が規制されていない土地を抽出し、第二段階で抽出された候補地から面積、地形等の物理的条件による絞り込みを行い、公園、運動場などの公有地、長期間利用が見込まれない私有地を選定することになります。

なお、仮置き場の確保に向けましては、主要な仮置き場や中間処理施設に向けて道路啓開等を行いつつ、災害廃棄物の発生量に応じて仮置き場使用に必要な手続を行い、災害廃棄物の処理の実行計画を作成し、仮置き場運用管理体制が構築をされると、こういうことになるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 副町長さんには、いつもは大所高所でご答弁いただくのに、きょうは細かいところまで質問をさせていただくようなことになります。なるべく私のほうで多くを説明し、ご答弁をいただきたいと思いますが、失礼に当たることもあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初のパブリックコメントの関係ですが、ないというご答弁でした。関心が余りないのか、計画がよく理解されたのか、その辺はよくわかりませんが、ないということで了解いたしました。

議長、(2)から(4)までは関連しますので、一括で質問させていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○1番（吉本秀二議員） まず最初に、嵐山町災害廃棄物基本処理計画の趣旨について確認をさせていただきたいと思ひます。この基本計画の案に、1ページのほうに災害発生状況等の説明がいろいろ書かれておひまして、近年頻発している大震災や大水害の教訓を踏まえ、想定される災害に対する体制整備を中心とし、災害廃棄物の迅速な対応を促進することを目的として策定すると、このように書かれているわけ、なるほどと思ひわけですけども。本年度、平成30年の予算書の128ページ、129ページに、業者に委託するに当たって予算が組まれているわけなわけですけども、総額511万円、国費支出が157万6,000円、町の一般財源が353万4,000円で組まれてきておひまして、この説明のところ、可燃ごみ等が埼玉中部資源循環組合で移行処理されることに伴ひ、災害廃棄物処理計画を策定するための経費と、こういうふう、説明されているわけなわけです。私は、この予算案の説明から、もう一度この計画の案をよく見たんですけども、埼玉中部資源循環組合へ移行処理されることに伴ひ、内容が出てきていない

わけなのです。なぜ予算書の説明がこのように書かれているのか、これについてお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをさせていただきます。

議員さんお尋ねのこの計画の策定の趣旨でございますけれども、大規模な災害を踏まえて、町で発生する見込みというのは町の地域防災計画にあるわけですが、これを想定した対応、対策を今からとっておくことになる、ということなのです。それは27年に関連する法律が改正をされまして、廃棄物の処理をする第一義的な責任を持つ市町村がこれをつくるのだということが明確に義務化されたわけです。それによってつくることになったわけですが、予算書の説明の欄、ちょっと今私確認できていないのですが、議員さんがちょっと疑念を抱かれたのと同様に、嵐山町が今進めなければならない中部資源循環組合、小川地区5カ町村で進めている広域の処理でございまして、こちらの事業になるわけですが、それまでの間は。そうすると、今我々が策定をしようとしているものというのは、小川地区衛生組合を念頭に置いた処理の計画でございまして、中部が供用開始になるときはそちらに対応したものをつくっていかねばならないと、ということになるわけですが、議員さんおっしゃっている趣旨、ちょっと予算のところが正しく記載されていないのかなというふうに思いました。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 正しく理解しないで予算請求されたのか、あるいはそれほど重要に思っていないでこういうふうな書きぶりになったのかわかりませんが、いずれにしてもこれで議員のほうに説明をされて予算の議決をとっているわけですから、その辺は趣旨はもうわかっているわけですから、今後ぜひ注意していただきたいと、そういうふうには思います。その点につきましては、それで結構でございます。

それと、災害廃棄物発生量の根拠についてお伺いさせていただきました。こういう県の計画というか、災害発生は平成24年、25年ですか、調査して、それに基づいて出されてきたということは私もわかるのですが、関東平野北西縁断層地震ですか、これが発生した場合に、資料の1のほうを見ていただきたいのですが、北側、

中央、南側の3通りの破壊開始被害想定があります。嵐山町は北側から破壊開始があった場合、特に冬の午後6時の発生の建物被害が最も大きくなるということです。この計画はこの被害想定に基づかれて作成されているものなのですが、一般質問資料の4を見ていただきたいのですけれども、上のほうの関東平野北西縁断層地震の建物被害の予測とあります。これは平成26年3月、埼玉県震災被害想定調書にある北側からの破壊開始の近隣市町村の被害予測を私が拾い出して表にしたものです。一番上の表が、これが被害予測、真ん中にある表が、これが種類別の災害廃棄物発生量の推計であります。災害廃棄物発生総量23万7,000トンと、この答弁にもありますけれども、しかし一般質問資料の2を見ていただきたいのですけれども、これを見ますと、同じ震度6強であっても滑川町は、一番上の表の数字を見ていただければわかるのですけれども、滑川町は全壊が298棟、半壊が712棟、災害廃棄物発生総量が7万3,000トン、また小川町は全壊が535棟、半壊が944棟、災害廃棄物発生総量が12万1,000トンになっています。どうして嵐山町の被害想定が小川町や滑川町と比較して甚大なのかということが計画にも載っていないわけなのです。

私のほうで説明いたしますと、今一般質問資料2を見ていただいたとおり、埼玉県内地震想定震度表では、各市町村の最大値の震度であらわされています。しかし、一般質問資料1の下の方の地図を見ていただきたいのですけれども、関東平野北西縁断層地震震度分布図を見ますと、嵐山町はほとんど全域が震度6強になっております。滑川町は震度6強の地域が半分強、小川町は3分の1程度が震度6強で、あとは震度6弱になっているのです。これはどうしてこういうふうに震度の分布図が違ってくるかといいますと、200メートル四方のメッシュでメッシュごとの震度を出しているということなのです。そのほか、その範囲での建物の密集度とか、あるいは建物の建築年数とか、その他いろんな細かな要素を入れて想定して出しているものだということがあります。

それで、一般質問資料4をまた見ていただきたいのですけれども、その一番下の表に木造・非木造年代別建物棟数を見ますと、嵐山町には昭和37年以前の建物が1,013。小川町は非常に多いのですけれども3,490、滑川町が356、順次その年代ごとに見ていきますと、嵐山町の場合は滑川町よりも非常に古い建物も多い。小川町の場合は震度6強が3分の1程度なので、古い建物が多くてもそれほど破壊される建物が少ないのかなというような気がしております。そういうことで非常に嵐山町は震度が強い上に、

そういう弱い建物が多くあるということから、非常に小川町や滑川町と比較して被害が甚大であると言えるのだと思うのです。

そこで、23万7,000トンの災害廃棄物に対応した仮置き場が極めて重要になってくるわけなのです。残念ながらこの計画には仮置き場の候補地が示されていないのです。災害発生から仮置き場設置までの流れについてお伺いしたわけなのですが、今副町長から答弁いただきました。しかし、この手順でこれをいつやるのかと。発生してからこれをやっているのか、そういうことになってしまうのです。ですから、この仮置き場の指定がない、これは非常に対応が悪いのではないかなと思うのですけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この災害廃棄物の処理の基本計画は基本という名前がついており、処理に当たっての基本方針を国、県の指針を踏まえて、あるいは町の防災計画を踏まえてつくることになります。具体的な災害が発生したときに、その災害に対応した実施の計画というのをつくるようになっていっているのです。嵐山町で仮置き場をつくった経験というのは、恐らく1回だけだったろうというふう思うのです。それは平成26年の関東大雪害、このときに庁舎東側の駐車場を仮置き場にして災害廃棄物の対応をいたしました。このときは雪害だったわけですが、今議員さんがいろんな数字を出していただいて大変参考になりましたけれども、この数字は今この資料にございます関東平野北西縁断層帯、旧深谷断層です。断層帯の北部、北の位置の、なお災害が一番大きい時間帯の数字を掲げてございまして、その被害棟数、それから被害棟数の全壊か半壊かによって1棟当たりの出てくる廃棄物が決まっております、それを乗じて調整をして23万7,000というふうな数字になるわけなのです。そういうことで数字ができておりまして、こういう大災害が発生したときには、その大災害に対応した仮置き場が必要になってくると。

雪害のときは第一段階の仮置き場でしたけれども、第二次の仮置き場というのは、ここに被災地の写真が出ておりますけれども、もう相当な量でして、これをどこかに持って行って処理をするのではなくて、その処理までしてしまおうと。その処理して分別して最終的なものをその置き場のところに置いておいて、それで運び出すということになるわけがございまして、災害の大小、状況、内容、対応に応じて仮置き場が変わってくると。こういうことがございますので、それは実施計画のところで受け持

ってもらおうと、こういうふうなことで基本計画はできているというふうと考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） その辺の見解が私の考えと少し違うので。この計画は、最大の地震が発生したときの想定した仮置き場をつくりなさいということだと私は理解しているのです。東日本大震災が23年の3月11日に発生しました。それから、3年後の平成26年3月に環境省は災害廃棄物対策指針というものを出しています。それで、埼玉県はその後、平成24年、25年にかけて調査した埼玉県地震被害想定調査を出しております。そして、平成28年3月に埼玉県清掃行政研究協議会というところが市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアルというものを出しているのです。それから、平成29年3月に埼玉県の災害廃棄物処理指針が出されました。これを受けて今回の計画が出てきたのだと思うのですが、この埼玉県の指針が出て、すぐその年の11月の8日には市町村災害廃棄物処理計画の策定についてということで、埼玉県環境部資源循環推進課が平成26年の環境省が出したマニュアルで策定したところがあるところを調査して、埼玉県内でどのぐらいその一番最初の環境省が出した指針でつくっているかということで調査しているのです。そうしますと、平成28年3月時点で、災害廃棄物の対策計画を策定していたものが県内で8市町1組合なのです。それから、関東地方の環境事務所管内にもそういう調査をしております、そこでは18市がもう策定していたということでこの調査に回答しております。県内では、川口市、春日部市、八潮市、坂戸市、吉川市、三芳町、小川町、皆野町、蓮田白岡衛生組合、これがもう作成してこの調査に応じております。

それで、平成29年3月の県の指針を受けて、小川町はつくったものをさらに改訂して、ことしの1月に改訂版を出しております。県内と関東地方環境事務所管内の計26の市町と1組合のうち、業者に委託したのは11、それで自前で策定しているのが16。委託した11団体の委託金を見ますと、200万円が1団体、それから200万円から400万円が5団体、400万円から600万円が2団体、600万円以上が1団体。そういうふうに調査で回答しているのですけれども、ここで仮置き場の指定がある計画が17、ないものが10なのです。環境省が出した指針により、いち早く策定に取りかかって、その自治体で計画したものの中の59%は自前でつくって、63%は仮置き場までちゃんと入っているのです。

埼玉県環境部資源循環推進課では、各市町村が自前で「災害廃棄物処理計画を策定するに当たって」と題した図上訓練を行っているのです。これがそうなのですからけれども、図上訓練でいろいろ私が話したようなことを分析しているのですけれども、各自治体でつくるには、1つは、しっかりとした役所の処理体制を計画の中に入れなさい。2つは、ごみの量をしっかり推計しなさい。3つは、仮置き場候補地の確保をしなさい。あとは、よその計画のいいところをとってつくればよいよというふうにこれには書いてあるのです。

また、この調査で計画を策定していない自治体にも調査が来ているのです。だから、嵐山町にも調査が来ておまして、災害廃棄物の処理計画策定に係る課題は何だとか、あるいは仮置き場の確保や候補地の選定で課題は何だとか、つくっていない自治体は皆手間がないとか難しい問題があるとか、ここにもいろいろそういうものの数字的なものがありますけれども、そういうふうに回答しているのです。当然嵐山もどんなのか回答しているわけなのでしょうけれども、各自治体でこれほど懇切丁寧な資料が出されているのに嵐山町は自前で策定はされていないし、お願いしたものには仮置き場がないということなのです。その辺についてどのように思われますか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変耳の痛いお話なわけですがけれども、今回この小川地区衛生組合管内5カ町村が同時に災害廃棄物の処理の基本計画をつくっております。これはお尋ねありました、国庫から補助をいただいてつくると。作り方については、一時は5カ町村が共同でつukれないかということも嵐山町でも模索をしたのですけれども、それを各市町村がそういったひもつきなものでもう仕事を進めているので、今の時点では難しいということで各市町村がつくることになったわけです。そういったことで自前ということについて委託をしたというのは、そういう経過がございました。

それから、仮置き場の問題です。仮置き場の問題については、事前にその仮置き場を確保しておくのだよと、必要な仮置き場は確保しておくのだよという考え方と、災害の状況・状態に応じた必要な面積、それから嵐山は地形がこういうところですから箇所数ですとか、そういったことを実際の仮置き場を運用するのに実務的というのでしょうか、絵に描いたものではなくて実際に使えるものをつくろうよと。こういうことから、嵐山では今計画にあるような位置づけをしているというようなことがござい

まして。今私ご質問をお伺いして、そこまで細かくいろんな指針やマニュアルが
できているということを承知しておりませんでしたので、その辺についてはもう一度
確認をして策定中でございますので、他の市町村がそういうことであって嵐山だけ見
劣りをする、ちょっとこれ不備だな、そんなことがないようにもう一度再点検をして
みたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私も今現在作り上がったものではないものですから、こう
やって今お伺いをさせていただいて、直せるものは直していただきたいという気持
ちでいるわけなのですけれども、業者に委託したということで、いろいろ業務が多忙
であったり、専門的な部分があるので業者に委託したのかというようなことも考えら
れるのですけれども、先ほど言ったとおり、自分のところで職員がつくったものもた
くさんあるわけなのです。それで、業者に委託したと。それもやむを得ずとしたとし
ても、これが平成29年の3月に県から示されてきているわけなのです。3月といいま
すと、業者に委託するにしてももう予算がとれないということで、では次年度の予算
でということで1年寝かされているわけなのです、計画が。それで、30年になって予
算をつけて業者に委託して、そして1年かかってできてきたのが今回の計画案だと思
うのですけれども。この29年の3月に来た時点で仮置き場を少なくとも調査をして、
それで法的なものもあるのでしょうか、地権者もいるのでしょうか、いろいろなもの
が先ほど手順で言われたようなことがあるわけなので、それを調べておいて仮置き場
の候補地としてやっぱり挙げておかななくてはいけないのではないかと思います。そ
こを必ずしも仮置き場にしてしまう必要はないのですから。仮置き場の候補地として
こういうところがあるよということは、計画で決定的なものではなくていいのですか
ら、挙げておく必要があるのではないかと、私はこのように思っております。

それと、この体制です。産業廃棄物の処理の体制、これも1年あるわけですから、
どういう体制でやるかということは考えなくてはいけないわけ。この案の計画を見ま
すと、災害関係業務事務処理マニュアルとか、地域支援課でつくっている防災の事務
文章をそっくりそのまま載せてきているのです。何も検討していない。それで、網が
けにして、この課が担当するのだよというだけなのです。生活部上下水道課長が部長
になっているのです。ご存じですか。課長が責任者になって、この災害廃棄物の処理

をやらなくてはならない。それで、給水班で上下水道課があって、衛生班で環境課が入っているのですけれども、こんな地震になったら自分のところの仕事でもう手いっぱいですよ。それでとても人が足りるものではない。

やっぱりこの計画をつくるに当たって図上訓練しなくてはいけないのです。仮置き場が幾つあれば、そこにはどのくらいの人が必要だろうかと。誘導員も必要だろうと、交代要員も必要だろうと。そういうことで、どのくらいの人が必要なのだという。環境課は4人しかいませんから、やれることは決まっているわけですから。だから、どのくらいの人数を充てていけば、この仕事に対応できるかというところをしっかりと図上訓練して考えたものをここに当てはめて込まないと、ただほかのところの計画を持ってきてぽんとかうして載せてきたって、これはもう使い物にならないですよ、はっきり言って。そういうようなことがあるわけなのですね。

それで、私のほうで業者とのかかわりはどうだったのかということをお尋ねしたのはそういうことなのです。定期的に打ち合わせをしてというお話だったのですけれども、定期的にお話しするのは、仮置き場はどうするのと業者から言ってくると思うのです。それがわからないような業者だったら、もう最初から頼む価値ないですから。仮置き場はどうするの、処理体制はどうするのと必ずそういう話があるわけなのですから、そこのところはしっかり今うちでつくっているからとか、そういうような対応をしていかないと非常にこれはもったいない仕事になってしまうのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 体制づくりでございますけれども、議員さんおっしゃられるように、災害が発生したときの一番の機能をなすのは災害対策本部ですから、それを応用するのだということの計画になっているのです。これだけ見ると、今ご指摘のような何か防災計画から持ってきて、つけ足したような計画に見えると。そういうふうな見方もあるかもしれませんが、災害が発生したときには一番の役割を発揮するのは災害対策本部でございます、災害対策本部の応用編として廃棄物の処理体制ができています、こういうふうにご理解をしております。

それから、確かに図上訓練は必要だと思えます。ぜひ機会を捉えて、これに限らず災害に関連しては全くおっしゃるとおりだというふうに思えます。

その他いろいろご指摘いただいた事項につきましては、検討いたしまして適正に対

処したいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) この計画は冒頭に申し上げましたとおり、当初予算で511万、うち国から157万、一般財源から370万ですか、出ているわけです。それで、これが予算のときはそうだったのですけれども、今度の補正予算を見ましたら、金額が確定したということで国は100万、町は200万の計300万になったのです。随分安くなったものだなと私も思ったのですけれども、さすがに業者も計画の内容についてはわかっているのではないかと思います。そんなに500万も取れるようなものではないと。それにしても、計算すると、この計画の1ページが4万4,776円つづののです、1ページ。4万円なのです、4万4,000円。業務の関係でやむを得ないようなときもあるかもしれませんが、やはりこれはもったいないなと私は思うのです。どこ見ても出典はどどこ、出典はどどこと書いてあるのです。だから、寄せ集めてきたものを張りつけている。申しわけないですけれども、私でもこれできる、計画がつけれる、そんなふうに思いました。ですから、もう少し自分のところでできるか、できないかということをいろいろ検討していただけたらと思うのです。

私、平成29年の第1回定例会の一般質問で職員の政策能力、企画力を生かす制度の活用ということで、町にそういう制度が幾つかありますけれども、そういうことで質問したのです。その中で、何でも業者に委託していたのでは、業者は力をつけていくけれども、町の職員は力がなくなっていくよということを申し上げたと思うのです。やはりそういった力を維持していくには、どうしてもだめなものはやむを得ないですけれども、自分のところにつくれるものは自分のところにつくっていく必要があるのではないかと思います。その辺を今回特にこのあれを見まして思ったわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 まことにおっしゃられるとおりでございまして、少ない職員でさまざまな町民の要望あるいは町の課題に取り組んでおるわけでもございまして、職員をふやすということはなかなか難しい。そうすると、一人一人のやっぱり政策形成能力、能力を開発していくというのが議員さんおっしゃられるとおり極めて大切なわけでもございまして。今の現状からすると、大変お恥ずかしい結果というふうに思いますけれども、今ご指摘いただきましたことにつきましては再点検をいたしまして、ご期待に

えられるようにぜひ取り組んでみたいというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員）きのうの一般質問でも大震災、災害の心配もされた質問もあったり、町のほうの土地をはじめ、しっかり対応していくのだという答弁も聞いているわけですが、しっかりやっていていただきたいと思います。

それで、町長にお伺いしたいのですが、環境課は昨年環境農政課から分離して、それぞれ重たい大きな仕事を抱えて分かれたわけですが、独立したわけなのですが、今回の私のこの質問を受けられまして、そういったことも含めてどのように考えられるか、ご所見のほうをお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

いろんな角度からのご指摘をいただきましてありがとうございます。現状は今ご指摘をいただいたような状況で大変残念な部分もあるわけなのですが、全般に見た場合に、ここの部署だけではない場合があるかなみたいな、本当に心配、不安な自信がない部分もあるのですが、そういう中でいかに今嵐山町が抱えている課題に取り組んでいくかと、越えていくかというのを庁舎全体で今抱え込んでハードルを越えようとしてみんなで頑張っているところなのですが、それぞれ抱えている問題というのが課の中でもやっぱりここのところはちょっと弱いかかと、ここのところはもうちょっと突っ込まないといけないだろうなというのが、それぞれのところでやっぱりあるのかなという感じがしております、残念ながら。しかし、そうは言っても許されることではありませんので、何としてもそこのところを突っ込んで完璧を期していく、これが行政を任されている役場の責任でございますので、何としても今議員さんおっしゃるような形に一步でも一步でも近づけるように、これからも毎日頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、いろいろ話を聞く中で改めて思うのですが、情報量がかなり足りないなという感じがするのです。というのは、アンテナを上げる暇がないのか、上げられないのか、それが政策形成能力というようなことにつながってしまうわけですが、そういう時間もなかなかとれないのかなと、余裕がないのかなというようなこともありますので、今年も外部の人材を導入をいたしました。それで、嵐山町の役場

の中に欠けている部分、警備の関係も入れてとか、あるいはほかの部分についてもこれからもやっぱり助けをいただくような状況が出てきてしまうと思うのですけれども、緊急避難的にそういうような策でもやりながらでも、どうにかこのハードルを越えていきたいというふうに思っておりますので、これからもいろんな形でご指導とご指摘をお願いしたいと。ありがとうございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私もいつもこういう質問ばかりで大変恐縮には思っているのですけれども、目についたところ、気がついたところは遠慮なく指摘させていただかないと、やっぱり足腰の強い役場にはなっていないのではないかなというふうに感じておりますので。いつも悪いところばかり探しているわけではないのです。いいところもいっぱいあって、私もいつも応援団のつもりでいるのですけれども、その中で気がついたこと、そういったものについてはご指摘をさせていただいているわけなので、町長の今のお言葉は私よくわかりました。ぜひ頑張っていたいただきたいと思っておりますので、町のためにひとつよろしくお願いしたいと思っております。

これで1問は終わります。

それでは、2問目に参ります。障害児(者)等の生活サポートについて。障害児(者)等の生活サポート事業を行ってきた特定非営利活動法人生活サポートわかばは、平成14年から事業を開始し、その後平成17年にNPO法人化、現在に至っております。同事業所は、会員の減少等による採算面で事業継続が困難として、本年3月末をもって事業を撤退することを決意されているようです。これにより、これまで支援を受けてきた方々が生活に支障を来す事態が予測されるところであります。とりわけ車椅子等の利用者においては深刻な状況が考えられますが、以下についてお伺いいたします。

- (1) 本件に対する町の受け止め方について。
- (2) 近年の事業実態の認知状況について。
- (3) 本件に関し町に寄せられている町民要望等の状況について。
- (4) 本件生活サポート制度利用者の救済措置に対する考えについて。

よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいた

します。

当町における外出支援の制度は、重度の障害を持つ方並びに75歳以上高齢者に対するタクシー利用券の交付及び障害児（者）等の生活サポート事業として外出援助、移送サービスの提供がございます。特に生活サポート事業は、外出に介助を要する方には、よりどころとなるサービスであります。この事業を提供する事業者は、町内には特定非営利活動法人生活サポートわかば、1事業者であり、生活サポート事業利用者の9割が利用しております。町外にも事業者はございますが、受け入れ可能数が少ないことから、町全体の外出支援制度に与える影響は深刻であると受け止めております。町といたしましては、近隣事業者への受け入れ依頼、他のサービスの活用等対策を講じ、円滑に移行できるよう努めてまいります。

続きまして、(2)につまましてお答えいたします。

町の生活サポート事業の利用者は平成23年度をピークに減少し、平成29年度には平成23年度のおよそ7割となっております。事業開始から16年以上経過し、当時の利用者が施設入所や死亡等により減少し、新規利用者数を上回っている状況であります。近隣の自治体におきましても利用者の減少から採算面で事業継続が困難となり、数事業所がやむなく撤退しております。事業実態といたしましては、道路運送法に基づく福祉有償運送登録、事業者・利用者・運賃の規定等による事業の範囲の制限があり、特に福祉事業所等を母体としないNPO法人の経営は困難となってきたのが現状でございます。

続きまして、(3)につまましてお答えいたします。

本件に関し、町に寄せられている要望は、他の生活サポート事業所の情報提供、わかば運営の継続、同様のサービス事業の実施、事業譲渡による事業の引き継ぎなどがあります。

続きまして、(4)につまましてお答えいたします。

引き続き、近隣の事業者への利用者受け入れに努め、あわせて障害者福祉タクシー、高齢者外出支援タクシーの利用を周知・促進し、タクシー利用時の介護者を確保することにより、円滑に移行できるよう努めてまいります。

また、障害者福祉タクシーの対象とならない、身体障害者手帳4級から6級、療育手帳Cの手帳を所持する方並びに難病受給者証を所持する方に対しましては、新たに福祉タクシーと同様のタクシー券を発行し、利用者負担の軽減を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、(1)から(4)まで一括して再質問をさせていただきます。

本件につきましては、議会議長宛てに176名の方から請願を渡されている案件で、町としても深刻に受け止められていることはよくわかりました。まず最初の質問で、3年前から採算が合わない、そういう運営になっていたことは、わかばさんからいろんな報告書等も町に出されているわけで、当然町も把握されていたと思いますけれども、何かこれまでに打つ手はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 答えいたします。

わかばさんからは、以前から採算がなかなか合わない部分で苦しいというお話は聞いておりました。その中で、町のほうといたしましても補助金を年間800万円ほど出しておりますので、できれば事業全体の運賃等も含めて見直しを行ってはいかがかというお話をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。前がどうだったということで掘り返したり何しても余り生産性がないので、今後どうしていくのかというようなところを中心に質問をさせていただければと思います。

なお、この事業は非常に難しいところがありまして、なかなか私もよく理解していないものですから、勉強したところをみんなで共有するという意味で読ませさせていただきたいのですけれども、福祉有償運送ということは、これは道路運送法を根拠としていると。この法律は、いわゆる青ナンバー、バスやタクシー、営業に関する定めがあるものです。しかし、地域の交通の不便なところ、あるいは移動が制約されている人の輸送が非常に確保されない場合は、白ナンバーでも有償運送ができますよということが認められている法律です。それで、以前はこの法律の80条で、これは例外許可として行われていたのですけれども、平成18年の10月からこのところの法律ができたというか、条文に入りまして、78条にこういった有償運送というのができる条文が入ってきたわけなのです。

それで、そこには3つの場合があります、1つが災害のための緊急を要するとき、それともう一つが自家用有償旅客運送でNPO等がこれを行う場合、これにはさらに3つありまして、市町村で運営ができる場合とNPOで運営する場合と、その中でも福祉有償運送というの、この3つがあるのです。今回の場合は、この3番目の福祉有償運送という事業になるわけです。これはタクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等の移動制約者に対する十分な移送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO等が実費の範囲内で当該法人等の会員に対し、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送ができるというようなものです。こういうことで、この事業が成り立っているわけですが、2つ申し上げましたけれども、3つ目が公共の福祉を確保する場合にやむを得ない場合ということで、幼稚園とか学校等のスクールバス、こういったものも含まれているようです。

それで、特定非営利活動法人の生活サポートのわかばの関係なのですが、埼玉県は平成10年からこういった生活サポートに対して、他の県とは別に県独自で障害者、障害児の生活サポート事業の補助金を助成する事業を始めたわけなのです、平成10年から。それで、NPO法人のわかばも平成14年にそれを受けて開始しているわけなのですが、平成17年にはNPOに法人化して現在に至っていると、こういう状況です。

それで、事業対象者は盛んに言われていますけれども、障害者手帳を受けている方と、それと介護認定を受けている方で会員になっている方ということです、利用者は。事業内容としては、病院の送迎、介助、付き添い、買い物介助などの社会生活支援ということになっています。運営は、障害者手帳の会員利用者は1時間2,850円、これが事業者を支払われるわけです。その出どころというのは県が950円、町が950円、利用者が950円という負担で、そういうふうになっているのですけれども、各市町村によっては、さらにそういった利用者補助をして400円でやれるところもありますし、500円というところもありますけれども、嵐山町は500円ということになっているということです。

それで、県の補助は、今は県も予算を大変節約していますので、人口割で上限が決まっているわけなのです。それで、人口30万人以上いるところは500万上限、それから20万から30万までが345万ですか、それから10万から20万までが200万、5万から10万までが105万、それで5万以下のところは100万ということで、嵐山町には県からは

100万の補助があるということなのですからけれども、こういったことで今のところ間違いないでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

生活サポート事業の補助金といたしましては、1時間当たり自己負担が500円で、町の補助が利用料として450円、運営経費が1,900円となっております。県は基本的には1時間当たり1,900円の補助が出ますが、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、100万円という上限がございまして、上限を超えた分は町の負担となっております。以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） わかばの会員は当初300人ほどでしたのですけれども、先ほど答弁にありましたとおりの状況で減ってきているという中で、障害者手帳の会員は7割から8割、それから介護認定者の会員は2割から3割。それで、利用率というのは障害者手帳の会員さんが6割使っているのだそうです、わかばさんは。それで、介護認定者の利用が4割程度ということなのです。2割しかない中で4割使っているわけですから、結構そういう介護認定の方も使われているという状況だなと私は思うのですけれども。また、利用者の範囲は、嵐山町の町内が7割、それから滑川町が2割、東松山市とときがわ町が1割と、こういう状況で運用していたということなのです。

それで、事業状況は3年前から赤字になっているということで自己資金を入れているのですけれども、介護認定の利用が多ければ事業は成り立っていくかという、これはまた介護認定の方はみんな実費でやるのですけれども、1時間1,000円、それにプラス1キロ30円という料金をいただいているのだそうですけれども、嵐山病院に行ってきて1,500円かかったとしますと、人件費に1,200円かかるから300円しか黒字にならないと。その300円はガソリン代だとか、いろんな保険だとか何とかで出ていくと採算の合わない仕事で、そういった利用者が多くなってもやっていくのはなかなか難しい状況だと、こういうような話です。そういうようなことで非常に利用者は、こういう事業者がいなくなるということで大変困っているということでございます。

それで、嵐山町に登録している事業者というのは、どのくらいいるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

現在嵐山町を運送範囲に指定、登録している事業者は、わかばさんを含めて8事業者でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、その方に対する、今後わかばさんのかわりに嵐山町の町内の方で利用させていただきという依頼はされているのでしょうか。また、どのような依頼をされているか、また感触はどうか、その辺について伺います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたように、各事業者、受け入れ可能な件数が非常に少なく、自分たちの町内、市内でいっぱいだというところが結構多い状況でございますが、現在受け入れていただけるというお話をいただいている事業者は2カ所ございます。また、引き続き嵐山町を輸送区域としている事業者にもお願いをしていくとともに、嵐山町を輸送区域としていない近隣の事業者もございますので、こちらは管轄する各市町村のほうにお願いをしまして声をかけていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 情報としてどこの業者がどれぐらい対応できるか、細かい情報を利用者のほうにぜひ流していただきたいと思うのです。ただ、こういう話をしていますよ、自分で電話してやってくださいということではなくて、どこの利用者だったらどのくらい、そういうことで調査をして情報を出していただきたい。ときがわ町でも9事業者がときがわの町でそれ指定しているのですけれども、いろんな町外から入っているのですが、東松山市のきわというところしか余り動いてくれないというようなことも聞いております。それも件数が少ないような話なのですけれども、そういうことでなかなか使い勝手が悪いというようなこともありますので、ぜひ情報としてこういうところが使えそうだというのは流していただきたいと思います。

それと、対象になっていないところは嵐山町に登録してくれということなのですが、なかなかこれはわかばさんに聞いても難しい話だと思うのです。これは余り

なかなか期待できないのですけれども、努力していただくことはいいのですけれども、これについては余り期待できないなと私は思っております。

それと、これは利用者の便宜を図っていくということで、一つは今言ったようにその業者を活用していただくということがあろうかと思えます。もう一つは、先ほどお話しされた福祉タクシーですか、タクシー利用券による利用です。これも非常に対策としては考えられるのですけれども、この対策で一番困るのは介助していただく方が必要だということなのです。それで、介助していただく方をどのようにして確保されていくつもりなのか、それを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

介助をする方につきましては、ただいま社会福祉協議会のほうと協議をしております。既存のおたすけサービスを利用していか、もしくは介助の技術を要する方の場合にはもうちょっと専門的な技術を要した方が必要なのではないかとということで、その辺をどういう形でやっていくかというのを協議しているところでございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) おたすけの関係なのですけれども、どのくらいの会員、会員は確かにいらっしゃるのですけれども、どのくらいの方が活用していて、現在の活用状況でどのくらい余力があるのかということはおわかりですか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

具体的な数字はちょっとこちらのほうでは把握はしておりませんが、社会福祉協議会に聞きましたところ、現在も実際にそういう病院の付き添いとかをやっている会員さんもいらっしゃるということです。ただ、やはり数はそんなに多くないので、その辺も今後の課題ということで検討しているところでございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そうしますと、おたすけのほかにサポートしていただけるようなめどというのは何かあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 まだ具体的に細かいところまで検討しているところではないので、町の担当課として思っているところとしてお答えさせていただきますが、

社会福祉協議会のほうで要支援の方や、あと要支援にはならないのだけれども、そういう対象になる方を対象としたサポーターさんを養成して、実際に訪問、ホームヘルプ等に当たっているところがございますので、そちらの方たちにご協力をいただけないかなというのは考えてはいるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そのほかにシルバーとか、そういったことは考えていらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

シルバー人材センターのほうにはまだちょっとお話をできていない状況でございますが、シルバーさんのほうも会員さん不足であるというお話も聞いております。また、それだけ介助ができるような方がどれくらいいらっしゃるかというあたりもまだ把握をしておりませんので、その辺も含めて今後シルバーさんとはお話をしていければと考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 確かにシルバー人材センターは結構安い賃金で技術を提供されているので、収入もある程度計算されている方なのです。あと、このおたすけとはちょっと違うのです。おたすけの場合は30分300円ですか、そういった町の商品券のようなもので動いていただけるのですけれども、シルバーだとちょっと使いづらいのかなと私は感じております。

それと、この要支援のほうの対象のサポートさん、これも人数的にも難しいだろうし、なかなかお願いしますと言ってすぐ対応できるものはできないと思うのです。そうすると、今できることというのは非常に打つ手が少なく、おたすけを何とかという状況だと思うのです。それも非常に今でも係の人は忙しくて、あっち手配したり、こっち手配する。手配がもう大変なくらいだと思うのです。だから、そののところをもう少し、こういう今までやっていただいたようなサービスができる方がどのくらいいるかということを早く調査していただいて、それも早く情報提供していただきたいと、このように私思います。いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時19分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤健康いきいき課長の答弁からです。どうぞ。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

現在生活サポート事業を利用されている方が実質ですと84人になっております。また、福祉有償運送として利用されている要介護等の方が21名で、合計105名でございます。わかばさんによりますと、この中のうち30名程度が車椅子等で介護が必要な方だということでございます。町のほうでもわかばさんと連携しまして、この方たちが生活サポートの事業者に移行できるように担当者のほうで個々に連絡をとったりもしておりますし、またケアマネジャーさんとか、計画支援相談員の方を通してお願いをしている状況でもございますが、やはり受け入れ数が少ないということも含めまして、その辺をしっかりと具体的にどのくらい受け入れられるのかということのを件数を把握しながら、介助が必要な方が困らないような形で移行していければと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ぜひそういった対応を迅速にお願いしたいと思いますけれども、この車椅子等の30人の方プラス有償運送の要介護等の認定の方なのです。この方で買い物を楽しみたいと。ヤオコー等に行って、買い物を一緒にさせていただきたいと、こういう方もいらっしゃると思うのです。買い物をすると気持ちが晴れたりとか、うれしいというような声が非常に多いわけなのですけれども、こういったものにも対応していかなければならないと思っています。それで、今お聞きしたところによると、他町村の団体、それを使っていくという一つの手はあります。それともう一つは、タクシー券を出して、タクシーを利用していただく、介助もできるようにそういった方もいろいろ手を尽くしてやっていくということなのです。そうすると、それで全部きちんとおさまるかといいますと、なかなか今言ったような人数おさまらないと思うのですけれども、やはり一番効果的なのは、私は社会福祉協議会、ここでの事業はできないものなのかなと思うのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

社会福祉協議会におきましては、以前に福祉有償運送の事業を行っておりました。それを廃止しておりますが、その経緯といたしましては、福祉有償運送の趣旨とか目的が民間の事業者の運営を促進していくというような趣旨がございましたところで、社会福祉協議会のほうはこの事業を廃止している状況でございます。その趣旨から考えますと、なかなかちょっと社会福祉協議会のほうでこの事業を行うというのは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 確かにそうなのです。ただ、それは県の認定を受けて県から補助金をいただくためには、それをしなくては補助金がもらえないのです。けれども、民間を活用するというので、社会福祉協議会と社会福祉事業団ですか、これはそういった事業はしてはいけないと。県のあれでいきますと、できないわけなのですけれども、100万の補助金、それでそういった活動が縛られるのであれば、800万で、100万が県で、700万は町で使っているのであれば、100万の補助金なんかもうやめていただいて、町だけの補助でももう少し金額的に対象を絞って安くして、社会福祉協議会でやれるような方向にできないのかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 町の扶助費に係る費用が今11億円で、町の予算の17%ほどを占めております。なかなかその辺の財源の確保というのが今非常に厳しい状況でありまして、なかなか町が少ない補助金でも要らないよということで町単独で事業をやるとするのは、ちょっとこの時期には厳しいかなと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 東松山市ですと、いわはなさんというのがあるのです。それは、いわはなさんは市のほうで作りまして、それで運営のほうは指定管理で社会福祉協議会が運営しているわけなのです。ですから、そういった、それで県の補助金ももらえるような形でやっているようなのですけれども、嵐山町でもそういったタクシーと介助員と一緒にってというような、そういう、そっちは経費がかかりそ

うなのですけれども、もっと社会福祉協議会のほうに事業をお願いして、補助金なしで今まで使っていた、充てていたものでやれる範囲のことでやるとか、あるいは今言ったように、町のほうでそういった施設をつくって、そこに管理運営を委託するとか、もう少し研究をしていけば、今の資料の6を見ていただけますか。これを見ていきますと、町のほうでは高齢者外出支援タクシーを使っているわけなのです。これが29年度の決算で見ますと520万、それから免許証返納した方のタクシーが15万6,000円余り、それから妊産婦支援タクシーというのが、これが29年度の決算で28万、それから重度身障者の福祉タクシー、これはちょっと私も自信ないのですけれども、29年度の決算19万でいいのかな、私はそのように読み取ったのですけれども、そのほかに生活サポートわかばに、これは89人で805万ほど入っているわけなのです。ここのところをもう少し整理をしていけば、ほかの方法がとれるのではないかというような気もしないでもないのです。

小川町はデマンドタクシーをやっております。これは16歳以上の住民で利用者登録をしている者ということで、200カ所ポイントつくって、それで2点方式、自宅からそのポイント、ポイントからポイントというような、そういう感じで、500円均一で町の中行けるわけなのです。こういった方法もある。ただ、これは予算も相当かかりそうで、私もこれはどうかなと思うところもありますけれども。滑川町は、今度は65歳以上で車の運転をしない方、あるいは未就学児の保護者で車を運転しない方、身体及び精神障害の方、それから福祉バスを利用していた方、これを対象としまして、車3台リースして、それから運転手2人、それから介助員というのですか、お手伝いしてくれる人を3人ぐらい雇用して、それで運営しているのです。一番最初の計画で滑川が始めたのは、806万、800万ぐらいでできるだろうということで始めているらしいのですけれども、私もちょっと、これ800万ではとてもできないなと。1,000万は超えていくだろうなと思って見ているのですけれども、これは曜日が月、水、金とかで、止まれるところがあれば止まれるところで乗って、おりれるところも、止まれる余裕があればそこでおろしてもらおうというような、そういったデマンドの方式なのですけれども、これも1つの方法ということなのです。それと、ときがわ町はときがわ町でまた不便ですから、あそこはお出かけタクシーとデマンドバスと併用して運行しているのです。

それと東松山は、これはまた嵐山とタクシー料金的には似たような方法なのですけ

れども、これは地点を509点だかなんだか、いろんな地点を設けて、タクシーで、年齢制限がこれも16歳以上ですか、ということで運用しているのです。これの決算をちょっとお聞きしたら、平成29年の決算で7,490万使っているのです。これは相当の、人口が9万の市ですから、このくらいは予算的には大丈夫なのかもしれませんけれども。それから、川島ではかわみんという、かわみんタクシーを使っていると。これも1,902万円入れている。吉見町は今度は、これは今年度からですか、日中デマンド、朝夕デマンドとかという、そういう方法で、いろいろ各自自治体苦勞しているとか、いろんな方法やっています。嵐山町も苦勞していろいろ町長も考えられて、このほうが安くて利用効果があるのだということでやっておられるのでしょうかけれども、この辺をもう少しうまく整理をして、そういう障害者の介助が必要とするような方の足を何とか工夫できないものかと。先ほどから言っていますけれども、社協にお願いするとか、町でそういう施設をつくって運営を委託するとか、どのくらいでできるものかわかりませんが、町長、すみません、そういう考えございませんでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご提言ありがとうございます。先ほどの防災と同じように、いまいちという部分が出てしまっているわけなのですが、担当のほうには、これから将来継続的な形で困っている人たちが困らないような対応ができるものというのは、将来的というか、これから先のことについては考えていかなければいけないけれども、今この時点でというピンポイントでやってくださいと。何人という話も聞いていますので、その人が、では滑川の業者にお願いができそうだとか、何がどう行きそうだとかというような形で、とりあえずこのところを急場をしのいでくださいという話はしているのですが、それは急場しのぎですので、それはそれとしてやってもらおうと。そうでなくて今お話しのようにいろんな、嵐山町でもほかのところに比べてこれも、あれもというような形でやっているわけですが、なかなか漏れの部分が出てきてしまったというようなことがあって、大変残念なのですが、今お話しのように、もう一回みんなを見直してという話ですが、これこそまさに政策立案能力なので、こういうものがある中でこれとこれを組み合わせたらこうなるのではないかというように現場の人のところから意見が出てくるようだとおありがたいのですが、そういうようなことご指摘いただきましたので、町でもいろんな形でもう一度見直していかなければいけない。それと急場を何とかしてしのぐという両面作戦で、当面進め

ていきたいというふうに思っております。

ただ、この制度を維持をしていく難しさというのを実際やってきていただいた方から話を聞いて、どこでもこの業者というのが足りないで、どここのところ聞いてもいっばいでないわけなのです。ですから、やる気がある人はいるのだけれども、そのところの話の聞くというので、もうそこで終わってしまう。要するに先の展望が開けない業界になってしまっているというのが輸送関係の中でタクシー業界ですとか、いろんな輸送があるわけですが、ちょっと業界的に弱い。ですから、強いタクシー業界なんかに影響が出るような部分に入っていくと、そのところはだめだよというようなことで突き返されてしまう。ですから、この業界が生き延びていくような形のいい改革に進んでいかないという一番致命的な、ほかのところでも獣医さんの数だとかというので、国会でも問題になったことありますが、やっぱりこういう岩盤規制をどうにかこじあけていって、この業者がずっと続けてできるような体制、システムに変えていかないと、やっぱりいろいろ難しいのかなと。ですから、今と違った形を当面はやらざるを得ないのかなというような感じがしております。いろいろご指摘いただきましたので、改めて担当中心に検討を重ねて、嵐山町は嵐山町の方式でしっかりいけるように練り直していきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私も今急場でやるのと、将来的な展望ということで質問させていただきましたけれども、急場は急場で、とりあえず車椅子で不便を感じていらっしゃる方を何とかしなくてはいけない。そういう急場だけの対策では長続きしませんので、継続的にできるような対策をぜひ構築していただきたいと、このように思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○1番(吉本秀二議員) 大きい3問に入ります。町道1—12号の歩道整備について。平成29年第4回定例会における補正予算において、歩道用地を確保していただきましたが、歩道整備の考えについてお伺いをいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

町道1-12号につきましては、平成29年度補正予算で用地買収をさせていただいたところであり、その後整備を実施するに当たり設計の検討をしたところ、隣地が以前買収した用地だけではのり面の整備が厳しい状況であることがわかりました。隣地の買収をするに当たり調査をしたところ、地権者が死亡していることがわかりました。相続の手続がなされていないこともあり、相続の手続を待つて協力をお願いをすることにいたしました。今後は地権者の協力を得、整備を検討していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 歩道の用地が買収できたということで、私もぬか喜びしてしまったのですけれども、少し足りないところがあるというようなことです。これでこの事業についてはお金もかかる話なのですけれども、時間をまだまだかけなくてはならないのか、できれば早急に整備していきたいのかという、その辺のご答弁いただけるでしょうか。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今用地買収の関係でご質問をちょっといただいたわけなのですが、昨年度補正予算のほうで用地買収1件だけ終わっていないというところで用地買収のほうでできたわけです。私のほうも用地買収のほう終わったので、工事のほう取りかかれるのかなというところで調査を始めたのですが、用地買収のほうは終わっていたのですが、どうも用地買収、以前買ったところでは、のり面のほうの整備がちょっと足りないかなというのがわかりましたので、そこで先ほども答弁しましたように、また再度少し用地の協力をしていただかないと整備ができないかなというところで調査をしたところ、死亡されていたと、その所有者の方が。そういったところもありまして、協力していただけるかどうかというのがちょっとまだわからない状況でございます。都内の方なのです、登記簿上の住所は。その方、最初にお話をするとき、役所のほうに問い合わせをして、その方の住所が変わっていないかどうか、そういったものも含めて調査をして、死亡しているということがわかりましたので。ただ、住所は変わっていませんから、ご家族の方なりはいらっしゃるのだと思いますので、そういったところから、ちょっとまたお話を聞いて、相続の方が決まれば、またその方にご協

方のお願いをしていく。それがいつごろになるかというのが何とも言えないところはあるんですが、その辺の協力のほうが得られれば、また今回、この1-12号に関しましては、コリンズカントリークラブが整備をしていると。これは以前ちょっと私のほうも携わっていなかったものですから、以前の担当の方にいろいろ情報を聞いた中では、用地買収は町でやって、工事自体はコリンズカントリーがやっているものだというところで、書類探してもなかなか出てこなかったものですから、聞いてみたら、結果的にはそういうことで、それでなかなか書類がなかったのかということもありまして。そうしますと、工事の整備をするに当たりまして、設計業務、結構のり面、急傾斜ですので、そういった設計のほうも専門の方にやっていただかないとなかなか整備のほうはできないかなということもありますので、金額のほうも工事費もかかりますし、設計費もかかるということもありますので、一步一步ちょっと進めてできるような状況になりましたら、進めていければというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) たしか私もこの用地買収について質問したときに、買収ができれば、あとは高額なお金もかかるので、ゆっくりと進めていただければいいような、そう私も考えていましたし、そういうつもりでいたのですけれども、補正予算で土地購入しているということで、補正を使って購入しているのでは、やっぱりその後の工事についてもある程度計画がなくてはいけないだろうというようなところでちょっと今回お聞きをしたわけなのですけれども、事情がわかりました。これ以上話してもあれですので、ぜひ着々と進めていただくようお願いを申し上げましてこの質問を終わらせていただきます。

以上で質問を終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

質問事項1の町職員におけるハラスメントとメンタルヘルスの対応についてからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、1項目めから質問していきます。

町職員におけるハラスメントとメンタルヘルスの対応についてです。

（1）として、ハラスメントにおける相談事項の近年のマタハラ、セクハラ、パワハラ毎の件数を伺います。

2として、役場での常勤、非常勤を問わずうつ病罹患率及び産業医との連携を伺います。

3番目として、ハラスメントは初期相談が重要であり、初期相談のあり方でこじれるか、解決ができるかの分岐点であると言われていています。初期相談のあり方について伺います。

4番目として、庁内において近年ハラスメント研修は行われているのか伺います。

5番目として、ハラスメントの問題、行為者のコミュニケーションスキルの問題と捉えることが解決への道筋となります。職場内でのハラスメント研修は重要である一方、ハラスメント行為者への処分の判断基準はありません。嵐山町職員分限及び懲戒審査委員会は、副町長、教育長、総務課長が委員であるが、処分判断基準はどこに置くのか伺います。

6番目として、時代の急速な変化に伴う事務のあり方と適切な職員体制、適切なメンタルヘルスのあり方が町運営に重要であります、考え方を伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（6）の答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

マタニティハラスメント及びセクシュアルハラスメントにつきましての相談はございません。また、パワーハラスメントにつきましては、今回の3件でございました。

次に、（2）につきましてお答えをさせていただきます。

うつ病の罹患率でございますが、職員から相談や診断書提出がない場合も考えられ、人数を含めて罹患率の実態は把握はできてございません。また、産業医との連携でございますが、産業医は労働安全衛生法で定められた職場の健康管理、指導、助言を行う医師でございますので、職員の健康診断後に事後処置として、診断結果から職員への健康のアドバイスをしていただいております。さらに平成27年12月より義務化され

ましたストレスチェックにおいて、高ストレスと判断された職員に対して、産業医への面接指導を受けることを勧奨しております。また、精神的な不安等を抱える職員の療養指導などにも携わっていただいております。メンタルヘルスケアへの取り組みも行っているところであります。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

相談につきましては、まずは相談者の立場や人権を尊重し、プライバシーの観点からも、その配慮を怠ることのないよう努めております。また、相談に当たり、相談者の主訴を的確に把握するよう努め、その後の対処については慎重に進めているところでございます。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

職員研修会につきましては、職員安全衛生事業といたしまして、メンタルヘルス研修を毎年実施をしております。その中で、ストレスに関する内容やコミュニケーション、上司とのかかわり方及びハラスメントなどの内容を含んだ研修会を行ってまいります。また、今年度は通常メンタルヘルス研修のほか、2月18日に職員の研修会を開催し、ハラスメントに関する知識の習得と、コンプライアンスの徹底を周知したところであります。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

町が定める懲戒処分の基準では、代表的な事例を示し、それぞれにおける標準的な懲戒処分の内容を規定しておりますが、具体的には非違行為の態様、結果、当該職員の職責、他の職員に与える影響等を考慮し、総合的に判断するものとしております。

次に、(6)につきましてお答えをさせていただきます。

良好な職場環境の実現に向けて、職員のメンタルヘルス対策は最重要であると考えております。職場においてメンタルヘルス不調者があらわれることのないよう常に気を配り、対策を講じていくことが人事を担当する者としての責務であり、根本の原因を解決する対応をとってまいります。また、自身のストレスの気づきを促すべく、毎年ストレスチェックを実施しておりますが、職員の意識をさらに高めていき、職場環境の改善に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 洪谷登美子議員。

○13番(洪谷登美子議員) 1番から順次行きますけれども、近年マタハラ、セクハラ、

パワハラ相談はないということですが、私自身が知っている中でも、3年前で4件、4人います。そして、そのほかに、パワハラで恐らく、これはうわさの範囲にすぎないのですけれども、職員の方がやめたという話も聞いています。そして、そのためにある程度のことがあったら、人事異動などで動かすということもあると思うのですけれども、技術職や専門職の場合は一般職と違って異動させることができないので、そういったことの解決もできないということですから、この相談件数がないということは非常に嵐山町自体に相談しにくい状況があるのではないかとこのように考えることと、もう一つ言いたいことがあるのですけれども、20年ほど前なのですが、私セクハラに関して言いますと、敬老会で区長さんにお尻をさわられるということがあったのです。そして、そのために当時関根昭二さんだったのですけれども、申し入れ書として、セクハラ研修を必ず行うことと、相談機関を必ずつくってくださいということを出しました。その結果、その後ぐらいにはセクハラ研修があって、そしてその後何か相談体制はできたというふうな形であったので、多分大丈夫だろうと思っていたのですが、どうも違うようで、今回のこの質問をするに当たって6冊か7冊本を読んでいます。そして、その中で4人に1人が26年までかな、28年ぐらいになると3人に1人ぐらいの形でセクハラ、パワハラを受けていると被害届が厚生省の結果で出ています。ですので、嵐山町でこういうふうな状況であるわけがないと思うのです。そうすると、それに関しての把握する体制が非常に弱かったのではないかなと思うのですが、そのことについて伺います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁申し上げましたのは、今年度の状況ということで今回の3件ということでご答弁をさせていただきました。過去10年、20年さかのぼってお話をされましたが、今回そこまでひもといて調査してはございません。正式に相談として受けたものについて今回3件ということでお答えをさせていただきました。また、相談の体制ということでございますが、これは従前から総務課が相談の窓口ということで定めてございます。この件に関しましては、職員には周知をさせていただいているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は3年前にいろいろな事件が、いろんなことを、被害を受けた人たちという人と話をしたり、いろいろ見聞きをするときに、そのときにしっかりした態勢をとっておけば、一般質問なりなんなりしておけば、今回の事件にはならなかったなというふうに非常に反省しているのですけれども、そのことについては、副町長も総務……当時は総務課長ではなかったのかもしれないけれども、そういうこと自体があったことというのも、それから職員の方がパワハラや何かでやめられたような事態があるということもご存じないということなののでしょうか、伺います。誰でもいい。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうが3年前パワハラを受けて、退職をされた事例があるというお話をされておりますが、私のほうではそういった事例については把握はしてございません。ただ、こういった問題については大きな問題、小さな問題、いろいろあろうかというふうに思いますが、これまでの町の対応としては、何か問題があればその問題について解決をする策をとると。先ほど議員さんのほうで、人の異動だと、こういったお話もされました。確かにそういったこともあったというようには聞いてはございます。当然何か職場の中で問題があるということであれば、職場内の人間関係、こういったものが根底にあることでしょうかから、そういったものを改善をする策としては人の配置を変える、これがまず第一義的には必要ではないかと、このような思いはございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 厚生労働省の資料によると、3人に1人の人がハラスメント行為を受けているというのがあって、特に公務員に関しては、自治体職員に関しては、企業とは違ってまた別のハラスメントがあるということで、それは窓口対応があるわけですがけれども、窓口対応に関しては何か一定の暴力行為に関してのそういう専門職を今回雇用する形というか、相談役みたいな形で1人受けていますね。それ以外で基本的に相談体制が全くできていないのではないかなというのが今回の問題の中で私が一番感じたことなのです。これはそうなのですが、ハラスメントに関して、皆さんハラスメントはないものだというふうに思っている現実があるということ

です。私30年度の3月議会で女性に対する暴力行為に対しての意見書を出したのですが、そうしたらもう議場の中で大騒ぎになりました。覚えていらっしやらないかもしれないけれども、私はこれには驚いたのですけれども、普通ハラスメントを受けたということを公表するということが皆さんにとっては認識の中であってはいけないこと、議員の中ではそうです。そして、職場の中でもあってはいけないこととして考えられているのではないかと思うのです。そうすると、それに対しての変換が全く、今の状況の中で全然変わっていない構造的な問題があると思うのですが、その点については、副町長はどのようにお考えなのか伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ハラスメントに対する副町長の考え方ということでございますけれども、これ一般論でよろしいのでしょうか。

〔「嵐山町のこと」と言う人あり〕

○安藤 實副町長 嵐山町のことですね。今回のこの問題について、どこに原因があったのだろうということを考えております。それは、被処分者の公務員としての自覚が欠如していたと、これが一番の原因だろうというふうに思っています。

〔「被処分者ですか」と言う人あり〕

○安藤 實副町長 はい。

それから、議員さんがおっしゃったような過去にいろんなことがあったのではないかというふうなことがございました。まだハラスメントに対する定義とか、それに対する対応とかってまだ整っていない時期からそれと疑われるようなことが今から考えるとあったのかなと。過去にさかのぼっていろいろ検証してみますと、あったのかなというふうに感じました。ただ、明らかにハラスメントというのは、嵐山町におきましては、昨年に懲戒処分の基準の中で、これはしてはいけませんと、やっていけないこととしてパワハラが出てきたと。こういうことでございまして、議員さんのお尋ねのところを整理して私どもで考えると、そのような疑いがあったのかなと。あるいは職員からいろんな申告というか、異動の前にいろんなご意見を伺いますけれども、そのときの書類等見ますと、そういうことがあったのかなというふうには感じますけれども、明らかに厚労省が定めるパワハラの基準に適合する、基準でいうパワハラは今総務課長が申し上げましたように今回の案件というふうに考えております。

○佐久間孝光議長 洪谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 被処分者ということは、私は被処分者という言葉聞いたので伺いますけれども、非常に人格を侵害するような言葉だと思うのです。被処分者の問題という形で出されているので、処分者は町長になります。被処分者は行為者になります。そういうことですね。被処分者の問題と出されてくるので、それ以外の問題として私自身が考えているのは、嵐山町の全体の中でハラスメントを許さないというものが全くない。そして、それは特に男尊女卑の中で、家父長制の中で嵐山町自体が行われていますので、そういった傾向が非常に強いのではないかなと思っています。ですから、ハラスメントというのは上に上がってこないし、相談件数にも上ってこない。相談すること自体がとても悲しいことというか、つらいこと、そしてそれを公表してはいけないことというふうな形になっているのではないかと思います、それについてはいかがな考え方をお持ちなのか伺います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

職員がこの職場の中で勤めていく中であっては、いろんなストレスを個々が受けていると思います。職員間でもあった、あるいは対外的な関係でストレスを受けることもあろうというふうには思います。では、そういったときに、どういった相談ができるか、こういったことだというふうに思うのです。そういった場合、先ほどご答弁申し上げましたが、まずは総務課が相談窓口ということで設定はしておるわけですが、実際に相談の件数がさほどないというのは、やはり相談のしにくい状況があるやもしれないというふうに考えてございます。ただ、それはこれまでのことでございまして、今回の件を受けまして、職員に対して改めて研修会を持つ、こういった問題に対しては、町長がメッセージを発しましたが、庁舎を挙げて、こういった問題をこの役場の中から出さないと、強い意思表示をしていただいたわけでございます。そういったことが職員の一人一人がご理解をいただいたものというふうに思います。今後はこういったことを根底に職員の一人一人が何かがあれば相談をいただける、こういった雰囲気というのでしょうか、そういったものを総務課としては醸成をしていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） （2）のほうに行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） うつ病罹患率で把握していないということですが、メンタルヘルスチェックをやっていて把握していないということは、ちょっとどうなのかなと思っているのですけれども、既に3月の二十何日かまでは3人はうつ病なのですね。そうすると、2%は嵐山町で、私わざわざ人数ではなくて罹患率で書いているのはそういうふうなこともあって、罹患率で出したのですけれども、把握できていないということは、ハラスメントとかそういった職場に対してのメンタルのものを把握できていないということになると思うのですが、いかがなのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

ご質問がうつ病の罹患率というご質問でございましたので、例えば職員がそういった病気を理由に病気休暇あるいは休職をとられていると、こういったことであれば当然診断書を総務課のほうにご提出をいただき、内容がわかるわけでございます。そういったものを経ないで病気に罹患をされている職員もいるやもしれないということからして、実態としては把握はできないというようなお答えをさせていただきました。統計的なことを申し上げますと、平成29年の統計の結果でございますが、実は一般財団法人地方公務員安全衛生推進協議会という組織がございまして、毎年調査をしておるわけでございます。その調査の結果では、いろんな病気で長期のお休みをとられている職員どのくらいいますかと、こういった調査でございます。この結果で全国的な数値が出ておるわけですが、精神及び行動障害でお休みになっている方は割合で申し上げますと、全国では1.41%と。こういった方が精神及び行動障害によって長期の休暇をとられていると、こういった結果が出ておるわけでございます。これに対しまして、29年度の嵐山町の状況を申し上げますと、29年度はこういった内容でお休みになっている方はお一人でございました。割合にしますと0.7%と。29年にあっては国の

平均的な数値の半数であったということでございます。

なお、30年度、先ほど議員さんおっしゃるように、3人の方はこういった精神及び行動の障害によってお休みになったということがございますので、割合的には29年度の国の数値と比較をすれば当然高い割合だと。それだけ今回の事態が特異なものであったと言えるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 29年度言っていたのですけれども、私も何年も議員していますと、ちょっとこの職員はうつ病だからと言われる方が結構いらっしゃるのです。その方とはどう対応したらいいのかなというふうに思って動くわけですけれども、必ずしも嵐山町が今回が特異だということではなくて、ずっと継続的にあるような問題ではないかなと思うのですけれども、その点についてはどうなのですか。町長も副町長もそのように把握されていないのか。私は労働環境として余りよくないのではないかなというふうに感じているのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

精神的な何か疾患を発症するという原因というのは、当然人それぞれ事情はあろうかと思います。仕事のことであったり、あるいは私的なこと、家庭の問題であったりだとか、これはもう多岐にわたるといふふうに思っております。そういったことから鑑みれば、今統計的な数値を申し上げましたが、特に嵐山町が特別であると、こういったことはないというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 産業医との連携で、高ストレスの人だけは個別指導があるということですが、私がずっとハラスメントの勉強をしていて、産業医からハラスメントを受けて訴えられるというケースもあるのだなと思うと非常に産業医との関係というのは難しいなと思うのですけれども、嵐山町では産業医で、高ストレスでストレス度が高くて個別指導された方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

昨年度の例で申し上げますと、たしかお一人、産業医のほうにはご相談をされた方がいたというふうには伺っております。ただ、嵐山町の産業医につきましては、専門が内科ということがございますので、必要があれば、その産業医から専門医につないでいただく、こういったことで対応していただいているものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。初期相談のあり方なのですけれども、総務課が対応しているということです。私は100人から200人の場合だったら、大体どこも相談窓口を設けているわけなのですが、総務課というのは余りよろしくないのではないかなというふうに思っております。これは民間企業になるわけですが、社内相談と社外相談とあるわけですが、社外相談のほうがやりやすいというふうな部分もあるみたいで、社内で相談窓口を設けてもほとんど利用されていない。それでも相談窓口があるということで、ハラスメントの対策になっているというふうに一般的に思われているらしいのですけれども、嵐山町で総務課というのは、なぜ総務課になったのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

職員に関することにつきましては、総務課が所管をしているということからして、総務課が窓口という位置づけになっておるといふふうに理解をさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、ハラスメントに関しましては、嵐山町以外のところというのかな、課の職員ではない方が、専門性のある方がやっていくほうがいいのではないかなと思ひまして、公平委員会、人事委員会ですか、広域なんかであるみたいですが、そういうふうな部分でハラスメントの対応の部門をつくっていただいで、誰でもそこに相談できるような窓口をつくったほうがよいのではないかと考えているのですが、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

確かに今議員さんがおっしゃるように、職場内に専門の窓口があると、これは理想だというふうに誰しも思うところではございます。ただ、現状の嵐山町を見た場合、

現実的には無理だというふうに思っております。総務課のほうでは初期対応させていただきますが、適宜必要に応じて専門機関等、そういったところに相談をしながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 非常に難しい問題だと思うのですが、嵐山町の窓口というのは、嵐山町というのは特に職員の方も割と近親というのですか、いろいろ顔見知りの方が多いためですから、非常に相談しにくいというふうな部分もあると思うのです。ですから、専門性のある方にやっぱり広域対応であるとか、それから何らかの形で相談窓口を設けておいて、そしていきなり弁護士に相談していくとか、そういうふうな形ではない形のほうが対応としては、お互いに行方者に対しても、被害を受けたと思って、ハラスメント行為を受けたとと思っている方もお互いに納得できるような対応がとれるのではないかなと思って、初期相談が非常に重要だということは、そのことで特に同じような課長職の人たちが上司になるわけですよね、ハラスメントの場合。そのハラスメントの場合の課長職になった人が同じ課長職の人にそういうふうなことを言うというのはとても難しい状況かなと思います。それで、ハラスメント行為に関しては別の窓口を、専門的な相談窓口を設けるべきだと思うのですが、その点についての考え方を伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 公務職場の場合は、労働安全衛生法に基づいて安全衛生の委員会が組織をされております。その中には当然職員の担当の課長、それから保健師さん、町の中の専門的な知見のある人が入って、場合によったら産業医のご助言をいただいて、各般にわたる職員の問題について助言、指導、適正な配慮をしているというふうなことでございまして、どこのこれは大きな自治体も小さな自治体も法律体系は同じでございまして、安全衛生委員会において処理をしていると、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、安全衛生委員会というものが問題になってくるわけで、嵐山町のように小さな職場で、そしてほとんど顔見知りというのですか、そして長いこと正規雇用の方ずっと、42年間ぐらいこの職場にいらっしゃる方とか、中卒からいらっしゃる方だと45年ぐらい同じ職場にいらっしゃるというのが現状で

す。そして、その中で異動があったり、いろいろするわけですけれども、そうするとお互いに個人的なこととか、家族のこととかもわかっていて、それで非常にハラスメントが行われていること自体を公表すること自体さえも難しい状況になっていくから、やめる方も多いのかなというふうに思うのですけれども、そうするとその仕組み自体が今の公務員の、自治体のそういったハラスメントのあり方自体を考えていかなくてはいけないということになります。そうですか。私ほかにももっと専門性のある方をお願いするということがあったほうがいいのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 このハラスメントについては、議員さんも本何冊も読まれてということでございますけれども、厚労省が定めている基準に6形態あるのです。その6形態のものをハラスメントというわけですけれども、そのこのところに該当するかどうかという判定をハラスメントを行われた場合にはするわけです。そういったことでハラスメントかどうかという判断になるわけですけれども、そうではなくて、いっぱい職員の職場における課題っていろんなことあるわけです。そういったものを労働安全衛生法では、そういったものを全てひっくるめて適正な対応、職場としてはどうとるべきか。産業医の意見を聞きながら、安全衛生委員会で協議をして対策を講じていくと。個々の職員に対しては、産業医の先生がいろいろ相談があれば相談に応じていくということで職場の健全な健康が保たれていると、こういうことだというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私が問題にしているのは隠れたハラスメントです。隠れたハラスメントをどこに訴えるかという場所がないので、だからいきなりすごい大変なことになってきたり、精神科に行くような形になって、結局大きな処罰事項になってしまうというふうな形になってくるわけで、そうではない相談体制をつくっていかなくてはいけない。隠れたハラスメントというのは、きっとたくさんあるのだと思います。それが言えないからこそそういった場所をつくっていくべきではないかと言っているのですが、それについては安全衛生委員会でやっていくから、それでおしまいただったら、総務課にはいつまでたっても相談件数なんて上がってきませんよね、そうではないですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

隠れたハラスメント、こんなお話をされましたが、そういったものを自分の精神状態、今どうなのか、今自分がどういったストレスを受けているのか、こういったことを把握するために現在ストレスチェック、こういったものを行っているものがございます。その結果を各人がきちんと受けとめて、それは必要があれば、それは個人の判断で当然相談ができる体制は整っておるわけでございます。そういったものをまずは活用していただく、こういったことも大変重要だというふうに思います。ただ、当然総務課のほうでお受けはさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 言っているのは、相談件数がないけれども、実際にはハラスメントであろうというふうな形でやめていく人もいる。特に正規と非正規だと、非正規の人というのは明らかに差別対象になっているわけですから、正規の人と非正規の人では待遇も全く違いますし、そういうふうなことがありますので、そうすると嵐山町にとってはすごく損失なのです。大事な人材を失っていく、大事な人材が精神的なことで休みをする。そういったことは非常に損失です。そういったことを抑止するために別に総務課でやる必要はなくて、総務課はほかの仕事もあるので、そんなことをやらないで、もう少し相談しやすい体制をつくっていくほうがいいと思うのですけれども、それが労働安全衛生委員会ですか、厚生労働省ではそういうふうな形でできないというのならば、別の形のものをつくっていく。これが民間の企業ではそれが大きく当たり前になっている。そして、そのためにそれがあるからこそ初動の相談体制があるからこそそうまくいくけれども、ハラスメントではないか、ハラスメントであるかということでお互いに納得する。だけれども、そういったものがなくて、嵐山町のように総務課に相談しなくてはいけないといたら、いつまでたっても細かい小さなところで相談できなくて、いきなり処分、うつ病、精神科の診断書、そして処分という形になってくるではないですか。そってすごくもったいないというか、マイナスなのです、嵐山町の事業にとって。だから、そうではない形の初期の相談体制をつくったらいかがですかというふうに言っているのですけれども、それはできないことなのですか、体制上。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんがおっしゃるとおり職員が健康に働けない、これは町にとって大きな損失だというふうに私も全く同じように思っております。そういった事態を招かないために町としてはできることをやっていくと。そういった中で、相談ができる体制、今しにくい、しにくいというふうに何度もお話をいただいておりますが、私どもとしてはしやすい体制を整えていくと、これしかないというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 総務課長の人材を云々言うではなくて、個人のことを言うのではなくて、体制として総務課がそういったことを引き受けるというのやりにくいでしょうと言っていて、別の例えばカウンセリングが必要かどうかわからないけれども、そういった細かい相談技術ってありますよね。アサーティブ・コミュニケーションみたいなものを持っているとか、そういったものが持っていなければいけないわけで、総務課長はそこまでの技術を、スキルを身につける必要はないと思うのですが、総務課の仕事として。そしたら別な形のものを持っていけばいいと思うのですが、この点については体制としてつくることのできないのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 再三申し上げているのですけれども、この嵐山町役場においては、このハラスメントも含めて職員に対する相談、いろんなそれに対する対応、対策は総務課なのです。総務課が全て、もし能力が不足していれば、それはスキルを身につけて、産業医の先生を聞いて、それが対応する嵐山町におけるセクションなのです。ですから、総務課以外でどこという、それはないです。どこかほかの課あるわけではないのですか。それは総務課がきっちり対応すべきことだというふうに思います。産業医の先生の所管も総務課ですし、労働安全衛生に関する所管も総務課です。総務課が対応すべき。そこがよくやっていると思います、そういう面では。何か議員さんは、ほかにもいっぱいいろいろなことが起きていて、そこできていないようなお話をされますけれども、そんなことありません。きちっと対応できています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 職員の人とか、嵐山町に対しての認識が、職員の方と私のようにふだんあちこちでおしゃべりをするような人間とでは認識が違うのです。です

から、そこの認識の差を埋めなくてはいけないと思うのですけれども、今現在できているというふうに言われるけれども、実際にはできていないわけです。できていないからあんなふうな大ごとになってくるわけで、こんな大ごとにする必要はなかったのです。だけれども、できていない。できていないのに、そんなことをやって、できていると言われるから大きな事件になっていって、そして4人も人を傷つけてしまったのではないですか。そういうことですよね。そこのところを言っていて、ではもう少し別な体制をつくることができないのか。例えばいろんな自治体では、それぞれ3人から4人に1人はハラスメントを受けているという統計的な調査があるわけですが、そういったものを考えるような部門をつくってみてはいかがなのですか。町長、いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 一番最初の、私ご答弁申し上げたのですけれども、今回の問題は被処分者の基本的な公務員としての自覚の欠如が最大のやっぱり問題なのです。議員さんは組織に問題があるようなお話ですけれども、そうではない。そこのところは議員さんと考え違いますので、我々としてはそういうふうを考えておりますので。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 職員の人格を損なうような発言をすることはよろしくありません。私は組織の問題だと思います。そういうことをやっているから、ほかの人たちも総務課に相談に行けないです。そういうことですよ。人の人格にしてしまったら、それで全てが事が片づきます。そういうことをやってはいけないので、この質疑をしているわけです。それは悪いけれども、とんでもない勘違いだと思います。組織の問題です。

次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 庁内において近年ハラスメント研修は行われているのか。ハラスメント研修は行われているようだけれども、具体的には、ではコミュニケーションスキルを前回青柳さんがおっしゃっていたように、コミュニケーションスキルをつけるとか、そういったことはやっていないですよ。そういった問題が一番大切なのだけれども、いかがなのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

ご答弁の中では、毎年メンタルヘルス研修を行い、また今回緊急でございましたが、2月に行いましたということでご答弁をさせていただきましたが、職員はそれぞれの職階に応じた研修というものが、これは人づくり広域連合というところで主催をしている事業でございますが、そういったものに参加をさせていただいております。課長であれば課長級の研修、副課長であれば課長補佐級研修と、そういったものに参加をさせていただいております。最近のこの研修の内容の傾向でございますが、やはりこういったメンタルに関する部分というのが大変大きなウエートを占めてきているのだなど。その研修の全体の中で、大きな時間を割いてこういったものを学んでいると、研修を行っているということでございますので、町で行う研修、外部で行う研修、こういったものに対して職員のそれぞれが参加をし、学び、それを日々の業務に生かしていく、こういった取り組みを現在行っているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうですか。ですから、あれですか、総務課には相談件数がないということですね、わかりました。

次行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） ハラスメントの問題は、行為者のコミュニケーションスキルの問題がということで、それはあれですけれども、ハラスメント行為者の処分の判断基準はということで話していると、そうするといろいろな形で、例規に沿ってということですが、私はずっといろいろ読んでみていて、それで静岡県の県知事が出したコメントというのがとても重要だなと思っているのですが、静岡県では職員が自殺しました。ですけれども、そのときに3カ月の減給処分でした。それに関して言うと、本当にそれがハラスメント行為であるかどうか明らかではないし、むしろ言葉遣いを丁寧にするとか、そういったことに持っていくということで終わられました。私もこここのところはすごく重要だなと思っています。

それぞれの人に人権があります。その人権を侵害するような処分をすることは許されないと思っています。その処分に関して、これは人権を侵害する処分ではないとい

うふうな形のことが総務課長とそれから副町長と教育長で話し合われたということだ
と思うのですけれども、副町長は特に被処分者の性格というのですか、もともとの行
動に原因があったというふうに言われていますから、これとても大きな発言ですよ。ね。
私はすごく大きな発言だなと思っています。本来しっかりとした研修や、それからい
ろいろなことをやっていたら、こんなことにはならなかっただろうというふうに思っ
ています。

なので、これはすみません、ごっちゃにしていますけれども、いろいろ見ていて、
それでこの懲戒処分というのは判例に沿ってやっているというふうなことなのか、そ
れとも私が思っているのは、なるだけハラスメント行為をした人とハラスメントを受
けた人が顔を合わせないためにするための処分をしたのか、それともハラスメント行
為を受けた人側から嵐山町長が損害賠償請求を受けないために処分をしたのか、どっ
ちなのかなと思う。これは今後のこともありますし、とんでもない、判断基準を間違
えていくと、とても大きな問題になっていくと思うのです。私が思っているのは、今
までの発言の中で、被処分者の行動の問題というふうにおっしゃっていましたから、
そうすると今まで嵐山町の組織の中では、そういった問題がなかったというふうなこ
とになってくるのです。それってとても大きな問題だなと思っているのですが、いか
がなのですか、処分の判断基準ですが。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

処分の判断基準というお話でございますが、町では平成17年に懲戒処分の基準、こ
ういったものを策定してございます。何度か途中で改定をさせていただいておるわけ
でございますが、今回の処分につきましては、この基準に基づきまして判断をさせて
いただいたものでございます。その判断については、任命権者の求めに応じて審査会
の中で協議し、任命権者に報告をし、最終的には任命権者が決定をすると、こういっ
た流れになるわけでございますが、その判断基準幾つかも示してございます。申し上
げますと、非違行為の動機、態様及び結果、故意または過失の度合い、非違行為を行
った職員の職責、他の職員及び社会に与える影響、過去に非違行為を行っていたか否
か、こういった5つ今申し上げましたが、こういった5つの基準、これに照らし合わ
せて内容のほうを協議を行ったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 過去のことは問いたくないのですけれども、今のことに關して問いたくないのですけれども、でもそれぞれの人に人権があって、そして生活がかかっている、そして今の時代、SNSで非常に大きな問題になってしまいました。そういったことも含めて、こういった形で報道して、私が一番驚いたのは、相撲の中継の中にテロップで出てきてしまったということで本当に驚いたのですが、その話を皆さんから、近所の方から聞いたときには本当に驚いてしまったのですけれども、そういった影響ということも考えないで、平成17年のものをそのままやっていくというのはいかがなものかと思うのですけれども、その点についての反省というものはないですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今回この処分の内容を公表させていただいたわけですが、これは町で定めております処分の公表基準、こういったものがあるわけですが、これに照らし合わせて公表をさせていただいたというものでございます。当然関係する皆様方の人権、こういったものは最大限尊重しなければならないと。こういったことにも配慮させていただいた上で公表の方法も決めさせていただいたということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今のSNSの発達した時代、平成17年当時とは全く違っている状況になっていますね。それでもなおかつやっていくということの問題点というかあると思うのです。平成17年のものからだから13年ですか、13年経過していますよ。それをそのまま使っていくこと自体の問題点というのではないのですか。私は大きな問題があると思うのですが。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

17年に懲戒処分の基準を策定したというふうに先ほど申し上げましたが、その後何度か改定のほうはさせていただきまして、その時代、時代に合ったような形で内容は見直しさせていただいていると。17年当時のものをそのまま運用しているということではございません。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと時間があれなのですけれども、私はこういうふうなやり方というのは、公表の仕方というのは今の時代に関してすごく処罰性が大き過ぎるのではないかなと考えています。特にマスコミ、マスコミではないですよ、これマスコミではなくてSNSでの反応ですから、非常に大きな問題を持ってきてしまったなと考えているのですが、その点についてもう一度見直すというふうな考え方あるかどうか伺います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

この公表に関してでございますが、今回もいろんな自治体のものを見させていただきました。やはりどこの自治体でも多くはこういった基準を設けて、その基準に基づいて運用していると。毎日新聞を読んでいますと、いろんな事件が報道されています。かえってこういったことを明るみにしないということは、その自治体の閉鎖性というのでしょうか、そういったものをかえってあらわにすると。やはりそういったことではいけないというふうに思っております。そういう面からして、今回の対応は間違いはなかったというふうに思っておりますし、今後もこの基準、的確に運用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、ハラスメントを受けた人のことをとやかく言いたくないのですけれども、ハラスメントを受けた人はとにかく報復すると。報復が自分の回復の道になるという形になって、これはすごく大きな報復です。そういうふうな形のものを持ってきてはいけない。公表するのはいいでしょうけれども、こういうふうな公表の仕方はあってはいけないものではないかな。特にSNSの発達した時代の中でさまざまなことが起きているということは私も聞いていますので、それは東松山とかそういったところでこういうふうに、こんなに写真も出ていたよ、顔を出ていたよというような形で言われていますので、そういったことまで見通してやっていかなくてはいけないと思いますが、次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） メンタルヘルスのあり方に関してですけれども、これは組織運営に関して、嵐山町の組織は偏りがあり過ぎるのではないかなと思っています。特に偏りがあり過ぎるためにハラスメントを起こすような状況が起きるのではないかなというふうに感じているのですけれども、その点についてはいかがなのでしょう。余りに偏りがありますよね、課の組織編成に。仕事量もいろいろあるのですけれども、これはちょっと問題があるかなと考えています。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうでは組織のありよう、大変偏りがあると、こういったお話をいただいておりますけれども、今もちょうどその時期でございますが、毎年4月に人事異動等々行っておるわけでございます。そういったものを行うに当たりましては、それぞれの課長からのヒアリングも行い、適切な業務の把握、人員の配置、こういったことに最大限努めさせていただいているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今後のことにもなりますが、処分者は常に町長になります。処分者は町長になりますよね、ハラスメント行為に対してのことに關しては。そして、処分者としてこういうふうには、実際に組織的に非常に偏りがあると私は感じているのですけれども、偏りがあって1つの課に集中して業務が来たり、それからそれに新たなところにいきなり全く違う、今までと担当の違う人が来て、上司になって、課になったり、それからずっと下から来ていて、下のほうの人のほうが、部下のほうの人のほうが物事をよく知っているというふうな状況になっているようなときの事務のあり方が適切ではないと思うのです。事務、それに職員配置、それは町長が決定することです。総務課長が決定することではないです。ですから、その原因についてどういうふうにお考えなのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 また町長から必要でしたらご答弁いただきたいと思いますが、嵐山町、人口減が進む中で職員体制も満足に配置ができておりません。これはどこの市町村もそうだと思うのですけれども、その中でどういうふうにも多様化する業務に対応していくかという、やっぱり職員の能力開発しかないのです。一人一人の職

員がやっぱり力をつけて、去年よりも今年、今年よりも来年力を発揮していただく、その仕組みづくりなのです。そうすると、やっぱり一番大事なのは職場の体験を通じて育成していくことなのです。やっぱりOJTなのです。それが一番大事でございまして、それは人材育成方針に基づいて、先ほど申し上げましたような人事異動を通じて職員の指導、育成を図っていると、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は今回の事件のことは余り言いたくないなと思っているのですが、4人、1つの課が丸々なくなってしまったわけです、実際には。それってすごく大きな損失だと思うのですが、それに対しての職場体制と、そして適切な事務のあり方とか、メンタルヘルスのあり方が今ではよくないのではないかというふうに言っているのですが、それについて町長はどういうふうにお考えなのですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今回このハラスメント防止に向けて私の考え、お願いを申しました。それは嵐山町の職員においてハラスメントに相当するような行為があったことはまことに遺憾であり、公務員としての基本的な自覚が欠けていた結果と言わざるを得ませんということで発表いたしました。そして、職員、役場一体となって、そういうことのない環境づくりをしていこうということで取り組んでスタートいたしました。そして、今まで課長、そのほかから答弁させていただいておりますけれども、町ではほかの町村と同じように、あるいはそれ以上にいろんな研修も重ね、そして各課での課長を通じての指導というようなものも行ってまいりました。そして、特に新しく入った職員等には先輩の職員が友達として指導したり、相談相手になったりというようなシステムもつくったり、職員からいろんな意見を取り入れた中でどうこの役場の環境をつくっていこうということで取り組んでまいっております。ですので、私が職員にお願いをしたこのことをしっかりと守って、二度とこういうことのないような嵐山町の職場環境づくりにもうスタートいたしましたので、ぜひしっかり見ていただきたいと思います。すばらしい環境に仕上げていきたいと全員が思っておりますので、ごらんいただきたい。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、公務員としての自覚がないというふうな形で1人の人に、行為者に対して責任を全部押しつけるということ自体のことが問題であるというふうに考えているのです。だから、その点についてどうなのかということを知っているのですけれども、それで全体的に取り組みを変えていかななくてはいけないのではないかというふうな形で今回の一般質問を組み立てたわけなのですが、1人の職員の、行為をした人の責任にし過ぎるのは余りにむごいのではないかなということで、というふうな感想をして次行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 2番目です。水道民営化について。

嵐山町の水道事業の民営化の方向の考え方について伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

昨年12月、さきの通常国会から継続審議となっておりました水道法の一部を改正する法律案が可決成立し、国、都道府県、市町村等の関係者の責務の明確化をはじめとする、水道事業が直面する課題解決のための改正が行われたところでございます。議員ご質問の民営化の方向の考え方でございますが、今回の法改正では、特にコンセッション方式による民営化ということが注目されておりますが、このコンセッション方式による民営化につきましては、現在のところ、嵐山町水道事業に導入することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 埼玉県の大域化によってコンセッション方式が考えられるのかなというふうには思っているのですけれども、埼玉県の大域化には今のところ嵐山町は乗る予定はないということですか。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えさせていただきます。

埼玉県の大域化につきましては、平成23年度に県が見直しをした県の水道ビジョンに基づいて検討部会が設置されて、県内各地でブロックごとの検討が進んでおります。

嵐山町も第6ブロックというブロックの中で検討を、実際には平成25年度から検討をしているところをごさいます、実際に広域化云々という話の具体的な部分は、まだ決まっておられませんという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 広域化でコンセッション方式になっていくとする場合は、嵐山町はその広域化から抜けて、独自の嵐山町水道経営ができるというふうな法体制になっていますか。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 まず、広域化に一度に全部が参加するとかというやり方もあると思いますが、個別に参加していくやり方であったり、水平統合というやり方であったり、垂直統合というやり方だったり、さまざまなやり方があると思います。そういった中で、嵐山町がどのタイミングで広域化、広域化といっても経営統合という考え方であったりとか、あとは広域連携という考え方もあると思いますので、そういった中で具体的に経営統合に参加する、しないのときに、コンセッションになったときに離れるか、離れないかと、多分そういった内容なのかと思いますが、実際のところ、そこまでの個別具体的な部分までの検討は行っておりませんし、今現在行っている部分というのは垂直統合なり、そういったことをしたときに経営がどうなるかとか、そういうものを今ある各事業体の資料をもとにシミュレーションを行っていくという作業を平成30年度中は始めたというような状況でございますので、具体的に将来の参加する、しない、そこまでの話を今の時点では申し上げることは難しいかなという状況でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。今のところ民営化の方向については大丈夫というふうに思います。

では、3番目に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 埼玉中部資源循環組合についてですけれども、（1）として事業の進捗について。

（2）として建設予算・DBO方式の運営予算が一般的な金額というのは平均値が

あるのですが、2倍近くの高額見積もりだが、その理由を伺います。

(3) 番目として、現在附帯施設が課題になっていますが、周辺環境整備が必ず必要になってきます。地形上、道路のかさ上げ、売電については電柱等の施設整備が必要になってきます。嵐山町の財政困難を招く施設ではありますが、考え方を伺います。

(4) 番目、事業者選任条例は、過半数以上は非公開と決定したら非公開になります。高額な事業の選定に係る事案を非公開にすることについての意味を伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、(1)につきましてお答えいたします。

平成31年1月21日に開催をされた組合正副管理者会議で、附帯施設等の検討手順や事業スケジュールの見直しがまとまりました。その中で、附帯施設は組合が建設すること、また附帯施設はごみ処理施設整備に対する地元の理解と協力をいただくために行う地元対策の目的を有する施設とすることが確認をされました。さらに附帯施設等については、副市町村長会議などで検討を重ねていくことになりました。こうしたことから、施設の供用開始が平成34年度末から平成35年度末に変更されました。

次に、2月4日に組合議会定例会が開催され、平成30年度補正予算と平成31年度の組合予算が議決されました。補正予算の中では、事業スケジュールの見直しに伴い予定していた建設予定地の土地購入費、建物や工作物などの物件補償費、用地取得支援業務委託料が減額をされ、これらの費用を改めて平成31年度予算に計上をされました。

最後に今後のスケジュールとして、環境影響評価書等の公告縦覧が3月26日から4月9日まで行われ、都市計画決定については、県の同意協議後、3月26日から告示及び縦覧の公告がされる予定となっております。

次に、(2)につきましてお答えいたします。

建設費につきましては、平成26年3月に示された新ごみ処理施設整備構想で、熱回収施設、マテリアルリサイクル推進施設、周辺整備施設を合わせた概算事業費は171億円から183億円と記載をされております。また、30年3月作成の(仮称)埼玉中部資源循環組合センター施設整備基本設計では、熱回収施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の建設費は244億円、運営費は約279億円、事業費合計は423億円と記載されております。組合事務局からは、この金額はメーカーヒアリング及び環境省の手引きをもとに算出されていると説明を受けております。

次に、(3)につまましてお答えいたします。

附帯施設等及び周辺環境整備につまましては、地元の意向を確認した上で、事業内容、運営方法等を協議し、決定をすることになっております。お尋ねの地形上、道路のかさ上げ、売電、電柱等の施設整備については、今後具体的な検討がなされると聞いております。

次に町の財政的な問題でございますが、今後調査研究してまいります。

(4)につまましてお答えをいたします。

組合事務局に確認をいたしましたところ、事業者選定に係る事案を非公開とする理由につまましては、事業者からの申請内容が企業として公開できないノウハウや個人情報が含まれ、申請団体の正当な利益が害される可能性があるためということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 洪谷登美子議員。

○13番(洪谷登美子議員) 事業の進捗についていいです。

2番目の建設予算・DBO方式の運営予算が一般的な金額の2倍近くというのは、私はこれは計算してみたのですけれども、長島議員が視察に行ったところは1トン当たりが3,910万円、そして埼玉中部資源循環組合が、1トン当たりが8,859万円で、非常に高額なのです。なぜこうなってくるの。環境省の試算でやっていると、私がいただいた資料によりますと、2000年の段階なのですけれども、出された方があるのです、日本全国の平均値を。やっぱり5,200万円ぐらいなのです、1トン当たり。それで、それから建設費が高価になったとしても、1トン当たり6,000万円以上にはいかないというふうなことなのですが、そしてこれは、日本は焼却施設自体がとても大きな大型公共施設になるので、談合がとても多いです。それによるのではないかといいうふうに言われていますが、海外ですと1トン当たり1,500万円前後、日本円にしてです。1トン当たり1,500万円前後であるというふうに言われています。それがなぜこのような状況になっているのか。これは、私は、長島議員の説明でしたか、大野さんかちょっと覚えていないのですけれども、これは船橋市だったら単独の市である。だから、議員のチェックも入りやすい。だけれども、組合議会で建てる場合には、単独ではなくて、みんなすごくいいかげんで、一つにお任せしてしまう。そのためにチェックが入りにくいので、事務局もそれで、はい、はいと言って、事業者の言うとお

りになっていくのではないかなというふうに思っているのですが、これについては、私はこのくらい損失が大きい事業はないなと考えているので、それについてはどうでしょうか。

事務局の言いなりになるのか。事務局は日本環境衛生センターですか、それともあれはどこでしたっけ。コンサルの言うとおりにやっているのかなのですけれども、これはちょっといかにも何かずさん過ぎるなと思うのですが、その点については正副管理者会議や副市町村長会議ですか、今は幹事会には行かれませんかから、そういうふうなところで指摘していかないと、私たちは非常に公共工事に関して多大な税金を支払わなくてはならないような状況になってきます。この点についていかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ご心配いただいている点はよくわかります。一番最初、先ほどご答弁申し上げましたけれども、137億からというときには、1トン当たり処理料が6,000万円でした。渋谷議員さんからお話いただいたいろんな数値と似通っていませんけれども、今度の1億円に近いのです。そういったこともありまして、その根拠となった基本計画を示されたときに、私その根拠を質問しました。そのときもやはり事務局のほうのお話はメーカーアンケートと、こういうことでございまして、それで一応終わっているのですけれども、これから具体的な実施設計に入ってまいりますので、どういうふうになるかというのは、まだちょっと注目していきたいと思っておりますけれども、確におっしゃられるようなことは、副市町村長会議ではお互いに共有しているというのでしょうか、数字としては出ているけれども、その根拠についてやっぱりしっかり議論していかなくてはだよねと、こういうふうになっています。果たしてそれがどういうふうになるかというのは今後のことになりますけれども、今は議員さんがご指摘いただいたようなことを同様な、要は考え方を持っているというふうなことでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 運営費なのですけれども、運営費が1炉当たり3.3億円になってくるわけなのですが、1年間の運営費が。これ運営費の中に何が入っているのですか。これは何が入って、こんな金額になるのですか。やっぱり船橋市のほうですと、1炉当たり2億円。だけれども、埼玉中部資源循環組合1炉当たり3.3億円、これ、何が入っているかご存じですか。そこのところも。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 先ほど申し上げた基本計画の中では、D B O方式でやった場合に178億9,000万円というふうな試算がされておりますけれども、この詳細については、点検補修費が82億5,600万円、一番大きいのはここだと思いますけれども、人件費が77億3,400万円、法定点検以外の費用が66億4,000万円、光熱費、薬剤費が19億円と、そういう詳細は出ておりますけれども、この中身については聞いておりません。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは結構大きいなと思っていますので、これについても正副管理者会議と、それから副市町村長会議、幹事会はないわけですから、参加しないわけですから、お願いしたいと思います。

次に、道路のかさ上げというの、とても大きな金額になってくるなと思う。あそここのところは道路と地面とが2メートルから5メートルの差があるのです。低いのです。だから、そこのところに道路を走らせると、今の低い道路を上げるのではなくて、そこのところを道路をかさ上げしないと洪水対応できないのです。そうすると、かなりの金額になると思うのですが、これから検討していくということでは、嵐山町の財政計画できません。どうでしょうか。初めから検討を出してもらってください。電柱も立てなくてはいけいはずです。電柱1本幾らするのだから、1,000万円以上かかると思いますが、それについての確かな計算式がないと、嵐山町の財政は非常に困難になってくると思いますが、その点について伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 先ほど申し上げましたけれども、この点につきましては具体的な検討がなされておられません。示されてもおりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 財政問題を考えると、これはとても大きな問題で、これはそれがあって初めて参加するか、参加しないかを決めなくてはいけないような重要事項なのですけれども、これについては、町長はいかがなのですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 スタート時点の話からもう何度も話をしてここへ来ておりますけれども、そこがスタートなのです。それで現在を迎えている、こういう状況です。ですの

で、そういう中で嵐山町だけでなく、参加をしている自治体が一円でも安い方向で取り組んでいる状況でございます。

そして、今副町長会議という話ありましたが、私どもが一番最初に話をして、これで積み上げてやっていこうと言ったのは、事務局、そして副市町村長会議、そして首長会議という3段階のものを積み上げていくということで、そのところで積み上げながらこのところまで来ているという中で今話がありましたけれども、話が出てきているもの、まだ出てきていないもの、ちょっとわからないもの、こういうような状況が今混在をしているような状況になっているわけです。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私いつも思うのですけれども、引き返すという時点を決めなくてははいけない。引き返さないと大変なことになっていく。これは日本が戦争に入ったときですよね。戦争と同じ状況で、引き返すべき時点があったら引き返さなくてははいけない。そうしないと、人も亡くなるし、それから予算もなくなる、税金もなくなる。そして、嵐山町自体が消滅するという事態になりかねない。そういったことを考えてこの事業を行っていただきたいのですが、いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この事業につきましては、改めて申し上げることもないのですけれども、9市町村が一致協力をして進めている事業でございまして、今お尋ねのような議論はなされておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） どこが引き返し地点になるか、それはとても大切なことです。そうしないと9市町村全体、9市町村ではなくて東松山市と桶川市はいいですよ。東松山市と桶川市は財政力も豊かだし、近くだからいいです。でも、小川地区衛生組合の市町村は大変なことになる。それは目に見えています。だけれども、その9市町村という形にいつまでも縛られるか、それは町長の判断いかんです。町長が今後の、将来の町民たちの税金をどう使うかの決定権を持っているのです。そのところを考えてやっていただきたいです。

次行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 4番目です。事業者選任条例ですけれども、企業のものがあるからということですから、企業がそういうふうな形でやっていると、全てのことが企業秘密になって今情報公開されません。それって物すごく住民にとって公益性がないです。こんなに大きなお金がかかるものに対して、非公開でやっていくということ自体の問題点があります。それについてどのようにお考えですか、伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 これ重複してしまうのですけれども、この条例は嵐山町の条例ではなくて、一部事務組合の条例でございまして、条例に基づく公開、非公開については、一部事務組合が判断をして実施をしていることとございまして、一部事務組合におきましては、先ほど申し上げましたけれども、事業内容が企業として公開できないノウハウや個人情報が含まれ、申請団体の正当な利益が害される可能性がある、ということと非公開というふうなことを考えているようでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 組合でいろんなことをやっていくのは、大きな公共施設は今ほとんど組合ですから、組合でやっていくことという問題点はとても大きいなと思っています。全く住民には何も知らされないで全てのことが行われていく。そして、私どもは情報公開請求をして、それでとれないから、情報公開の今度は取り消し請求のような裁判を起してやっていく。そういうふうな状況になっていますので、それって本来一番身近なごみ焼却施設ですよ。それについて、最後わからないような状況で全てのことが進んでいるのが現実です。それについては組合議会だ、組合でやっていることだからという判断のやり方というのは、副管理者として私は非常に問題があると思いますが、いかがですか、町長。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも前からお話をしておりますけれども、組合の中では町村長の会議が最終決定で行っているわけですから、議会のチェックというのはしっかりあるわけです。ですから、広域の議会には嵐山町の議会からも行っていますし、全部のところから行っている議会あって、そこにご承認をいただいて物事を決めていくと、こういうこととでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 形式的な議会ですよ。一応皆さんから集まっているけれ

ども、異議申し立てがある人は絶対に参加できない議会です。その中でどうやってチェックするのですか。そこのところがなくて、せめて町長はお金を出す人なので、嵐山町の税金を。そこのところでチェックをしないで、議会の皆さんが賛成しているから、チェックも一応されていますという形式的な民主主義を、それを進めていって、そして、町長は自分が町長ではなくなったらそのときに、皆さんにまた別のものをこの大きな運営費を出さざるを得ないような状況をつくろうとしているわけです。そこのところをチェックできるように、民主的に、公正に、公平に情報公開条例ぐらいは普通公開するような形でつくるべきではないかなと思うのですけれども、その点についての発言もなさらないということですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何をお考えなのかわかりませんが、渋谷議員さんも入っている議員の仲間で議会ができています。そこのところになってどう話もしないで、ではどういう議会なのか。こちらのほうが聞きたいぐらいですけれども。そういうところ、経過を通して物事というのは決まってきたわけですので、よろしくお願いをいたします。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長翼賛議会ではないですか、嵐山町議会は。だから、何を言っても町長のことをオーケーですけども、ほかのことはやらない、そういう議会ではないですか。

次、行きます。情報公開条例についてです。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

〔「撤回しろ」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 撤回しません。

情報公開条例についてです。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） ちょっとうるさいので、静かにさせてください。

嵐山町の情報公開条例は原則公開で、その上で例外的に情報を非開示にすることができますが、情報公開の除外規定により情報非公開条例に今現在近い状況になっています。情報公開の非公開の基準の運用について伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 務総務課長 では、質問項目4につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町情報公開条例は、住民の知る権利を保障し、町政に対する住民の理解と信頼の確保及び公正で開かれた町政の実現を図ることを目的として、平成13年10月に施行いたしました。本条例第3条において、公文書は原則公開するものと規定しておりますが、第2項では個人に関する情報を最大限に保護しなければならないとの規定もあり、個人情報など慎重に扱わなければならない情報は非公開とすることとしております。また、公開しないことができる公文書の原則公開の例外につきましては、第6条第1号から第9号にそれぞれ定めております。町ではそれらの原則により、公文書の情報については、条例に基づき適切かつ慎重に判断し、公開、非公開を決定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時44分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の発言からです。どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 情報公開の中で私は非常に問題だなと思っているのは、6条の4、5、6、これは実際には、ではなぜだめ、非公開の理由になるのということが具体的に示されないでここになってきますね。そのために例えば県との情報でしたら県と協議して、両方で非公開にするとしたら非公開になって、全く何もわからないというのが埼玉県企業の情報だったのです。こういったことをやめて、なるだけ非公開の部分を少なくしていく、そういったふうな努力が必要だと思うのですが、その点についていかがでしょう。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、この条例の基本的な考え方は原則公開とうたってあるわけでございますので、それを準拠していくというのでしょうか、そ

ういったことが基本姿勢としては必要だと。ただ、この条例自体は法に準拠した形で制定してございます。法の中でも公開を要しないことというので、公開することではできないものと定めてございますので、やはりこの規定を、条文を適確に運用していく、そういった姿勢が必要だというふうには思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 情報公開に関して言えば、私は嵐山町の、まあよかったなと思っていたのですけれども、この数年で、この2～3年でうんと悪くなったなというふうに思っています。情報公開は、各国や自治体の民主化度によると思っております。民主化度が反映される。それで、日本の場合は情報公開度、最低になっています。民主化度も一番低い。民主化度が低い割に規律には従うというのが日本人の性格なのだそうです。それではなくて、やっぱり民主化度を上げていくために、情報公開というのは一応必要なもの、大切なものなので、法に従うのならば、法に従うだけのものを出してほしいと思うのです。その点、私は法には従っていないような状況だなと考えているのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

町が行うことでございますので、法であるとか、条例であるとか、当然こういったものを遵守していく、これはもう当然言うまでもないことだというふうに思っております。法に準拠していないと、こうお話をされますが、私どもはそれぞれのケースに応じてきちんと論理構成をしながら、適確に判断をしておるというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 情報公開法と、公文書管理法というのはセットになっているものなのだそうですけれども、嵐山町の情報公開条例はあっても、公文書管理条例はないのですが、その点についてはどのようにお考えになるか伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

情報公開をするには公文書の管理、適切に行わなければいけないと、当然ござい

ます。そういった部分では、場合によっては適正にできていない部分もあるのではないかと、こんな思いはあります。こうしたところをいかに適切に行っていくか、課題だというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ところが、総務課の仕事としてとても重要な仕事だと思うのです、公文書管理に関して。ですから、ぜひ、今のところまだ少ないみたいなのですけれども、公文書管理条例を制定して、そして歴史文書と、それから1年未満の文書、電子メールなどの管理、そういったものも全て公文書管理をして、そして情報公開を適切に行っていく。そして、文書不存在というの、私まだ余りないのですけれども、文書不存在ということがないように公文書管理条例をつくっていくということが必要だと思うのですが、それについて伺います。町長か副町長でないと無理だと思うのだけれども。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 管理条例をつくれということですがすけれども、今答弁させていただいたように、公文書の判断というのは画一的な部分でよしとする部分と、そうでない部分というの一部あると思うのです。そういうような部分もあったりして、情報公開に関しては、条例に基づき適切にかつ慎重に公開、非公開を決めさせていただいているということでございますので、現状ご不便をおかけしているようなことはないというふうに思っておりますけれども、さらにつくったほうがいいのだということがあれば、事務局のほうで検討して、進めていければというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ぜひ公文書の管理は民主主義の根幹を支えるということでとても大切なものですから、公文書管理条例を議員発議でつくるよりは、総務課、皆さんでプロジェクトチームをつくっていただいて、公文書管理条例をつくっていただきたいと思います。

次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 太陽光発電施設設置についてです。太陽光発電施設設置に対するガイドラインによる届け出、また、10キロワット以上の設置件数と、その対応

について伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、お答えをさせていただきます。

平成29年12月1日施行の太陽光発電施設の設置に関するガイドラインでは、定格発電出力が50キロワット以上の大規模発電施設を設置する場合には、工事着手日の30日前までに町長に届け出をすることとされております。

設置状況でございますが、平成30年1月に330キロワットの届け出が1件、2月に240キロワットの届け出が1件、いずれも現在は施工が完了しております。

また、平成30年9月に400キロワットの届け出が1件ありましたが、環境保全条例の許可案件となるため、関係する土地改良区と施工方法に関し協議中であります。

10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電に関しましては、ガイドラインに基づく届け出が不要となっておりますので、把握ができてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 昨日か何かなのですけれども、環境省のほうで、太陽光発電に係る環境影響評価の基本的な考えに対する検討会の報告書というのが出たのです。それ一応出ているのですけれども、環境影響評価にかかわるので、とても重要なことであると思います。それで、いろいろ調べたのですが、大阪の箕面市というところでは、太陽光発電設備の設置の規制についてという条例ができています。そこでは、規制の対象が出力10キロワット以上、または面積100平方メートル以上のものに関して場所を決めて、そしてここならば皆さんで話し合ってくださいというふうな形で許可が出ているのですけれども、禁止区域というものもあって、市街化調整区域と景観保全区域がそういうふうな形になっているのです。

嵐山町の場合、つくっているのを見ると、どうも谷地とか崖のところとか、産業廃棄物の埋め立てられそうなところとか、いろいろありますので、そういった形のもがあったほうがいいかなと思って、特に要綱、今のはガイドラインなので、ガイドラインだと、ちょっと規制もできないでしょうし、嵐山町の場合、とても土壌的というか、地盤的にどうなのかなと。非常に丘陵地なので、土砂災害みたいな形になりやすいのかなとか、そういうふうな形もありますので、その点についてはいかがなものか

しょうか。

特に10キロワット以上に関しては届け出がないのでわからないということですね。なので、そういった10キロワット以上、50キロワット未満のものも、それでは箕面市の場合の対象になっているのですけれども、これは嵐山というか、比企郡ではそういった形をしていかないと、開発規制がなかなか、産廃もありますし、残土も一緒に運び込まれるというものがありますので、そういった形のことでちょっと研究していただきたいのですか、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山におきましては、その地域における取り組みが非常に進んでいる地域と、そうでない地域がございまして懸念をしているというふうな状況にございます。一番注意すべきものは、その場所に土でも外から運び込まれるかどうか、このところを一番気にするわけでございますけれども、今のところそういう案件は出てきていないというふうなことでございまして、今後どうなるかというふうなこともあるわけですが、議員さん、おっしゃられるような、環境省のほうからそういうふうな報告書が出ているとすれば、ちょっと参考にさせていただいて、今のガイドライン、あくまでも手順書でございますので、町として適正な措置がどうできるか研究してまいりたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問の残り時間、5分を切りました。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 鳩山だとタカがいるので、タカがいる地域は保全地域としてできるのですけれども、嵐山の場合、タカがいるというのがなかなか。タカの生存区域ってないですよ、今のところ。だから、そういった形での保全区域というのなかなか難しいのかなと思うのですけれども、とにかく割と規制していくというふうな方向で、もちろん再生可能エネルギーは必要なのですが、地面に直接出すというの、今の嵐山の場合は景観も損なうし、建物なんかだったら再生可能エネルギーとして太陽光発電を推進していくのはいいと思うのです。ですけれども、そうではない環境を破壊するというか、そういった形、景観を破壊するような形のものはある程度規制していくほうがいいかなと思いますので、その点についてお願いして終わりにします。

- 佐久間孝光議長 答弁いいですか。
- 13番（渋谷登美子議員） 答弁いいよ、もう。やるって言ったのだからね。
- 佐久間孝光議長 岩澤町長。
- 岩澤 勝町長 原則その地域を守るということで、地域の皆さんのご意向、賛成をする、反対をする、それが1つに方向が出たところで町はそれを支持していく、こういう方向で来たわけですので、その方向が変わっていないわけですので、そういう地域の考え方を大切にしていきたいというふうに思います。ただ、その地域の中で考え方が、両方の考え方が出てきてしまっているようなところも実際あるわけです。そういうふうになってきたときに、資産ですから、所有者にとっては、それをだめだとか、いいとかというのがどこまでどういうことになるのかなというふうに、難しく考えるとそういうようなことにもなるかなというふうに思うのです。ですので、地域で1つの方向を出していただいて、それには町は全面的に応援をさせていただき、そういう方向で当面行けたらというふうに思っています。
- 佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。
- 13番（渋谷登美子議員） 地域の方向になると、地域でそれぞれが決定していかなくてはいけなくて、嵐山町全体でそういうふうな形のことを地域指定するという形にはならないというふうなことしか、そこのところの総合的な考え方というのは難しいところですが、それは地域に従うということですか。
- 佐久間孝光議長 安藤副町長。
- 安藤 實副町長 町長が申し上げたのは、地域の合意というのを大切にしていくと、そういうふうなお考えだというふうに思います。全て法に基づいて手続をとってまいりますので、その手順となるガイドラインについてはしっかりしたものをつくって、関係する方にご指導申し上げたいと思います。
- 佐久間孝光議長 ご苦勞さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

- 佐久間孝光議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号9番、川口浩史議員。
- 初めに、質問事項1の全国町村長会における、国への国保の要望についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

1つ目の質問といたしまして、全国町村長会における国への国保の要望についてであります。

（1）をこの全国町村会の前につけるほうが望ましいので、そういうふうにしていただきたいと思います。全国町村会が今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることという国への要望を行いました。そこで、町長はこの要望に賛成でしょうか。

（2）といたしまして、全国知事会が医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や、国定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じることという要望を行っております。町長は、これに賛成か伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

平成30年11月、全国町村会は全国町村長大会を開催し、要望案等について採決し、原案のとおり決定されたことに伴いまして、あわせてこれらを実現するための実行運動方法について決定をいたしました。ご質問の国保基盤の強化を図ることにつきましては、要望項目、医療保険制度の安定運営の確保での大会要望であります。今年度制度改革が実施されましたが、引き続き国民皆保険制度を堅持し、持続可能な保険制度を構築する視点から、この要望項目につきましては賛成の立場でございます。

質問項目1の（2）についてお答えをいたします。

全国知事会において、社会保障関係にかかわる平成31年度の国の施策及び予算に関する提案、要望を平成30年7月に行っております。ご質問の内容につきましては、8項目の医療保険制度改革の推進についての要望事項ではありますが、国の責任において財政支援の方策を講じることについては賛成であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 国保というのは、町長から両方とも賛成だというご答弁でしたので。何でこの質問をしているのかということなのですが、国保は年金生活者、失

業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険だと。所得の低い人が入っているのがこの国保なのだ。また、加入者には障害者や難病患者など、医療を切実に必要とする人も少なくないということでもあります。仕事ができなくなってこういう事態になっているということなのです。政府、厚生労働省も最後のセーフティーネットだと位置づけておりますし、保険税は協会けんぽや大企業の労働者が加入する組合健保よりもはるかに高いということなのです。加入者の所得は低いのに保険料が一番高い、これが国民健康保険税の今の実態なのです。これでは、持続可能な制度というふうにはならないということで、全国知事会、町村会も上げているし、市長会も上げているし、地方6団体というのが全部これ上げているわけなのです。町村会におきましては、医療保険制度の安定運営の確保ということで、要望事項として、今町長がご答弁であった項目の中に医療保険安定運営の確保を進めるために幾つか書いてあります。そういうことでもあります。

したがう前か、したがう前に、どのぐらいの違いがあるのかということをおききたいと思うのです。年収400万円の4人世帯、この場合、今の嵐山町の保険税は幾らになるかというのと37万360円になるという計算なのです。では、協会けんぽ、中小企業が多く入る協会けんぽは同じ条件で、年収400万、4人世帯で幾らかというのと19万7,000円、約半分。37万ですから、約半分近い、約半分という金額なのです。やっぱり、これでは高過ぎると。収入が低くて一番高いのが国保ですから、これは改善させていなくてはならないという思いがあって当然だと思うのですが、町長の回答に前向き度、本当に町長はこれを本心から求めているのか、ちょっと確認です。伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんに申し上げるまでもないですけども、国保の現状というのがどうしてというか、どういう状況なのか、そしてこのところで改正があって、町村から県にがまぐちを大きくしてきたわけですけども、一番の問題というのは、国民皆保険制度、これをしっかり堅持をするというのが我々がやっていかなければいけないことだと思うのです。それには、今ほかの保険の制度の話も出ましたけれども、どこのところに入っている人もそのところに協力をして、初めて皆保険制度が運営をされていくということだと思うのです。ですので、その国民皆保険制度がスムーズに、世界に冠たる皆保険制度がこのまま続けられるように我々は応援をして、できる

ことをやっていくと、それ以外ないと思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、国保は収入が一番低い人たちが現在入っていると、保険税は高いという、そこは別に問題ではないという、そういうお考えなのか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 保険基盤の強化を図ることがこの一番の目的で、町村会でやったわけです。それには、皆保険制度という大きな背中にしよったものがあって、それを守っていくということになるわけです。ですから、おっしゃるように細かいことというのはいろいろあると思います。制度のあれによっては、みんな違いますから。だけれども、そうではなくて皆保険制度をやっていくのだと、それには財政基盤をしっかり国のほうで面倒を見てくださいますよ、そういうことをお願いをしたと、こういうことです。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 何か余りやりたくないのだけれども、ほかのところもやっているから私もやりましたという、ちょっと不満ですけども、次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 2番目、職員の懲戒処分について。

町長はパワハラを行った職員に対して3カ月の停職処分になりました。そこで、(1)業務の適正な範囲を超えてとありますが、その適正な範囲とは何を指すのか伺いたいと思います。

(2) 過剰な仕事量がパワハラの原因になることはあるのか。

(3) 町長は懲戒処分となるような事案が生じた際に、どんな指導を行うのか。

(4) 懲戒処分は何を基準にしているのか。

(5) 処分を受ける者の弁明は聞くのか。

(6) 町長はマスコミの取材に応じていないと聞くが本当か。また、本当ならば、なぜ町長はマスコミの取材に応じないのか。

(7) 副町長は責任をとって減給するが、なぜ最高責任者の町長はとらないのか。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(7)の答弁を求めます。

青木総務課長。

○青木 総務課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

厚生労働省はパワハラ の定義につきまして、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為と定めております。この行為として、身体的または精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求などの6類型を規定しており、こうした行為を伴わない本来の業務上の命令や指導を業務の適正な範囲内の行為と認識をしております。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

ハラスメントが発生するには、複合的な要因があるものと思われませんが、過剰な仕事量とパワハラとの明確な関連性はないものと考えております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

懲戒処分 の対象となる非違行為につきましては、一般服務に関することや公金公物の関係、公務外の非行、飲酒運転などの交通法規違反及び監督責任違反などさまざまであります。それらさまざまな非違行為の内容や程度等にもよりますが、職員研修を適切に実施するなど、同様の事例が二度と発生することのないように適切な措置をとるものでございます。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

町が定める懲戒処分 の基準では、代表的な事例を示し、それぞれにおける標準的な懲戒処分の内容を規定しておりますが、具体的には非違行為の態様、結果、当該職員の職責、他の職員に与える影響などを考慮し、総合的に判断するものとしております。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

弁明の機会についての法令上の規定はございません。なお、事実確認の際には聞き取りを行っているものでございます。また、処分に対しての不服等がある場合は、公平委員会へ審査請求を行うことができるものとなっております。

次に、(6)につきましてお答えをさせていただきます。

今回の処分に関しては、その内容を勘案し、町で定める公表基準に従いまして、資料提供による公表をしたものでございます。なお、町長に対して取材の申し込み依頼はございませんでした。

次に、(7)につきましてお答えをさせていただきます。

今回の処分に関しては、社会的影響、処分の重さ、過去の他市町村の事例などから決定をした判断でございます。なお、副町長の給料の自主返納につきましては、パワハラに対する懲戒処分の他の事例で任命権者等の責任を問う例はございませんでしたが、課長を直接指導する立場としての道義的責任を果たすもののご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今回私は11項目にわたって質問をしたのです。ところが、あろうことか、この質問はだめだ、この質問はだめだと言って、議長は取り上げてくれませんでした。大変遺憾なことです。議員の質問権の剥奪という重大行為を行っているというふうに認識しております。

議長や菅原事務局長は、プライバシーや個人の私生活の侵害というか、立ち入りになるとかそんな説明で、個人の問題だというようなことで言っていました。その前に、議会の使命というのが必携に書いてあるわけです。どういうふうに書いてあるか。第1に、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定する、それが議会の使命だと。2つ目に何か。議会が決定した政策を中心に、政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することであると。批判と監視だと、こういうことを言っているのです。これももちろん議長だつてご存じですよ。先ほど町長も議会にチェックを受けているなんて言ったけれども、チェック機関であるという事で。そうすると、何で私の質問を受けないのか。

例えばこういう質問を削っているのです。パワハラを受けた職員は、いつから、何回相談をしていたのか。相談を聞いているのですけれども、これがプライバシーの侵害になるのだと、こういうことです。それから、町長は課長にどんな指導をいつからしたのか。指導の実態を聞こうと思ったら、これが取り上げられないという。これが何でプライバシーになるのですか。わかりません。こういう、この中に無礼な言葉や議会の品位を落とす誹謗中傷、差別、プライバシーの侵害、私生活への立ち入り、こういうものがあると言えるのですか。これは追って別の機会できちんとやりたいと思います。あるというふうには思っていないようですので、次へ進みたいと思うので

すけれども。全くないです。

それで、職員の業務の適正な範囲を超えてとあるが、これ今読んでいるのを聞いていて、そうすると定義はわかりました、定義は。今回の場合の適正な範囲というのはどういうふうを超えていたのかを伺わせていただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁させていただいたような、厚労省が定めているそういった行為、こういった行為を伴わない業務上の命令指導等ということで申し上げました。今回の事例というご質問でございますが、ただいま申し上げたとおり、そういった行為に該当するような行為を伴うと、こういった業務上の関係があったということでございます。以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっと議長に言い残してしまったのですけれども、議長は、議会はチェック機関だということはわかっているわけですよね。それでいて、私の質問をさせないということは何かあるのだなと。何かあるから私に質問をさせない。少し入ったものについては別にプライバシーの侵害にもならない、私生活にもわたらない、そういう分野でも質問させないということはそうでしょう。何かあるということなのでしょう。だから、させないわけなのでしょう。大変これは遺憾なことだと。遺憾ですまない。私の質問権を剥奪する重大な行為だということで、別の手段にこれは訴えておきたいと思えます。ちょっとこれ言い忘れてしまいました。

それで、私は具体的に聞いているのです。その中に名前が出てくるのだったら、それはいいですよ、削って。私は特定の名前を出してほしいなんて思わないですから。何が適正な範囲を超えていたのか、そこを聞きたいのです。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の処分に関しましては、議員ご承知のとおり、公表させていただいてございます。その公表の中にも記載をさせていただいておりますが、業務の適正な範囲を超えて暴言や威圧的な行為、侮辱、無視、こうした行為を繰り返したと、このように公表してございます。こういった行為が事実あったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) こういうふうを書いてあるから、そうですね。そうすると、暴言が1回あったら、これはもう病気になるような事態つくってしまうのですか。何回ぐらいあったのかを伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

事実確認をする中で、これは全ての、例えば今回6月からということで確認をさせていただいたわけですが、その全てを確認するということは、これはもう不可能だというふうに思います。確認をしたものについては、そういった行為が繰り返し行ったということでございます。

なお、例えば今議員さんが一度そういった行為を受けたから病気になるのかと、こういったお話をされました。そのようなことというのは、まずあるとは思ってございません。人が心を病むということは、やはりある一定期間、いろんなストレス等々を受け、そういったことによって心を病んでしまうということだというふうに私は理解してございますので、1度でなるということはないと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、全てを把握していないから回数はわからないと。それでパワハラはあったのだと。これはまずいのではないですか。業務の適正な範囲を超えてという基本的なところですよ、これは。これが課長がおっしゃるように一定期間繰り返しあったら、それは病気になります。暴言とは言わない、部下を強く指導するというのはあるでしょう、皆さんだって。それは何も指導的優位性にあるから云々ではなくて。あったでしょう、副町長だって。そうですね。誰だってあったと思うのです。あっていいなんていうことではないのだけれども、だからこの回数が問題なのです。これを把握していないでどうして適正な基準を超えたというふうに言えるのですか。具体的に言ってください。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

処分を行う際には処分事由書と、こういったものを交付するわけでございます。その処分書の中には、確認をした内容、10数目にわたりまして、こういった行為という

ことで記載をさせていただいておりますが、それは全てではないというふうに思っております。ですので、繰り返しになりますが、実際その処分をする直接的な事実としては10数目的ものを挙げ、それ以外にもあったと。そういった行為を行った、先ほど冒頭申し上げました処分の内容を決めるにはその対応であるとか、その行為が招いた結果であるとか、そういったさまざまなものを総合的に勘案するのだというふうに申し上げました。事実だけではないのです。その結果もそうなのです。その行った職員の職責もそうです。そういったものを勘案するというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 10数目的処分事由書を渡したと。その中には10数目あったと。これは全部ではないのだと。ほかにもあったのだということですね、なるほど。10数目か。3人で10数目、単純に計算すると、3回、4回ということですね。1人に偏っていたのか、その辺はいいですけども、これで果たしてなるのかな、ちょっと疑問を持ちます。私はさっきも言ったようにチェックをする、監視をする、本当に今回の処分が公平公正に行われたものか、それを監視する議員として聞いているのですから、個人の問題に対して、おもしろいからちょっと立ち入ってみようなんて、そんなことで聞いているのではないので、誤解がないようにしていただきたいと思っております。わかりました。

次にちょっと移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) それで、(2)が過剰な仕事量がパワハラの原因になることはあるのかということに関して、今回の質問は、今回の件がパワハラの原因になるということはなかったのかと。人数が削減されて、仕事量はふえて、それで、それがパワハラの原因になるということはなかったのかということ聞いたのですけれども、こういうふう書きかえられてしまったのです。それ以外に議長は認めないでしょうから、これで質問するしかないなと思うのですけれども。仕事量が職員の能力以上に来たら、これ人数含めて、責任者はいららするのではないのですか。一般的に言ってそうだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

管理職として部下に対してどう仕事の割り当てをするかとか、そういったことというのは、当然基本的なことがあります。部下の能力を適正に判断をし、適正な業務量をその職員に割り振ると、職員間の公平性も踏まえて割り振ると、こういったことを管理職は行わなければいけないというふうに思います。当然例えば過大な業務量がその課に割り当てられたということであっても、人がやることですので、それは当然できる以上のことはできない、これはもう当たり前のことだというふうに思っています。それとは別に過剰な業務量がパワハラに直結するかと、そういったことは、私は通常ないというふうに思っています。過剰な業務量が、例えば1人の職員に降りかかってきたとしましたら、その職員自身がやはり精神的に追い詰められる、まずはこういった状況になるのが考えられるのではないかと、そういうふうに思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 職員は病気になったのでしょうか。これ課長からのパワハラだということなのですが、パワハラだけの原因だったのですか。そういう仕事量がどうだったかということは、これは診断書にあるのですか、あるのだからないのかわからないけれども。そういうことは全く考えられない、関連性はないということでの答弁ですが、そういう言い切っている問題なのですか、そういう認識しか持てないのですか。これは仕事量がふえれば、責任者はいらいらする、いついつまでにやり上げなければならぬ、それが思うように進まない、人数いないのですから。当然いらいらするでしょう。そこにしたくもないパワハラをしたということは、論理上あり得るのではないですか、関連性ないと言うけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

そもそものところだと、出発点だと思うのです。どういう状況下においてもこうしたハラスメントに該当するような行為をすること事態が、これが非違行為だということでございます。仮にそういったものが原因で起こったということがあったと、万が一しても、それはそれとして認められる行為ではない、認められるものではないというふうに認識をしてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 厚労省の、これは会社に対してなのですけども、パワハラ
の責任は会社にもあるということを行っているのです。パワハラ行為が発生した場合
には、一次的には加害者、その責任が問われるわけだけども、被害者に対する職場
環境配慮義務、自社従業員の職場環境を良好に保つよう配慮すべき義務、これ会社の
社長等に。それから使用者責任、パワハラを行った従業員の雇い主としての責任、こ
こを根拠として、会社が加害者に連帯して責任を追究されることが一般的だと。これ
一般的だと言っているのです。パワハラの加害者だけが悪いと、これは悪いですよ、
実際行っていれば。悪いのだけれども、役場だって悪いのではないですかと、私は伺
いたいのです。その責任を感じなければだめです。そう思います。全く感じないので
すか。これどなたでもいいですが。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうで厚労省のガイドラインでしょうか、そういったものの中で、こ
うしたことが一般的だというふうにお話をされました。こうしたケース、こういった
ことが起こる背景というのでしょうか、そういったものは、そのケースによって、こ
れはさまざまなものがあるというふうに思います。どこかの要因が1つだけというこ
とではないケースも多々あるというふうに思います。ですので、一義的にこうだから
こうという結論づけはなかなかできないのではないかというふうに思っております。
以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、さまざまな背景があると、私もそう思います。

しかし、その中の一つには仕事量の問題、そこで、課で働いている職員の人数、これ
もあるということでもいいのですか。今の課長のさまざまな要因があるのだと。そのさ
まざまの中にはこれが入るのだということでもいいのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

私今申し上げたのは、そのケースによっていろんなことがありますよということを
申し上げたわけでごさいます、今回のケースがどうこうということで申し上げたつ
もりはございません。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） どうですか。さまざまな要因があると、私もそう思います。

さまざまな要因があったのだと思います。しかし、その中に仕事量、職員の人数に比して仕事量が多くあった、これも一つの要因ではないかという、そういうふうなことはお認めというか、お考えになりませんか。いいよ、課長に聞いたってしょうがない。

いいよ。町長に、町長が答えて。また言われますよ、町長に振りますよ。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議論をちょっと聞いていますと、揚げ足というのがあるのです。きちんとした意見をしっかり出してもらいたいと思うのです。何度も課長が答弁しているわけです。それが自分の求めている答えがないからといって、それがちょっとおかしいのではないかな。答弁させていただきませうけれども、いろんな要因がある場合もあるでしょうし、ない場合もあると思う。しかし、私がさっきから言っているように、公務員としての基本的な自覚が欠如していた結果、これは間違いないのです。これは間違いないの。ですから、どういう原因があったにしろ、こここのところに行ったらだめなのです、公務員として。みんな、もう忙しいのです。嵐山町の役場で忙しくない人いないのです。みんなおかしくなるぐらい忙しいのだけれども、こういうふうになる人というのはいないではないですか。だから、何かがあったから全てこうなるというのではないのです。もう一度言います。公務員としての基本的な自覚が欠如していた結果、こういうことになったのだと思うのです。ですから、講習会もしっかり開いたり、いろんな形でこういうようなことが二度と起きないように、嵐山町の職場はすばらしいと言われるような形に上げていこうということで今取り組み始めたところですので、ご理解いただきたい。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私が聞いたのは、町長が何で怒るのか、僕よくわからないのです。この問題が本当にあったのかということは何とか隠すために怒っているのだろうなって、私はそう思います。怒る必要のない問題だ、そういうふうに思います。

それで、私が聞いたのは、仕事量に比して職員数が少ない、それは仕事量がいっぱい来たら、責任者としてはいらいらもする、それも要因にあったのではないですかと。公務員の欠如なんていうこと、そこだけに押しつけてはだめです。自分の責任も考えなければ。全く考えていないではないですか。いかがですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私の責任も多分にあると思うのです。もう嵐山の職場の中、役場の中は忙しいだけですから。ですから、これをもうちょっと適度の仕事量にするのというのは、私の責任です。しかし、今の嵐山町の置かれている状態では、そんなことはできないのです。それをみんなわかっていて、今のこのところ、何としてもこのハードルを飛び越えていくのだということによってみんな必死になって取り組んでいるのです。そこのところに水差すような話はしないでいただきたいと思うのだ。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 何を言っているのですか。1人の人間は3カ月の停職なのです。これが本当に公正に行われたのか、公平な処分として見ていいのか、私はその監視、チェックをする議員なのです。きちんと答えてください、私の質問に対して。自分の責任があるというふうに認めたことまでは評価しますが、ただ余り本心から思っ
てはいないでしょうね。

町長は懲戒処分となるような事案が生じた場合に、非違行為につきましては、一般
サービスに関することや、こういう問題ね。事例、二度と発生することない。

どんな指導をしたのか、私はこれを聞きたいのですけれども、具体的に、青木課長、
答えていないですね、これ。一般的な飲酒運転で道交法違反だ云々。彼がそういうこ
とをやっていたというわけではないのでしょうか。この中にはないのだから。非違行為
というのが、どんな指導を行ったのか。6月からも、相談はいつから来ていたのだけ
わからないが、相当前から相談もあったと思われます。そうしたら、指導すべきでは
ないのですか。どんな指導をしてきたのでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

当然処分を行うに当たりましては、事前の注意指導、こういったものも行ったわけ
でございます。具体的には副町長から直接指導を行ったと、複数回にわたって行った
ということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 副町長から指導を行ったのだということなのですね。わかり
ました。副町長、何回指導したかというのは覚えていますか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 役所の中には課長とさまざまな機会にお話をする機会がございます。特に人事評価、人事評価では、最初に、年度の当初に人事の、仕事の目標を立てますので、そのときにお話を伺います。そして中間で中間フォロー、中間フォローとして今仕事の進みぐあい、課内の職員の状況等、これヒアリングをいたします。そういう機会を捉えて、職員から直接私、話を聞いておりますので、3人の職員から、私に訴えがございました。こういうことを聞いているけれども、そんなことをしないようにしっかり頼むよと、そういう話もしています。

人事評価システムは、評価する立場の人が職員をどう人材を立派な人材として成長させるか、そこを陰になりひなたになり、上司はそこをカバーしなくてはいけないです。ちょっと職員、上司にとると、何だよ、こんなことというようなことがあっても言葉には出さないで、そして次は頼むよと、俺もこういうふうにするから、カバーするから、おまえやってくれよ、頼むよと。そこを上司と部下との人間関係が生まれて、そして上司を信頼をし、また部下に対しても上司も信頼感が出てくる。これは一端を申し上げましたけれども、改めて議員さんに私が申し上げるようなことではなくて、一般社会、通年上の組織としてもそうですし、地域あってもそうですし、そこを生まれる人間関係がなければいい仕事もできませんし、職場でもいい環境にはならないというふうに思います。

私は、副町長は課長の直接の上司ですから、至らないところがあれば注意をして、ぜひ改善をしてくれというお話もしますし、その結果が当初予定したよりも予定を上回るような立派な成果をおさめる職員もいます。そのときにはしっかり評価をして、次も頼むよと、こういうふうな話をするのが副町長の仕事だというふうに思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、回数は覚えていないということでもよろしいのですか。それと、場所はどこで指導したのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 その人事評価のお話を伺うのは副町長の部屋でございますし、話の内容からして、人前でするような内容でございますので、しているのは副町長の部

屋、2回やっているというふうに記憶しております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 次、(4)ですが、懲戒処分は何を基準にしているのかでは、町が定める懲戒処分の基準は代表的な事例を示し云々であるわけです。これは、ちょっと余り聞いても意味がないな。これはいいです。次に行きます。

処分を受ける者の弁明は聞くのか。弁明の機会についての法令上の規定はございません。なお、事実確認の際には聞き取りを行っているものでございますと。そうすると、これは法令上ないわけなのですね。ないと言っているのだから、これはどういうことで確認をしたのですか、法令上ないということは。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

この懲戒処分につきましては、地方公務員法に規定ございます。そういったものを確認した中では、弁明の機会、こういったものを明文化したものはないということでございます。先ほどご答弁させていただきましたが、当然その行為の事実確認行う必要がございますので、そういった機会に本人からはお話は伺っておるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、弁明はしてもらったということなのですか。日にちは覚えていますか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

申しわけございませんが、日にちはちょっと覚えておりませんが、2度にわたりまして確認のほうはさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 月は覚えていますか。何月に弁明を聞いたのかという。それもわからない。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

たしか12月と1月だったというふうに記憶をしてございます。もし違ったら大変申しわけございません。

〔「それでは、後で訂正してください」と言う

人あり〕

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 弁明聞いたということなのでいいのですけれども、わかりました。

それから、町長のマスコミの取材なのですけれども、よく不祥事を起こすと、その自治体の首長、市町村長、知事含めて、大変申しわけありませんでしたということを一斉に頭下げて、そういうのが映って、何かそういうのが一般的な感じがするので。それに対して町長は何にもしなかったの、これに対する説明責任というのは感じていないのだなというふうに思ったのですが、説明責任は考えてはいないのですか、やる機会がなかったというか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんがこういった、例えば会見をしてというのが一般的だというふうにお話をされましたが、私も考えているのは、それが普通だということではございませんで、やはりその起こった事象の内容、こういったものに依じて、やはりそういったものは判断すべきというふうに思っております。先ほどの渋谷議員のご質問の中でもご答弁を申し上げましたが、町では懲戒処分の公表に関する基準定めてございます。その基準にのっとりまして今回の内容の重さであるとか、社会的な影響であるとか、そういったものを勘案いたしまして、今回は書面による、マスコミには提供という形をとらせていただいたものでございます。ですので、会見までしてというところまでは、それは必要ないだろうと。これは他の事例等々も参考にさせていただきまして、判断をさせていただいたというふうに思っております。

なお、会見をしてということであれば、例えば組織ぐるみで何か大きな不正が行われて、町民等々大きな迷惑をかけてしまったとか、そういった事案であれば、それはそういった形で謝罪を行うのがこれは通例ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） パワハラで一遍に3人が自宅療養と、これは余り大きな問題ではないという捉え方なのですか。いや、何とも、何か考えの違いを感じます。考えの違いを感じるというより、何とか、しないで済ませる方法はないかと頭をひねったら、こういう結果が出たというふうにはしかとれないのです。そうでしょう、町長。説明責任、いろんなことを突っ込まれたら、記者からつじつまが合わなくなってくると、そういうことでやりたくなかったのでしょうか。答弁する、答弁できるの。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

町長からは今回の公表の中でメッセージを発信させていただきました。それに対して、今回の公表したことによりまして、マスコミであるとか多くの方からお問い合わせ、ご質問お受けを総務課のほうで全て対応させていただきました。ただ、その中で、例えば町長の会見をというお話は一つもございませんでした。そこまで求めるマスコミは一社もありませんでした。今回町長がメッセージを発したと、こうですとご説明を申し上げましたところ、それは皆さん、わかりましたということでお話をされました。ですので、今回の対応は、私これが一般的といっではあれですが、本当に正しい対応だったというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 一遍に3人が、一遍にとって12月に3人が自宅療養、これに対して、これはそんなに大きな問題ではないのだと。停職3カ月と、これは大変大きな処分ですよ。どうもつじつまが合わないなというふうに言わざるを得ないです。これ以上言っても同じでしょうから。

ちょっと確認なのですが、マスコミの申し込み、今ありましたけれども、これ確認です。マスコミからは何社も問い合わせはあったと。だけれども、町長への取材の申し入れはなかったと、そういうことでよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

少し議員さん取り違えているのではないかなというふうに私思うところがありまして、3人の職員が休まざるを得なくなった、これは大きな問題ではないというふうに、今議員さん、町は捉えているのだというふうにおっしゃっておりますが、私はそんな

ことは一言も申し上げていなくて、3人が休まざるを得ない状況というのは、これは過去に嵐山町に当然あったことはないです。大変大きな結果だというふうに思っています。この結果も当然踏まえて今回の処分の内容もあると。先ほど申しあげました対応であるとか、結果であるとかと私申しあげました。そういったことも踏まえてということでご理解をいただきたいと思います。本当に大きな事案だというふうに思っています。ですので、過去にない処分を行ったわけでございます。

マスコミに関しては、何社というのはちょっとデータ持っていないのですが、ほぼ大手の新聞社はお問い合わせをいただきました。お問い合わせをいただいた内容は、町が公表した内容についてのお問い合わせということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。大きな事案なのに会見する必要はないと。何か整合性のとれない答弁だなというふうに思います。多分傍聴している方もそうだと思います。

次の、町長は責任をとらないのかということに対してなのですが、先ほども申しあげましたとおり、パワハラ行為を行った場合の、一次的にはその加害者が、しかし職場環境配慮義務、これはここで言えば町長に、使用者責任、課長をこういうふうに使っていたと、その責任も町長にあると。こうして連帯して町長は、この場合は社長ですけれども、追及されることが一般的なことなのです。そうすると、町長が責任をとるということもこれ一般的だと思うのです。だから、私質問しているのですから。いや、そうではないのだと、こういうふうに答弁来るわけですが、いかがですか、今聞いて。これ厚労省出しているあれですよ。一次的には加害者だけでも、それを使っていた町長にも責任がある、そういう見方ですから、町長も責任とるべきではないのでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

町長の責任をというお話でございます。今回の事案に対して処分内容をはじめ、どういった形で町として対応すべきかということは町長から委任を受け、審査会の中で議論、検討を行ったわけでございます。その検討を行うに際しては他の事例、こういったものも当然参考にさせていただきました。また、顧問弁護士にもいろいろご享受

をいただきました。そうした中で、例えば任命権者である町長の減給の処分だとか、こういったものが他ではあったりしますが、今回の事案のような、事案と同等のものでそういった任命権者を処分すると、そういった事例は、これは一般的ではないと、これは弁護士からもお話をいただいております。私どもが調べさせていただいた中でもそういったものは一つもございませんでした。そういったことを鑑みまして、今回のような措置をとらせていただいたということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) その審査会というのは、どういう審査会なのですか。どういう審査会で、どういう人がその審査会の委員になっているのですか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

審査会は、嵐山町職員分限及び懲戒審査委員会規程というものがございまして、この規程に基づき庁内に設置をする委員会でございます。構成としては、副町長、教育長、総務課長、この三者で構成をするということございまして、分限処分、懲戒処分、その他任命権者が必要と認めるものについて、任命権者の求めに応じて審査をし、その結果を報告すると、こういった事項を行う組織でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 分限懲戒委員会、副町長、教育長、総務課長、これではもう最初から処分ありきであったというふうに思います。こういうのは、私は第三者が判断してもらうようにすべきだというふうに思います。それは後でやりますけれども。その、この分限懲戒委員会で、それでは今私が申したような一次的には加害者であるのだけれども、職場環境配慮義務、これは町長にあったと、使用者責任、これも町長にあったと、これは議論されてそういう結果になったのでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

審査会の中では、今回の事案の内容等々、さまざまな角度から、見地から検討を行い、結果を導き出し、町長に報告をさせていただいたということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これを議論したのかどうかというのを聞いているのです。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

具体的に、例えば職場の配慮義務、この責任はどうか、そういった個々の案件ということではございませんで、総体的に今回の、繰り返しになりますが、こういったことが行われたのか、こういった結果を招いたのか、その背景どうなのだと、そういったことについて検討をさせていただいたと。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 今お尋ねをいただいている審査会の、私が委員長でございますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今回のこの事案について、パワハラが行われたかどうか。これは厚労省でご案内のとおり基準を定めていますので、6つの類型ございます。その中のタイプの2つには該当する、もう一つの3つ目については一部該当する、こういう判断をし、パワハラを認定いたしました。

次に、地方公務員法の29条に基づく処分になるわけですけれども、法令に違反した役場職員、信用失墜行為の条文、これに違反をすると、これも認定をいたしました。

それから、我々が先ほどから申し上げておりますとおり、初めてこの審査会も開きますし、初めて判断をするわけですから、その裏づけとなる法務相談、今申し上げましたような弁護士に相談をして、その弁護士のご意見もお聞きをいたしました。その結果、現在のような処分は審査会としては妥当であるというふうに判断をし、町長に報告をいたしました。

それから、これは被処分者について審査をし、決定をした内容を申し上げたのですが、それ以外に懲戒処分とか停職をしてくる人がいるのかどうなのか。町長、副町長のことだというふうに思いますけれども、今お尋ねのことについては、これは処分相当に当たらないと、こういう判断をいたしました。その理由は、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございます。初めてのことでございますので、くどいようですが、さまざまな角度から検討し、他の自治体の事例も参考にし、この結論を導いたわけでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 結果導いたといっても、副町長、教育長、そして総務課長、みんな仲間内ではないですか。そこで、もう副町長がこういうことで決めようとなったら、もう決まってしまう。第三者でなかったら信用できませんよ。そうですね。信用できないことを決めているということをおきます。

それで、私が申し上げた一次的には本人にあると。でも、職場環境配慮義務、使用者責任、こうしたことを鑑みると、町長にも責任がある。これは漏らしたと、遺漏があったということです。そうですね。遺漏があった結論を出したということです。これまずいではないですか。町長、責任をとるべきです。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ちょっと誤解があるようですので、懲戒処分の対象となるようなそういう事案ではないと。しかし、先ほど町長がご答弁ありましたですね。町長としての責任を感じていると。したがって、再発防止策、町を、職員を挙げて町民からの信頼の回復に努めるのだと表明されましたですね。これが町長の責任です。責任がないなんて誰も言っていないです。そここのところ、お間違いのないようお願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) だったら、具体的なことで責任をとるべきです。町民にわかりやすい。私も減給をしましたというのが、これ事実だったら。事実だったらやるべきです。事実でないから、町長まで責任とらないのでしょうか。そういうことですね。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 これもくどくなりますけれども、懲戒処分、町長を処分をするということは、町長、それ条例を定めてやることになりますけれども、そういうふうな事案ではないと。これは嵐山町に限らず、職員の不祥事、恐らく嵐山町以降、全国的に見ると地方公務員の不祥事って相当な数が出ておまして、嵐山町は初めての経験ですけれども、同様な、同程度の問題って社会にいっぱいあるわけです。そういうところから判断をして、弁護士の先生だとか、他の市町村も実施をしているのだというふうに思います。大事なのは起きたことを隠蔽するのではなくて、透明性を持って町民の皆様にごその内容をお知らせをし、真摯に反省をして、再発防止策、先ほど申し上げ

ていましたように町民の皆様からの信頼の回復に努めると、これが大事なわけでございまして、そのような対応をとっていると、こういうことをございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 大事なことはそっち幾つもあるのです。今回の件でこれが示されているのです。あなた方は漏らしたわけですけども、こういう考え方が、しかも一般的だって書いてあるのです、一般的だって。これを漏らして結論出して、町長に責任はないのだと。漏らしたのだから、まずいではないですか。そうでしょう。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんにお尋ねしますけれども、一般的だって書いてある書面というのは何なのですか。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ①、②、③ってあるのですけれども、その③のパワハラの実任は会社にもあるという項目があるのです。私もどこを拾ったか、ちょっと覚えていないのですが、厚労省のホームページのどこを拾ったかわからないのですが、そこの欄にあるわけなのです。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 一般社会に起きているパワハラに対するその使用者責任というふうなお話ではないでしょうか。我々は、懲戒処分の基準は地方公務員法に基づく処分をしておりますし、公務職場における地方公務員の処分についての手続を進めているわけでございまして、そこのところが議員さんのほうで把握されているものと、ちょっと違うのかなというふうに思うわけですけども。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 確かにこれは会社を例に挙げて言っているのです。しかし、これは公務職場だって当てはまるのではないですか。そう思います。何かまだ、だから、私はこの視点に立って、遺漏があったのだから町長ももう一度、では会議開いたっていいですよ。町長も責任を、ではとりましようということにすればいいではないですか。本当にあったのなら。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 我々を拘束しているのは地方公務員法です。地方公務員法の義務違反をしたり、法違反をしたりすると、地方公務員法に基づく処罰が下されるというこ

とでございまして、それは地方公務員法の29条の懲戒処分というふうな決定をしたわけ
でございまして、若干一般の会社とは取り扱いが、私は異なるのではないかなとい
うふうに思います。我々は地方公務員法に基づく妥当な処分、妥当な手続をとって
いるということございまして、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を4時25分といたします。

休 憩 午後 4時12分

再 開 午後 4時23分

○佐久間孝光議長 休憩前に続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問からです。どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 会社員と公務職員とでは、労働者では違うのだという、そ
ういう答弁だったわけなのですが、そうすると、これも違ってきてしまうわけなの
ですか。この6類型、この答弁書でもありますけれども、1番に身体的攻撃、2番に精
神的攻撃、3番に人間関係からの切り離し、4番に過大な要求、5番に過小な要求、6
番目に個の侵害という、この6つが指定されておるわけだね。これは会社と公務員と
では差はあるのですか、ここには。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 6類型は厚労省が定めているものでございまして、これに基づいて
我々は審査会で判断をしていったと、こういうことございまして。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そこからいろいろ考えられることが、このパワハラ
の責任は会社にもあると、ここが私は公務労働で働く人とは完全に違うのだと。それ
を、ただ違いますよということだけ言われたって、ああ、そうですかとはならない
です。こういう法律のもとでこの考えが違うのだということを示してもらえなかつ
たら、これに当てはめて我々も考えていく、そうであるべきだと思うのです。一次
的には加害者の責任、しかし二次というか、使用者責任もあるのだと、そこの考
えに立つべきだと思うのかもしれませんが、完全に違うわけなのですか、公務
労働と会社で働く労働者とは。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この問題につきましても先ほどから表明がありましたですね。公務に携わる責任の重大さを再認識し、全職員が襟を正して町民の信頼回復に全力で取り組むと、これが責任のとり方なのです。

それから、研修会についても再発防止策にどれだけ町が重点を置いて取り組もうとしているかというのも、もう既に実施をしたということですから、それを見てもその取り組む姿勢についてはぜひご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 何でかんで町長を守ろうと。町長はあったのですか、これは本当に。このパワハラはあったのですか。あったのなら、これを私は、では責任をとりますよとみずから言うべきではないのですか。ないから、別に俺まで責任とらなくていいだろうと。副町長、形だけとっておけよと、そういう形になったのではないのですか。そういうことしか考えられないですよ。答弁ないですよ。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 移転補償について伺います。

町の計画により現在地からの移転を求めることがあります。その場合、自営業を営む者は移転した先で今の客が利用してもらえるか、大きな不安があります。

そこで、（１）現在移転補償はどのようなものがあるのか。

（２）上記不安に応えた補償をすべきではないでしょうか。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

移転補償の種類といたしましては、主に建物、工作物、立木、仮住居、借家人、家賃減収、動産移転、移転雑費、営業補償があります。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

移転先で今までのお客さんが利用してもらえるかどうか不安であるということにつきましては、営業補償の中に得意先喪失の補償というものがありますので、基準に基づいた補償をすることになります。

なお、こうした不安は誰もが持つものと思いますので、交渉するときに不安感を与えないよう説明を心がけていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。移転というか、これはテナントに入っている業者の補償はの中でどれに入るのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 テナントに入っているという、例えば貸し店舗に入っている、そういった方という形でよろしいでしょうか。そうしますと、貸し店舗に入っているという、建物自体は違う方が所有しているということになりますので、建物についてはありません。例えば工作物、これにつきましても借りている状態で、自分のほうで何もしていなければありませんが、店舗なんかだとよく看板だとか、そういったもの、あとは出入り口にコンクリートのたたきをちょっとやったりだとか、やっていたりすると、そういったものは工作物、コンクリート製品的なものとか、そういったものはこの工作物の中に該当してくるかなというふうに思います。

また、立木も土地と一緒に借りて、例えば自分のほうで許可を得て木を植えたということがありましたら、それはその植えた方の補償ということになりますので、もしくはもともとあれば所有者の方というふうにはなるのですが、借りた人が新たに植えたものにつきましては、借りた人のほうの補償になります。

また、仮住居、これはテナントに入っているということは、要は居住はともにしてないということになりますので、これは店舗併用住宅みたいな、そういうときになるといつか住めなくなりますので、そういった場合の仮住居になりますので、テナント的なものと該当しないかなというふうに思います。

また借家人、これも借りている人、よくアパートとかそういったものが移転になった場合にかかわってくるものかなと。場合によっては、店舗でもちょっと内容によっては該当する、ケース的にはいろいろケースあると思いますので、中身的にちょっとまたよく確認をしないとなどは思うのですが、該当することもあるかもしれません。

また、家賃月収というのは、これは貸しているほうの話になりますので、借りている側は家賃は払っているほうですから、家賃が入らなくなるということはありませんので、これも該当しません。

動産移転、これは例えば店舗とかにいろいろなものが置いてあると思います。そういったものが動産移転、動かせるものというのですか、固定していないものとか、そういったものについては動産移転という形の補償になります。

また、移転雑費、これは大体補償物件にかかわる人全てに出てくる補償になります。ただ、移転雑費でも幾つか種類ありますので、該当するもの、しないもの、そういったものも条件によってはございます。

最後に営業補償、これが営業が一時休むということになりますので、当然そういった補償というのがあります。その中に先ほど2番のほうでは得意先喪失の補償という項目もあるということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか、わかりました。

(2)のほうの得意先喪失の補償、これ仮にお客さんが半分に減ってしまったといった場合、収入のどのくらい見てもらえるのか、幅はあるのですか、ちょっとそれ伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 こちらの得意先喪失の補償、これにつきましては基準に基づいての積算をするわけなのですけれども、要は結果ではなく、基準に基づいて営業している、例えば店舗でもいろんな業種あると思うのです。そういう中で、すみません、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。まず、年間の収入です。その店舗に応じて収入というのがいろいろ売り上げ金額、そういったものに対して基準に基づいた率というのがあるのですが、それが業種によって決められているのです。こういった業種はこのぐらいの率、そういったものを換算しまして、補償金額を出すことになっておりますので、例えば半分に減ったとか、4分の3に減ったとか、結果に基づいた補償ではなく、移転する前に当然補償というのは払いますので、基準に基づいた金額を算出するということになります。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。移転前に、確かにね。予想以上にお客さんが減ってしまったという場合もありますね。その補償は、後からの補償は、それはないということなのですか。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 今の県の用地マニュアルという、そういった基準からいいますと、移転をしてもらう前に補償金額の算出をして、それに基づいて納得していただいたら契約をするということで、例えば補償の金額につきましては、後に例えばこういったものが落ちていたとかというのが発覚しない限り、例えば結果に基づいてお客さんが全然来なくなったりとか、半分になってしまったとかということでの補償というのはないものというふうに認識しております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。やっぱりこれは自営業を営む人は、なかなか「では、わかりました」というのは言いにくいものになる可能性がありますよね。予想以上にお客が減って、収入が減ったということ、ほか見てもらえないのだということになったらね。今の答えですと、もうそれ以上のものはないのだということなので、わかりました。基本的なところを私も押さえておきたかったので、これはいいです。

次、4番目。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 嵐山町災害廃棄物処理基本計画について、本日吉本議員さんがいい質問をしていただきました。私のほうでは、ここまで入り込めるかなと思っていたので、あまり、項目少なくしたのですけれども、現在本町の焼却ごみ量は何トンでしょうか。

(2)、小川地区衛生組合における焼却ごみ量は何トンでしょうか。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 (1)につきましてお答えをいたします。

地域防災計画での想定地震である関東平野北西縁断層帯地震による災害廃棄物の発生量のうち、可燃物は1万8,353トン、柱角材が6,880トンと推計されております。また、避難所における初動期の燃えるごみの発生量は1.1トンと推計されております。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。

小川地区衛生組合ごみ焼却場は、24時間稼働で1日当たり62トンの処理能力があり

ます。現状では年間318日稼働、5カ年平均での年間処理量は1万7,355トン、1日当たりになりますと54.6トンとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 嵐山町の災害廃棄物の量が、これだと2万5,000を超えるのですね。ちょっと携帯は出してはいけないということになっているので、ですよ。それで、小川地区衛生組合の処理量は、もうこれでいっぱいいっぱいということでしょうか。これ以上災害が起きた場合のごみは、小川地区衛生組合の焼却場のほうには持ち込めないということでしょうか。（2）とあわせてです。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ただいま申し上げましたように、処理能力は62トンですが、既にもう54.6トンまでいっていると。そして、炉の修理等で休む日も必要ですから、365日のうちの318日を燃していると。こういうことでございまして、ほとんど限界に近いと、こういうことになっているというふうに思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、嵐山町のごみが燃やせないということになるわけですよ。仮置き場が仮にできたとしても、しばらく置きっ放しということになってしまいますよね。どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 災害の規模にもよって違いますけれども、大規模災害が発生して廃棄物が物すごい量が出たときには、それは仮置き場にかなり長い期間置いておくことになるというふうに思います。最近の事例でお話ししますと、平成26年2月の豪雪です。あのときかなり災害廃棄物が出ました。その廃棄物は駐車場に2カ月間仮置き場として置いておきました。これは燃えるごみについては、一般廃棄物と一緒に家庭が出した例もありますし、この場所に持ってきて、町が小川地区衛生組合に持っていった例もございます。燃えるごみにつきましては、それほど大きな量ではありませんでしたから、小川地区衛生組合の焼却炉で焼却をしていただいたと、こういうことでございます。しかし、今想定地震を申し上げた大規模災害の場合は、とてもそんなわけにはいかないと、こういうことになるというふうに思います。その場合には、

仮置き場のところに相当の期間置くことになりましょうし、2次的なその仮置き場において処理をすると。分別の処理ですとか、焼却の処理だとか、さまざまな処理もすることも考えられるというふうに思います。それについては、災害が発生した時点で、その実施計画を定めて、そして期間を定めて実施をしていくと、こういうふうなことになると思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これには、衛生組合のホームページには、町のあれか、災害の規模、災害廃棄物の量や種類により本町や小川地区衛生組合のみで処理することが困難な場合には、民間業者、地方公共団体、県等への事務委託をするということで書いてあるわけです。このとおりにやっていけるのかということを私は伺いたいのです。先日、先日といっても1月の終わりでしたけれども、寄居町の三ヶ山にあるオリックス、あそこでも量はもういっぱいいっぱいということなのです。ほかに受け入れる余裕は、担当者はないということを書いていたのです。エコもどうなのですか。今エコにも廃プラスチック、資源プラ、混合プラということで書いてあるのですけれども、余裕はあるのですか。ご存じ、余裕はあるのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 災害の規模、災害廃棄物の量にもよりますけれども、これは前提でお話をさせていただきたいというふうに思います。この計画上は、町で処理できないものは応援協定等協定を結んでいる町外の市町村にお願いすることも書いてあります。そういう計画になっておりますし、民間業者にお願いして処理をすることも、それも計画の中に位置づけられております。しかし、川口議員さんがおっしゃられるように、嵐山町が災害が発生して、大規模な災害が発生したというときは、かなり広範囲に影響を受けていると、広範囲な地域が影響を受けていると。嵐山町の廃棄物と同様な廃棄物が隣のまちにも、そこらじゅうに出ている状況ではないかと思うのです。これをどう実施をしていくかというのを今シミュレーションしてみても、果たしてそのとおりに進むのかどうなのかというふうな問題がありますから、嵐山町で処理ができる可能性について言及をし、そして災害が実際に発生したならば、その災害に応じて仮置き場の設置とか、処理をどういう方法でやるとかというのは実施計画の中であっていきと。今の計画ですと、そういうことになっております。ぜひその点については非常に不安を持ちながらも、初めてのことでございますので、いろいろ他の市町

村の計画も参考にさせていただきたいとは思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 午前中吉本議員さんが仮置き場の件で……

○佐久間孝光議長 川口浩史議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間5分を切っております。

○9番(川口浩史議員) この確保が不十分だと、この焼却も不十分だということがわかったわけです。大変でしょうけれども、基本的なところですから、特に熊本地震のときでしたか、においすごかったという話も伝わっているわけです。いろんなごみが来てしまったのでしょうか。そういうことも考えますと、不衛生でもあるわけですから、早い処理というのが必要なわけで、それを考えていただいて、他市町村、そこの連携をきちんとやっていただけるように、これはお願いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時45分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

3月7日（木）午前10時開議

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | 同意第 1号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて |
| 日程第 2 | 同意第 2号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 同意第 3号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 4号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 同意第 5号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 6号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 同意第 7号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 8号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 9号 | 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 嵐山町子ども家庭支援センター設置及び管理条例を制定することについて |
| 日程第 11 | 議案第 2号 | 嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例を制定することについて |
| 日程第 12 | 議案第 3号 | 嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正することについて |
| 日程第 13 | 議案第 4号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する |

- る条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 4 議案第 5 号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 5 議案第 6 号 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 6 議案第 7 号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 7 議案第 8 号 嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 8 議案第 9 号 嵐山町給水条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度嵐山町一般会計補正予算（第 5 号）議定について

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
岡本史靖技監	
青木務総務課長	
伊藤恵一郎地域支援課長	
山岸堅護税務課長	
村田朗町民課長	
前田宗利子育て支援課長	
近藤久代健康いきいき課長	
山下次男長寿生きがい課長	
杉田哲男農政課長	
山下隆志企業支援課長	
藤永政昭まちづくり整備課長	

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第10日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、岩澤町長におかれましては、公務のため本日の会議について午後4時より欠席する旨の申し出がございましたので、ご了承願います。

以上、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第1、同意第1号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任命について、委員の過半数を認定農業者とすることが困難なため、委員の少なくとも4分の1を認知農業者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、議会の同意を求めるものでござい

ます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 4分の1といいますと、8名ですから2名ということになりますよね。それで、現行ですと過半数を困難だということなのですからけれども、嵐山町における認定農業者数の数というのはどの程度になるものなののでしょうか。まず、その点を聞かせていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 認定農業者の数でございます。こちらのほう規則の中でお願いしている部分でございますけれども、嵐山町の農業委員8名で、国のほうの基準の中で8倍を乗じた数よりも下回る数の場合につきましては、このただし書きが適用となります。今現在農業委員さん8名でございますので、認定農業者数が64名を、こういった場合につきましてはこのただし書きは適用にならないわけでございますけれども、今現在嵐山町のほうで認定農業者として認定されている方は31名でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 法律が変わりまして、第8条の1項の7号に市町村長は任命に至って委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと、このような規定があるのですけれども、どのように配慮されたのか、その点をお伺いします。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 8条の7項にそのような条項がございます。今現在、候補として挙げさせていただいている方でございますけれども、今認定農業者である個人を4名、女性農業者を、女性として農業者を2名、利害関係を有しない方を1名、また識見にすぐれた方で、そういう指導力のある方を1名ということで8名を予定させていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 少し今認定農業者数の数等をお聞きしましたので、その点からちょっと質問したいのですが、31名の方が認定農業者ですよということで、その中から認定農業者の方を、この中で4名の方が申請されているわけでございますけれども、その4名の方は、前の説明の中で9名の公募があったというような話も聞いているのですが、その4名の方の選定はどのようになさったのでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 選定方法でございます。申し込みが9名ございまして、利害関係を有しない方が2名ということでいただいております。そういった中で、年齢、性別等も考慮させていただきまして、利害関係を有しない方を1名を選ばせていただいているわけでございます。

認定農業者の方につきましては、水稻を中心にされている方が1名、また農協の理事で露地野菜、加工品等を販売をされている認定農業者が1名、また同様の形で露地野菜、農産物の加工品を生産をされている方が1名、また中央農協の青年部で役員をされている方で、露地野菜、施設物、そういったものを販売されている方1名という方で4名を選任させていただいております。また、地域につきましては、廣野、根岸、鎌形、千手堂というふうなところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いろんな広範囲の中から選定をさせていただきましたということだというふうに思うのですが、いろんな技術を持っている方が、農業委員の方には当然そういうところも考慮に入っているのだというふうに思うのですが、1度やっている方がまた再任されているような形にも見えるのですが、やっぱりいろんな方が経験なされたほうがいいような感じ、またいろんな技術も入るかなというふうに思うのですが、その点のことはどのようにお考えでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 選任に当たりまして、やはりいろいろな方々ということで、全く新しい方に全てを入れかえというのなかなか厳しいのかなというふうに考えてございます。やはりいろいろな許認可関係がございますので、知識を有する方、またそう

いった方も必要かなというふうに考えてございます。

新たに女性の方で今回お願いした2名の方につきましては、手芸であったり、農産物のほうの加工品であったり、そういったものも積極的に取り入れている方でございますので、女性目線のほうからも、やはりそういったものも取り入れていきたいということもございますので、新たにそういった方もお声がけさせていただいている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第2、同意第2号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴いまして、青木美恵子氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、嵐山町農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

青木美恵子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この後、同意が並んでまいりますので、同意するに当たりまして、この青木美恵子さんは平成28年4月からこの委員をお受けになっていらっしゃいます。この28年4月から農政関係もいろいろと変わったわけございまして、3年間になりますか、間もなく。その中で、農業委員のやはり大きく占める仕事と申しますと、農地転用等があるかと思うのですけれども、どのような内容の仕事がこの中で、任期の中で行われたのでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

28年度に農業委員会のほうの改革がございました。その中に、今まで議員ご指摘の許認可関係、農地法に係ります3条、4条、5条の手続、これとあわせまして、今までは任意事務でございましたけれども、農地等の利用の最適化、土地の集積であったり、担い手への集積であったり、遊休農地の解消、そういったものも任意事務から必須事務というふうなことで新たに定められてございます。そういった中で、この農地法の許認可関係につきましては、29年度で3条、こちらにつきましては権利移動でございます、6件。また、転用、所有者がそのまま継続をしての転用件数、こちらが30件。5条、これ転用と権利移動、売買もあわせて行われるものでございますけれども、こちらが119件ございます。

こういったものを、毎月、月の中ごろに農業委員と最適化推進委員さん16名によりまして、町内4班に分けて申請のものについての現地調査であったり、集積状況であったり、そういったものを加味をさせていただき、その後検討させていただきまして、

月末の25日前後に総会のほうを農業委員として開催をさせていただきまして、審議に諮るといふような手続をさせていただいてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、同意第3号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、安倍美代子氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるものでございます。

安倍美代子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、同意第4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、新井進子氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、嵐山町農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

新井進子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、同意第5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第5号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、内田公生氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

内田公生氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第6、同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第6号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、小澤秀氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小澤秀氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第7、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第7号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、杉田健一氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

杉田健一氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第8、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第8号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴いまして、杉田哲氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

杉田哲氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第9、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第9号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第9号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴いまして、瀬山和令氏を嵐山町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

瀬山和令氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第10、議案第1号 嵐山町子ども家庭支援センター設置及び管理条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、嵐山町子ども家庭支援センター設置及び管理条例を制定することについての件でございます。

嵐山町子ども家庭支援センターを設置することに伴いまして、必要な事項を定めるため、本条例を制定をするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第1号の細部説明をさせていただきます。

条例の1ページ目をごらんください。第1条は、子ども及び子どもを育成する家庭に対する総合的な支援を行い、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成に資するため、嵐山町子ども家庭支援センターを設置することを定めたものでございます。

第2条は、名称を嵐山町子ども家庭支援センターb&gらんざんとし、位置を嵐山町大字菅谷589番地2と定めたものでございます。

第3条は、センターの業務について第1号から第7号まで定めたものでございます。

第4条は、センターに必要な応じて職員を置く旨、定めたものでございます。

第5条は、センターの休館日を土曜、日曜、祝日及び年末年始とし、町長が必要と認めるときは臨時に開館または休館することができる旨、定めたものでございます。

第6条は、センターの開館時間を午前9時から午後5時までとし、児童の一時預かりの時間については規則で定めることを定めたものでございます。

2ページ目をごらんください。第7条は、利用者の範囲について、嵐山町に住所を有する18歳未満の子ども及びその保護者、子育て支援に係る活動を行っている者等と定めたものでございます。

第8条は、利用の手続について、第9条は、利用の制限について定めたものでございます。

第10条は、利用料について別表のとおり定め、町長が必要と認めるときは利用料の減額または免除ができる旨、定めたものでございます。

第11条は、利用料の還付について、第12条は、利用の承認の取り消し等について定めたものでございます。

第13条は、原状の回復について、次の3ページ目の第14条は、損害賠償について定めたものでございます。

3ページ目ですが、第15条は、この条例で定めるものが必要な事項は、規則で定めるとしたものでございます。

附則は、条例の施行期日について、平成31年4月1日と定めたものでございます。

別表につきましては、条例第10条関係の利用料について、児童の一時預かりに係る利用料について、利用区分と小学生、中学生以上、それぞれの利用料について表記したものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 2点ほど確認させていただきます。

第3条、業務の中でいろいろとうたってあるわけでございますが、このセンターを利用していただきたい方々、世帯というのを改めてご確認させてください。

それと、第6条、開館時間等でございますが、午前9時から午後5時までといったことになっておりますが、以前、自分の聞き間違いかもしれませんが、もう少し遅い時間までやるのかなという認識があったのですが、この時間帯にした特別な理由等があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、お答えいたします。

利用する世帯でございますけれども、この子ども家庭支援センターにつきましては、支援を必要とするお子さんもしくは家庭、そういった方たちに支援を行うということを考えています。ですので、申し込みが来たから全ての方が使えるというわけではなくて、そういった方たちに家庭訪問をしたりアウトリーチをして、その対象者の方にこういった支援をしていこうというようなセンターとしての利用をしたいと思っています。

また、開館時間なのですけれども、9時から5時としたのはそのセンターの業務、相談業務等いろいろな業務しますけれども、そういった業務としてやる時間を9時から5時とさせてもらいました。ただ、別途定めておりますけれども、児童の一時預かりですとか、ほかのイベントですとか、そういう場合には夜間使う場合もありますし、そういった場合もあるということで、この時間についてはあくまでセンターに来て相談を受けるとか、そういった主な業務についてはこの時間、ただほかに支援の必要な家庭とかお子さんについては別途時間を、先ほども話しましたが、8時半から9時半

と、そういった時間になる可能性もあるということは考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今の6条のところの開館の時間なのですけれども、以前お話を聞いたときには夕食などを提供するというようなお話があったかなと思うのですけれども、今のお話ですと、3項に書いてある町長が特に必要があると認めるときということで、開館時間または前項の利用時間が変更するということがあるのですけれども、食事の提供をする、一緒につくるというようなお話があったかなと思うのですが、その辺がいかがなのかお伺いしたいです。

それと、ちょっと第4条に戻りますけれども、センターに必要なに応じて職員を置くということですので、3条のところに子育て家庭についての相談に関するということがありますから、何か子育てで悩んでいらっしゃるお母様とかお父様とか、そういう方に相談をする方という職員は、やはり何らかの資格がある方をお呼びするのかなと思うので、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それと、一番最後の別表なのですけれども、利用時間が午前中、午後の3時まで、そして5時までということで区切ってありますけれども、中にはお子さんを一時預かりということで、一日朝から夜までというか、お預けになる場合は、これ金額が倍、倍、倍ということでなるのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

食事の提供につきましてですが、これは先ほどちょっと業務の中でお話をしましたけれども、一時預かりの事業もこのセンターで行おうと思っております。ですので、一時預かりの時間帯が規則で定めるということでお話をさせていただきましたけれども、その別表の中にありますが、利用時間が利用開始の正午までと、正午から3時まで、午後3時から終了時間までということで書いてありますが、この時間帯が今考えているのが、終了時間が6時を今考えています。

ただ、先ほどもお話ししましたけれども、家庭によってさまざまな問題を抱えておりますから、それによってはアプローチをしてどういった支援が必要なのかというこ

ともありますので、食事についても食事を提供することが必要なのか。本来は、やっぱりこのセンターが思っているのは、家庭をまずしっかりしてほしいということなのです。当然、何でもかんでも施設で預かってしまっただご飯を上げれば終わりではなくて、やっぱり家庭に帰ってちゃんと家族で食事をしたり、そういうことができるような家庭にしていくというのが、このセンターの仕事と思っています。

ですから、そういった家庭に対しての家庭訪問をしたりアプローチもかけていくような仕事も、ちょっと次の質問にも係ってしまいますけれども、そういったことも含めて考えていますので、食事の提供がないというわけではなくて、必要に応じて支援プランの中で、このお子さんについては必要なということがあれば、当然実費になりますけれども、提供しようというふうな考えはあります。

また、職員なのですけれども、職員については今お答えしましたように、その場で相談を受けるだけではなくて、子どもさんと家庭、要するに子どもの問題は家庭の問題でもありますので、そういった面では家庭に対してもアプローチができる方を考えています。家庭訪問して、その家庭がどんな問題を持っているか。さまざまな家庭がありますから、家庭それぞれに当然支援プランをつくらなければいけないと思っています。みんな違いますから、問題点が。そういった家庭を見てプランをつくって、どういったことをしていったら本当の家庭、お子さんを育てていくのによいかということのを助けていく。本来は家庭でやるべきものだと思っていますから、なるべく家庭に戻して家庭でやっていけるような支援をしていくというのを考えております。

そういったことができる職員をということで、12月の広報で募集をさせていただきましたのが、資格といたしましては大学において児童福祉とか社会福祉、児童学とか心理学、教育もしくは社会学を選考して、そういった課程を修了した方で1年以上経験がある方とか、社会福祉士ですとか、また保健師、助産師、看護師とか保育士ですとか、そういった資格を持っている方といったことで、やっぱりそういった支援をしていくある程度の知識を持っている方。また、家庭を支援する場合には何が必要かといいますと、やっぱり嵐山町でどういった社会資源を使ってその家庭を支援できるかというのがわかっていないとできないと思っています。ですので、やっぱり職員の方にはそういった知識のあるような方。もしないのであれば、そういった知識をつけていただくような研修も考えなければいけないと思っていますので、そういった方を職員としては考えています。

次に、時間、別表の時間ですけれども、これも基本的には家庭にお子さんを、家庭で過ごす時間が本来は大事なので、そういった面で補完するという意味で、今回は一時預かりということで、必要な時間お預かりすると思っています。3時間ごとの区分をつくって、3,000円という料金体系をつくらせていただきました。ただ、支援プランを当然、先ほどもお話ししましたけれども、支援の必要な家庭に対しての対応とっていますので、その家庭のいろんな経済状況もありますけれども、いろんなことをお伺いして、そういった料金について当然町長が認めた場合、今考えていますのは生活保護世帯については免除ということで、あとは非課税世帯について半額とか、あとはその家庭の状況によって町長が認める場合には、利用料金について減額等の措置を考えていますので、ただ通常のご家庭でたまたまこういった、必要だという場合にはこの料金を応能負担、基本的には応能負担ということを考えていますので、この料金体系でと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、家庭によってプランを立ててしっかりケアしていくということで内容はわかりましたが、そうしましたらやはりお母様によっては、今いろんな虐待問題を取り沙汰されておりますけれども、やっぱりご飯も与えないようなご家庭とかがあったりしますよね。そういう場合に、別表のところになりますけれども、中学生以上のところで2,000円とあるのですが、利用者の範囲ということで、第7条には18歳未満の子ども及びその保護者ということがうたっておりますので、そのプランの中で、やはり食事のケアができないようなご家庭の親御さんをお呼びして、いろんな資格を持っている方を今募集されたということがありましたから、例えばお昼の時間帯に来た場合には食事のつくり方とかそういうことなども教えて、教えてというのかな、親御さんに教育するというか、そういうこともなさっていただけののでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 食事なのですけれども、どうしてお子さんに食事が与えられないのかということから、まずスタートしなければいけないと思っています。なので、その家庭によってどういう状況で、何でお子さんに食事を提供できないか、お母さんが体調が悪くて料理ができないか、もしくは料理をするだけの能力がないの

か、もしくは全然面倒を見ないで仕事とかそういうところへ出て、家庭にいないで出てしまって、子どもを一人にしてしまっている時間が多くてということもあります。なので、各家庭によってそういったいろんな内容が違っていると思っています。

なので、ただこのセンターではそういったところで、まずお子さんが自分で食べることができる、料理をできるような、当然中学生、高校生なら自分で料理ができますから、そういった面でお子さんが、お母さんとかいなくても自分でちゃんと生きる力が身につくというのがありますし、ちっちゃいお子さんであれば当然お母さんも一緒に入れて、お母さんの状況によって、一緒に子どもさんをつくるような支援プランも考えていいと思っています。

また、子ども食堂が今ありますけれども、子ども食堂も本当はただご飯を上げるだけではなくて、やっぱりお父さん、お母さんと家族で食事をする、その時間を大切にしてほしいと思っています。ただ、ご飯を上げればそれでいいのではなくて、一緒につくって一緒に食べて、家族の時間を大切にしようというような意味では、センターを使ってそういったイベントも考えていこうとは思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今イベントというお話が最後に出ましたけれども、イベントでやってもいいのですが、やはり食事のところの部分でネグレクトと言っているのかわかりませんが、やはり親御さんとお子さん、7条にあったとおり18歳未満の子ども及びその保護者と書いてあるわけですから、お二方をお呼びしてというか、お父さん、お母さん、子どもさんと呼んで、一緒にそこでつくらせて食べてということも、このセンターの中で指導もあるのでしょうか。それを確認したいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 当然各家庭支援プランをつくって、そういった支援をしていこうと思っていますので、そういったことが必要であれば、当然そういった支援の仕方もある必要になると思っています。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 何点か質問させていただきます。

この問題が町のほうからお話があったときに、子育て支援の問題で私も戸田市だと

か、あるいは広島県の尾道、これはそれぞれ話がありましたので見させていただきました。内容については一般質問でも前いたしましたし、その内容と今度提案される条例については、若干違うのかなというふうに思っているところでもあります。

それで、今の別表の関係でありますけれども、利用時間が午前中、それから午後の時間、それから午後3時からというふうになっておりますけれども、当初午前中というのは朝ご飯が食べられない子にだけ食事をするというようなお話もあったわけです。今、町の中で子育てしているお母さん方なんか、「町が今度食事を出してくれる、そういう施設ができるんだよね」なんて話をしている人もいます。それがもうまかり通ってしまっているような形なのです。これ見ますと、小学生の利用料が1日当たりという形で時間区切られているのですけれども、この3,000円、3,000円、3,000円という形でいくと、これ通算では9,000円になるのですか。

それから、当初の話ですと9時という時間だったですよ、夜はね。この辺のところは、夕飯も食べられない子どもたちについてもという話が前田課長からもちょっと出ていたと思うのですけれども、これがなぜこういうふうになったのか。これと、私なんかも比べて見ていると、例えば学童の関係とほとんど変わらないのではないかなというふうに思っているのですよね、預かりなんかについては。そういうものが1つあると。

それから、学童は4年生、それから特別に6年生までということになっているのですけれども、中学生以上という形で18歳ということになってくると、戸田に行きましたときも小学生と中学生では全然遊びが違うという話でした。そうすると、危険度がどのくらい増すのかについては、高いところから飛び降りたりなんかしてすごいのだという話を指導員の人たちがしていましたけれども、そこら辺の関係についてはどういうふうに考えているのかどうか。

それから、指導員の数、これはどういうふうに、募集の話が今ありましたけれども、既に4月から実施ということになれば指導員の数は決まったのでしょうか。

それから、指導員とあわせて補助員も必要だということなのですけれども、その補助員も全て決まったのでしょうか。そこら辺で、補助員の例えば賃金なんかの問題について、手当の問題についてはB&Gで決めた金額なのか、町で決めた金額なのか。あるいは学童で今それぞれ勤務している補助員、あるいは指導員と同じような形での賃金体系になるのかどうか、そこら辺もお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 すみません。ちょっと項目が多かったので、もし答弁漏れがあったらご指摘ください。

まず、別表の時間なのですけれども、当初お話をさせてもらったときに学童と同じような施設というイメージを持っていたのですが、今戸田もいろんな、最初の当初の仕組みから大分変わってきているという話を、この前研修に行かせてもらってお話を聞きまして、やはり施設として預かるだけではなくて、家庭に対するアプローチ、支援をしていかないかということがあります。なので、嵐山の場合、なぜ一時預かりにしたかといいますと、支援プランをつくって、どういった支援がこのお子さんには必要なのかということを見きわめてお預かりしていこうというようなスタンスを考えさせてもらいました。

学童ですと申し込みをして、仕事でいなければ、保育が家庭でできない場合には預かるというスタンスですけれども、この子ども家庭支援センターについては本当に支援が必要で、どういった支援が必要なのかということを見きわめてお預かりをしたいということで、こういった時間の体系にさせていただきました。

年齢別の指導なのですけれども、学童といいますと、小学生の1、2、3年生の低学年なのですが、実は児童福祉は18歳までということで、何で18歳までとしたかといいますと、中学校を卒業した後のお子さんも見なければいけないような、支援が必要なお子さんがいらっしゃるのです。中学校を出てしまうと、つながりがなくなってしまうのです、義務教育を終わってしまいますと。そうすると、家庭の中でひきこもっているお子さんもいれば、学校へ行かなくなってしまったお子さんもいたりする。何人か実際に嵐山町でもいらっしゃいますので、そういったお子さんも含めて家庭に対しての支援をしていきたいというのもありまして、年齢の幅を18歳までということで広げさせていただきました。だから、施設で預かるという意味だけではなくて、そういった家庭とお子さんに対しての支援も含めた意味で年齢制限をすると、18歳という児童福祉の年齢幅にさせていただいています。

ただ、施設を使うのについては支援プランをつくって、やっぱり低学年のお子さんがメインなのかなと。ただ、高学年のお子さんについては学習支援とかも考えていますので、そういった意味では中学生、高校生、もしかしたらその学習支援という内容

として施設を使うようなこともあるということも考えておきまして、年齢はこういう年齢を設定させてもらっています。

あと指導員の数ですけれども、指導員が施設を、今考えていますのはそういった家庭の支援ですとか、家庭訪問をしてその家庭に対する支援をしていくというようなことも含めて考えていますので、今本来3名、家庭訪問できるようなそういった支援員さんを3名から4名、もし子どもさんを預かるとすれば、預かるための保育スタッフとして2名ぐらいは必要かなと。

そういった支援の必要なお子さんを預かりますから、多分保育をするスタッフについても何十人も見れるというのは難しいと思っていますので、大体3対1か4対1ぐらいまでのお子さんがマックスかなというのはと思っていますので、お預かりする場合にはそういったお子さん、支援の必要なお子さんについて8名から10名、そのぐらいのところ、あとは必要になってくればまた支援員さんをふやさなければいけませんので、そういった意味では今考えているのが、支援をしていく、家庭訪問等をしていろんなそういったプランも考えられるような方を3名ほどと、あと保育スタッフとしても、もし保育士であれば2名ぐらいは常時保育スタッフとして必要なのかなというのは考えてはいます。

賃金なのですけれども、賃金につきましても、これもB&Gで助成金が来るのですが、体系については町のほうでということでもありますので、町のほうの賃金体系で考えています。常勤の方と考えていたのですが、今は嘱託職員、そういった専門的な知識を持っている嘱託の職員の方をお願いしようかと思っています。

学童の支援員さんとの賃金体系ということですが、あくまで子ども家庭支援センターは見るだけではなくて、家庭訪問とかそういったアプローチもしていただくような、専門的なことをやっていただける方たちと思っていますので、ちょっと学童のほうの方と支援員の賃金体系について同じというわけにはいかないかなと思っています。若干ですが、そういった支援、ほかのいろんな業務も、子ども家庭支援センターのほうの職員さんのほうが若干は賃金的には考えなければいけないのではないかなというのはと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 幾つかの内容を答えていただきましたけれども、指導員の方

はこれ常駐になるのですか。例えば、預かる子どもの数によって、それは若干常に変わってくると。たまたま申し込みなんかほとんどなかったという形や何かが出てきたりなんかしたときに、その方たちをそのまま常勤としてやるということになれば、相当ないろんなものをまたやってもらわなければならないことも出てくるのだろうと私は思っているのです。

だから、そこら辺のところは具体的には、子どもの数によってこれだけの数の指導員なり補助員が必要になってくるという形ですけれども、その子どもの数を決めるのに当たって、日によっては変わってきたりなんかするという事は、これは必ず出てきていると思うのです。だから、そういう形になってくると、では指導員の方について常勤で勤務形態をつくっていくのかどうか、そこら辺ちょっとわからないですけれども、その辺のところもちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、食事を与えるのについて、子どもと一緒に、それは親御さんも一緒につくるとかなんとかということもあるのですけれども、たまたまそうでない場合もあるわけです。その食事をどういうふうにするのか。食事代は食事代として、この前も子どもから大人までの金額はこうなりますよという話があったのですけれども、預かる時間によっては午後6時ということになってくれば、夕飯は食べずに帰るということになってくると、その子どもが家に帰ったら食事がとれるのかとれないのかということは、いわゆるそういう子どもたちがネグレクトの関係やなんかでもいるのだよという話から、この問題が出てきたということになってくると、では相変わらず家へ帰ったときには何も食べさせてもらえないということも出てくるのだろうと思うのです。そういう子どものケアをどうしていくのかというのは、ちょっと私も疑問に思っていたのですよ、今までも。これは、広島に行ったときにそういう問題が出ていましたので、こういうのをどう考えているのか、もう一回お聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 前日子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 食事の問題なのですけれども、基本的に今考えているのが、家庭に対する支援プランをつくるということがスタートだと思っています。一律で食事を提供しますと言ってしまうと、本当は食事をつくれるのに、そこのセンターで食事を出すからつくらなくてもいいよねというふうな感覚で捉えられてしまう可能性もなくもないのですね。できたら、そういったことも含めて家庭の支援プランをつくって、本当にこの家庭だとちょっと家で食事するのは難しいので、ここで食事を

食べて帰そうかというプランにもなると思いますので、ただ一律提供するしないではなくて、各家庭の状況によってということで考えております。なので、食事を提供するというわけではなくて、その家庭の状況等によって、その対応もしていこうというふうに思っています。

なので、このセンター自体がいろんな家庭に対して、みんな問題点が違うので、一律に決めてしまうと、それを外れたらもうその支援できないというふうになってしまうので、なるべくいろんな支援ができるような仕組みをこのセンターの中ではとっておきたいなというのを根底に考えているので、今回決めさせてもらったのは最低限と言ったらあれですけども、最低限のところ共通の部分ということで考えています。なので、本来はその家庭ごとにいろんなプランがあって、いろんな支援対策があってというのが基本になってくると思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） もう一件聞いておきたいと思います。

ひまわりクラブと今度の施設、ほとんどもうくつついたところにありますよね。この関係について、片方は新しく今度できたほうの見方をするのに、例えば向こうはこうだ、こっちはこうだという形で、子どもたちがそういう問題意識を持って、いわゆる差別意識につながるのではないかなというふうに私は感じるのですけれども、そこら辺の対応は今後どうしていくのでしょうか。

向こうは食事までもらって食べて、どうのこうのという形の意識が学童のほうの子どもたちに出てくる可能性も出てくるだろうというふうに思っているのですけれども、そういう形での差別意識の芽生えというのが出てこないのかどうか。そこら辺の関係については、どういう考え方を持って今後対応していくのか、そこをお聞きしておきたいと思います。ほかのところは全く、あんな近くにつくっているところはないのです。だから、そこら辺がどういうふうに今度していくのかについてだけお聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 戸田市ですとか尾道ですとかは日本財団さんがやっています、本当に貧困対策に特化しているのです。嵐山町の場合はB&G財団さんのほうで、もうちょっと幅広く、貧困だけではなくて嵐山町の現状に即した支援もしてもら

って結構ですということで手を挙げてもらっていて、ですからあの施設については貧困だけではなくして、支援の必要な家庭ですとかお子さんについて支援をしていくような施設と思っています。だから、学童ではない。

実は、子ども家庭支援センターというのは、東京のほうに行くといろんな区があるのですけれども、そういうところではやっぱり何カ所もあるのですね、こういうセンターが1つの区で。その中で、そういった支援の必要なお子さんたちを見ていっているのです。場所によっては、その支援センターが要対協の中核機関であるようなセンターもございます。なので、今イメージとしておりますのは、そういった町の全体の子育て支援に対するいろんなことを中心になってやっていけるような施設としてもらいたいと。

ですから、そこでモデルをつくって、そこだけではなくて、実は各地域で子どもさんいるわけです。各地域で子どもさんを見てもらいたいのが本来なのです。子どもは地域の子なのですよ、その家庭ではなくて。なので、本来は地域力があれば、その地域でそういった困った支援が必要なお子さんたちを見ていけるのではないかと。コミュニティの希薄さが、力がなくなっているのも、そういったものが地域で見えなくなってしまったので、行政としてちゃんと市がこういった保護施設をつくって、もうちょっとそういったことができるようなこと。

そのことができるのが各地域に広がって行って、地域でも子どもさんたちを支援できるような仕組みができればいいなというふうには考えていますので、あくまで学童保育、その施設がそういったお子さんたちを見るのではなくて、そういった支援の必要な家庭のお子さんたちを、いろんな支援をしていくようなモデルケースができれば、そこだけではなくて、では今度は七郷のほうだったり鎌形のほうだったり、そういったいろんな地域でそういった拠点ができて行って、その場所で子どもさんたちを支援していくような仕組みが町全体としてできればいいなというのは思って、この施設を立ち上げようと思っています。

でするので、差別意識がというところもあるのですけれども、あくまでそういった貧困だけではなくて、そういった支援をする子どもさんたちを、家庭に対して支援をしていく、そういったことをやっていく嵐山町の拠点として位置づけを考えたいと思っていますので、それは初めてやる施設ですからいろんなうわさは出ていますが、これから始まりますので、始まる中でいろんな方にお話をして、こういった説明をさ

せていただこうと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 大分苦勞してこの条例をつくっているのかなど。読んでいきますと、そこいらがよく見えてくるのです。町長が特に必要と認めるとき、そういった項目がやたらめったら出てくるわけです。条例ですから、公平性を持った形の条例をつくってほしい。でも、実態は今の現状に、実態に即した支援センターにならざるを得ないのだろうなというところはあるのかなというふうに思うのです。ですから、土曜日曜が休みだったり、5時までだったり等はあっても、あくまでもそれは条例であって、実態に即した形の活動はしていくよということであるのかどうか、その1点だけお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 本当に子育て支援もやっています、家庭でさまざまな問題を持っていて、一律にこうだというのができないのです。そういった意味で、今回センターをつくったときに一律にこうだということと考えてしまうと、支援が届かない家庭があったり、お子さんがあったりする場合があるので、本当に町長の認めるというのはちょっと多いのですけれども、そういった意味でなるべく支援プランをつくって、その支援プランができるような、もし今の条例の中で支援プランが難しい場合であれば、町長の当然判断でこのお子さん、家庭に対してはこういうことも必要だなということであれば、そういったこともできるような形で条例のほうはつくらせていただきましたので、あくまで条例上はそうなっていますけれども、支援プランによっては変わる可能性もあるということで、ご承知をいただければと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開の時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 続いて、もう一つだけ確認したいと思います。

嵐山町にも結構外国籍の子どもがいて、本当に東南アジアの子たちも小学校や中学校にも通っていますけれども、外国籍の子どもであっても、この中に条件に当てはまるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 嵐山町に住所があるということでありますので、そういった方でも対象になると思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 答弁の中で、これは入る子どもの見きわめという意味なのですか。この見きわめは、これは誰がするのか伺いたと思います。

それから、4月から入る人数がもう大体わかっているのでしょうか。それをお答えできるのでしたら伺いたと思います。

それと、2カ所かな、規則というのがこの中に出てくるのですが、規則はもうできているわけなのですか。それをちょっと配るわけにはいかないのですか。必要ないということで配らなかったのか。ちょっと見てみたいなと思いますので。

それから、この3,000円の中に食事代は入っているのか伺います。

それと、差別の問題がちょっとありましたけれども、やはりいじめの対象になりはしないかというのは心配があるのです。あそこに行っている子どもは云々ということで。いろんなところへ課長は広めたいと、その心意気はいいのですけれども、片方でそういう貧困家庭が対象になってくるわけです。ネグレクトの家庭が、何らかの問題を抱えた家庭が対象になってくるわけです。そういうことの中から、いじめの対象になりはしないかなと。そうすると、その対策というのはちょっと考えたほうがいいと思うのですけれども、先ほどの答弁では全くその考えがないみたいだったので、考えていく必要があると思うのですが、その考え方を伺いたと思います。

それから、センターに必要な応じて職員を置くというのですけれども、4月からは、とりあえずは職員は置かないでやるということなのですか。答弁はあったのかな。も

しあったのだったら聞き逃してしまったのですけれども、置くのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

入所児童の判断ということでございますけれども、先ほどから答弁をさせていただいていますように、支援の必要なお子さん、もしくは家庭等を、支援プランに基づいて支援をしていくと。その施設を使うお子さんについても、当然そういった支援プランの中で、必要であればお預かりをしていくというふうに考えています。

当然児童福祉の担当のほうでは、要保護児童対策地域協議会、要対協がありまして、そういった中で子どもさんたちを、今見守っている家庭が幾つかございます。そういったご家庭で、必要があればそういったところにアプローチをして、施設の利用を促していきたいというふうに思っていますので、判断につきましては、当然町の児童福祉の担当者、担当課ですね。担当課の子育て支援課の児童福祉担当と、そういった面で支援プランをつくり、検討しながら判断をしていくというふうに考えています。

4月から入る人数はということでございますけれども、まだ4月から、これからそういったアプローチ等を始めますので、施設ができますから、そういった面で、当然そういったアプローチをかけるお子さんについては、児童福祉のほうでそういった把握しているお子さん、もしくは教育関係で把握しているお子さん、そういったお子さんたちをリストアップしまして、どういったお子さんたちをまず最初にアプローチをして、そういった支援を一緒にしていくかということをしてから、その施設の利用状況が変わってくると思っています。

規則ですけれども、規則についてはできてございます。ただ、内容がそれほど大きな項目ではなかったもので、今回はお配りしませんでした。利用の手続等、申し込み等、そういったものの様式等がございます。そういったものがある規則になりますので、もし必要であれば、そうしたら後で参考にお配りしたいと思います。

食事代なのですけれども、食事代については、この3,000円の中には入っておりません。実費でいただくというふうに考えております。ただ、先ほどから何回もお話をしていますけれども、支援プランの中でそういった食事代も払えるかどうかというところもあるので、それについては支援の方向性の中で考えていくものと思っています。ただ、今の3,000円の中には食事代は入っていないということです。

それと、いじめの対象にならないかということでございますが、これはその施設がそういった施設、今いろんなうわさというか情報が流れてしまっていて、その施設がこういう施設なのだよというところがちゃんとアナウンスできていないというのもありまして、これは当然教育委員会といろんな連携をさせてもらってやっていこうと思っていて、菅谷小の中に、あそこの隣接地につくったというのは、そういう意味もあってつくらせてもらったのですが、なので本当にいじめの対象になったらどうかというところは、教育委員会のほうとも連携をしながら、そういった教育も含めて、町民の方も含めて、いろんなそういった情報を、正しい情報を流していかなければいけないなというのは思っています。

次に、職員なのですけれども、職員についてはちょっと河井議員さんのところで答弁をさせてもらったのですけれども、常勤とか嘱託の職員を考えています。それで、週4日の7時間とかで、今3名の方をちょっとアプローチをさせてもらって、募集をしたのですけれども、募集がなかったのです。なので、ちょっと今2名は内定をさせてもらいまして、もう一名は交渉をさせていただいているところでございます。スタートは3名で、支援3名でスタートさせていただいて、まずは家庭訪問等の家庭へのアプローチから始めさせていただいて、子どもさんがその施設で見るようになって、必要なのであれば、当然保育の支援スタッフも募集をかけなければいけないなとは思っていますので、そういった意味で、今嘱託職員のシフトで、この3名でまずスタートは運営していこうと。

当然、常時募集はかけていって、先ほど言いましたけれども、保育スタッフも、当然保育士も必要なので、全体では5名ぐらいは必要になってくるのかなとは思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、4月からこれ施行になっているわけですがけれども、実際にここが使えるというのは5月だとか6月だとかということになるのですか。いずれにしても、4月1日から使えるということではないわけですね。およその時期というのが、もしわかったら伺えればと思うのです。

それと、スタッフもそろっていないということで、こっちはかなり急ぎだと思っておりますけれども、でもどうしようもないですね。何かあったら、何かあったらって何

もないでしょうけれども、頑張ってくださいと言うしかないのです、こっちも。もしあれば、何か一言あれば伺いたいと思います。

それで、教育関係のほうで、ああいう施設のことで、いじめの問題にならないように連携をとっていくということで、これは大変大事なことだなと思うのです。とりあえず、どういうことを子どもたちに話して理解してもらおうようにしていくのか、何かあれば伺いたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

いじめにつきましては、今現在も全国的にいろいろな要素で発生している状況でございまして、今回のこの家庭支援センターの設置を含めて、さまざまな点で意識を細かく張りめぐらせていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

また、この嵐山町の子ども家庭支援センターの設置についてでございますけれども、現在のところ子育てに悩んでいる保護者の方も非常にたくさん多くいらっしゃいます。その方たちの窓口がふえるという点では、非常に意義あることかなというふうに考えていますし、子どもの居場所づくりの面でも、また新たな居場所ができるということでございますので、その点も非常に望まれることかなと思っています。

ただ、子どもたち全体に対しまして、子ども家庭支援センターについてのありようですとか、こういうものができたということについての説明は、今後非常に神経を使いながら説明していかなければいけないかなということで考えていますので、子育て支援課、課長とも相談しながら、中学生、小学生、あるいは保護者の皆さんに説明をする必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 4月から開所できるかどうかというところだったですか。一応子どもさんを預かるのは、4月からは預かりませんけれども、そういったいろんな活動については4月1日からスタートさせていただきます。

まず、ですから、その対象になる家庭ですとかお子さんの把握から始めて、そういった支援プランの作成ですとか、あとはそういった方たちへのアウトリーチですとかを、当然4月からは実施していくと。そういったところで子どもさんたちの必要性が

あれば、その後施設を使ってお預かりをしていくというふうな形になると思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何となく概要がわかってきたのですけれども、これはあれですか、児童相談所の嵐山町版をつくっていいこうという感じですか。

それで、ちょっと伺いたいのですけれども、川越の児童相談所、それから嵐山学園、それとファミリーサポート事業、こういったものとどうかかわってくるのか。

それと、かつて登校拒否、不登校の子どもさんのために、学校で支援員をつけるというふうな形の話があって、それはスクールガードとかスクールサポーターというふうな形であったと思うのですが、そういったものは当初予算には出ていないわけなのですが、これが全部こちらに来るということになるのか。

なかなか難しい話になってくると思うのですが、これのセンター長はどなたになっていくのか、これはどういうふうな考え方でいるのか伺いたいと思います。

それともう一つ、この条例の中に入ってくるのですが、利用の制限というのがありますよね。センターの管理上支障があると認められるとき、それから利用承認の取り消し、利用の目的、条件に違反したとき、条例または町長の指示に違反したときという形で、家庭、子どもの子育てに対して支援が必要な方というのはいくつか使ってはいけないよというふうなものがあるというのは、どういうことを指していくのか伺いたいと思います。これはかなり、何でこんなものを入れてしまったのかなというふうな感じがあるのですが、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 まず、川越児相、嵐山学園、ファミサポですか、そういったところとの関連性でございましてけれども、あと子ども家庭支援センターが嵐山町の児童相談所バージョンかということなのではございますけれども、そういった意味ではなくて、今いろんな相談業務等もありますけれども、そういったものを子育て支援課の担当セクションでいろいろ受けています。

そういった面で、そういった相談業務等をしっかり対応できるような形も含めて、ここでセンターをつくって充実していきたい。また、一時保護と言ったらおかしいの

ですけれども、実際何か子どもさんにあった場合に、一時的にそういった避難するような場所がないというのもありまして、児童相談所の一時保護というのでもあるのですけれども、なかなか一時保護をしてくれないというのもありまして、また大きなところへ行きますと児童養護施設と提携をしていて、そこに預けられるようなこともあるということもあります。

そういった意味では、この施設をつくっていく上でいろんなケースを考えて、このセンターは活用していくというふうには考えています。当然、ですから児童相談所だったり嵐山学園さんだったりファミサポについても連携をとらせてもらっていくというような考えではあります。まるっきり別の組織ではない。当然児童福祉の担当セクションのもとでいろんな活動をしていきますので、連携をとっていくのが必要だと思っています。

次、センター長のことですけれども、センター長につきましては、支援員さんを置くのですけれども、その支援員さんの中に、主席の支援員さんと主任の支援員さんということで、ちょっと職責、いろんな職務経験等を考慮して、そういった方を採用させていただこうと思っています。なので、主席の支援員さんに、そういった面でセンター長と同じような職務を担っていただければいいかなというふうに考えて、特別職としてのセンター長は置かないでと思っています。ですから、子育て支援課が当然センターの担当課になりますので、当然支援課長である私のほうが、そういった施設の管理等も含めて、主なものは見ていくということになるとは思ってはおります。

また、利用の制限なのですけれども、これ利用の制限、実際には支援プランをつくってやっていくのですけれども、その中で、その支援プランから外れたような資料の使い方があった場合には、利用を制限するようなことが必要になってくるのではないかなというところもありまして載せてございます。

基本的には、支援プランをつくって、その支援プランに従って利用していくというのが基本ですから、ほとんどケース的にはないのかなとは思っていますけれども、もしそういった場合には、こういったことで利用の制限をさせていただきたいということで、条例のほうにも入れさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 スクールパートナーについてのお話があったと思うのですけ

れども、スクールパートナー、また教育相談室自体も、来年度以降もそのまま設置しております。

予算につきましては、教育委員会総務事業の臨時職員賃金の中に含まれておりますので、特にこの施設ができるからといって、教育委員会サイドで今までの事業が変わるということはなく、むしろ前田課長が答弁したように、学校サイド、教育委員会サイドと子育て支援サイドとで細かく連携をとりながら、こういった家庭やお子さんについての支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） なかなか理想が大きいというのか、何と言ったらいいのかわからないのですけれども、例えばこれですと、会議はとても頻繁に行わなくてはいけないようなことになりますよね。不登校の方がいて、そして中学生以上のひきこもりみたいな方もなるだけ支援をするという形で、そしてさらに児童虐待の可能性のある方の予防もするわけですから、非常に厳しい状況に、この職員、スタッフの方はいらっしゃるわけです。

それで、スタートが3名です。5名ぐらいにしていくというふうな形なのですが、この中で、ではどうなのですか。私はこんな、これかなり厳しいなと思って、それで専門スタッフというのが、常勤の専門スタッフがいなくて嘱託でやっていくということなのですが、実際にこれで、こういうふうなものがたくさんあればいいと思うのですけれども、地域に。これが、東京都ではあるということですが、東京都ではどこのところがあって、そしてそれがどんな形でスタートして、それを実際に見学にいらして、そしてこういうふうな形のものにしようというふうに決定してきた過程があるわけですよね。

その経過というのは全く見えなくて、第三の居場所事業から随分発展してしまったなという感じがすごくあるのですけれども、それについてはどういう、あればいいと思うのですが、例えば菅谷小学校にあって、次はどこにつくったらいいのかわかりませんが、川島のほうとか志賀のほうにつくっていけばいいのかもしれないのですが、こういった発展性が持たれた企画であるというふうに考えるとして、これはどの程度皆さんで、学校関係者、それから嵐山学園。私は、嵐山学園というのはかなり利用価値がある。嵐山町にとってはとてもいい施設があって、ほかの市町村にはないような、

ちょっといいものがあるのだなというふうな感じでいたのですが、それとの関係性というのはどういうふうにして会議はつくっていかうとか、機能面でのネットワーク化というのはまだ考えていないというふうな、どの程度までのネットワーク化があったら、これがスタートできるというふうな予測があってやっていらっしゃると思うのですが、それはどのような考え方なのですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 当然、渋谷議員さんおっしゃるように、そういったお子さんたちの把握が必要になってきます。今、当然児童福祉担当のほうでいろんな支援をしているお子さんと、その家庭もありますので、まずそういった方たちの状況を把握する。当然学校のほうでも、学校のほうでいろんなお子さんがいますので、当然毎月定期的に多分そういった連携の会議は必要なのだなと思っています。

まず、その支援プランを作成に当たっては、当然児童福祉担当だったり学校教育だったり福祉だだりの部署が集まって、ケース会議を頻繁にして、その支援プランを決定していくようなことも必要になってくると思います。ですので、本当に子ども家庭支援センターの業務は、ただつくれば終わりではないので、これからスタートしてからが本当の大変なところだと思っています。なので、どういったシステム、仕組みで回していくのが一番その支援が届くか、支援の必要な家庭に届くか、子どもに届くかということも踏まえて、これから本当に始まっていくところだと思っています。

いろんな都内のほうのそういった子ども家庭総合支援センターというのがあるのですけれども、そちらがこういった業務をやっているところがあるのです。ただ、嵐山町としてはそこまで規模は大きくないので、当然児童福祉の担当のところ、そういったいろんなまずは業務をやっていますから、それはそれでやりながら、その補完をするような意味で、そのセンターを使って、児童福祉もそうですし、学校教育もそうですし、福祉のほうもそうですけれども、そういったところと連携しながらやっていきたいというのは考えています。

理想でちょっとお話をした、各地区にあればというのは本当にすごい理想なのですが、なかなかそこまで地域力が上がってくればいいですけれども、そういった面では、まずはこのセンターをしっかりと仕組みをつくって、その仕組みがちゃんと機能するようになって、それが波及していけばいいなというのは思っています。

ほかの児童相談所ですとか嵐山学園さんとか、そういったところとの連携なのです

けれども、嵐山学園さんの施設については、多分あそこは児童の措置をしたお子さんが入る施設なのです。児童相談所のほうから措置があって入るお子さんなので、それ以外の方は入れないのです。

今、嵐山町の児童家庭相談センターとか、嵐山町には相談センターがあるのですけれども、そこは連携をしながらいろんな相談をさせてもらっているということはあると思います。なので、嵐山学園さんと、そういった面ではその相談業務の中で、いろんなノウハウを持っていますので、そういったところとは連携をさせていただきたいなどは思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では、これからということなのですけれども、すみません、今嵐山町で持っている、既にアセスメントができている子どもさんたちというのはどのくらいいらっしゃるのですか。子育て支援が必要だというふうに、形でもうある程度できていない人たちがいないといけないと思うのですが、それは7～8人ではなくて、しっかりしたものができているのだと思うのですけれども、ここまで行って、こういうふうな形でやっていきたいというものがあるとすると、それはどのくらいあるのですか、ケースとして。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 要保護児童対策地域協議会、要対協というのがございまして、そこで虐待等いろんな、そういった支援の必要な家庭について把握しています。その要対協のほうで支援が必要というふうに上げて、児相もかかわって、関係機関もかかわって扱っているお子さんが、多分ちょっと、はっきりではないのですけれども、10数件ほどいらっしゃいます。そのほかにも、要対協の危険のレベルが高くはないのですけれども、気になるご家庭だったりお子さんが、実は100名近くいらっしゃいます。各学校で、多分10名以上はそういった気になるお子さんを、児童福祉のほうも含めて、学校のほうと連携をしながら経過を見ているというお子さんはいらっしゃいます。

なので、そういったことも把握した上で、今回この施設をつくらせていただきますので、そういったお子さんを当然学校のほうとも連携をしながら、アプローチをしながら、気になるお子さんですから、ちゃんと支援が入っていけば、ちゃんと大丈夫になってくるということもありますから、軽微な支援でちゃんと生活。ちゃんとした家

庭として機能を失っているところもありますので、そういった意味で、いろんな危険度とかそういったレベルもありますけれども、そういった意味では、このセンターの支援員さんが入っていただいて、そういったアプローチをしていって、なるべくそういった家庭が少なくなるようにというのが、本来のその目的とと思っていますので、なので何度も言いますが、家庭によってみんな違うので、そういった面では本当に支援をするスタッフの方の力が一番大事になってくると思っています。それは重々承知していますので、今募集をかけたのですけれども、なかなか募集は集まらなくて、本当に3名か4名でスタートになってしまうのですけれども、当然随時そういった面では人材の確保をしなければいけないなと思っています。もし人材確保ができないのであれば、当然児童福祉の担当のほうでその辺は補完していくということで、もしくは教育委員会のほうとも連携をしながら、そういったサポートをさせていただくというふうに考えています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 大分質問から状況がわかってきたわけですが、いずれにしても既に建物がつくられて、4月からやろうという、来年度予算にも計上をされているわけですが、今回それに備えて、この条例が出てまいりました。ただ、確かに私もこれ見ると、これは何かなと思ったりしながら聞いておるわけですが、今世の中は随分変わってきて、造詣が深い前田課長がこれからの子育てについて危惧をしながら、全国で戸田と、あれは直営ですから、今回は初めてこの施設を動かしているということ。嵐山町で新しい取り組みなわけですが、基本的にはうまく回転してほしいなという思いでいっぱいでございます。

ただ、これ条例を見ていると18歳以下ということ、未満ですが、要するにそこは教育委員会とも兼ね合いが出てまいります。この条例をつくるに当たっては、教育委員会等にもレクチャーも受けながらやったのかどうか、その辺だけはちょっとお聞きをしておきます。

それから、この施設にお世話になる児童については、自分で行かなければならない人しか利用できないのかなと思うのですが、保護者が送り迎えすれば、それは可能があるわけですが、その辺の子どもの移動についてはどういうふうにお考えになってい

るのかお伺いをしたいと思います。

それから、この条例、これだけで縛ろうとしているから大変なことなのだと思うのですが、ここで原状回復、13条があります。14条では損害賠償が書かれています。ここで考えているセンターを利用する者というのは、ちょっとわかりにくいのです。利用を終了したとき、当該施設を原状回復しなければならない。この文言と損害賠償というのは、利用する個人に対するものなのか、その辺がちょっとわかりにくいのですが、ご説明をいただければと思います。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 ご質問にございました教育委員会との連携でございますけれども、この子ども家庭支援センターを設置する段階から、教育委員会のほうと協議を進めてきているところでございます。

また、今現在でございますけれども、センターに所要に応じて職員を置く。その職員につきましてもご相談をいただいているところでございますので、足並みをそろえながら進めているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから送迎の件と、13条、14条の件についてお答えをさせていただきます。

送迎の件は、確かに非常にここは問題なところだと私も承知をしております。ただ、基本的には保護者の方の送迎をいただくと。ただ、その支援プランをつくっていく上で、どうしても送迎ができない場合、ではそれをどういったことで補完していくかというのを含めて、当然支援プランをつくらなければいけないと思っています。

送迎を本人ができない場合ですと、ファミリーサポートセンター、ファミサポの方に送迎を頼む場合も考えられるかなとか、もしくはそのほかの方の手がないかなとか、いろんなことをちょっと相談しながら、その家庭によって相談をしながら、送迎は考えていく必要があるなというのは思っています。非常に菅谷小学校だけではなくて、市外についても対象ということで考えていますので、そういう面では、今後その辺は検討していきたいというところではあります。

また、13条、14条で、原状回復と損害賠償ですけれども、これはこの施設を使うのはお子さんだけではなくて、子育て支援に係る活動を行っているものということで、

そういった子育て支援をやっている団体さんにも、ここのセンターを使っていただいてもいいのかなというのは思っています。ですので、そういった意味では、そういった場合に使った場合には、ちゃんともとに戻してくださいよというのは、もし破損した場合には損害賠償、ちゃんと修復をしてくださいという意味でここは書いてございますので、そういったことも視野に入れていっているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今の慎重な中で進めているのだなということがわかりました。ただ、今質問の中で出てきた100人も指導しなければならないような状況だということで、この要対協の仕事というのが随分ふえてくるのかなというふうに思うのですが、今後要するにこの利用者についても、この要対協で課題になっている方の中から、特に必要と思われる児童が対象になって、そこにはお世話になりますよということになるのかと思うのですが、要対協との兼ね合い、そこへ入る方の選考に際して、要対協がどういうふうにかかわってくるのですか。

それから、教育長からは協力していくということでございますので、ぜひいじめの問題もありましたが、学校施設の中にあるわけですから、難しい場面もかなり出てくるのかなと思うのですが、ひとつお骨折りいただきたいなというふうに思います。先ほど慎重にやっていきたいということでございますので、確かに慎重さが大事なかなと思っております。本当にそんな感じを受けました。

それから、13条の関係には団体が利用するということもあり得るということなのですが、それはどんな団体になるのでしょうか。団体に1つの部屋を貸してしまうというやり方なのかな。これはちょっと、施設の中身もまだ見ていないものですから、どういうふうな使い方をされるのかなと思ったりしてしまっていて、現場を見ないでこういう質問するのは申しわけないのですが、そういう感じを持ちます。どんな団体が使われるのか、既にその施設そのものを指定管理的なこと運営するということではないという捉え方なのかどうか、その辺をお聞きしておきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 まず、要対協とのかかわりということでございますけれども、嵐山町の場合は直営でその施設を設置をしますもので、当然町の中でこういったお

子どもたちがいらっしゃるかどうかというのは、要対協の中である程度の把握はさせていただいています。ですので、そういったところとの連携をし、要対協とも連携をして、そういったお子さんたちを確認をして、その施設での利用が必要か必要でないかというところは連携をしながら進めていくということは考えております。

また、13条でどんな団体かということなのですが、一応今つくっています施設が、相談室が2カ所、8畳ぐらいの相談室が、ちっちゃな相談室が2カ所と、プレールームが20畳ぐらいのプレールームですから、プレールームが1カ所と、あとはキッチン、ダイニングですね、そういったものが施設としては設備をされています。ですので、そのプレールームの中で、今はちょっといろいろお話があるのが、学習支援なんかを、ボランティアさんが学習支援を夜にやってもいいという話もありますし、また土日についてはそういったところを使って、違った団体さんが子育ての料理教室ではないですが、そういったものをやるとか、そういったお話もありますので、そういった意味で、その施設を使って一緒にこれをやっていく、貸すよりも一緒にやっていくということです。スタッフも含めて一緒にそういったことをやっていくというようなことで、貸すのではないのですけれども、一緒にその事業を運営していくというようなイメージで考えていますので、もしかしたらそういった場合には、使った場合には、当然原状回復をお願いをしたいということで考えています。

指定管理者ということなのですが、やっぱりこの施設自体がそういったお子さんたちを見ていくということでございまして、家庭の状況ですとかお子さんの状況ですとか、いろんなそういった情報をやりとりしなければいけないというのが非常に多いのです。今あります戸田にしても尾道にしても民間でやっていますので、そういったお子さんたちの情報を上手に行政とやりとりしながらやっていくというのは非常に難しいような話を聞いていますので、そういった意味では、今回この嵐山町直営でやっていきますけれども、これが実際にそういった支援ができるかできないかというところも含めては、多分ちょっと難しいなというのは、自分はイメージはそういうイメージをしているのですが、社福ですとか、そういったちょっと公共の公益団体ですとか、そういったところだったらあれですけれども、ちょっと民間では難しいなというような気がしていますので、当分の間は町のほうで情報を共有しながら、町のそういったお子さん、家庭に対しての支援をしていきたいというのは考えています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 指定管理者は無理かなとは感じてはおりました。ただ、入所者が大勢いた場合に、この選考とか、この子どもはここで受け入れなければならないというその線引きというか、それはどこがやるのですか。この支援センターのセンター長的な役の方がやるのか、子ども課でやるのか、その辺についてを1点お聞きします。ただ、いずれにしても……それだけお聞きします。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 入所の判断ということでございますけれども、当然支援の必要なお子さん、家庭に対しての支援をしていきますので、そういったものを把握しているのは、やっぱり先ほどもお話をしましたけれど、要対協、要保護児童対策地域協議会のほうで把握しているお子さんで、要対協の中ではそういったお子さんたちへの支援プランも当然持っています。こういう支援をしていきましょう、関係機関はこういう関係機関で、こういう支援をしていましょうというふうなものを持っていますので、その支援プランの中に、この子ども家庭支援センターが入っていくと、その支援プランの支援の方法の一つとして入っていければいいなと思っています。

ですので、その施設を使う、使わないについては、当然児童福祉担当の、そういう要対協のセクションとの連携をして、そういったところと協議をしながら、使う、使わないの判断はされていくものだと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 何点かすみません、お尋ねします。

いろいろな分野で議員さんのほうから質問等があり、それなりの答弁とかきちっと出ましたので、ほぼ理解ができたかなというふうに思っておりますけれども、申しわけないですけれども、まずこれの家庭支援センターのところが設置されて、こちらのほうに入れる方は18歳未満の子どもさんであるよというようなことでしたけれども、そういった中で人数的には100名近い方がいて、各学校にも10名ぐらいつはいるということですね。

その辺のところは答弁をいただいてありましたのでわかっていますけれども、それにつきまして学校側も卒業している子につきましては、ぎりぎり高校なんかの関係だ

と、18になるとぎりぎりかなとも思いますけれども、各学校から該当する子という言い方がどうかわかりませんが、そういった中の子どもたちがそちらのほうに移動するわけですが、まず1点は教育の関係がそちらのほうに行くと、曜日別に、月曜日は例えば小学何年生、火曜日は小学何年生とか、こういうふうに決まって集めて、人数制限とか何かそういうものもないと、ボランティアさんの学習支援で使いたいというような、今答弁等もあつたかなというふうに思っていますけれども、その辺の割り振りをしないと、やっぱり学校との関係、また学校に戻ったときに差ができてきたら、やはりその辺のところも少し大変になってくるかなというふうに思います。それが1点です。

それと、調理の関係ですね、料理。子どもさんは、一応5時までで終わりですよということですが、前のときに振り返っては申しわけないですけれども、9時ぐらいまでは都合で、家庭の都合で送迎が、迎えがちょっと難しいというようなときには、調理員さんが食事をつくるというような話も出ていました。調理室が今あるというようなことで説明はいただきましたけれども、そこで5時まででも、お昼のまだな子もいるでしょうし、いろいろなケース・バイ・ケースというものがあるのではないかなと思うのですが、そういうのはあらかじめ自費だということでしたから、予約をとってきちんと食事も提供すると。そういう形になってくるのでしょうか。

それから、家庭支援というのですか、そういった方面のことも相談に乗っていくということになりますと、料理をするときにそちらの家庭に、それ以外の相談もありますけれども、食事を放棄ということまではいかなくても、思うように与えられなかったりなんかしている家庭も出てきたときは、その辺では専門者といいましょうか、調理員さんが出向いて、きちっとそちらの家庭で料理をつくって、一緒につくりながら家族で食べたりとか、何かそういったところまでのフォローを考えているのでしょうか。よくわからないのですが、お尋ねをさせていただきたいと思いますが。

それから、これは5時までというような時間ですから、5時以降につきましてはケース・バイ・ケースもあるのかなとちょっと思ったのですが、そういったことはないのでしょうか。お勤めか何かの関係で、両親がどうしても7時、8時にならないと帰って来られないというような子どもさんもいますけれども、延長というようなものは一切認めているのか、認めていないのかということも、すみませんが、お尋ねさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 前日子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 まず、人数の受け入れのことなのですからけれども、一応今、私の答弁のほうでお話をさせていただきましたけれども、各学校で10名ぐらいいるというところは、気になるお子さんなので、本当にその支援が必要なお子さんというのは、要対協で言って危険度の高い10名ぐらいのお子さんが今いらっしゃいますので、そのお子さんたちは本当に危険度が高いので、そういった施設の利用が必要ではないかというふうに考えているお子さんが何人かいます。そういった意味では、スタート時点では多分10名行かないかなという気はしていますので、そういった面で年間を通してそのぐらいの人数で前後しているのかなというのは考えています。だから、本当にその支援プランをつくって支援が必要なお子さんに対してと思っていますので、軽易なお子さんまで預かってしまうと、当然その施設としても機能が保てなくなってしまう場合もありますので、そういった意味では考えてはいます。

それと、食事の件なのですけれども、食事につきましては、基本的にはその支援プランの中で、このお子さんについては必要、この家庭は家で大丈夫というのを検討しながら決めていこうと思いますので、あくまでその支援プランに従って、食事を提供するかないかということも含めて検討させていただきたいと思っています。

あと、家庭訪問で、家庭へのそういった指導とか訪問、家庭に入って料理を作ったりするかどうかということなのですけれども、実はこれ当然相談を受けには行くのですけれども、その家庭に対してそういった料理ですとか子育てヘルパー、嵐山町はないのですけれども、子育てヘルパーさんという制度を持っている自治体もございますので、そういった面では、そういったところはまた別の制度として検討していくようなかというのは考えてはいます。

ただ、今回のこの子ども家庭支援センターについては、当然家庭には行きますけれども、家庭に行つてこういうふうにしたらいよいよねと相談を受けるような、相談、その場所までは来れないので、出向いて相談を受ける、また家庭状況を把握してくるといふような意味での家庭訪問というふうに考えています。

最後の5時までで、迎えがどうかということもありますけれども、それにつきましても当然各家庭での支援プランを考えさせていただきまして、この日はどうしても5時は無理だねということになれば、その延長の対応も必要ではないかと。あくまで

支援プランに対しての支援ということで考えています。

以上です。

- 佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時29分

- 佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、松本美子議員の再質疑からです。どうぞ。

- 11番（松本美子議員） それでは、再質問させていただきますけれども、送迎の関係を先ほどこっと聞いたと思うのですけれども、ほかの方も聞いておりましたけれども、これはできる家庭と、それからできない家庭というようなものも入ってくるかなというふうに思っています。それが1点と、その人に対しての支援はどんなふうにしていくのかなということ。

それから、この送迎の関係と一緒にできると思うのですけれども、各そういうふうに対象になった児童さんについては、学年別に月曜から金曜日までをこちらのほうのセンターでというようなことが、毎月曜から金曜までは毎日必要な人については対応するのでしょうか。そうなりますと、今度学校のほうには土日しかお休みがないということになりますから、もとの学校のほうには戻ることがどうなのでしょう。その辺で何カ月か後に戻ったときには、なかなかそのクラスに入っていくときの対応を、教育委員会のほうでもしっかりと対応するというので、いじめのないようなことにつなげるというようなお話でしたけれども、もう少し具体的に考えているようなことがありましたらお願いをしたいと思っています。

それと、こちらを利用することにつきましての利用料の関係でございますけれども、町長が認めた場合には利用料金は減額あるいは免除することがある。この件につきまして、現在でどのくらいの方たちが減免あるいは免除というような、そちらのほうに移行する児童さんがいるのかなと、そこまでの把握がもしできていたらお願いします。

- 佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

- 前田宗利子育て支援課長 すみません、ちょっと最初の質問が聞き取れなかったものですから、食事の提供ということだったですか。

〔「送迎」と言う人あり〕

○前田宗利子育て支援課長 送迎の提供ということで。

まず、最初の質問、送迎の件ですか、送迎ができるかできないかというところですか。それにつきましては、先ほどちょっと答弁させてもらいましたけれども、基本的には家庭で送迎をお願いするということを考えています。ただ、できない場合には、ではどういった方法で送迎の支援ができるかというのは、その家庭と相談をしてこれから対応していくということで考えています。今のところ、こういった方法が対応できますというのはないものですから、各家庭の状況に応じて対応を図っていくというふうに考えております。

それと、あと学校の曜日を变えて授業を対応という話もございましたけれども、基本的には不登校で学校に行かないお子さんを預かるというのではなくて、学校に行つて放課後、学校終わつてからの時間を学童にも行かないお子さんもいらっしゃったりしますので、そういったお子さんを預かるというイメージでちょっと考えております。ただ、中にはもしかしたらそういった不登校で、どうしてもこの施設を使って支援をしなければいけないというお子さんがいる可能性もないとは限りませんので、ただ基本的には学校に行かれたお子さんを対象とは考えております。

先ほど、その前にちょっと人数の件でお話がありまして、人数がふえてしまうと曜日を変えないと対応ができないのではないかというお話がありまして、支援が必要なお子さんを預かっていくについては、多分対応できると思うのですが、そのほかにいろんなイベントをしたりしたときに、そういったイベントの対象の人が学年が違つたり人数がふえた場合には、当然そういったことで曜日を変えたり、いろんな方法を使って支援をしていくようなことは考えておりますので、人数が多くてできないというようなことがないように対応したいと思っております。

利用料の減免と免除です。対象者がどのくらいかというところなのですが、これからまだその対象者についてはリストアップをしてアプローチをかけていくという段階でして、今の段階でどのくらいという数字は把握しておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点だけ確認をさせていただきます。

第7条の嵐山町に住所を有する18歳未満の子ども及びその保護者ということでございますので、当然小学生、中学生ということになってくるのだと思います。それで、今前田課長のほうから支援が必要な子どもとそれから親と、その一体となつての指導というか支援をしていくということになっていくと思うのですが、その中で子どもさんとか、この建物とかまだ私も見ていませんので、どんな形でそこに行って、今言うところ放課後ぐらいのところでは預かるような話ですよ。いわゆる入り口はどうなつて、この施設を使うのにどんな形でそこに行ったり出たりしていくというような形になるのですか。

なぜかといいますと、さっき教育長が、子どもたちに丁寧に説明しないととおっしゃっていました。議会の中でも、これだけのさまざまな意見が出ているわけです。当然、預ける親なり、それを聞く保護者にしても丁寧な説明がないと、やはりいろんな情報が出てきてしまっているようなことにもなりかねないので、この意義をしっかりと伝えることが大事だと思うので、その入り口、出たり入ったりということになってくると思うのだけれども、ここを利用できる子どもたちは18歳未満の子どもと保護者なのだから、学校に行っている子どもなら何でもこれを利用してしまふということになってきてしまうわけです。その辺のところはどのような取り扱いになっていくのですか、施設に対しては。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 この条例上うたつてございますのは、嵐山町に住所を有する18歳未満のお子さんとその家庭ということであつてございます。ただ、実際に一時預かりをしたりそういったことをしていく方については、何度も答弁させていただいていますが、その支援が必要なお子さんだったり家庭であつたりの支援プランをつくつて、ではこの家庭だつていうお子さんにはこういう支援をしていこうというものがあつた上で、ちょっと具体的になってしまうのですけれども、学童保育に行っていないけれども、いや、本当は行ってちゃんと学童保育でそういった生活のリズムをつけてもらいたいというお子さんもいらっしゃるのです。ただ、そういったお子さんも、親御さんの意向で行けていないということがありますので、そういった場合には親御さんのところに入って、そういうお話をしながらサポートをしていかなければいけないということもございますので、そういった意味で、ちょっと学童保育とはまた違つたサポートの仕方になっていくのかなと思つています。なので、基本的に

は間口は広いのですけれども、実際に使われるお子さんについてはそういったことで、その親御さんといろんなお話をさせていただいて、どういった支援ができるかというところで使っていくような形で考えています。

B & Gのつくったコンセプトというのが、要は貧困の連鎖を断ち切ろうということで、子どもさんに自分で生きる力をつけていこうというところで始まっているのです。家に帰っても1人しかいなくてご飯も食べられない、親がいない、掃除も洗濯も全然何もしないとかいう、そうすると子どもはそういうのを見て育っていくわけで、こういう場合はこうするのだとか、食べ物もこうやってつくればいいのだとか、そういうことをちゃんと親から学んでいく生きる力があると思うのですけれども、そういったものがちゃんと伝わっていないお子さんたちをちゃんと見ていこう、補完していこうというのが、このB & Gの第三の居場所の最初のコンセプトだと思っていますので、そういった意味では嵐山町の子ども家庭支援センターについてもそこを踏襲しながら、そういったお子さんたちに生きる力をつけていく、家庭で学べないことを補完していくのだというようなスタンスで考えております。

なので、間口は広いのですけれども、実際使うお子さんたちはそういう形で考えておりますし、また家庭、保護者ということもありますので、一応相談室も設けてございます。これから母子保健のほうの子育て包括支援センターをつくりましますけれども、就学前はそちらでいろんな相談をお母さんたちから受けるのですけれども、では就学して学校に行ってしまうてから、どこで相談を受けるのかという場が実はないのです。子育て支援課の児童福祉担当が受けるのですけれども、学校でも、学校では教育のことについていろいろな相談を受けましますけれども、では子育てにもうちょっと突っ込んだいろんなそういった相談をどこで受けるのだということが具体的にないので、そういった相談もぜひこの場所で受けられるように相談室を設けたりして考えておりますので、そういった意味でこれから始まることで、一緒にいろんな情報が錯綜していて、本当に議員さんご心配になるようなこともあると思いますので、これが始まったならば、なるべくいろんな情報発信をして、こういう施設なのだよ、こういうことをやっていくのだよということは皆さんにおわかりになるように伝えていきたいと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 長々と質疑で恐縮でございますけれども、やはりこれだけの施設で、非常にいろんなことも考えられるわけです。そういう意味で、この施設ができた暁には、菅谷小学校の中に建物ができるわけです。そうすると、これをある程度こういう施設ですというような形で、今これから新学年になりますから、そういったものを一般的に子どもたちに向けて公開をするというようなことについてはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 このB&Gの施設を菅谷小学校につくるときに、貧困対策だけということでしたら多分つくらなかったと思うのですが、B&Gの方針がもうちょっと幅広い、いろんなそういった支援の必要な家庭に対する対策でやっていければいいのですよということだったので、そういった意味も含めて教育委員会のほうと相談させていただいて、ぜひ学校と連携をして、就学後のいろんなそういった支援をさせていただきたいということも含めて、菅谷小学校の敷地内ということで作らせてもらいました。

ただ、今あるB&Gの施設がそういった面で、そういった支援のやり方がちょっと違ってまして、そういった情報がいろいろ錯綜していますので、ぜひ嵐山町が今回B&G財団の助成を受けて、1期目なのです、初めてつくる。日本全国で11カ所なのですけれども、その1期目の施設になりますので、B&Gにしても内容についてはいろいろ検討しているところもありますので、ぜひ今回の第1期目ということで、そういうことも含めて、教育委員会のほうとも連携をしながらそういったことで進めさせていただきたいと思っています。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 答弁いただきましたので、先ほどいろんな懸念されているようなことについて教育長にもう一度、いわゆる子どもにやはりしっかりとその辺を説明する、なかなかまだまだ子どもさんの理解力では無理なところもあるかもしれませんが、ご苦労される場所があると思います。その辺のところについて、父兄を含めた説明が私は必要だと思われるのですが、教育長、どうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

小学校の低学年の子どもたちにはなかなか理解できないところがございますので、

保護者等を対象に説明するところに力点を置いてやっていかなければいけないかなというふうに考えているところです。

今、議員さん方たくさんご質問いただきましたけれども、一言でなかなか説明するのが難しい部分がありますので、この辺もまた子育て支援課、教育委員会等協力しながら説明できるような、ご理解いただけるような説明になればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 私も1点だけです。

この条例を見まして、特殊な事情がある子どもという中で、それを余り表に出さないうで何とか一般的なところでということで、非常に苦労されているのはよくわかってくるわけなのですけれども、先ほどから説明を保護者あるいは町民の方にしていくということで、この説明が非常に情報の出し方が難しいなと私感じているのですけれども、特殊な点を余り強調すると、あそこの施設はということになりますし、そうかといって、そこを隠してしまうと何なのだということになりますし、この情報の提供というのは非常に難しいところはあると思うのですけれども、その点は十分考えていただきたいなという思いであります。その点について、1点だけよろしくお願いします。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。既に日本財団のほうでも始まっている同じような施設がありまして、ホームページなんかでも今検索できますから、そういったもので検索をすると、そちらがまず出てきてしまうのです。そうすると、貧困対策だ何だ、そういったことがだっと出てくるので、そこが非常に最初に目に触れてしまうところで注意しなければいけないなと思っております。なので、本当にこれから始まる新しい事業ですので、最初が肝心ですので、嵐山町のこのB&Gの施設というのはこういう施設なのだよ、こういうことをやっていくのだよというところをなるべく皆さんに広く知っていただいて、そういった違ったイメージがつかないように、やっぱり本来は必要な支援がちゃんと必要な方に届くというところが一番大事だと思っていますので、それを重点に考えていろんな説明とかもしてまいりたいと思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 嵐山町子ども家庭支援センター設置及び管理条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第11、議案第2号 嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例を制定することについての件でございます。

嵐山町千年の苑手芸施設を設置することに伴いまして、必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田農政課長。

[杉田哲男農政課長登壇]

○杉田哲男農政課長 それでは、議案第2号 嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例を制定することについての細部につきましてご説明させていただきます。

条例案の1ページをごらんください。第1条は、設置といたしまして、農業の振興と地域活力の創出を目的といたしまして定めさせていただくものでございます。なお、施設の名称もあわせて定めさせていただくものでございます。

第2条は、位置といたしまして、施設の所在を定めさせていただくものでございます。本日、議案の訂正をお願いさせていただきましたけれども、所在地につきましては、嵐山町大字鎌形2326番地でございます。

第3条といたしまして、管理といたしまして施設の管理を定めさせていただいてございます。

第4条は、事業といたしまして、この施設で行う事業を定めるものでございます。4項目で規定をさせていただいてございます。

第5条は、開館日及び開館時間といたしまして、5月1日から10月31日までの午前9時から午後4時までとするものでございます。ただし書きといたしまして、時間、日時等の変動につきまして定めさせていただいてございます。

第6条は、禁止行為を定めるもので、5項目を規定してございます。

第7条は、入館の禁止といたしまして3項目を規定するものでございます。

裏面をごらんください。第8条は、利用者への損害賠償の義務を規定をしてございます。

第9条は、指定管理者による管理といたしまして管理に関する業務の3項目を、第10条から第17条までは、指定管理の指定の手續、選定の基準といたしまして4項目、指定等の告示、管理の期間、協定の締結、業務報告の提出と指定の取り消し等を規定をしてございます。

第17条は、指定管理者がその施設を管理しなくなった場合、原状回復の義務について規定したものでございます。

第18条、第19条は、個人情報保護義務、情報公開について規定したものでございます。

第20条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める旨を規定したものでございます。

附則により、条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 指定管理について、大体どこを指定したいのか、お話しできるようにでしたら伺いたいと思います。

それから、ラベンダーに来た人のトイレの利用という話、一般質問でも出ていましたけれども、実際これ可能なのかどうか、幾つあるのか伺いたいと思います。

それと、この施設長というのは誰か置くのか伺いたいのと、利用される方は、利用料というのはちょっとないから、ないのだろうなどは思うのですが、その辺はいかがなのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 指定管理の件でございますが、こちらにつきましては、今後まちづくり会社等設立のほうを考えてございますので、そういった部分に総合的に指定管理ができればなというふうな形で担当としまして考えてございます。

続きまして、トイレの利用でございます。ラベンダーまつりの期間中は、イベント会場のほうにも設置をさせていただきますけれども、この間につきましては、このトイレのほうを利用できるように考えてございます。トイレの数でございますけれども、女性が3、男性が小が2、大が1、あとは多用途のトイレが1基ございます。

続きまして、施設長のほうの設置については考えてございません。

利用者でございますけれども、こちらにつきましては、ラベンダーまつりないしこの期間に来ていただいた方に、当然お祭り期間にはイベントテントでも手芸の体験教室をやりますけれども、ちょっと時間のかかるような教室をこちらのほうの施設で実施をしたいというふうに考えてございますので、利用料的なものはございませんけれども、材料費程度は実費をいただくというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 施設での利用ですから、それなりのことで教えるということも大事になってくるのかなと思っているのです。あそこのラベンダーの花そのもののいろんなものを使っての教室になっていくのだろうと思うのですが、あわせて

例えばラベンダーを使ったお菓子をつくるだとか、あるいは付加価値のついたものではいろんなものを、富良野なんかに行きますと、つくって販売しているわけです。花なんかを使った香料による化粧品だとかマニキュアだとか、そういうのまでが作られて売られているわけです。それについては、やっぱりコーディネーターなんかもいまして、いろいろとこの化粧品については、こういうふうに使っていくとこうなりますよとかというのを教えてくれたりなんかしているのですけれども、そういうのを売るといふことのほうまでは、範囲を広げるといふことは考えていないのですか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まずは、あそこでとれたラベンダーを活用しての手芸体験、そういったものが中心になってくるのかなと思います。当然12月に講師養成講座を実施をさせていただいた中でも、いろいろなことをやりたいという方もいらっしゃいます。そういった中で、なかなかいきなり、香水等につきましては、またこれ法令関係がございますので、いきなりというのは難しいのかなと思いますけれども、ただいろいろラベンダーのほうにつきましては、活用方法が多岐にわたっているかなというふうに考えてございますので、徐々にできる範囲から広げていければなというふうには考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、ちょっとお聞きいたします。

千年の苑の手芸施設ということで、附帯設備みたいなものでできるような気がするのですが、ここのさっきもトイレなんかの話もありましたですけれども、期間中外の使用というか、あれは当然外というような話を聞いていたのですが、利用できるのでしょうか。そして、ここが管理室というか管理棟といいますか、そういうふうな役目も果たすのではないかなというふうに思うのですけれども、指定管理者の方がそこまでここを使ってできるのか、またほかの指定管理外のあそのラベンダー場を管理する方の何か使用できるような感じになるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

当面、先ほども指定管理のご質問がございましたけれども、平成31年度につきましては開花期間、閉館以降につきましては、この圃場を管理する方に一部管理のほうを委託をさせていただきまして、鍵の管理であったりそういったものも出てくるのかなというふうに考えてございます。

また、指定管理後につきましては、あそこの施設が拠点となるべき施設になるのかなというふうに考えてございますので、その後につきましては、また指定管理者とトイレ等の利用も含めましてご検討させていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1点だけ聞かせてください。

この期間が5月1日から10月31日までということでございます。それ外のこの施設の利用というか、外から利用できるトイレ等は外からできるというふうに聞いておりますが、それは可能なのでしょうか。あそこへ来た方がいろんな用途で来るかなというふうに思うのですけれども、それができるのかどうかお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

10月31日以降のトイレの利用でございますけれども、らんざん営農さん等が圃場の管理でいる時間につきましては、鍵の関係がございますので利用できるのかなと思いますけれども、今おおむね16時程度で作業のほうを終了してございます。夜間につきましては、警備、防犯等の関係もございますので、利用のほうはできなくなるというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうなのですか。トイレは、それではふだんは利用できないのですね。この期間中ですとか管理している者がいるときであれば利用できるけれども、夜間ですとか、時間帯も書かれていますから、それ外には閉められてしまうということなのですね。一応確認だけ。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ご指摘のとおりでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 第5条の開館日は、5月1日から10月31日までということで半年間あります。この期間というのは、大変暑い時期でもございますし、あそこ飲食ができるところが何もございませんので、ご利用なさる方々の飲食ということで自販機、ジュースですとかソフトドリンク、あと場合によってはカップラーメン類、あとアイスクリームなどいろいろと考えられると思うのですけれども、そちらの設置の状況をお伺いしたいのと、第6条の4号のところに、許可なく物品等を販売することということが書いてありますけれども、許可のあった場合においては、例えば今回設置のところには農業振興と地域活力を創出することがうたってありますので、直売所の方々にそちらに物品を置いていただいて販売するというのもなさるのか。

それと、もう一点は指定管理ということですので、花見台工業団地などの指定管理には予算が多分あったと思うのですけれども、こちらの予算などはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。3点です。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 まず、第5条の飲食の関係でございます。

こちらにつきましては、自販機等の例で申し上げさせていただきますと、庁舎等につきましても行政財産の使用許可、そういったものをとっていただきまして設置をさせていただいているというふうな状況でございますので、同様の形でなっていくのかなというふうには考えてございます。ただ、その後の指定管理、そういったものにつきましても、またその後のご協議の中のところかなというふうに考えてございます。自販機等も問い合わせは来てございますので、そういったものもまた商工会、そういったところとご協議をしながら、どういう形で設置をしていくのがいいのかというふうなものを検討させていただければなというふうに考えてございます。

第6条のほうの関係でございます。こちらにつきましても、とりあえず31年度につきましても考えているものにつきましては、そのような形で手芸の教室というふうなものでございます。ただ、こちらのところにつきましては、先ほどの指定管理の話ではございませんけれども、ここのところで今後は稼ぐ力も拠点としてできればなというふうに考えてございますので、当然あそこのところでどういったものが販売ができるのかどうなのか、そういったものも見据えながら指定管理に向けて検討させていただ

ければなというふうを考えてございます。

最後の花見台の指定管理についての予算というところで、こちらのほうの施設はということでございましたけれども、この施設につきましては地方創生推進交付金を使ってございます。ここのところにつきましては、入園料等とそういったもので自立をしていただくと施設ということで考えてございますので、そういったものを原資としながらこの施設も管理をしていただくと、最終的にはそのような形を考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 1点だけお伺いします。

自販機のほうも今検討中ということですので、あそこのところには、本当に何も無いところですから、災害用の何かあったときに飲めるというか、ただで出せるようなそういうものの設置をお考えいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今、庁内で、役場の自販機もそのような形で設置をさせていただいているかなと思っておりますので、当然導入していくものについての要件として示させていただければなというふうを考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今のトイレの数が少ないのでびっくりしたのですが、ただこれが手芸施設ということの中でこれしかできないということなののでしょうか。

ただ、この施設をつくるときに私がイメージしたのは、作業、管理、ラベンダーの管理をする方、その方々も使える施設になるのだろうなというふうに予想していたのですが、その辺の兼ね合いはどういうふうになるのですか。作業者がお昼食べたり、あるいは事によれば更衣、支度をかえるとかが必要になったときもあるかもしれません。そういうことには使えるスペースというのはあるのでしょうか。

それからもう一点、今イベント中には仮設トイレを設けるわけですが、それ以外のときに、トイレはその仮設トイレがずっと設置しておくのか。いずれにしても、イベント以外のときに観光客だって来ると思うのです。花だけでなく、間にこのトイレ

レが必要な方もあるかもしれません。それは全てパーベキュー場のほうを使っていた
だくということになるのか、その辺がちょっと心配になっておりますので。

観光バスがバス停をつくるわけですが、駐車場、そこにもトイレなんかも必要なの
ではないかなと思ってみたりするのですが、いろいろダブってしまって申しわけあり
ませんが、来場者に対するトイレについては、この施設をつくるときにはどういうふ
うに考えていたのでしょうか。その辺も含めてお伺いします。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 まず、施設のほうのトイレの関係でございます。

先ほどのご質問でもお答えをさせていただきましたけれども、男性トイレが小が2、
洋式が1、女性が3、多機能トイレということで、トイレの数等につきましては、こ
の施設の床面積等も考慮させていただきながら決定をさせていただいている状況で
ございます。イベント期間中につきましては、仮設トイレを大体20基程度、男女合
わせてとなりますけれども、イベント広場の中に設置をさせていただきまして対応す
るというふうなところを考えてございます。非常に、合併浄化槽で処理をするわけ
でございますけれども、やはり冬の時間、期間につきましては、利用が激減をする
ということもございますので、浄化槽の管理上からもそういった方法のほうが適
当ではないのかなというふうに設計者のほうからご指導いただいている状況でござ
います。

それから、こちらの施設のほうの事務室のほうは、約31平米ほどつくらせてい
たてでございます。こちらにつきましては、この開花期間中以外につきましては、作
業員等の貴重品であったり、先ほどお話ございましたけれども、着がえ等そういった
ものも利用していただく部分ができるのかなというふうに考えてございます。

それから、開花期間中につきましては、こちらのほうの事務室については大型バ
スの駐車場が県道の反対側、西側に用意をさせていただいてございます。それら
の添乗員であったり運転手の休憩施設ということで活用ができないかなというふ
うに、担当としては考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 設計者がそういうことで、建物からするとそういうこと
になるかもしれませんが、来場者もあそこで使えるような、仮設のトイレなら置
けるのかなとは思いますが、そういうことも考えていく必要もあるのかと思うので
すが、その

辺についていかがでしょうか。

かつまた、これ指定管理者を置くということですが、当然条例でここに入れているのですから、ただちょっとさっき聞き漏らしたのですが、まちづくり何とかとおっしゃいましたが、それはどういうふうな形でおつくりになっていくのでしょうか。正式な名前がまだ決まっていないのかどうかわからないのですが、その辺についてもお伺いしておきます。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 トイレの関係でございます。

大型バスからのアクセスといたしますと、この手芸施設の横を通りながらイベント会場まで歩いていただくというふうなところを想定してございます。当然、帰りにつきましては、バスの乗車前にやはり皆様トイレに行きたいというものもございますので、それらにつきましては、また必要に応じまして、このトイレの横に仮設のほうのトイレも増設というものも考えていく必要はあるのかなというふうに考えてございます。

また、指定管理でございますけれども、今この千年の苑につきましては協議会方式で実施をさせていただいてございます。そういった今既存に行っていたいている事業者、それからこれからの展望を含めました公共交通機関の事業者であったり、関係するような団体等に声かけをさせていただきながら、こちらの千年の苑を運営をしていく会社のほうを設立ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号 嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第12、議案第3号 嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正することについての件でございます。

嵐山町生き生きふれあいプラザを有効活用し、利用者の拡大を図るため、本条例の全部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

[山下次男長寿生きがい課長登壇]

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第3号 嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正することについての細部についてご説明をいたします。

今回の条例改正は、生き生きふれあいプラザやすらぎの有効活用を図るための和室の改修や利用料、利用時間等を変更することに伴い所要の改正を行うために、嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正するものでございます。

初めに、今回の条例改正に至った経緯についてご説明させていただきます。生き生きふれあいプラザやすらぎは、平成13年に自然に恵まれた環境の中で、健康保持・増進と介護予防等を総合的に推進し健康寿命を増進する施設として、利用者の心も体も安らぐ場となることを目的として建設され、平成14年にオープンいたしました。オープンから17年が経過し、その間には施設の老朽化も進み、平成27年には浴室を廃止し

シャワー室にしたことや、健康いきいき課で実施した「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」でトレーニングルームを利用したことなどにより、トレーニングルームの利用者は大幅に増加をいたしました。和室の使用は少なくなり、現在では余り有効的に使用されておりません。こうした中であって、より効果的かつ効率的な施設運営について検討した結果、和室を改修して有効活用し、利用者の拡大を図るため条例改正をするものとしたものでございます。

それでは、議案書の改正条例をごらんください。第1条は、町民の健康保持・増進、介護予防等を総合的に推進し、町民の福祉の向上に寄与するため、嵐山町活き活きふれあいプラザを設置すると規定するものでございます。

第2条は、プラザの名称及び位置、第3条は、プラザで行う業務について規定をするものでございます。

第4条は、プラザには所長及び必要に応じてその他の職員を置くと規定するものでございます。

第5条は、プラザを利用できる者について、1項では現在はおおむね40歳以上の者となっておりますが、それをおおむね18歳以上の者と規定し、2項ではそれ以外の者でも支障がないと認めるときは利用させることができると規定するものでございます。

第6条は、プラザの休館日について、火曜日と12月29日から翌年1月3日までと規定をしているものです。また、必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休館日を定めることができるとしているものでございます。

第7条は、プラザの利用時間について規定をしているものでございます。

1枚めくっていただいて、別表をごらんください。トレーニングルームとリラックスルームは、月、水、木曜日が午前10時から午後5時まで、金、土、日曜日が午前10時から午後6時まで、シャワー室は月、水、木曜日が午前10時30分から午後5時まで、金、土、日曜日が午前10時30分から午後6時までとするものでございます。これらも必要があると認める場合は変更することができるものと規定をしております。

前のページに戻っていただきまして、第8条ではプラザの利用について、1号から3号のいずれかに該当するときは利用を制限すると規定をしているものでございます。

第9条は、プラザの利用に当たっては、遵守事項及び指示に従わなければならない

というふうに規定をするものです。

第10条は、原状回復について、第11条は、損害賠償について規定をするものでございます。

第12条は、利用料について規定するもので、料金は現行より引き上げをさせていただいております。利用料の種別は現行と同じで、1回券は町内が200円を300円に、町外が400円を800円に、半年券は町内が8,000円を1万2,000円に、町外が1万6,000円を3万2,000円に、1年券は町内が1万2,000円を1万8,000円に、町外が2万4,000円を4万8,000円としているものでございます。なお、利用料につきましては、町内の方が利用しやすいようにということで引き上げ幅を抑えているものでございます。

第13条は、利用料の返還について規定をしているものでございます。

第14条は、委任についての規定で、必要な事項は規則で定めるとしているものでございます。なお、規則につきましては、参考資料として添付をさせていただきましたので、ご高覧いただければと思います。

最後に、附則については、1項で施行期日を平成31年4月1日と、2項では利用料について経過措置を規定をするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 2点お伺いしたいと思います。

第12条の、利用者は、次に定める利用料を納入しなければいけないというところで、1.5倍ぐらいの値上げになったわけですけれども、半年券で今まで8,000円が1万2,000円、1年券で1万2,000円が1万8,000円ということで、1万を超えている金額になってしまっています。私、前からお願いしているところが、回数券10枚とかの対応をしていただきたいのだということをお願いしていたのですが、今回入っていないのですけれども、やはり半年でも1万2,000円というところとちょっと高額ですので、例えば今回5月から10月の半年券を買いました。5月、10連休とか連休が続いてしまって、休みはないかもしれないですけれども、自分的にはその10日間はどこかお出かけしたいとかといったときに、使う頻度が少なくなるなと思うと、6月から買うかもしれないですけれども、いろいろ金額を見ると1万2,000円を一遍で払うよりも、やはり回数券という考え方もあって、今回は3,000円で1回分無料でもいいし、20枚にしてしま

うと金額が高くなってしまいますので、ちょっと回数券の考え方を考えてくれなかったのかなということをお伺いしたいと思います。

それと、別表のトレーニングルームが1、2、3とございます。今までのちょっと旧のやつを見てこなかったのではわからないのですけれども、今回畳をフローリングにするということで、フローリングのお部屋のところが3がふえたのか2がふえたのかちょっとわかりませんが、この内容です。トレーニングルーム1は歩行の機械を置くのだとか、トレーニングルーム2は筋力を、背筋だとか腹筋を整えるために2を使うのだとか、細かい詳細がちょっとわかりませんので、あとあそこヨガもやっていただいておりますので、例えばトレーニングルーム3はヨガを専門にやるのだとか、その辺のちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをいたします。

畠山議員につきましては、利用料の関係で回数券を考えなかったかということでございます。これにつきましては、前にも質問をいただきまして、そのときにも答弁をさせていただきましたが、今のところそういった回数券というようなご要望等がなかったものですから、今回の条例の改正に当たりまして、そういった議員からの質問等もございましたので、今回もその辺についても検討はさせていただきましたが、そういうこともありまして今までどおりでいこうというようなことで、今回も同様の1回券、半年券それから1年券というような形でさせていただいたものでございます。

続いて、2点目の和室の関係でございますが、和室につきましては、和室1、2ということで、2つになるような形であるわけなのでございますけれども、そちらの両方とも畳からフローリングにかえるということでございます。そうしますと、今現在、入って入り口といいましょうか、受付のところから入っていただいて左側がトレーニングルーム1、右側がトレーニングルーム2、和室のところは今度トレーニングルーム3というような形で考えてございます。

その内容につきましては、1、2につきましては、とりあえず今までと同じような形になるのかなというふうに思いますが、3につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、ヨガ等のほうもやっているわけなのでございますけれども、そちらのほう今まではトレーニングルーム2のほうのちょっとあいているところでやっていたという、

スペース的にも問題がありましたので、その利用等について、今度のトレーニングルーム3のほうで実施ができればというように考えてございまして、ただそれだけではなくて、今後もいろいろなことで活用ができればなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今までは半年券が8,000円ということで、1万円未満でしたのでよろしいかなと思いますが、やはりご近所の奥様方に「回数券があるといいんだけど」と言われているのです。私自身も、やはりあると便利だなと思っておりますので、やはり3,000円で済むか1万2,000円、回数は違いますけれども、3,000円で買えるのなら10回というのもありなのかなと思いますので、もう一度検討していただきたいと思います。

トレーニングルームのほうは、では1、2は今までどおり機械を置いたような形になっていて、3番目はフラットな形でいろんな活用ができるようになさるということによろしいのか、もう1回確認です。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今後、これでまた利用料等も変えさせていただきましたので、確かにこう見ますと1回でお支払いいただく金額が高くなってきますので、その辺についても今後またちょっと利用者等の声等も聞きながら、もしそういった要望等も多くなりましたら回数券のほうも検討させていただければというふうに思います。

それから、トレーニングルームの関係につきましては議員おっしゃるとおりでございまして、1、2は特に今と変更はなく、3につきましてはそのような形で利用を考えていきたいというふうに思っているところでございます。フラットです。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 第12条の料金がかなり変わるわけですけども、やっぱり利用してくれる人がいるので、ここが伸びていくわけです。そういった金額が1.5倍ぐ

らいになってくる、町内の人には。その辺で利用料の見込み額というか、どのようにはじかれているか。

それと、利用者の拡大ですから、この改正の条例になることによってどのくらいの利用者の増加というふうに、この条例をつくるに当たって、改正するに当たって担当課としては考えられたのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

利用料につきましては、町内の方は1.5倍、町外の方につきましては2倍というように形で料金のほうを設定をさせていただきました。

前に青柳議員からもちよっとご質問等いただいたかと思うのですが、町の施設なので町民の方が使いにくくはしようがないというようなことのようなお話をいただきました。そういったことも考えまして、なるべく町民の方には負担を余りかけないでというようなことで、このような形の料金体系とさせていただきました。

それで、料金の見込みなのですけれども、一応ここ数年の入場者数につきましてちょっとお話しさせていただければと思いますが、25年から調べてみました。25年が全体で1万869人、26年が、ここはちょっと減ってしまったのですが、7,695人、27年が9,083人、28年が1万1,076人、29年が1万2,179人、平成30年度につきましては1月までですけれども、1万2,403人ということでございまして、26年は大分減って、そのときに利用者が減ってきてしまったので、何とかふやさなくてはなというふうに考えました。そのときに、27年から健康いきいき課のほうで、先ほど申し上げましたプロジェクトをやるということの中で、そういった健康器具を使ってもらって、それでその人たちがまたリピーターというような形で使っていただければいいのかなというふうに考えて、そのときに使っていただいたわけです。そうした結果がこのような形で、大分毎年毎年利用者がふえている状況となつてございます。これは、やっぱりそれをやった成果が出ているのかなというふうに考えているところでございます。

ですから、来年につきましても、できるだけ多くの方にまた来ていただければなということと考えておるところでございまして、特にこれだけとか、そういったことはちょっと試算とかしてございませぬので、大変申しわけございませぬ。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり利用の拡大だとか町民の健康増進になっていくわけですので、料金が上がるということについては、なかなか今やっぱりいろんなところでもそうだけれども、量を減らして金額維持するとか、まだまだそういう時代です。ですから、丁寧にこの辺は説明していただいて、他のところと比べてもそうだけれども、こういうところが変わりました、こういうところがサービスがふえましたというような形に、付加をつけながらその辺を説明をしていっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔答弁ですか、答弁どうぞ〕と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 では、お答えをさせていただきます。

どういったことがふえてきたのかということですが、前にもちょっとお話ししたことがあるかなと思いますが、現在では、トレーナーさんの数が1人だったわけですけれども、これからは2人体制といたしましょうか、丸々全部の時間帯が2人体制ということではないですが、そういったことで利用者の方が安心して安全に使っていただける、そういったことも考えまして、そうしますと町のほうの契約委託料とかも上がってきますので、その辺も含めて利用者の方にご負担をいただくというような形でこのようにさせていただきというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今の説明を聞いていて、ちょっと質問したいのですが、町内の方は、一応スポーツ施設みたいな感じになっていますから、最近、非常に好まれるのだというふうに思います。町外の方も、割合と多いのだと話は聞きます。人数的にはわかりませんが、私の知り合いもここに来ているのだよという話を聞いたこともございます。ですけれども、町外の方が一挙に2倍に上がるとどんなふうになるのかなというふうに思うところもあるのですが、嵐山町の方が隣の町村の施設を使うというときも当然ありますよね。そういうときのある程度協定みたいな、その町村に比べて、自分のところに比べてよその人は多少なり高くなるのはしょうがないことだ

とは思いますが、協定みたいなものというのは、この施設だけではなくて余りないのですか。一挙に2倍となると、相当影響があるような気がするのですが、ちょっと思ったものですからお聞きしたいなと思ひまして。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

町外のこういった同様な施設についての利用について協定みたいなものということですが、特にそういったものはございませんで、その市町村その市町村で利用料と申しますか、使用料みたいなものは決めて取っているのだというふうに思ひます。大体の近隣のこういった施設につきましては、やっぱり一応市内の方以外とか町内の方以外とか、そういった方もご利用はできるような形にはなっているというふうに思ひます。料金につきましては、やはりそれぞれ違うわけですが、市民以外、町民以外の方はやはり高くなっているというような形の料金設定にはなっております。

先ほども申し上げましたように、うちのほうとしましては、できるだけ町民の方に利用しやすく使っていただきたいということで最低限度の値上げと。それで、町外の方も利用はできますが、それなりのご負担をして、町外にもそういった同様の施設はやっぱりあるわけなのでございますので、できればそういった自分のところのといひましようか、そういったところで使っていただければいいのかなということもござひます。そういったことで、この設定にさせていただきます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 理解いたしました。ただ、一挙にこれだけのものを、町外の場合2倍になるということになると、随分影響があるのではないかなというふうに思ひます。ある程度そういうところも、町の人も隣町のお風呂を使ったりなんかしているわけですから、ある程度考えたりなんかしてこういうものを決めたほうがいいのではないかなというふうに思ひますので、意見として何かお考えありますか。そんなふうに思ひますけれども。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 やすらぎのトレーニングルームの関係でご説明をさせていただきます。

トレーニングルームの利用は、非常に嵐山町のトレーニングルームは近隣のトレーニングルームよりも設備が整っておりまして、非常に人気があるところでございます。ただ、町外の利用者の方の利用がふえておりまして、昨年度10月現在では全体の10%ぐらい、1割の方が町外の方という状況でございました。利用者数もどんどんふえてきて、トレーニングルームのマシンのあき時間がなくなってというか、待ち時間が長くなったりとかして、かなり町民の方からももう少し何とかならないかというお話も出てきました。また、先ほど山下課長が申し上げましたように、利用者がふえることによって安全面の確保が厳しくなってきたということもありまして、トレーナーさんをふやすという状況になっております。

そのような中で、町外の方の利用を今年9月で一旦ちょっと休止をさせていただいております。そのようなこともありまして、なるべく町民の方にたくさん利用していただきたいということで、このような料金体系にさせていただいたという経緯もございます。

以上でございます。

〔「新規」と言う人あり〕

○近藤久代健康いきいき課長 失礼いたしました。9月に今停止しているのは、町外の新規の利用の方でございますので、今まで利用されていた町外の方は利用できている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、何点かすみません、お尋ねします。

まず、和室のほうが今度フローリングになってくるということで、工事費等もついておったと思いますけれども、こちらは主に休憩所というかカラオケをやっていて、楽しんで話題豊富に、もう機械のほうが使えないような方の高齢者が利用して長年来たと。ですから、これは目的をつくったときが介護というような、年寄り向けということでしたから、そこが一番私はまだまだ目的には合っているというふうに思っていましたけれども、利用者が少ないということは知っておりました。そういう中でもなくなるということになったのですが、この和室の利用をこれから考えるというようなことでしたけれども、高齢者向けのようなそちらのほうでは何か教室ということ

になるかわかりませんが、さっさと行って利用できるような器具というか、そういうものを用意をして、そういった高齢者の方にも対応できるほうがよろしいというふうに思います。

18歳からできるといって、そこで拡大だというふうになりますけれども、ある面では高齢者の年寄りたちが楽しみに、あちらのほうへもう少なかったかもしれませんが、町内、町外からも結構来ていました。そういった中では、寂しいよねというような、だから町外の方ももう来られないよと。何でそういうことになるかという、座ってお話するようなところ、いわゆる。健康のためのところだから座ってお話していたのではうまくないと言うかもしれませんが、一部分そういったようなところが、今度和室の部分のようなところでも、フローリングになられましたらば、ちょっと休憩ではないですけども、そういうようなところもあったらありがたいなというようなお話等が、今まで利用していた方たちからは出ておりましたので、ご検討していただければというふうに思います。

それと、説明か何かのときには、高齢者向けというようなお話が、説明があったと思いますけれども、社協と町との関係でその辺のところは対応していきたいというか、そういう考え方があるというようなお話が出ていたかなというふうに思いますので、今申し上げたようなところをぜひともお考えしていただき、大勢の方が利用できるようにやっていただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方を聞かせてください。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

松本議員がおっしゃいましたとおり、このやすらぎを建設をしたときには、先ほどご説明させていただきましたが、そういった安らぎの場というような形で心も体も安らぐ場というような形でのオープンであったというふうに思います。ただ、こう時代がなりまして、その利用の実態というものがだんだん変わってきてまして、あそこではトレーニングをやっていて、トレーニングルームの利用というのが主でございまして、ほぼそちらの利用と。今、浴室もなくなってしまいましたので、そちらのシャワーだけを利用される方というのも数名はいるらしいのですが、それほどいないというような形でございます。

それで、和室につきましても、利用状況を、25年からちょっと調べてみたのですけ

れども、25、26年度は利用がございませんでした。27年度は町内の団体で22回、町外が1回、28年度は町内が24回、町外1回、29年度は町内25回、町外1回、30年は1月までですけれども、町内20回、町外なしというようなことになってございまして、それほどやっぱり利用が多くない。利用している町内の団体、今大体1団体が定期的に使っていただいていたわけなのですけれども、そちらのほうにもご説明をさせていただきました。隣の交流センター、そちらのほうも有効的に使っていただいて、そちらのほうではどうですかということでしたら、それで別に問題ないというようなこといただきました。あとはカラオケを利用されている方なのですけれども、この方々もそのようなことについてはある程度仕方がないのかなと。

先ほどもおっしゃいましたが、カラオケもこれでなくなってしまうわけなのですけれども、社協ですね、なごみのほうにこのカラオケ施設がございまして、そちらのほうをご利用していただければというふうに考えてございます。

そちらの和室のほうを改修して、高齢者が利用できるような器具ということでございますけれども、その辺につきましても、必要に応じて今後検討をさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 若い人たちの利活用ということで拡大だというふうな考えのようですけれども、やはりこれから、今現在もそうですけれども、高齢者が多くなっているわけです。そういった中で高齢者が行くところがない、あるいは行ってもそこが今度変更になってしまったので使えないと。もちろん今、機械等は到底使えませんので、そういった中で1部屋ぐらいそういったような部屋もあってもよろしいというふうに私は思っていますし、うちのほう近所ですから、特に年寄りの方たちも寄るところがなくなってしまって寂しくなってしまうねと、そういうような言葉も聞いていますので、今回特に質問させてもらっていますけれども、ぜひともその辺のところもお考えをさせていただきながら、高齢者にも優しく、まして地元に近いところにあると特に気になりますので、そういったところは。

それから、これだけのものをまた部屋までふやして運動をするということになりますと、インストラクターの関係、もういますけれども、その辺の対応については十二分に何とかやっていけるのだというような想定でいますか。

それと、もう一点は、やすらぎそのものがここ何年か非常にふえたというのは、特に先ほども健康課長あるいは長寿生きがい課長のほうからも話が出ましたけれども、健康寿命というようなものを町の事業として取り組みましたよね。そういった中で、あちらのやすらぎ施設を利用料ですか、利用するのに13回だか15回はそこへ加盟した人は全員が無料ですと、そういうふうなことがずっとここ3～4年行われてきているわけです。これはもう今回廃止になるのでしょうか、なったということになりますけれども、それで特別にふえたというふうには私たちは見ていますけれども、31年度からどんなふうな状態になってくるのか。その辺の目録がありましたら、わかる範囲内で結構ですけれども、大いに利用していただくということはわかっていますけれども、お願いします。

それと、どのくらい、ごめんなさいね、サービス券を出したときにどのくらいの方が利用なさったのですか。そこまではわからないか、わからなかったら後で教えてもらいますからいいですけれども、お願いします。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

やすらぎにつきましては、当初は高齢者の利用ということで建設をさせていただいたということで申し上げました。決して高齢者の方々をないがしろといいましようか、しているわけではなくて、高齢者の介護予防というような形に今重点が置かれてきているのかなと、あの施設の利用が。それで、トレーニングをしながら介護予防、ですから結構高齢者の方が使っていただいております。実際、今現在はおおむね20歳以上の方からトレーニングルームは利用ができるような状況になっているわけでございますけれども、多くの方というのはやっぱり50代、60代、70代のような方が、それはまだ健康で介護を必要としないような方がご利用していただいているわけですが、それをできるだけ長く健康寿命というのを延ばしていただけるように、今後もそういった利用をしていただければなというふうには考えているわけでございまして、高齢者の方につきましても決してそういったことではなしに、ほかの例えば利用できるような施設で利用していただければなというふうには考えているところでございます。

すみません、では以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。すみません。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 私からは、インストラクターと、あと健康プロジェクトの始まった後の利用の関係でお答えいたします。

まず、インストラクターにつきましては、今原則1人おまして、教室をやる週2日間は、午前中にもう一人追加でふえております。来年度からは、先ほども申し上げましたが、利用者がふえていて、安全の確保という面からも、利用人数の多い午前中は毎日2人体制でインストラクターを配置する予定でございます。

続きまして、健康寿命プロジェクトを始めたことによって無料で利用できる方がいっしょにいましたが、平成27年度の利用実人員、トレーニングルームの利用実人員が146名だったところ、28年度は332名に増加しております。また、29年度は354名ということで増加しております。これは、議員さんがおっしゃられたように、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」の利用者の増加の影響だと思われております。

それで、平成30年度はこの3カ年計画が終了しまして、無料で利用するということはございませんでしたが、延べ利用者数を見ますと、平成29年度1万761人だったところ、平成31年の1月末現在で利用者数が1万1,629人と、かなりその時点でも前年度に比べて868人増加しておりますので、このプロジェクトの無料の利用がなくなったことによる影響というのは考えられず、皆さんやはり継続して利用していただいているというような状況がうかがえております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 1点お聞きしておきます。

利用している方が、安くていい機械があつてということで、そういうことで利用者がふえてきている、いいわけなのですが、健康寿命を延ばす意識が高まってきている時代です。ただ、これでまたフロアにして受け入れ可能な人数がふえてくるわけですけども、かねてからシャワー室がもう少し何とかならないかねという声が聞こえるのですが、運動するわけですから、特に夏等についてはシャワーを浴びたいという方もいるのかと、相当多いのだと思うのですが、現在このシャワー室の関係についてはどんな、増設はしたのですか。しないで、1回風呂からシャワー室に変えましたが、そのまんまですと来ている状態なのではないでしょうか。その辺についてちょっとお伺いし

ておきます。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えいたします。

シャワー室の関係でございしますが、浴室を廃止してシャワー室にしたときに、男女それぞれ2基ずつの設置をさせていただきました。そのときには、前にもお話をさせていただいたかと思いますが、何もなくしてしまおうかというようなことも検討がされたということでございますけれども、ただやはり今議員もおっしゃいましたが、トレーニングをして汗をかいたりして、そのまま帰られるのもなんだということで、必要最低限度のものをつけましょうというような形で、シャワーということで2基ずつをつけさせていただいたということでございます。

今現在におきましても、その基数につきましては、ふやしているということはありません。確かに始めのころは、そういったようなことも苦情といいましょうか、お話もありましたが、最近ではそういったお話も聞いていないというようなことでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 特に要望、諦めてシャワーへ入らなくなったのではないのかなと思うのです。その辺わかりませんが、そういうふうな捉え方はしていないですね。

ただ、シャワーだけの方は何人かいますというので、これはトレーニングルームではなくて、お年寄りが和室を利用する中でシャワーだけ使う人も、先ほど何人かいらっしゃいますというのは、そういう方がいるという捉え方なのですか。

シャワーをふやせないという考え方で、費用をかけたくないということがあって増設する気はないのか、あるいは利用者の便宜を図った中ではどうなのかというのがありますが、その辺はいかがですか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほど何人かいらっしゃって、あちらのほうの受付等の事務につきましてはシルバー人材センターのほうにお願いをしているわけですが、そういった中にシャワーだけを使って、特にトレーニングをするわけでもなく、和室の利用ということもなくて、あとリラックスメームがございしますので、多分そちらのほうでシャワーを浴びて休ん

で帰られるのかなというふうに思いますけれども、そういったような利用があるということでございます。

今、別に基数につきましては、先ほども申し上げましたが、特に改修をした当時にはそういったお話もございましたが、現在ではうまくその辺も、例えば混むというのは、多分終了間際時間とかが混んでしまうのかなということもありますけれども、そういったときにはトレーナーさんのほうにもなるべくお話等もさせていただいて、シャワーを使う方はなるべく早目に使っていただきたいというようなことで、終了時間等に間に合うような形。それとあと、もし女性のほうの利用がなければ、そちらのほうに行ってちょっと使っていただくというようなことでもお話をしてくださいというようなことでもお願いをしておりますので、そういったことで今はそういうようなお話もないのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号 嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の全部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を3時といたします。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時00分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第13、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町収税アドバイザーを設置することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木 務総務課長登壇〕

○青木 務総務課長 それでは、議案第4号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、町税等の滞納整理及び滞納処分事務の円滑かつ効果的な執行を図るため、新たに非常勤の特別職といたしまして収税アドバイザーを設置することに伴いまして、必要な条例の一部を改正するものでございます。

それでは、お聞きいただきまして新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。改正につきましては、別表第1の職名の部、「20、障害者生活支援員」以降を1つ繰り下げ、新たに「20、収税アドバイザー」を規定するものでございます。

なお、この収税アドバイザーの役割といたしましては、3つほど想定をしております。町税等の徴収の指導及び助言、徴税吏員に対する研修並びに徴収実務の指導助言、滞納処分等の指導、こういったものを想定をしているところでございます。

報酬の額でございますが、日額2万円とするものでございます。

附則でございますが、本条例の一部改正の施行を平成31年4月1日とするものでございます。

なお、この職の配置につきましては、税務課ということで考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この収税アドバイザーが必要だというのは、担当課、税務課から上がったからこういう人を要請することにしたのか伺いたいと思います。

それから、担当課として徴税の指導、助言、研修、実績に基づく研修、実績、滞納処分の指導ということなのですけれども、今どういう研修を行っているのか。年何回か行っていると思うのですよね。そこの違いというのは、何が今度違うのか伺いたいと思います。

それから、滞納処分なんかが、かなり中心になるのかなと思うのですけれども、相手のうちまで行くことはなくて、ただ助言するだけの仕事なのですか。これは、担当課は大変だなと思います。それで、実を上げなければならないという、そういう立場に追い込まれるわけですから、これは担当課は大変ですよ。仕事をやるために、払い切れないものを無理やり払いさせるといふ、そういうことはないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、私から1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

この収税アドバイザーでございますが、当初予算のご審議の中でもいただけるというふうに思っておりますが、発端は担当課のほうで、こういった職をぜひというお話がございまして、協議の結果、必要性、当然認められるということでございますので、今回条例ということで上程をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 2点目、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今の研修と何が違うのかということでお尋ねをいただきました。あと、研修の回数ですけれども、研修の回数については何回というのは、今資料がありませんので確実には言えないのですが、県全体で管理者研修が1回、それから担当者の研修が1回あったかと思えます。

それから今、東松山の県税事務所を中心としまして、大変県税事務所にベテランの

税務の職に長けてる方がいらっしゃいますので、その方を中心に毎月研修をしていたということもございました。これは年間6回ぐらいだったと思いますが、そのくらいの研修をしているかと思えます。

内容的に何が違うかと言いますと、ふだんから川口議員がご質問をいただくことがあるかと思えますが、滞納者の方は本当にそれぞれの理由で、それぞれの形で滞納というのが発生しているということがございます。そういったことに対して、きめ細かく対応するよとということでご質問いただくことがあるのですが、今回のアドバイザーさんに関しましては、そういったよりきめ細かく対応ができるよとということをお願いをしたというのが1つの理由です。

税金については、差し押さえするか、自主納付するか、執行停止にするかという、この3つの方法しかないわけですが、適切にこういった方法をとるにはどうしたらいいかということをおアドバイスしていただくということがございます。

それからもう一点、今回お願いした理由がありまして、収税の担当者が3人から5人ということで、今年度増員していただきました。ただ、この5人のうち、4人が1年目、もう一人の職員が3年目という状況です。こういったこともございまして、ぜひアドバイザーさんに来ていただいて研修をしていただければということがございます。

それから、3点目の、無理をしてでも払わせるよになるのかと。あと、実を上げないよというお話がございました。大変プレッシャーをいただいたのですが、先ほども申し上げましたよに、本当にその家庭、家庭で個々の事情がありますので、今の毎月1回、私と副課長と、あと担当者という3者で、それぞれの滞納している方に、どういよ方向性でやっていったらいいかというのを打ち合わせをしているのですが、本当に頭を悩ます、この場合はどうしたらいいかというよなケースが多々あります。そういうときは、先ほども申し上げました県税事務所にベテランの職員さんがいらっしゃいますので、そういった方から今はアドバイスを受けているのですが、収税アドバイザーということで週1回来ていただくことによつて、そういった検討の場にも入っていただいて、ご指導をいただければというように考えております。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。担当課から上がったのでは、もうしよがないですが、ただ税務署に勤務されていた方だというように聞いていますけれども、

いい人だとは思いますが、今話を聞いていて。だとは思うのですがけれども、その方にしてみても、来た以上は実際の実を上げないというものを抱えると思うのです。それがどうしても言葉に出てくるという、態度に出てくるということは、もう十分考えられます。

先日のNHKでしたっけ。ニュースでどこか、多分滋賀県の野洲市だと思ったのですがけれども、滞納者がいたら、滞納ありがとうなんて言う、そういう役所であって、税務課のところに、何かそういうものがあるらしいのですよ。滞納ありがとうございますと言う。うまく仕事につかない、家庭もちょっとよくない、崩壊状態。そういう家庭において、税の滞納というのものあるのだと。だから、そこから立て直さなかったら、仕事をしていない人には仕事をやってもらうところから指導していかなかったら、こういう仕事があるというところまでしていかなかったら税金なんて入ってこないですよという、そういうことを、たしかニュースだと思ったのですがけれども、ニュースではなかったかな。ああ、すごいところがあるなと思って、私も何となく聞いていたもので、今回こういうのが出たので、そういうのが必要ではないかと。

具体的に何がいかというと、社会福祉に長けた人だということです。社会福祉に長けた人が、まず家庭から立て直す。こういう制度があって、ぜひこれを使ってやってくださいよと、そういうことをしていくことからしないと、税というのは入ってこないのだと。だから、ただ取るという立場だけからでは、これは逆に追い込んでしまうというようなことを言っていましたので、どうでしょうか。

この人はいい人かもしれませんが、そういう立場でやっていける人をどうですか。この際ですから、このくらいの金額であれば、社会福祉に長けた人にアドバイザーになってもらうということを、これいかがですか。お考えいただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、最初に私のほうから申しわけありません、お答えさせていただきます。

社会福祉に長けたというお話をいただきました。先ほども、このアドバイザーさんをお願いする理由といたしまして、5人の職員のうち4人が1年目の職員ということで、そういう今現在状態だということも一つの理由になっております。

本当にいろいろなケースがありますので、全く同じに、はい、こうやって、こうや

ってということで、機械的に差し押さえをして取ってということはなかなか難しいとか、全てそうやって画一的にできるかといえば、本当にできないような形です。本当に個々で、川口議員おっしゃるように、その状態が違いますので、そういったところからきめ細かく対応するには、今までそういった税の経験をされていた方に教えていただくというのが一番いいというふうに考えております。

実際、最近、土曜開庁のときだったと思うのですが、ご相談に見えた方がいらっしゃいまして、その方が内容的にどういう内容だったかというのは、私ちょっと直接話聞いておりませんでしたのでわからなかったのですが、そのときに税務課の職員が、「きょうはちょっと土曜開庁ですので、福祉の窓口があいていませんので、ぜひ福祉の窓口があいているときにご相談に来てください」というお声がけをしていました。

本当に税務課の職員に関しては、そういったところも考えてもらって町民の皆さんに対応していただいているのだなというのを私も感じまして、あと役場の職員というのは福祉の経験をした職員もいます。私も実際福祉の経験をしておりますので、それほど専門家のように詳しくはないわけですが、そういったことから、もしそういった方が、福祉が必要という方がいらっしゃれば、ある程度のお話はできるのかなということで考えております。ということで、今の段階では、まず税に長けた方に教えていただくというような状況であろうというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど。担当課でこういう人が必要だということであれば、わかりましたということに私もなるのですけれども、そういうちょっとニュースで聞いたものですから、そういうことで、まず家庭から立て直していくことによって、現在税金を払えない家庭も払っていただけるような方向に持っていけるということを知ったもので、それで実績を上げているということでしたので、嵐山町もそういう人を今後、ぜひアドバイザーとして雇っていく必要があると思うのですけれども、いかがですか、ご検討は。今すぐと言いませんよ、ご検討だけで。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

血も涙もないような形のやり方をやっているのかというふうに想像をしていらっしゃるかと思うのですけれども、ぜひ現場の話も実際に聞いてみていただいたり、見ていただく機会があるといいのですけれども、例えばですよ、私も行ったときのあれ

ですけれども、職員と一緒にいきます。それで、夜でないといないです。夜行きます。そうすると、門のところのあれがもちろん閉まっているのですけれども、そこをあけると犬が離してありますから、わいわい大きな犬が、そここのところに入って行く。それで、残念ながら親がいない。子どもが出てくる。そうするとまた、「役場で来ましたので、お父さん、お母さんに来たということをお話ししてください」と言って帰ってくる。これが税の徴収の一つのパターンなのです。ですから、そここのところ紙を出してどうしろとかこうしろとか、子どもさん相手だから当然そういうこともないですし、またほかのときでも、職員から聞いてそういうようなことはないのです。

払っていただけるのか、払っていただけないのかというのを職員は見きわめなさいということなのです。全くないのか、あるいはあっても払ってくれないのかというのがわからないと、それでは払わなければそれで済んでしまうということになったら、これは公平性も何もあったものではないわけですので、やっぱりそういうところをしっかりと見きわめなければいけない。その見きわめ方をどうするのというのは、今言った1年生、2年生、経験の薄い者というのはそういうもののやり方が少ないわけですから、経験ある人に教えていただく。そして、こういうふうに言うと向こうから返答が来やすいですよというようなことを教えていただける。そういうような一步一步の積み重ね、それで税務課の職員というのは何%、何%というのを、ポイント0.1上がった、下がったということなのですよ。

それで、しかもそういうようなことを嵐山町だけでなくで周りで、日本中全部やっているわけですから、この東松山税務署管内なんかにおいても、嵐山町の職員がこれだけ頑張っているのですけれども、ほかのところはもっと数値は上がっているのです。それで、ほかのところはどういうふうにして、もう血も涙もないことをやっているようなわけではないと思うのです。やっぱりそういうノウハウというのを教えていただいたり勉強したりする機会をつくって、そうした成果を上げてきている。そういうことを、嵐山町の中でもご指導いただける人に来ていただいて、それでまた今年も……去年だったかな、今年かな、税務署のほうに職員を行っていただいて、そちらのほうで勉強していただいたり、職員を出してそういうこともやったり、いろんなことをやりながら0.1ポイントを上げようということで頑張っているわけです。

そういう状況ですので、福祉がどうのとか、何がどうだというのではなくて、嵐山町の職員として、税務課の職員として、しっかり資質を持った職員がやっております

ので、ご心配いただくようなことというのは多分起きないだろうというふうにしてあります。そして、さらにスキルを上げて、住民の皆様にもしっかりとご理解をいただいて、お支払いいただけるような体制をつくっていかうというのが研修をやっているということですので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第14、議案第5号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町職員の等級別基準職務表の一部を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木 務総務課長登壇〕

○青木 務総務課長 それでは、議案第5号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

一般職員の給与に関する条例第3条の2におきまして、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表のとおりとすると、このように規定をしておるところでございます。今回、この等級別基準職務表の一部を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。別表第2中、今回の改正は、6級の職務に副参事を、また7級の職務に困難な業務を行う課長、それぞれ加えるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行の日を公布の日と規定をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 7級なのですが、困難な業務を行う課長と、困難ではない業務を行う課長の線引きはどこになるのでしょうか。6級の副参事とはどのような仕事を行うのかお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、このような規定の仕方というのは、これは嵐山町が特別な形で規定をするということではございませんで、国においても県においても、また自治体においてもこのような規定をしているという例は本当に多々あるということを、まず申し上げておきたいというふうに思います。

まず、6級の副参事でございますが、課長に相当する職ということでございまして、1つ申し上げれば、担当する業務に必要な知識、経験を有し、特に困難な課題に対応すると、こういった業務を行う職ということで考えておるところでございます。

次に、7級の困難な業務を行う課長でございますが、これも一例でございますが、例えば組織の方針の実現に向けて困難な調整を行い、合意を形成をしていくとか、こういった大きな課題を業務として行うと、こういったものが想定をしておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 副参事のほうはわかるのですけれども、具体的に言うと、困難な業務を行う課長というのは総務課長になるのですか、それを伺います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

あくまでも今回の改正につきましては、どこのポストということは当然規定をしてございませんので、規定上は「困難な業務を行う課長」と規定をしてあるだけですので、実際の運用につきましては、それはその時々状況に応じて運用していくということになると考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長に伺います。

人事権は町長なので、困難な業務を行う課長というふうなことの線引きはどこで行っていきますか。組織的なものとか、それからそういった形のものやっていくわけですね。それが、町長がそれを7級というふうな形に持っていくわけですから、そのところの線引きは町長が行うということで、それはどういうふうにして考えていくのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

嵐山町人事評価システムというのを導入しまして、もう5年目になります。その中には、仕事の難易度、困難な業務の難易度をA、B、Cというふうにランクづけをしているのです。日々の仕事を難易度というのをつけています。困難な仕事というのはそういうことで、職員の中にも認識をされてきております。

課長の、今申し上げましたのは仕事の内容についての難易度を申し上げたのですけれども、その職がその難易度に取り組んでいる職の場合には、その課長を困難な職務

を行っている課長であると、こういうふうに判断をしているのだというふうに思います。あくまでもこれは抽象的な表現でございまして、町政の抱えるさまざまな課題の中で、その中の、特に重要な課題に取り組む。あるいは、過去に何十年来の懸案に取り組んでいる課長もいますし、そういったものをあらわしている言葉というふうに、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、今で言えば町長肝いりで進めているラベンダーの関係、この担当課長が困難な業務を担う課長だというふうになるわけなのでしょうか。

それと、副参事を今後入れていくということでこのポストを設けたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、現在この仕事に取り組んでいる職、その職についてはこうですと、そういったことを申し上げることはできませんで、先ほど副町長のほうがご答弁申し上げましたが、町の大きな課題、こういったものに対して取り組んでいる、こういったものを位置づけていくという考えでございまして。

それと、副参事でございますが、これは今年度もおるわけでございますが、この条例の中では、事項でこれによらない場合規則で定めると、こういった規定もあるわけでございます。今年度につきましては、規則の中で規定がしてあるということでございますが、改めて条例のほうで規定をさせていただくと、そのような考えで入れさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、恣意的なことになってくると思うのです。町長、副町長に気に入られた課長は困難だということになってくるおそれがあるわけですよ、公正な基準ではなくて。この人事評価というのも我々わからないですから、我々は点検しようがないのですから、内部のものですから、だからもう少しわかりやすいものにしていく必要があるのではないかなと思うのです。その点ちょっと伺いたい

と思うのです。

それから、具体的な副参事、これポストをこれで作って、4月から誰かつけるということはないのか、これから検討してつけるのか。もちろん名前なんか言えないわけですから、現段階で。そのお考えがあるのかどうかだけ、差し支えなかったら伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、もう少しわかりやすい表現ということでございますが、先ほどもご答弁申し上げました国、県、他の自治体、やはりこのような記載をしていると。やはりこういった規定をしていくのが、運用上一番問題が少ないのではないかと思います。こういった表現をさせていただいているということでございます。

また、副参事につきましては、今年度お二人いらっしゃいますので、新年度新たにということではございませんで、現行でもそのような職がいるということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第15、議案第6号 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例

の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木 務総務課長登壇〕

○青木 務総務課長 それでは、議案第6号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

すぐれた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成を図るために、専門職大学及び専門職短期大学の制度化を図るための学校教育法の一部を改正する法律が、平成31年4月1日に施行されます。これに伴いまして、学校教育法第104条において項ずれが生じるため、本条例において引用している条文の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。本条例の第4条に、大学等教育施設を規定しておりますが、第4条の第2号中、第104条第4項第2号、こちらを第104条第7項第2号、このように改めるものでございます。

附則の1項でございますが、本条例の施行の日を平成31年4月1日と。2項につきましては、経過措置を規定をするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 寡聞にして専門職大学というのを存じなかったもので、具体

的に大学名がわかりますか。こういう大学が専門職大学ですよというのがわかりましたら、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

細かい大学の名前のほうは承知してございませんが、この4月に開設をされる大学は、たしか3校だというふうに伺ってございます。ただ今回、新たな制度として発足をすることに伴いまして、たしか申請のほうが10数件挙がってきた中で、3校が認可がとれたと。期間的なこともございますので、そのような結果になったということで承知をしておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第16、議案第7号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

学校教育法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第7号の細部説明をさせていただきます。

改正条例新旧対照表をごらんください。今回の条例の一部改正は、学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられ、この専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の学位が授与されることとなるため、本条例の第10条第3項第5号の放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 専門職大学の前期課程、この専門職大学がよくわからないので、この前期課程というのもわからないのですが、一般の大学ですと、前半の2年というのは一般教養を学ぶということですよ。一般教養を学んだ人がこういう職につけていいのかと考えると、少し専門を学んでおかないといけないのではないかなと思うのですが、その点いかがですか、担当課長としては。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、専門職大学につきまして、教育委員会のほうから説明をさせていただきます。

専門職大学につきましては、平成29年の5月に学校教育法が改正されまして、設置が認められたものでございます。開校につきましては、本年の4月以降という形にな

っております。中心は、実習や実験を通して即戦力となる人材を育成するのが目的でありまして、主要な単位の3割から4割が実習、実務でございます。したがって、実業界におけるリーダーを養成するために設けられているものでございまして、既に教職大学院ですとか法科大学院ですとか、大学院についてはもう開校し、それぞれ実際に学生さんがいるところでございますけれども、この専門職大学、さらには専門職短期大学というのがございます。

専門職大学は4年制、専門職短期大学は2年制でございます。専門職大学を卒業しますと、学位（専門職）というのがつきます。短期大学ですと、短期大学の学位の短期大学士（専門職）というのがつくわけでございます。2年の教養課程、大学における教養課程と同様に、実習を中心に履修することになるのではないかとこのように思います。

先ほど青木課長がご答弁申し上げましたように、この4月に開校するところが、今のところまだ予定3校でございます。その後、実際にどういうふうな教育内容が展開されるのかということについて、私もまだ不案内なところでございます。

今のところ、私の承知している内容としましては以上でございます。

- 佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。
- 9番（川口浩史議員） そうですか。そうすると、一般教養ではなくて、実際にここにあるような社会福祉学、心理学、教育学、そういったものを総合的に学んでいると、専門職大学は、そういうことでよろしいのですか。ちょっと確認です。
- 佐久間孝光議長 永島教育長。
- 永島宣幸教育長 実際に、この4月に開校する3校のうちの1校についてだけ承知しているのは、高知リハビリテーション専門職大学というのが高知県土佐市に開校する予定でございます。
- ほかの2校につきましては、私が情報を得た段階では、まだ審査中だったもので、どこのどういうところかというのはわからないのですけれども、恐らく教養課程に当たる1年、2年の段階で、実習中心になりますので、専門職大学というのは、今の大学と今の専門学校の間に来るという考えになるのかなというふうに思います。したがって、座学の部分が実習、実験に変わってまいりますので、2年間である程度、短期大学の学位は習得できるものというふうに考えているところでございます。
- 佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。先ほどからの話を聞いていますと、この改正条例は2021年からではないと、実際には適用しないということになりますよね。前期を習得するのは2019年から2年だから、ということでもいいのですよね。そういうふうなことを確認しますけれども、どうですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 実際に専門職大学ができますのがこれからでございますので、当然2年後、実際卒業してくる場合には2年後になりますが、その専門職大学を設置することにつきまして、来年の31年の4月1日からということでございますので、その条例のほうの改正もそれに伴ってするよとということ、教育法の改正に伴ってするよとということ、通知がございましたので、今回の改正をさせていただいているものでございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっとよくわからないのですけれども、2019年に開校されるわけですよね。2019年に開校して、前期課程を修了した者だから、前期課程は2年だから2021年になるというのは、普通の一般的な足し算をするとそうなるのですが、足し算は違っていませんか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 実際には、現場に出てくる学生さんというのは、議員さんおっしゃられるとおりでございます。ただ、本年度の4月に開校がありますので、その開校のときに、この学校のこの課程を修了すると、こういう資格もとれますよという、そういうことではないかというふうに思います。法改正に従いまして、2年後にそういう道にも進めますよということになると思います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第17、議案第8号 嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

健康増進センター内に子育て世代包括支援センターを開設することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

[前田宗利子育て支援課長登壇]

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、健康増進センター内に子育て世代包括支援センターを開設することに伴い、開館時間及び使用について、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表をごらんください。第4条については、休館日について、土曜日及び日曜日を追加するものでございます。

第5条については、「使用時間」を「開館時間」とし、午前8時30分から午後5時15分までとするものでございます。

第14条関係、使用料の別表については、使用区分及び時間区分について、別紙のように改めるものでございます。

附則の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） トレーニングルームが使われるようになるわけですか。これインストラクターですか、指導者というのはここにはつくのか。つく場合、何人ついて、何人の子どもが利用できるのか伺いたいと思います。

それから、学習指導室、これはどういう方が教えて、何人くらい学べるのか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今回のこの条例の改正でございますけれども、今まで健康増進センターとしての機能はそのまま残るわけでございます。その中に、子育て包括支援センターの機能も入ってくると。その部分で改修をさせていただきました。

この別表の中でありまして、以前はトレーニングルームとエアロビクススタジオ、セミナールーム、学習指導室と4カ所が貸し出しの使用としておりましたが、今回の子育て包括支援センターの改修に伴いまして、エアロビクススタジオとセミナールームにつきましては、その子育て包括支援センターに伴う利用に限定をさせていただくということで、使用のほうから外させていただきました。ですので、残りましたトレーニングルームと学習指導室につきましては、今までの健康増進センターの利用方法と変わらないような形での利用はさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。そうすると、この健康増進センターという名前が、もうふさわしくなくなってくるわけですよ。子ども中心の施設になってくるわけですから。これ名前の変更というのを、中心が今度子育て施設になるわけですよ。そっちに変えたほうがいいのではないですか。そっちのほうがふさわしいのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

近隣の町村を見てみましても、子育て世代包括支援センターというのを設置するときに当たりまして、保健センターの中に設置するという自治体も結構あります。嵐山町の場合は保健センターというのではなくて、健康増進センターというところで町健康行政を全て担っているということもございまして、あくまでその健康増進センターというのは、町の健康行政を担う施設としてございます。

その中に今回、子育て世代包括支援センターの機能部分を追加させていただくというようなことございますので、健康増進センターとしての機能も残しつつ、子育て世代包括支援センターの業務を行っていくというような改修をさせていただいているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号 嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を4時5分といたします。

休 憩 午後 3時53分

再 開 午後 4時04分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第18、議案第9号 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

安藤副町長。

〔安藤 實副町長登壇〕

○安藤 實副町長 議案第9号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。

消費税法の一部改正に伴い、水道料金及び加入金について消費税率の上昇分に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 議案第9号の細部についてご説明を申し上げます。

改正条例の次のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正内容でございますが、料金第27条及び水道加入金第34条中に規定しております消費税分100分の108を、改正後では100分の110と改めるものでございます。

附則の第1項は、施行期日を定めたものでございまして、本年10月1日から施行するものでございます。

附則の第2項から第5項は経過措置についての規定であります。第2項は、施行期日前から引き続き水道の使用をされている方については、水道料金を算定するための水道メーター検針を平成31年10月中旬から下旬にかけて行いますが、10月に検針する水量に関する料金は消費税を8%と計算して請求を行う規定でございます。

なお、本年10月に行うメーター検針が11月以降に大きくずれ込むなど、特殊なケースに限る場合の規定が表記されておりますが、今までの検針において該当するものはございません。

第3項は、月数の計算を定めたものでございます。

第4項は、施行期日以降、新たに使用を開始される方には10%の消費税を負担していただく規定でございます。

第5項は、水道加入金取り扱いについて定めたものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めに確認なのですが、朝の段階で町長は4時で退席されると、ただそれだけをおっしゃったような気がするのです。かわりに副町長が代理を務めますとか、何か説明があったほうがいいなと思うのですけれども、私の質問の後で結構ですのでおっしゃっていただければと思います。

〔「必要ないよ」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 必要ないとはどういう理由でなの。

それで、ご質問なのですが、安倍総理も10%には上げますよと、ただリーマンショック級の経済不況が生じた場合は上げないということをおっしゃっているわけですよね。この段階で上げると判断したのはなぜなのか。9月議会まで、そこまで引っ張ってしまうと問題かな。いずれにしても、この段階でなぜ上げると判断したのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えさせていただきます。

この段階でということですが、この後ご審議いただきます当初予算では10月の検針以降の増、税の上昇分を見込んで計上させていただきます。そういったこともございますので、その根拠となります条例について、この段階で改正をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まだ確定するには、ですから確定としてやるには早いのではないかと。施行日が10月1日ということで書いてありますけれども、早いのではないですかと。6月でないともまずいのかな。9月だとちょっとぎりぎりし過ぎてしまうかな、そこは私も悩むところですが、3月でなくてもいいのではないですか。まだどういう経済不況が起こるかかわからないわけですから、そのことをちょっと伺いたいです。

それで、議長、きちんとやっぱり説明は、必要ないと言う人もいるのですけれども、

一般的には、説明者がかわったのですから、そこを私は説明すべきだというふうに思うのですが。

以上です。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変失礼いたしました。提案説明の前に一言申し上げればよかったのですが、きょう急用がありまして町長欠席となりました。代理で大変恐縮でございますが、提案説明をさせていただきます。これを冒頭のところに追加をさせていただきますと思います。大変失礼いたしました。

○佐久間孝光議長 今、安藤副町長のほうからも説明がありましたけれども、岩澤町長が公務で退席をされましたので、これ以降の提案説明は安藤副町長のほうからさせていただきます。ご了承願います。

内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 早いのではないかとというようなお話ですが、平成24年8月10日に成立した社会保障安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律、これに基づきまして、この10%の引き上げというものを進めるというものでございますので、本当に予想もしないようなことが起こる可能性はなくはないわけではあります、この時点で、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、当初予算を計上する上で、きちんと条例改正した上で見積もりたいというようなことで、今回改正をさせていただくというものでございます。よろしく願います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第19、議案第10号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

安藤副町長。

[安藤 實副町長登壇]

○安藤 實副町長 それでは、議案第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件でございます。

消費税法の一部改正に伴いまして、下水道使用料について消費税率の上昇分に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

[内田恒雄上下水道課長登壇]

○内田恒雄上下水道課長 議案第10号の細部につきましてご説明を申し上げます。

改正条例の次のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正でございますが、使用料の算定方法第20条中に規定しております消費税分100分の108を、改正後では100分の110と改めるものでございます。

附則の第1項は、施行期日を定めたものでございまして、本年10月1日から施行するものでございます。

附則の第2項から第4項は経過措置についての規定でございますが、第2項は下水道の使用料について水道の使用水量をもって料金の算定をしているため、嵐山町給水条例の改正に伴う経過措置と同様の経過措置についての規定でございます。

第3項は、月数の計算方法を定めたものでございます。

第4項は、施行期日以降、新たに使用を開始される方には10%の消費税を負担いた

だく規定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号 嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第20、議案第11号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

安藤副町長。

〔安藤 實副町長登壇〕

○安藤 實副町長 それでは、議案第11号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。

消費税法の一部改正に伴いまして、浄化槽使用料について消費税率の上昇分に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 それでは、議案第11号の細部についてご説明を申し上げます。

改正条例の次のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正内容は、使用料の算定第17条中に規定しております消費税分100分の108を、改正後では100分の110と改めるものでございます。

附則の第1項は、施行期日を定めたものでございまして、本年10月1日から施行するものでございます。

附則の第2項から第4項は経過措置についての規定でございしますが、第2項は浄化槽の使用料について水道の使用水量をもって料金の算定をしているため、嵐山町給水条例の改正に伴う経過措置と同様の経過措置についての規定でございます。

第3項は、月数の計算方法を定めたものでございます。

第4項は、施行期日以降、新たに使用を開始される方には10%の消費税を負担いただく規定でございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第21、議案第12号 嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

安藤副町長。

〔安藤 實副町長登壇〕

○安藤 實副町長 それでは、議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 それでは、議案第12号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が本年4月1日に施行されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件にある短期大学について、本年4月から創設される専門職大学の前期課程を修了した者を同等の者として取り扱うための条文を加えること、並びに技術士法施行規則の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されることに伴い、技術士法第4条第1項の規定による第2次試験について選択科目が見直され、上下水道部門の選択科目の水道環境が上下水道及び工業用水道に統合され削除されることから、本条例における布設工事監督者の資格の見直しを行うものでございます。

改正条例の次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第3

条は、布設工事監督者の資格に関する規定でございますが、第1項第3号中の短期大学の次に、(同法による専門職大学の前期課程を含む。)を加え、さらに同号中、卒業した後の次に、(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)を加えるものでございます。

また、第8号中、「上水道及び工業用水道又は水道環境」、こちらを「上水道及び工業用水道」に改めるものでございます。

第4条は、水道技術管理者の資格に関する規定でございますが、第1項第2号中の卒業した後の次に、(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)を加え、さらに卒業した者の次に、(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)を加えるものでございます。

また、第4号中の卒業した後の次に、(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)を加えるとともに、専門職大学前期課程に読みかえ、さらに卒業した者の次に、(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)を加えるものでございます。

附則の第1項は、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

また、第2項は、経過措置を規定するものでございまして、改正条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の資格を有する者とみなす規定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明

○佐久間孝光議長 日程第22、議案第13号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

安藤副町長。

[安藤 實副町長登壇]

○安藤 實副町長 それでは、議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,907万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億6,068万9,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が6件、債務負担行為の追加が1件、地方債の追加が1件、変更が6件、廃止が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

[青木 務総務課長登壇]

○青木 務総務課長 それでは、議案第13号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページを、まずお開きをいただきたいというふうに存じます。第2表、繰越明許費でございます。年度内にその支出を終わらない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越すものといたしまして6事業を設定をさせていただくものでございます。

次に、7ページでございます。第3表、債務負担行為補正でございます。今回、新

たに1件の債務負担行為を追加をさせていただくものでございます。内容といたしましては、英会話講師派遣業務委託でございます。期間は平成30年度から平成33年度まで、限度額につきましては4,062万円でございます。内容でございますが、平成31年度の早期より契約を締結し、事業をスムーズに行うために今年度より債務負担行為を設定をさせていただくというものでございます。

次の8ページをごらんをいただきたいと思っております。第4表、地方債補正でございます。今回、追加、変更、廃止でございます。追加につきましては、新規で杉山城跡整備事業ということでございまして、駐車場整備事業に対しまして、限度額150万円を単一地方債を発行するものでございます。変更につきましては、事業費の変更等に伴いまして限度額を改めるものでございまして、全部で6事業でございます。廃止でございますが、減収補てん債でございます。法人町民税の調定見込み額の増加に伴い、地方債を廃止をさせていただくものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。まず、第2、歳入でございます。1款1項2目法人でございます。今回、現年課税分ということでございまして、均等割、法人税割、それぞれ増額をさせていただくものでございます。特に法人税割につきましては、製造業をはじめ堅調に推移していると、こういったことを反映をいたしまして増額をさせていただくものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。下段の17款寄附金でございます。民生費寄附金以降、それぞれに寄附金のほう増額をさせていただいてございます。増額の主なものにつきましては、ふるさと納税でいただいたものを、今回補正増額をさせていただくものが主なものとなっているものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。中ほどの18款繰入金、2項基金繰入金の3目ふるさとづくり基金繰入金でございますが、今回新たにふるさとづくり基金から1,300万円を繰り入れをさせていただくものでございます。充当先でございますが、千年の苑事業の一般財源分に充当させていただくものと、この繰り入れを行うことによりまして、平成30年度末残高でございますが、5,736万2,000円ということでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。3の歳出でございます。今回の補正でございますが、全体にわたりまして不用額となる見込みのものにつきましては減額をさせていただいております。中ほどでございます、2款総務費、1

項総務管理費、5目財政調整基金費でございます。今回の補正では、財政調整基金に新たに2,500万円を積み立てをさせていただくものでございます。この積み立てを行うことによりまして、今年度末の残高見込みでございますが、2億2,300万円ほどということでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費、中ほど2目老人福祉費中、(1)介護保険関連施設やすらぎ管理事業でございますが、今回、工事請負費で31万8,000円を計上させていただきました。本日の議案審議の中でもやすらぎの関係でご審議をいただきましたが、新たに和室をフローリングに改めるという工事につきまして計上させていただいたものでございます。なお、この財源の一部といたしまして、今年度行いましたやすらぎの空調設備整備に要する経費、こちらの不用額につきましてもフローリング化の財源として活用させていただくものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。下段でございます、9款消防費、1項消防費、4目防災費、(2)防災行政無線施設整備管理事業でございますが、今回、工事請負費といたしまして1億6,161万9,000円を減額をさせていただくものでございます。平成30年度の事業費の確定に伴いまして減額をさせていただくというような内容でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。10款教育費の2項小学校費並びに3項中学校費、それぞれ小学校施設改修事業、中学校施設改修事業中、新たに13款委託料、空調設備設計委託料並びに工事請負費、こちらのほうを計上させていただきました。設計委託料につきましては新たに計上、工事請負費につきましてはそれぞれ増額をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、国庫補助金の内示に伴いまして増額をさせていただくというものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。一番下でございます、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費中、(4)スポーツ団体等補助事業でございます。今回、19節負担金補助及び交付金といたしまして、選手派遣費補助金12万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、町内の駒王太鼓「嵐」が日本体育ジュニアコンクール、こちらに出場が決定をしたということございまして、その費用の一部を助成をさせていただくというような内容でございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。13款予備費でございます。今回、

歳入歳出の調整をさせていただくために予備費を48万2,000円増額をさせていただきまして、補正後の金額が1,975万4,000円となるものでございます。

次ページ以降につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎延会の宣告

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時36分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程 (第6号)

3月8日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第13号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算(第5号) 議定について
- 日程第 2 議案第14号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 議定について
- 日程第 3 議案第15号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定について
- 日程第 4 議案第16号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定について
- 日程第 5 議案第17号 平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号) 議定について
- 日程第 6 議案第24号 契約の変更について(嵐山町管理型浄化槽整備推進事業)
- 日程第 7 嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅原 浩行
書 記	新井 浩二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副	町 長
岡 本	史 靖	技 監
青 木	務	総 務 課 長
伊 藤	恵 一 郎	地 域 支 援 課 長
山 岸	堅 護	税 務 課 長
村 田	朗	町 民 課 長
前 田	宗 利	子 育 て 支 援 課 長
近 藤	久 代	健 康 い き い き 課 長
山 下	次 男	長 寿 生 き が い 課 長
杉 田	哲 男	農 政 課 長
小 輪 瀬	一 哉	企 業 支 援 課 企 業 誘 致 推 進 室 長

藤	永	政	昭	まちづくり整備課長
内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第11日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、山下企業支援課長は、体調不良により、本日の会議を欠席しております。山下企業支援課長の代理として小輪瀬企業誘致推進室長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第1、議案第13号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を議題といたします。

提案説明並びに細部説明は既に終了しておりますので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 8ページの一番下の減収補てん債廃止の件なのですが、これは12月議会に9,000万円の減収補てん債が来るということで出したお金ですよ。だけれども、そのときには税務課長が2,907万円ふえています。これは法人税が減った場合に来るお金ですからね。しかし、逆にふえていると。それがわかっていて予算計上しているわけですよ。どうしてそういうことをしたのか伺いたいです。

それから、この9,000万円というのはどのくらい法人税が減ったら入ってくるお金なのか伺いたいです。

それから、19ページの西口地区の整備事業債の減額なのですが、ちょっと理由を伺いたいと思います。2つ出ていますので。

それから、27ページの保育所保育事業の保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、マイナス239万9,000円ということであります。この制度を設けて、どのぐらい保育士は確保されたのか伺いたいと思います。

それから、29ページの空き家事業です。空き家利活用モデル事業、これは吉場議員さんが昨年の決算のときにも全額廃止だと。また、2年続けてということですよ。一体どうなっているのだということですので、吉場議員さんからあるのかもしれませんが、質問が。ちょっと理由を、なぜ全額廃止しているのかを伺いたいと思います。

それから、31ページの中ほど、嵐山駅西口地区の減額の理由を伺いたいのと、防災行政無線の減額の理由を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。私からは、1点目と2点目につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、減収補てん債の関係でございます。ただいま議員さんのほうから、12月議会ということでお話をいただきました。12月の補正の時点で、こういった減収補てん債を発行して財政措置を行うということで組ませていただいたものでございます。このときでございますが、根拠といたしましては、今年度の普通交付税の算出の資料に基づきまして減収が見込まれるということがございましたので、計上させていただいたというものでございます。直近の税務の関係の資料ということで税務課長のほうにご答弁申し上げまして、前年度比これくらいということでご答弁申し上げましたが、補正予算を策定するには若干の時間的な差異と、こういったものがございます。予算のほうは、予算を策定する時点での資料に基づきまして算出をさせていただいたというものでございます。

どのくらいの金額が、税の減収があったらと、9,000万円ということの数値でございますが、算出の根拠といたしましては、当初の法人税割額を、これは対象となるのは標準税相当分ということが対象となりますので、当初見込んだものが1億1,437万7,000円、これに対して標準税収入2億1,000万、前年ということでございますので、その差額が約1億円、これに対して90%で9,000万円ということで見込ませていただ

きました。

それと、2点目の西口の起債の関係でございます。今回20万円減額ということでございますが、内容のほうを精査させていただきまして20万円減額をさせていただいたと。端数のほうを調整させていただき、確定をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○青木 務総務課長 大変失礼いたしました。それと、今回埼玉県ふるさと創造貸付金のほうも減額をさせていただいておりますが、こちらについては事業費、今回繰り越しをさせていただくということでございます。この県の貸付金につきましては、繰越事業については対象とすることができませんので、その分につきましては減額をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、27ページの保育所保育事業の保育士の宿舍借り上げ新事業の補助金の減についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、補正予算でそういった制度を設けさせていただきました。町内の私立の保育園に対しまして、こういう制度を設けて助成をいたしますのでということで募集をかけていただくことをさせていただきました。ですが、残念ながら、今年度につきましてはその制度によって保育士を確保できるということはございませんでした。というか、保育士自体を確保することができませんでしたので、今年度については、そういうことで今回減額をさせていただくということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 空き家の利活用のモデル事業の減額につきましてお答えをいたします。

空き家の利活用は、空き家がふえておりまして、大きな課題の一つでございます。特に志賀2区におきましては空き家率が多い。それから、これをどう利活用したらいいかという、地域としても課題として踏まえておりまして、これを高齢者の方々が集う場所、井戸端会議ができる場所、さまざまな活動が支援できる場所ということで志

賀2区にモデル事業を推奨してまいりました。いいところまで行ったのですけれども、もう一步のところ、その機能は集会所で当分の間やっていきたいと。空き家については、高齢者が利活用するところまでは進まなかった。こういうことでございまして、今後は志賀2区に限らず、ちょっと範囲を広げて進めていきたいと、このように考えておりまして、今年度は減額をさせていただいたと、こういう経過でございます。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは31ページの武蔵嵐山駅西口地区整備事業の物件補償費の減額につきましてお答えさせていただきます。

物件補償費750万円の減額につきましては、この整備事業全体の2億170万円の予算のうちの補償費、これにつきましては当初8,000万円の予算のほうをいただいております。今回、調査等進んできまして、一部ちょっとまだ補償費が出ていない部分はあるのですが、750万円を落としても十分足りるであろうというところで、今回減額のほうをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 伊藤地域支援課長。

○伊藤恵一郎地域支援課長 それでは、31ページの防災行政無線の減額につきましてご説明させていただきます。

防災行政無線のデジタル化の工事につきましては、当初におきまして2億421万3,000円の事業費をいただいたところでございます。工事を発注するに当たりまして、もう一度工事の発注の方法等を精査させていただいて、これにつきましては3年間の債務負担行為をいただいて契約するようになっておりましたが、再度もう一度内容を確認させていただいて、設計から始めて、公正・公平・競争という嵐山町の入札の三大原則がございまして、それに基づきまして再度設計をして入札をさせていただいたところ、工期が大幅にずれ込みをしまい、さきほどの12月議会で議決をいただいて工事を発注しました。その分の出来高を抜いて、その分のほうを減額させていただいたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっとわかりにくかったのですが、わかりにくかったというのは、9,000万円減るには法人税が幾ら減れば9,000万円の税込補てんがされるのか

という、この事業債組めるのかということなのですが、今の説明ですと2億1,000万円減れば、その後1億円になって90%になるという、ちょっとよくわからなかったのです。幾ら減れば9,000万円来ることになっているのか伺いたいと思うのです。

それで……

〔「ふえる」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 何が、いやいや、そうではないのだ。減収補てん債なのだから、法人税が減らないとこっちは来ないのよ。

それで、ちょっと税務課に伺いたいのですが、予算を策定する時点ではふえるという、補てん債が9,000万円も組めるというお話でした。11月予算の策定ですから、10月末、9月末、8、9、10でどのぐらいのマイナスになっているのか伺いたいと思います。

31ページの西口の物件補償なのですが、これは何件分に残りは当たっているのか。500万円だけ使ったということなのですか。ちょっと今、それがわからなくて、何件まだ残っているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。わかりにくい説明ということで、大変申しわけございませんでした。

先ほど若干数字を申し上げましたが、減収補てん債につきましては充当率が100%という事業でございますので、簡単に申し上げれば9,000万円減額になれば、その分について減収補てん債が発行できると、こうした性質のものでございます。ただ、結果を見てもと減収とならなかったということでございますので、発行自体が対象とならないということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 31ページの補償費の関係でございます。何件残っているかということでございます。今回の西口の補償物件につきましては、建物でいいますと2棟、これは貸し店舗という建物が2棟あります。その建物を含めまして、敷地内にある工作物ですとか立ち木ですとかも含めての補償になるのですが、その所有者の方がまず1人、また貸し店舗に入っている方が2店舗ございますので、合計3の方に補償というのが出ます。そのうちの1人の方が、ちょっとまだ少し部分的に調査

費用が出ていないというところがございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 8月、9月、10月時点での前年度との比較ということによろしいのでしょうか。これは、あくまでその時点での比較ですので、29年度と30年度の比較で申し上げますと、法人税割額、8月の時点では調定額で約マイナス1,000万円、9月についてもマイナス1,000万円、10月がマイナス1,300万。

以上でございます。

〔「すみません」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 申しわけございません。今申し上げたのは、あくまで調定額でございますので、恐らく交付税で計算されるものは、嵐山町は標準税率だけではなくて、3段階で税率を設定して課税をさせていただいているので、交付税については恐らく超過税率分というのは差し引かれるので、この数字自体がそのまま町債の関係にリンクしてくるかという、そういう形にはならないのかなというふうに思います。それと、今申し上げたのは過年度分も入っておりますので、そういった数字ということでご了解いただければと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これは大変重要なことで、いいかげんな予算を組んだのかどうかはしっかり見なければいけないのですよね。税務課長が2,907万円、11月末時点で増額になっているということをおっしゃったわけですよね。これは、3段階になっている全体の分がこれだけの増額分だということになるわけなのですか。そうすると、8、9、10全体ではどういう動きになっているのか、あわせて伺いたいと思います。

それで、今回7,497万円ふえているわけですよね、今度の予算。8、9、10でこんなにマイナスになっていて、これでいきなり年度末でふえるという見方は、どういふふうにとどの時点でこれがふえたのか、何月からいきなりふえたのか、ちょっとわかったら教えてください。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 前回の議会のご質問をいただいたときにもお答えしたかと思うの

ですけれども、11月分の調定が9,900万円、1カ月でございました。それが、非常に大きく前年に比べてもふえているという部分であろうと思います。今回、法人税割について約7,500万円増額をさせていただきましたけれども、法人税については、会社それぞれ決算期が違ってきますので、毎月毎月申告していただいて納税というのがございます。そういったことから、過去5年間ぐらいを見ましても、5年間のうち3回補正をしております。やはり3月の補正ということをお願いしているというようなことになっています。これは、先ほど申し上げましたとおり、毎月申告が来ると、そういう制度になっておりますので、補正がこの時期になるというような形になるかと思えます。

〔「8、9、10で3段階になっているのは」と
言う人あり〕

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 8月、9月、10月については、それぞれの時点の全体の額で先ほど申し上げました。累計になります。4月から8月分、それから4月から9月分、4月から10月分ということで、全体の比較をお答えさせていただきました。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、11月が2,907万円ふえたというのは、企業の決算期ではないよね。こちらに情報を送ってくれる情報が11月にどっとふえたという、そういうことでマイナスがプラスに転じたということなのですか。ちょっとそこを。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 今比較しているのは、前年実績との比較ですとお答えをさせていただきます。11月に多いというのは、企業の決算期が恐らく9月の決算期を迎えるという企業が多いのだと思います。申告期限が2カ月間ありますので、9月に決算期を迎えた会社が11月に申告をしていただくというような形なのだと思います。そういったことから、毎年11月については額が多く、月別で見ても申告納税額が11月は多い月になっております。その中でも、今年度の11月、30年の11月ですけれども、30年の11月については9,900万ということで、大変多くの申告納税があったということでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 私は33ページ、臨時職員の賃金のことについて、減額がかなりの金額で減額になっておるものですからお尋ねしたいと思うのですが、これは教育委員会事務局総務事業の中で臨時職員の賃金が1,200万円の減と、それから小中一貫教育推進事業の中で臨時職員の賃金が300万円の減と、それから嵐山幼稚園管理事業の中で臨時職員の賃金が70万円の減、幼稚園教育振興事業の中で幼稚園就園奨励費補助金227万2,000円の減、それから図書館管理事業の中で臨時職員の賃金が105万7,000円の減と。計画したことができなかったのか、こんなに臨時職員を必要としなかったのか、ちょっとそこらの理由がわかりませんので、それぞれについてお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 まず、教育総務事業のほうの臨時職員のほうからお答えさせていただきます。

こちらは大変大きい金額の減額となっておりますが、教育委員会総務事業の中の臨時職員には、学習生活指導支援員、特別支援学級の補助員、また学校の用務員、それと学校のほうの事務員、あとスクールパートナー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、代用教員、欠員補充の教員、それと日本語指導員がございます。それぞれ予算を見込んでおりまして、当初予算では33名合わせて見込んでおりましたので、2,914万8,000円という非常に大きな金額でございました。これらの支援員等、また代用教員等は必要に応じて、ただ予算があるから人をつけるというのではなくて、例えば生活指導等につきましてはそういうのが必要な学校、学級においてつけるということでございます。当然、ほぼ毎日ついていただくような形になりますと、お一人で年間100万、200万という金額になってしまいます。本来であれば、12月補正の段階で、ある程度見込みを見た上で補正減してもよろしかったのですが、やはり突然何かあるか、これだけの種類がありますので、その関係で今回精査をして、こちらについてはできた、できないということではなく、必要に応じた支援等を行った上で、確定の見込みを見て減額させていただいたものです。

小中一貫のほうも、こちらは本来3名の先生をお願いしておったのですが、実際には2.5というか、実質2人程度ということで、こちらもこういった金額になっております。

それから、幼稚園のほうの関係ですが、こちらは用務員を本来1年間お願い

する形になっておったのですけれども、4月当初から用務員さんがなかなか臨時職員で見つかりませんでした。実質的には10月以降、やっと勤務いただいたという形になっておりますので、こちら実績に基づいた補正減という形になります。

それと、幼稚園の就園奨励費、こちらにつきましても各園からの金額が確定したということでございます。こちらの幼稚園就園奨励費につきましては、対象が27名の方が確定いたしました。非該当の方、所得が一定以上ある方が10名いたということで、これも確定に伴い、それと今回の補正の段階で確定した額そのままを減額いたしますと、その後転入ですとか入園とかがありますと、その分も若干2～3名あることを見込んで、この額となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 田畑文化スポーツ課長。

○田畑 修文化スポーツ課長 私のほうからは、図書館の臨時職員の賃金について答弁させていただきます。

図書館の臨時職員の賃金の内容につきましては、大きく分けて2つの項目に分かれます。1つがカウンターと配架、装備、検収等の部分と、あと館内の整理と蔵書点検と、あといろいろな講座というか、行事のほうに携わるものと、その2種類に分かれます。今年度には臨時職員のほうの入れかえがございまして、その関係で人数も6名から今年度は8名ということで、臨時職員さん計上させていただいております。その中には、やはり新しくなる分がありますので、もともたいたというのですか、なれた方の分も含めて8人分で年間計算しておりましたが、なれてきたところも含めまして、その分でさらに精査をさせていただきまして運用ができるようになっておりましたので、その分で減額させていただいております。

あと、館内整理につきましては、年間で月2回を当初予定しておりましたが、その分が月1回の館内整理と。蔵書点検につきましては、同じ3日を見ておりますが、蔵書の館内整理のほうを月1回で済ませるように精査させていただきまして、それでも一応、今年度しっかり事業のほうは行えることができておりましたので、その分減額させていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 教育委員会事務局事業、いろんな仕事がございまして、33名

の方を予定していたといったところで、相談することによって、計画していたことでない中で事業が遂行できたというようなことでございます。これは、この実績に基づくと、その実績に基づいた中で次の計画なんていうのはできるのかどうかだけ、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

小中一貫教育についてはわかりました。

幼稚園の就園奨励費補助金については、27名の計画で計画をしておったと。ただ、所得のある方が10名ぐらいいらっしゃるということで、そのところについては、最初の時点ではわからないわけですね。わからないものについては、一体となって同じ奨励金額を入園する園児と掛け合わせた形の予算見積もりをするしかないということでございますか。その2点だけお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 それでは、臨時職員の件についてですが、ほぼほぼ今年度の実績に基づいて次年度以降も見込めるといえば見込めるのですが、例えば今年度においては、志賀小学校で年度途中から日本語が話せないお子さんがいるので日本語指導員をお願いしたりですとか、そういう突発的な問題もあります。結構、年度内に転入という形で、このように日本語が話せないお子さんですとか、また支援が必要なお子さん等が入りますと、そこに充てないわけにはいかないという形で多少の増減はありますので、その辺はすぐに対応できるように、次年度の予算というものは組むような形になっております。

あと、幼稚園の就園奨励費ですが、こちらは文字のとおり就園の奨励という形になりますので、予算においては予算の支出ができないということがないように、ある程度多目にといたしますか、そういう形でとっておりまして、ご家庭の所得等が確定しないとなかなかこういう形になりませんでしたので、一応全体を見込んでの予算と今回の補正予算を上げさせていただいたものであります。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 質問させていただきます。

最初に、17款の寄附金のところなのですが、民生費の寄附金で福祉事業に対する指定寄附ということで、ふるさと納税のものが大体主ですというような説明があったと

いうふうに思うのですが、金額的にほかのところと比べて多いのですが、注目すべきは何人ぐらいの方から、1人大体どのぐらいの寄附があったのかお聞きできればというふうに思います。

それと、もう一点は24、25なのですが、高齢者の外出支援タクシーの実施委託料なのですが、20%ぐらいの減なのです。使う方が使われなかったということだというふうに思うのですけれども、全体の加入者が減ってきたのか、それとも1人の使用回数がそう伸びていないのか、そこら辺をちょっとお聞きできればというふうに思うのですが、2点です。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、私からは1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

17ページの民生費寄附金の社会福祉事業に対する指定寄附金でございますが、今回133万9,000円増額をさせていただいております。ご説明の中では、今回の寄附金の補正についてはふるさと納税が主ですということで申し上げましたが、社会福祉事業に対する指定寄附金につきましては全部で9件ございます。9件のうち1件が一般の寄附金でございます、これが100万円頂戴したものでございます。その他ふるさと納税が8件ということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 私のほうからは、24ページのタクシーの助成事業の関係につきましてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、29年度からちょっと制度というのですか、システムが変わりまして、例えば申請者数で申し上げますと、29年のこれは今年との比較なので1月末現在ということで、29年度の1月末現在では659人の方の申請がありました。30年度の1月末現在では679人の方の申請ということで、申請者数は20名ほどふえてございます。それから、利用枚数で申し上げますと、29年度の1月末が7,207枚の利用でございます。それから、30年度が7,444枚ということで、利用枚数のほうもふえてございます。こちらのほうにつきましては、ある程度、やはり最高に使っていただいたときのそういった形の予算見積もりになりますので、当初でお願いするときにはあらかじめ高い予算見積もりになっていますけれども、実際としてこれだけの支出があっ

たということでございます。こういったことで利用枚数もふえているということで、これにつきましては必ず配付したから使わなくてはということではなくて、必要なときに使っていただければいいのだらうなというふうに思いますので、今年度につきましてもそれなりの皆様に利用していただいているものだというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 最初の寄附金のところでございますけれども、私ちょっと言うのを忘れてしまったのですが、これはふるさと納税の選べる使い道のところの寄附金ということかなというふうに思って質問したのですが、その確認だけをさせていただきま。それだとすれば、8件の方が随分、8件の方で三十何万ということですから、1人7万円ぐらいになるのでしょうか。そんなにいけないね。5～6万というところですか。大体わかりました。選べる使い道のところの事業なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、次でございますけれども、外出支援のタクシーの事業ですけれども、ということは利用者の加入数もふえている。それで、使った方の金額も伸びているということ、ちょっとよくわからないのですが、使い方が上手になっているということなのでしょう。お一人の使う金額が、ちょっとよく……両方伸びているということになるとよくわからないのですけれども、使い上手になったということかなというふうにちらっと今思ったのですが、もうちょっと詳しく答弁いただければと思うのですが。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 寄附金につきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、こちらのうちの8件、34万円でございますが、ふるさと納税の中で、町では自治体にお任せを含めて7つ示させていただいておりますが、そのうちの福祉事業にということでご指定をいただいた寄附ということでご理解いただきたいと思。います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

金額の減額につきましては、今年度の予算に対しての減額でございますので、今年

度の使い方、先ほどの前年度との申請者数ですとか枚数の比較をしましたがけれども、前年度の予算金額がちょっと今わかりませんのであれですが、ただ助成のシステムは、一応町の助成につきましては、1,000円までのタクシー料金につきましては500円の助成、それから1,000円を超えて2,000円までは半額ということで、最高で1,000円です。迎車をしたときに、迎車の料金730円分、初乗り分を超えていた場合は最高1,500円までの助成をするというような形になってございますので、結構見てみますと、ある程度初乗りぐらい、1,000円以内で利用されている方が多いということで、そうしますと町の助成額というのは500円というような形になりますので、距離の短い利用というのが多いのかなと。その辺で、金額も余りっていないのかなということだというふうに思っています。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） タクシーのところだけもう一回お聞きしますけれども、やはり試行が続いていますので、使い勝手というか、使い方がうまく使うというふうな、なるべく自分のあれを少なく、そして有効に使うという方が出てきたのではないかなというふうな感じを持ちますが、やはりこの事業というのはまだ試行でございますので、ぜひ本格的な、試行ではなくて、もうこれが確定だということになればさらに使う人がふえるような気がするのですが、生きがい課としてちょっと話がずれるかもしれませんが、この事業について、これだけの金額になってしまったわけですから、さらに何か考え方があるのかどうかお聞きしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

特に今、こういったことということで考えているということは、今のまま来年度もやらせていただきたいというふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、タクシーの助成券につきましては、利用される方が必要なときに利用していただくということでございまして、タクシーを利用しないで外出等ができる場合は、やはりそちらでタクシーを使えば当然自己負担が出てくるわけですので、それに乗らないでそういったことができるという場合は、そういったことで利用していただくのが一番いいのかなというふうに思っていますので、この辺につきましては、ですからもなかなか難しいのですけれども、利用の金額とか枚数が上がれ

ばいいというものではないと私どもは考えてございまして、結構市街化区域の方の利用のほうが、北部地域、南部地域の方よりやっぱり多いわけです。それについては、今の地域のコミュニティですとか家族の状況によってそういったことになっているのかなというふうにも思っておりますので、まだ試行の段階でございまして、当面はこのままちょっと続けさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 33ページのところの教育費のところ、10款の2項の2目というのかな、菅谷小学校の教育振興事業の中の要保護準要保護児童就学援助費が80万と、玉ノ岡中学校も80万の減額になっております。当初予算を立てるときには、恐らく29年度と同じような見込みで立てていらっしゃったと思いますが、今回人数の確定によって80万の減額になったと思いますけれども、その辺についてお伺いしたいです。

あと、ほかの志賀小学校ですとか菅谷中学校、七郷小学校については補正予算が出ないということは、当初予算のままでよかったのか確認したいと思います。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

畠山議員がおっしゃるとおり、これはもう実績に基づいての金額の確定でございまして、当初の見込みに対して各学期ごと、また学年によっても金額が毎年違います。修学旅行に行く学年の子どもたちが多ければ、その部分が多くなったりしますし、給食費等もそうですので、全て実績に基づいて、当初の見込みに対してこの人数になったということで減額させていただいているもので、補正のない学校につきましては、ほぼほぼ大体見込んだとおりであったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 内容のほうはわかりました。

人数のほうは若干減ったのでしょうか、確認します。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

人数のほうはそれほど変わらないのですけれども、先ほど言いましたように学年の

数によって学期ごとの金額も変わるということで、そのあたりで金額のほうを確定させていただいております。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 14ページの法人町民税の増なのですが、具体的にはこれは均等割もふえているし、法人税割もふえていて、どのような業種で何社ぐらいからこういうふうな形になってきているのか伺いたいと思います。

それから、36、37ページの学校給食の光熱水費の108万円の増の理由というのはどういふものが、これは電気代と水道代になるのだけれども、多分電気代になるのかと思うのですが、その理由を、多分電気料は上がっていないと思うので伺います。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 14ページ、15ページの法人町民税の関係でご質問をいただきました。

まず、均等割の増額127万4,000円、今回補正額ということで計上させていただきました。こちらの理由ですけれども、過年度分の修正申告がございました。この分が例年に比べて多かったということで、127万4,000円の増額となっております。

続いて、法人税割の7,497万円の増額の関係で、業種と会社の数ということでご質問をいただきましたが、業種については以前からもお答えをさせていただいておりますが、やはり製造業の動向というのが大きく左右されております。全体の調定額に対して、製造業の割合というのが大体60%ございます。こちらの動向によって増減が大体決まってくるというような、大きな影響があるということでございます。

会社の数については、当初予算との比較で実績がこうなるということになりますので、当初予算の時点でどの会社が幾ら納税されるかという、そういった当初予算の計算の仕方をしていませんので、どういった会社が当初予算から比べて増額になっているというのは、会社の数というのは出すことができません。全体的に見て増額になっているということから、実績から今回は補正をお願いしているということでございます。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 私のほうからは、学校給食センターの光熱水費についてお答えさせていただきます。

電気料は毎年、特に今年度は上がっております。例えば、28年度は給食センターで月100万を超える月は一カ月もなかったのですが、今年度は6、7、10、11、12と100万を超えるような金額になっております。12月補正の段階でも、学校の光熱水費、何校か上げさせていただきました。12月の補正の段階では、給食センター何とかなるかなと思ったのですが、その後の水道と電気代の実績に基づいて、今回補正で増をさせていただいているものであります。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 法人税の増で、製造業が60%ぐらいで、それで法人税がふえているということですが、これはふえることになるということで、全体的に嵐山町だけの傾向なのか、それとも全国的な傾向というか、そういうふうな形は言えるのでしょうか、その点を伺います。

それと、ごめんなさい、光熱水費なのですが、これ学校給食で多分電気代だなというのわかるのですけれども、上がるというのは、学校はわかるではないですか。だけれども、給食センターも6、7、8という形で上がっていくというのがよくわからないのですが、そのところ、給食センターも冷暖房に使ったということですか、その点を伺います。

○佐久間孝光議長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 法人税の動向について、全国的な動向かということでご質問をいただきましたが、平成30年度に関してどうなっているかというのは、私ちょっと今、全国的にどうなっているかというのがわからないのですけれども、たしか平成31年度の地方財政計画の中では、恐らく法人税が2.何%か実績が全体的に上がっていくというような、地方財政計画上は31年度はそうなっているというのは記憶しているのですが、今現在はどうかというのはちょっと把握しておりません。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 給食センターの電気代でございましてけれども、エアコンだけではなく、結局電気を使う機械、食洗機にしても、冷蔵庫、冷凍庫にしても使っておりますので、そちらの関係で電気代自体が前年度よりも上がっているという状況になっております。また、水についても洗う関係で、前年よりも若干水道料も上がっているという状況でございまして。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 若干細かいので申しわけないのですが、25ページの、きのうも出ていましたが、やすらぎの関係です。31万8,000円ですが、これは今年度中にフローリングにするということですが、今年度中に工事が終了する見込みがあるのかどうか聞いておきたいと思います。

それから、33ページの小学校、中学校の空調ですが、これは繰越明許になる予定のようです。具体的にはどんな、特別教室というのは聞いておりますが、どんな内容でここに計上されているのか、ここで聞きをしておきたいと思います。

それから、次に35ページのこれは財源補正ですので云々はできないのですけれども、ただ文化財の関係です。寄附金が8万9,000円、この寄附金はふるさと納税なのか。これが出てきて、要するに一般財源でやろうとした整備事業の負担を地方債にしたと。これは地方債が、文化財の関係なので、今年度、国の何か交付税算入されるものになってくるのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

私のほうからは、24ページのやすらぎの改修工事の関係でございます。今回の工事につきましても、和室をフローリングにするということで、畳をなくして、その部分のところをフローリングに張りかえる工事でございます。こちらにつきましても、計画する段階で補正予算の議決でいただいた後にすぐに発注して、3月いっぱいで見積もりをとったときにありましたので、大丈夫だというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 私のほうからは、小学校改修事業、中学校改修事業の空調設備等の工事等の関係でございますが、こちらにつきましても12月の補正予算で一度上げさせていただきました。この時点では、まだ国の予算が確定しておりませんで、正式にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というのが確定いたしまして、その内定の通知が来ましたのが30年12月4日というものでございます。国から金額が示されて、実際に交付申請を行ったのが31年1月15日でございますけれども、こちらの事業

につきましては交付金として3分の1、国から。地方負担分は、補正予算債を100%充当すると。さらに、償還金の60%を普通交付税措置を行うということでございまして、実質の町の負担は全体の26.7%という形になっております。12月の段階では、まだ情報が確定しておりませんでした、国のほうの。しかも普通教室を優先すると、全国でということでしたので、嵐山町の場合は普通教室は100%空調設備ついておりますので、特別教室について手を挙げさせていただきまして、今回採択されたということでこのような補正予算を上げさせていただいて、来年度以降、事業をできるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、私からは35ページの財源更正、財源内訳の補正につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

今回8万9,000円寄附金ということで、財源をこちらに充当させていただいたわけですが、この内容でございますが、19ページの教育費寄附金中の文化活動事業に対する指定寄附金、こちらの8万9,000円を充当させていただくものでございます。中身でございますが、ふるさと納税として頂戴をした寄附金、これは全部で6件でございますが、こちらを充当と。具体的な事業でございますが、既に実施をしてございます指定文化財環境整備委託料、こちらの事業に対しまして充当させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） やすらぎ関係については年度内にやるということでございますので、器具の購入がまた出てくるとは思いますけれども、予定どおり年度内に終わるように努力をいただきたいというふうに思います。

それから、空調の関係ですが、特別教室が認められてよかったなと思いますが、空調の機械のあれは小型のというやり方なのでしょうか。その辺はどういうものをつけていくという考え方でいらっしゃるのか。細かいですが、お聞きをしておきます。

それから、35ページの財源補正ですが、そうすると文化財、それは今年度、要するに交付税算入をされる分になってくるのか。それは答弁なかったの、そういうことではないのですか、それは。

以上です。

○佐久間孝光議長 村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長 お答えさせていただきます。

普通教室にもう入っているような大型の冷暖房施設になりますので、天井にはめ込み式のもので、やはり普通の家庭用のだとも教室内きかないものですから、それなりの電気もかかりますので、そういった意味で設計委託も含めて今回補正を上げさせていただきますのでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁申し上げましたのは、まず3目文化財保護費中、(2)の指定文化財保存管理事業、こちらの寄附金の財源ということでご答弁をさせていただきました。交付税算入というのは、(6)の杉山城跡整備事業の起債の150万円という関係でございましょうか。こちらにつきましては、これはふるさと納税貸付金ということでございまして、県からの貸付金ということで起債を起すものでございますので、こちらの県の貸付金につきましては交付税措置はございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午前 11 時 17 分

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第 2、議案第 14 号 平成 30 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 14 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 14 号は、平成 30 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,854 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 25 億 8,169 万 4,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田 朗町民課長登壇〕

○村田 朗町民課長 議案第 14 号 平成 30 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の 52、53 ページをお開きください。歳入ですが、5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金は、療養給付費及び高額療養費の実績に伴い増加が見込まれるため、県で示した変更交付額の数値を参考に、町の医療費の年間の変動幅などの事情等を考慮し、算出した額 3 億 2,854 万 6,000 円を増額し、補正後の額を 19 億 877 万 3,000 円とするものです。

次に、7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 349 万 3,000 円を減額するもので、内訳は、1 節保険基盤安定繰入金は保険税軽減相当額で 350 万 1,000 円の減額、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）20 万円の増額、4 節国保財政安定化支援事業繰入金

19万2,000円の減額、それぞれ3件は、額の確定に伴い補正をするものでございます。

次に、2項2目国民健康保険財政調整基金繰入金は、1項1目の一般会計繰入金の減額となる金額に対し、歳入の不足する金額を補充するため349万3,000円を増額するものでございます。これによりまして、国民健康保険財政調整基金の残高は1億1,631万1,622円となります。

54、55ページをお開きください。歳出ですが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費2億4,896万7,000円の増額及び2項1目一般被保険者高額療養費7,957万9,000円の増額ですが、4月から直近までの支払い実績に基づく額を算出し、県で示した一定額の最高率、町村部12%を基準に算定する方法に基づきまして、変更交付額の数値を参考に、町の医療費の年間の変動幅などの事情を考慮し、増額補正をさせていただくものでございます。なお、この支出につきましては、歳入の5款県支出金の保険給付費等交付金で措置されております。

以上、補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 54ページと55ページですけれども、一般被保険者療養給付費が2億4,896万7,000円、第2款の保険給付費の高額療養費が7,957万9,000円ということで、かなり多額な補正額になっております。それで、この額が、ある程度県のほうから示されてくる時期というのがあると思うのですけれども、毎年そうすると2月の下旬ぐらいになるのでしょうか。こういう3月の段階で、こういった補正が出てくるというような形が慣例になってくるというような形で捉えておいてよろしいのですか。どうなのでしょう、その辺は。確認させてください。

○佐久間孝光議長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えさせていただきます。

国保が広域化になりまして、平成30年度が初年度でございます。そのために、県のほうでも推進会議等を開きまして、財政ワーキング等で検討しているかと思いますが、今年度につきましては、当初普通交付金としてその額が指示されまして、当初予算に計上したところでございます。

今回、補正予算（第4号）ということで計上させていただきましたが、その普通交

付金の変更申請額の、まだ確定とはなっていないのですけれども、見込みということで、2月27日付で今回、この議会ぎりぎりになりまして数字のほうを示されてまいりました。次年度以降、31年度以降こういう状況になるのか、また県のほうのそういった推進会議における財政ワーキンググループ等に確認してまいりたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） その点は理解しました。ただ、最終的に今回示されました一般療養給付費の15億6,000万、それと高額の2億7,600万、この今補正が組まれている金額というのは、前年度の決算を見ればわかるのですけれども、どんな状況にあるのですか、嵐山町の状況は。やはりかなり医療費がふえているというような状況で、この補正に示されているのかどうか、その点お尋ねいたします。

○佐久間孝光議長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えさせていただきます。

平成29年度の実績ですけれども、1人当たり診療費、入院の関係ですけれども、県内で県内市町村中上位5番目です。全体の費用額としましては、1人当たり、こちらは2番目となっております。

また、当初予算案の参考資料にも示してございますけれども、平成27年度から30年度の年度別の月別療養諸費の状況ということで、表と棒グラフで示してございます。30年度につきましては、療養諸費に関しましては7月、8月が例年に比べ非常に多い状況でございました。高額療養費につきましても、8月、9月が非常に多い状況でございました。

状況につきましては、以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私としてみれば、その細かいことではなくて、いわゆる当初の補正前が13億1,000万という予算で組んでいるわけですよ、嵐山町の場合は。当初というか、補正前です。それが2億4,000万もふえるということは、この平成30年の療養費は、かなり右肩上がりのようにふえているのかどうかという、そのところを確認させてもらいたいです。

○佐久間孝光議長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、30年度につきましては、ふえている状況でございます。また、参考までに、県で示しました交付金の変更の関係ですけれども、県内では減っているところが26市町村、ふえているところが37市町ということでございました。以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、議案第15号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第15号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を13億8,538万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第15号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の66、67ページをお開きください。2の歳入ですが、2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金260万6,000円につきましては、介護保険法が改正され、市町村における高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するために新たに創設された補助金で、評価指標に基づき算出された30年度分の交付金を補正するものでございます。

68、69ページをお開きください。3の歳出ですが、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、2の第1号通所事業については、歳入として計上いたしました保険者機能強化推進交付金を充当するために、財源内訳の補正をするものでございます。

最後に、6款予備費につきましては、歳出で不要となりました260万6,000円を増額し、補正後の額を644万5,000円とするものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これはどういうものだったわけなのですか。嵐山町は何をやった結果、この評価指標に基づいて交付をされたというわけですね。何をやったのか。

それと、この金額260万6,000円、近隣の状況というのはわかりますでしょうか。ちょっと比較してみたいと思いますので。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、各市町村の評価指標というようなものがございまして、それが全61項目ございます。大きな項目でちょっと申し上げますと、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築、これが8項目。それから、自立支援・重度化防止等に資する施策の推進ということで、こちらは44項目です、こ

こちらのほうが。それと、介護保険運営の安定化に資する施策の推進ということで、こちらが7項目。このような項目の中に、そういった先ほど申し上げましたが、細かく項目がございまして、各市町村ごとにそれを実施している、していないとかというふうな回答で答えまして、それで国のほうで全国各市町村から上がってきた中での相対的な評価に基づきまして、この交付金が交付されるというようなものでございます。

それから、近隣市町村の状況ということでございますが、こちらについては、特にそちらは県のほうから全体的なことを教えていただけないのでわからないのですが、公表するというようなことも言われていますので、もしかしたら金額も公表されるのか、それともこういった指標についての、市だとか町はこういう状況だというのが公表されるのかというのはちょっとわからないのですけれども、なかなか県に問い合わせても、その辺のこともちょっとまだわからないというような形で教えていただけませんので、ちょっと近隣の状況についてはわかっていないということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、議案第16号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第16号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,555万1,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を6億6,020万4,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が1件、地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 それでは、議案第16号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の75ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、川島地区産業団地可能性調査業務委託料100万円を設定するものでございます。

次の76ページをお願いいたします。第3表の地方債の補正でございますが、流域下水道事業債につきましては270万円を減額し、補正後の限度額を5,630万円とするものでございます。また、浄化槽市町村整備事業債につきましては1,210万円を減額し、補正後の限度額を1,320万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

補正予算書の82、83ページをお願いいたします。2、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金でございますが、当初45基を予定しておりました整備基数の実績見込みが32基となることから189万7,000円を減額し、補正後の額を326万4,000円とするものでございます。

次に、2項1目下水道事業負担金でございますが、納付猶予解除等による実績見込みにより25万1,000円を増額し、補正後の額を32万円とするものでございます。

第2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料でございますが、今年度の収入見

込みにより567万8,000円を増額し、補正後の額を2億7,615万5,000円とするものでございます。

2目浄化槽使用料につきましても、今年度の実績、収入見込みにより558万9,000円を減額し、補正後の額を2,799万4,000円とするものでございます。

2項1目下水道事業手数料につきましては、下水道指定工事店指定手数料の実績見込みにより2万3,000円を減額するものでございます。

第3款国庫支出金、1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、浄化槽整備基数の実績見込みにより、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業交付金を777万8,000円減額し、補正後の額を1,654万円とするものでございます。

第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金でございますが、補助対象基数の実績見込みにより、浄化槽整備事業奨励交付金を150万円減額し、補正後の額を850万円とするものでございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、市野川流域維持管理負担金等の増額分に充てるため1,010万7,000円を増額し、補正後の額を2億4,033万3,000円とするものでございます。

第8款町債、1項1目下水道事業債のうち流域下水道事業債につきましては、市野川流域下水道事業建設費負担金の確定に伴い270万円減額し、浄化槽市町村整備事業債につきましては、今年度の設置基数、実績見込みにより1,210万円減額し、これによりまして下水道事業債の補正後の額を6,950万円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。補正予算書86、87ページをお願いいたします。第1款公共下水道費、1項1目一般管理費でございますが、平成30年度中間申告消費税に相当する額につきまして、27節公課費を87万4,000円減額するものでございます。

2項1目建設事業費でございますが、市野川流域下水道事業建設負担金の実績見込みにより276万2,000円減額し、補正後の額を5,647万円とするものでございます。

2目維持管理費でございますが、市町村流域維持管理負担金について1,582万7,000円増額し、補正後の額を1億6,860万円とするものでございます。

88、89ページをお願いいたします。第2款浄化槽費、2項1目建設事業費でございますが、町が購入する浄化槽及び補助対象浄化槽の実績見込みにより、17節公有財産購入費を1,709万円減額、19節負担金補助及び交付金を727万6,000円減額し、補正後の額を4,710万5,000円とするものでございます。

2目維持管理費でございますが、今年度保守管理等を行う町管理型浄化槽の基数の確定に伴い225万円減額し、補正後の額を5,383万6,000円とするものでございます。

第4款予備費につきましては、不足する一般財源について予備費から112万6,000円の充当を行い、補正後の予備費の額を614万8,000円とするものでございます。

補正予算書90ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございますが、表の2列目、前年度末現在高の合計欄でございます。こちらが24億3,777万円でございます。表の右側の当該年度末現在高見込み額の合計欄は22億9,700万4,000円となる見込みでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 12月議会で、川島地区の調査に100万円を下水のほうは減額したのですよね。減額はしていなかったの。あれは何だったの。ちょっとこれ繰越明許費が出ていないというのは、どの時点でわかったのか。審議の直前ですので、ちょっと全然調べる時間的に余裕ないわけで、どの時点でこれがわかったのかと、あれは何だったのか。100万円を減額とは出ていなかったわけなのですか、ちょっとその点。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 本当に急の訂正をお願いしたことを、改めておわび申し上げます。

こちら予算書をつくる時点で承知しておったものですが、印刷をしたものをチェックをきちんとしていなかったということで反省しております。わかったのは、けさでございまして、それで急遽この段階で訂正をお願いするという形になってしまいました。大変申しわけございませんでした。

可能性調査の予算につきましては、12月補正で計上させていただいたものでございますので、減額ではなく、そこで新たに計上させていただいたという予算でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 計上し……川島の可能性調査のほうに渡しますよという、そ

ういう予算でしたよね。そうではなかったわけ。ちょっと議長、少し確認させてもらえないですか。これどういう予算だったのか、説明できる。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 下水道事業特別会計では、委託料の予算を12月議会をお願いしまして、水道事業の予算では、負担金として一般会計のほうに負担するという形の予算を計上させていただきましたので、そちらの予算の上げ方の違いはございます。そういった形で、下水道事業特別会計については繰り越しの手続きをさせていただくような形になるものでございます。

以上でございます。

〔「ちょっと確認させてもらいたい」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 確認というのは。

〔「12月議会で答えている」「何言っているんだよ」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 今の答えでは……

〔「わかってんじゃないの」「見なきゃわかんない」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、川口浩史議員の再質問からです。

○9番（川口浩史議員） 再質問というより、この川島地区の可能性調査業務委託、これ12月議会で一般会計に繰り出していたものと思っておりました。それで、ちょっと確認をさせていただきたいということで時間をとってしまいました。12月補正予算を見ましたところ、このお金は下水道のほうにしっかりあるということが確認できました。したがって、私のほうの間違いでありましたので、議員並びに執行部の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。おわびいたします。

ただ、この可能性調査を下水がやる方がいいのかということ、ちょっと疑問を持つ

ております。

以上です。おわび申し上げます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 2点ばかり、3点かな、お伺いいたします。

82、83ページ、下水道使用料は若干上がっているわけですが、浄化槽使用料がマイナスの558万9,000円、この減額の要因というか、それについてお伺いしたいと思います。

なお、次に繰入金が入ってくるわけですが、一般会計から1,010万7,000円、これは主に市野川流域下水道の負担金がふえるのが原因だということでございますが、歳出を見ますと市野川流域下水道の負担金、これが1,582万7,000円増額になっております。この増額の理由をお聞きをしておきたいと思っております。お願いします。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

浄化槽使用料の減額の要因ということ、1点目につきましてでございますが、町管理型浄化槽の利用をされる方というのは、個人のお宅がほぼ全てに近いようなものでございます。合併浄化槽を導入するに伴いまして、水周りの多分工事も一緒にするのが一般的かなということ。水周りの中で、どこの家庭でも当然あるトイレについては当然つなぐわけですが、例えばトイレ一つとっても、こちらのほうの水の使用というのが、今のトイレというのは節水型が大分ふえていますので、そんなに使わないわけなのですが、そういったところで見込んでいる部分が、やっぱり多目に見込んでしまったのかなということもございしますが、実際の見込んだ個人の水の使用料というのがそんなに伸びなかった。そういうことも含めて、浄化槽の収入というのが思ったほど伸びなかったというのが大きな要因なのかなというふうに考えております。

それから、一般会計繰入金の関係でございますが、市野川流域の維持管理負担金の増、これは要は下水道の処理場のほうに流れる汚水の量の増に伴いまして、負担金も当然上がってくるというものでございます。下水道の使用料増額補正を今回させていただいておりますのは、下水道の流す量がふえているということですので、それに比例するといえますか、それに同じような形で維持管理負担金のほうもふえていくというようなこととなりますので、そういった形での増額補正をお願いしているものでござ

ざいます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうすると、浄化槽の関係ですけれども、個々の使用料が減ってきたということが一番大きな、ほかにもあるのだと思うのです。使い始めたけれども、空き家になってしまったとか、そういう関係だとか、そういうのはあるのではないかと思うのですが、ただこれ例えばPFIでやっているわけですけれども、使わなくなってしまうようなケースがあった場合には、こんがらがってしまってすみませんが、後でもう一回、さっき聞き損なったのですが、この浄化槽の設置の基数も減ってきているということで、確定で減っているわけですが、これの内容についてもちょっとお聞きをしておきたいと思えますけれども、浄化槽が節水型になったためにこんなに減ってきているという、そうすると最近、とにかく機器がよくなったために、予定よりか減ってきてしまったという捉え方なのですね。ほかの要因はないのですか。

それから、繰り出すのは、繰出金は中身がわかるのですが、負担金は市野川流域の関係で、負担金が3町でやっているわけですから、その割り振りの中でこれだけふえてきたと。でも、下水道使用料は567万なのだよね、集めるのは、負担金がいかに、3万もふえてしまうというのはどういうことなのでしょう。

それから、先ほど聞き始めた浄化槽の基数、計画があるわけですが、それは確定によってこれだけ減額をしてきたと。浄化槽の設置の状況というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

他の要因ということでございますが、議員おっしゃるとおり、ほかにもさまざまな要因があると思います。まずは人口減少、高齢化等によりまして、浄化槽を設置している世帯の構成人数が減ってくるであるとか、高齢者が特に多くなってくると、水の使用料も当然減ってくるということも考えられると思います。そういったことも要因の中には当然含まれてくるということで、そういったことの見込みが、そんなに見込んでなく予算を計上していた部分もあったので、その分は実際の実績見込みに応じて、今回減額補正をさせていただくようなことでございます。

また、空き家になった場合だとか、そういった場合の浄化槽の取り扱いなのですけ

れども、町管理型浄化槽として残る場合には、使われなくなった浄化槽をそのまま残しておくわけにはいきませんが、使わないでおいても大丈夫なような状態、要は中も抜いて、消毒なり適切な処分をしておくという形になろうかと思えます。すぐに使うような状態になった場合には、使える状態にまた戻して使っていただくということになっていくのかなということで、中にはそういったものも、これからふえてくるということが考えられますので、これも一つのこれからの課題なのかなというふうに考えているところでございます。

それから、設置の状況でございますが、まず先に維持管理負担金の関係でございますけれども、こちらは流した水量はメーターをもって実際の水量が出てきます。それプラス不明水というのがございまして、そういったものを流している水量に応じた、3町で水量に応じた形の負担をしているというような形で維持管理負担金のほうが算出されてまいるものでございます。これも実績ということで、それに基づいた形の請求が参ります。その見込みで、今回補正をさせていただいているというものでございます。

すみません、今手元に基数の資料を持ってきたのですが、ちょっと今見つかりませんので、申しわけありません、失礼しました。33年度までの設置基数の種類の数字を、まず申し上げさせていただきますと、今年度途中までが448基という状況でございます。また、そのほかに寄附浄化槽というのもございまして、そちらが277基、こちらのほうを全体を維持管理をするというような、この事業の状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 実績もそうなのですが、さっき83ページに浄化槽、下水道事業債で、浄化槽の整備事業債が1,210万円減っているのです。ですから、これは基数の確定でこういう状況が起こってきているのだというふうに理解したのです。なものですから、今年度はどういう状況なのか、基数がどのくらい減っているのかということを知りたかったのですけれども、ご理解いただけますか。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 大変失礼しました。当初、今年度予定しておりました基数が45基で、そちらを確定の基数が32基ということで、その減少分、その分を町債のほうも減額させていただいているというものでございます。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、議案第17号 平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第17号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を168万3,000円追加をし、総額を5億4,276万円とし、事業費用を523万7,000円減額をし、総額を4億8,428万8,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を6,456万2,000円減額し、総額を2億53万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田上下水道課長。

〔内田恒雄上下水道課長登壇〕

○内田恒雄上下水道課長 それでは、議案第17号 平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書101ページをお願いいたします。平成30年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりご説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございます。今年度の実績見込みに伴いまして、料金を550万円減額し、補正後の額を4億7,132万円とするものでございます。

2目その他営業収益につきましては、設計審査及び工事検査手数料の対象件数の増加及び新設加入の増加見込みに伴い547万8,000円を増額し、補正後の額を2,903万5,000円とするものでございます。

次に、2項営業外収益、2目長期前受金戻入でございますが、決算見込みにより149万5,000円を増額し、補正後の額を3,802万9,000円とするものでございます。

3目雑収益につきましては、廃棄メーター売却処分単価の確定等により21万円を増額し、補正後の額を43万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費につきましては、今年度の県水受水費実績見込みにより100万円を増額し、補正後の額を1億983万4,000円とするものでございます。

2目配水及び給水費につきましては、廃棄メーター売却処分費分の274万4,000円を修繕費から減額するものでございます。

3目総係費につきましては、業務委託契約額の確定に伴い、委託料を647万2,000円減額し、補正後の額を1億446万4,000円とするものでございます。

102ページをお願いいたします。4目減価償却費につきましては、平成30年度決算額の確定により減価償却費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額54万9,000円を減額し、補正後の額を1億6,972万7,000円とするものでございます。

5目資産減耗費につきましても、同様に資産減耗費を再計算して計上するため、当初見込み額との差額219万1,000円を減額し、補正後の額を280万9,000円とするものでございます。

2項営業外費用、2目雑支出につきましては、不用品売却原価10万9,000円を増額

し、補正後の額を37万4,000円とするものでございます。

3目消費税及び地方消費税につきましては、仮払い消費税の減額により消費税及び地方消費税額を537万3,000円増額し、補正後の額を780万5,000円とするものでございます。

続きまして、3項特別損失、1目過年度損益修正損につきましては、過年度の水道料金について、不納欠損処分した23万7,000円を貸倒引当金繰入として繰り入れを行うものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。第1款資本的支出、1項建設改良費、4目配水本管施設費につきましては、本年度実施の配水管布設替え工事3件の実績見込みに伴い、工事請負費6,460万円を減額するものでございます。

5目量水器費につきましては、新規取り付け件数の実績見込みにより、量水器購入費を3万8,000円増額するものでございます。

戻っていただきまして、98、99ページをお願いいたします。平成30年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部、1の固定資産の(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までを合計した固定資産合計でございますが、39億2,378万3,110円となります。

2、流動資産ですが、(1)現金預金から(5)前払金までの流動資産の合計は13億6,038万893円となり、固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は52億8,416万4,003円となります。

続きまして、99ページの負債の部でございます。3、固定負債ですが、(1)企業債から(3)引当金までの固定負債合計が5億612万2,354円となります。

4、流動負債ですが、(1)企業債から(8)浄化槽使用料までの流動負債合計が5,844万9,068円となります。

5、繰延収益ですが、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の繰延収益合計ですが、7億885万2,226円となります。

負債合計につきましては、12億7,342万3,648円となります。

次に、資本の部の6の資本金でございますが、(1)固有資本金及び(2)組入資本金を合わせた資本金合計ですが、34億5,657万5,033円となります。

7の剰余金でございますが、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額からチの国庫補助金までの資本剰余金合計が2億3,376万124円となります。

(2)の利益剰余金でございますが、イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計でございますが、3億2,040万5,198円となります。剰余金合計につきましては5億5,416万5,322円となります。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計が40億1,074万355円となり、負債資本合計が52億8,416万4,003円となりまして、資本合計と一致するものでございます。

97ページにあります平成30年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 102ページの資本的支出の建設改良費でございますけれども、6,460万減額になりました。この減額となった理由、それから背景、お尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

大変大きな額の減額という形になりましたが、細部説明で少しお話しさせていただきました3事業につきまして減額をさせていただいているものでございます。

まず、町道1-14号の配水管布設替え工事でございます。こちらは、大妻女子高等学校の南側の交差点から西側に向かって470メートルほど水道管の布設替え工事を予定していたものでございますが、その区間の漏水の状況であったりとか、関連する管の老朽化、予定していた管の老朽化の状況を総合的に見直しをさせていただきました。不必要ということではありませんが、この際に、この工事でやる必要はないのではないかなというような再検討をした結果、延長を実際の工事区間を短くしたことによって、こちらの工事については減額したというものでございます。

それから、広野の322号線の配水管布設替え工事、こちらは発注箇所が廣野文化村の中なのでございますけれども、民家が密集している場所で、また道路付近も狭いところで、生活道路として生活を住民の方がしている中で工事をしなければならないという場所でございますが、こちら当初435メートルほどの延長で施工を予定しておりましたが、途中の空気弁の設置場所であるとか、あと近隣への迷惑等も考えて、一挙にやる

べきではないのではないかと、そういったことで実際短くしたということで、実際435メートルの延長から214メートルと半分の長さに短くしたということでございます。

それから、県道の深谷一嵐山線でございます。こちらにつきましては、工事現場内の一部にN T Tの地中ケーブルが、当初調査をしたときには実際に支障が出る場所というような確認ができていなかったものが、実際に工事をしていく上で支障が出てくるというようなことございまして、今回の工事の区間、その部分を除いた形で減額になっております。

それから、全体的に関係してくるのでございますが、今年度補正減をさせていただきました第3水源のエアチャンバーの更新工事というのがございました。その減額をさせていただいた理由が、第3水源から第2浄水場までの導水管の漏水があってというようなご説明をさせていただいたかと思うのですが、実際のところ、その漏水箇所の特定に非常に時間を要してしまったということ。本来、今年度やるべきこういった工事も、もう少し早く手をつけながらやっていくべきものだったというふうに思っておるところなのですけれども、その導水管は第2浄水場、第2配水池の導水管でございまして、そのカバーしている給水のエリア、それから第3配水池のほうにも補給水を供給しているものでございます。その動脈というような、そういったものの漏水だったことから、これを早期に発見して対応しなければならないというのが一番最優先ということで、職員のほうも当たっております。それが直接ではないにしても、そういったことも含めて、無理に延長、全てやらなくてもという部分も多少はありまして、実際のところ減額させていただいたという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) そうしますと、全く手がついていないということではなくて、3件いろいろと工夫しながら、距離を短めにしたり、N T Tの電柱のところを避けて周りをやったということで、一応とりあえず予定された工事はできたということでもよろしいですね。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 まだ3月中で、実際現場は動いている状況ですけれども、可能な限り職員も当たっているというような状況でございます。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 101ページの新設加入金なのですが、500万から加入金があるということで、これは一般家庭の分ということで見てよろしいのでしょうか。ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、受水費、県水を受水、100万ですよ。これで、全体で何%ぐらいになるのか。大体25%というふうに説明されてきたのですが、かなりふえるのではないかなと思ひまして、もしふえる……いや、聞いてからにします。また間違うと、次また言われますので。

次の不納欠損の関係なのですが、23万7,000円、これ件数と、やはりアパートが多いのでしょうか。ちょっとどんな状況で不納欠損になったのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

まず、加入金でございますが、アパートの建築が非常に多いような状況が続いております。一般家庭といえますか、アパート、集合住宅ですね、そちらのほうの増分と、それが主な増分でございます。

それから、県水の受水費でございますが、県水は第3配水池のほうに受水しております。そちらは工業団地のほうに供給をしている配水池でございますので、そちらのほうにふえているということなのです。その傾向があるのかなということなのですが、パーセント、割合については、議員さん先ほどおっしゃったような25%から30%の間ぐらいで、割合的にはそのぐらいで推移しているという状況でございます。

それから、不納欠損の関係でございますが、件数としては18件、18人ということで、一番多いのが居所不明です。アパートの方がほとんどだという状況でございます。それが、人数で言うと14人、それから死亡の方が3人、それから企業で破産というので1件と、計18件というような状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。アパートが多いということなのですか。いや、町長がこの議会の中で初日にでしたか、人口がふえているということで説明ありましたので、一軒家の関係なのかなと思ってみたのですが、そうですか、わかりました、

それは。

県水なのですけれども、パーセントはわからないのですね。そうすると、現時点ではどのぐらいのパーセントになるかというのは、25%ぐらいまでは、嵐山町は多いなと思いつつながら、多少は私も我慢してきたのですが、やはり自己水で賄えるわけですから、全額、全部、全量賄えるというふうに説明を受けていましたので、ただ何かあった場合に県水は必要だと思いますので、ある程度の量は必要だと思うのですが、3割までいってしまうと、ちょっと多過ぎるというふうに思うのです。

担当課としては、もう25%以下に抑えるということをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、パーセントがちょっとわからないので、わかれば……パーセントはわからない。そのちょっと努力の方向をしていくのか伺いたと思います。

貸し倒れの不納欠損の件、そうですね、ちょっとこれでは居所不明の人にとりにいくというのも難しいわけですので、わかりました。いいです。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 数字については、ちょっと手元に持ち合わせておりません。後ほど最新で示せる数字を確認いたしまして、示させていただきたいと思います。

それから、県水の受水につきましては、県水を導入する時点での県とのそういった関係で、一定量は受水していかなくてはならない部分もございますので、なるべく自己水で賄えれば確かにいいのですが、反面、常に供給を受けているということで、自己水のほうで何かあればそちらのほうをいただけるという、そういう安心を持っていただけるという部分もございますので、これは今のある程度の受水の割合というのは、同じような形でやらせていただくような形になろうかなというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 101ページの給水収益ですけれども、これは水道料金は具体的に下がっているけれども、県水の受水量はふえているということは、第3水源のほうの水道料はふえていて、市街地のほうが減少しているということで考えていいのですか。ここのところ、分けて見ないといけないのかなと思うのですけど。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

給水収益の減少の一番の大きな要因としましては、大口の利用が減ったということが大きく影響している部分があります。

そのほかにも、先ほど下水道特別会計のほうでもお話ししましたが、水の使用というのは節水型の機器の普及等によって減ってきているという、そういう傾向になりつつあるというような状況でございますし、個人の使用、人口が減れば、当然水の使用量も減ってくるというもので、要因としては考えられますが、今回の給水収益の水道料金の減額については、大口の利用料が減るという見込みで減額をさせていただくというものでございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。そうすると、大口のが減っているということは、花見台工業団地内の企業が減ったと。でも、そうすると何かうまくいかないのです。県水のあれはふえていて、花見台工業ではなくて、もっと別の大口の企業がこれを減らしたということですか。こここのところがちょっと、どうも1%ですから、内容的にはどういうことなのでしょう。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 お答えをさせていただきます。

花見台工業団地というようなことではございませんで、町全体の中で大口が減った結果によるというものでございます。花見台の工業団地のところは減ってはおりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、大口のものが何件ぐらい減って、そしてここで550万だから結構大きいなと思っているのですけれども、町全体の中で大口というのはどこを出すのだろうということ、大体検討はつくのだけれども、もっとほかのところが何件ぐらいあるのですか、大口が。何件かというので、減っているところというのは何件ぐらいあるのですか、大口で。

ほかのところは、花見台のほうは全然ふえて、これだとふえているということですよ。ということで、全体的にということだというふうな状況になっているのですか。やっぱり地域別に、第3水源はこの地域、あと第1と第2は向こうとなっているわけですから、そこのところはここでは出てこないのですけれども、具体的には

どういふふうなことになっていきますか、大口の件数でいくと。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 大口ということしか申し上げられませんが、2件が影響しているかなというふうを考えております。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成30年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第6、議案第24号 契約の変更について（嵐山町管理型浄化槽整備推進事業）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、契約の変更について（嵐山町管理型浄化槽整備推進事業）の件でございます。

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の施行に関し、消費税率の上昇分に対応する変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び同法施行法第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当技監から細部説明を求めます。

岡本技監。

〔岡本史靖技監登壇〕

○岡本史靖技監 議案第24号 契約の変更について(嵐山町管理型浄化槽整備推進事業)の細部についてご説明申し上げます。

議案第24号ですが、1の契約金額について変更するものでございます。内容につきましては、消費税率の上昇分に対応するため、買い取り費用及び維持管理業務委託費用を変更するものでございます。

議案第24号の参考資料をごらんいただきたいと思います。1の事業名から3の事業の実施場所、5の目標事業量までにつきましては、変更ございません。

4の事業期間につきましては、全体事業期間の変更はございませんが、浄化槽設置業務について、全体事業期間までとするものでございます。

6の契約の金額でございますが、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に変更されることに対応するものでございます。

(1) 買い取り費用ですが、(ア) から (エ) まで4通りの仕様ごとに、上段の金額が変更前の消費税8%を含んだ買い取り費用で、下段の金額が変更後の消費税10%を含んだ買い取り費用でございます。

参考資料裏面の(2) 1年間の維持管理業務委託費用ですが、保守点検及び補修業務では、5人槽、7人槽、10人槽とも同額でございます。

(ア) は、1年目の維持管理業務委託費用、(イ) は2年目以降の維持管理委託費用でございます。いずれも上段の金額が消費税8%を含んだ委託費用で、下段の金額が変更後の消費税10%を含んだ委託費用でございます。

なお、2年目以降の維持管理業務委託費用につきましては、維持管理経費のうち、修繕に関する材料調達費用について大量発注による調達メリットを考慮し、変更後の金額が減額となっております。次ページに、変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 先ほどの下水道の補正の話、答弁から聞きますと、そうす

ると現状では設置基数は448だから、500基の設置基数の目標はあと52基、それで維持管理基数ですけれども、700基が目標ですけれども、これ2つ足すと725基になるので、維持管理基数は既に目標を達しているというふうな形で、3年間で、大体1年間17基ぐらいずつを目標として計画を立てているということで考えればよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 目標基数の変更は、今回行っておりません。議員さん今おっしゃったとおり、建設部分についてはまだ目標に至っていないということで3年間延ばさせていただきましたので、3年間で目標は少なくとも達成できるような形で努力していきたいなというふうに考えております。ですから、そういった数字になろうかと思えます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もこれ、かなりあとの52基というのはすごく難しいだろうなと考えているのです。特に市街化調整区域の中でも、だんだん、だんだん、多分皆さん自分自身が高齢化して亡くなっていくことを考えると、全然変更する予定はないと思われる方もいらっしゃると思うのですが、52基というのは実際にどの程度の達成率で考えていらっしゃるのか、難しいかなと思うのですが。

○佐久間孝光議長 内田上下水道課長。

○内田恒雄上下水道課長 目標を本当に目指して努力するしかないのかなというようなお答えのようになってしまうのですが、実際のところ、合併浄化槽に転換であるとか、そういった意向を持っているお宅というのは、早いうちにもうこの趣旨をご理解いただきましてご協力いただいて順調に進んできたわけですが、だんだん、だんだんとそういうところも少なくなってきた、伸びが鈍ってきているというような状況で、いかに残ったところを少しでも早くやっけていただくかということなのですが、実際に高齢世帯のみで、その後住む予定がないとか、そういったところについては本当に難しいというふうに感じております。

それ以外のところで、少しでもこういった町の事業にご賛同いただける方をご協力いただきながら、設置基数を伸ばしていくというような姿勢で当たっていきたいというような考えでおるところでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 契約の変更について（嵐山町管理型浄化槽整備推進事業）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○佐久間孝光議長 日程第7 嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

嵐山町選挙管理委員に、奥山嘉章氏、遠藤幸男氏、初雁秀男氏、阿南恵子氏、以上4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました奥山嘉章氏、遠藤幸男氏、初雁秀男氏、阿南恵

子氏の4氏が嵐山町選挙管理委員に当選されました。

次に、同補充員には、第1順位長崎操氏、第2順位松本憲一氏、第3順位内田富江氏、第4順位山下晴美氏、以上4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位長崎操氏、第2順位松本憲一氏、第3順位内田富江氏、第4順位山下晴美氏の4氏が、順序のとおり同補充員に当選されました。

以上で、嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日、12日、13日、14日、15日及び18日は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月11日、12日、13日、14日、15日及び18日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時19分)

平成31年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第7号）

3月19日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 2 議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 3 議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 4 議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 5 議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 6 議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第 7 議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）
- 日程第 8 議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）
- 日程第 9 議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）
- 日程第10 議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）
- 日程第11 議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第12 請願第 1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願
- 日程第13 請願第 2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第16 発議第 1号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議
- 日程第17 発議第 2号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議
- 日程第18 発議第 3号 体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第 4号 公文書管理法の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第 5号 嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて

- 日程第 2 1 発議第 6 号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 2 2 発議第 7 号 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3 発議第 8 号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について
- 日程第 2 4 発議第 9 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について
- 日程第 2 5 発議第 1 0 号 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅原 浩行
書 記	新井 浩二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副	町 長
岡 本 史	靖 技	監
青 木	務 総	務 課 長
伊 藤 恵 一 郎	地 域 支 援 課	長
山 岸 堅 護	税 務 課	長
村 田 朗	町 民 課	長
前 田 宗 利	子 育 て 支 援 課	長
近 藤 久 代	健 康 い き い き 課	長
山 下 次 男	長 寿 生 き が い 課	長
杉 田 哲 男	農 政 課	長
山 下 隆 志	企 業 支 援 課	長
藤 永 政 昭	ま ち づ くり 整 備 課	長

内	田	恒	雄	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成31年第1回嵐山町議会定例会第22日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第25号 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)、議案第26号 町道路線を廃止することについて(公共工事)、議案第27号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)、議案第28号 町道路線を認定することについて(公共工事)、議案第29号 町道路線を認定することについて(開発行為)、以上5件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願、請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動

手段の確保を求める請願について審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので報告いたします。発議第1号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第2号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議、発議第3号 体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出について、発議第4号 公文書管理法の見直しを求める意見書の提出について、発議第5号 嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、発議第6号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について、発議第7号 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出について、発議第8号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について、発議第9号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について、発議第10号 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出について、以上10件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案10件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第1、議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森予算特別委員長。

[森 一人予算特別委員長登壇]

○森 一人予算特別委員長 それでは、朗読をもちまして審査報告とさせていただきます。

平成31年3月19日、嵐山町議会議長、佐久間孝光様。予算特別委員長、森一人。
委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定について。審査の結果、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書。

平成31年3月19日、予算特別委員長、森一人。

1、付託議案名。

議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月26日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月11日、3月12日及び3月13日の3日間にわたり審査いたしました。

(1)、3月11日の委員会について。

12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、健康いきいき課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、子育て支援課及び税務課の順で審査を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

健康いきいき課では、障害者生活支援事業内の生活サポート事業補助金が今年度予算において250万円まで減額され、扶助費においては地域生活支援事業が増額見込みとなっている。これは、ある事業所の事業廃止に伴っての事業展開であると思うが、具体的にどのような事業を行っていくのかという質疑に対し、現在、既に身体障害者1級から3級、知的障害者マルAからマルBの障害者手帳を持っている重度障害者の方には福祉タクシー券が発券されており、その方々以外の生活サポート事業を利用していた身体障害者4級から6級、知的障害者C級、県が指定している難病の受給者証をお持ちの方を対象としての（仮称）障害者等タクシー利用料助成事業としてタクシー券の発給を考えている。予算上では、高齢者外出支援タクシーの事業所と同様の6社を想定しており、その利用率等を換算して、250万円分を扶助費に盛り込んだという答弁でした。

総務課・会計課では、不当要求等対策事業において、どのような必要性があつての予算計上なのかとの質疑があり、町の仕事内容が複雑化してきており、難しい問題等

も抱えている状況がある中、職員を守るということ、また事業者に対して適切な対応をとるといった必要から、庁内だけではなく関係機関とも緊密に連携を図っていくために警察OBの方1人をお願いした。現在においては環境課に配属されており、土砂の埋め立てや太陽光発電による土地に関する問題や相談等に力を発揮してもらっているが、今後はこうした業務だけではなく、役場全体や職員の相談に乗っていただきたいという答弁がありました。

また、臨時非常勤職員管理事業において、どのくらいの臨時職員を予定しているのか、再任についてはという質疑に対し、21名の見込みであり、そのうちの再任については平成30年度と同様に考えているとの答弁でした。

地域支援課では、広域路線バス運行事業の増額見込みは、新たに熊谷・小川路線への負担分だと思うが、その詳しい内容はとの質疑があり、熊谷・小川間の路線バス運行を行っているバス会社から、その路線を廃止したいとの話があったが、小川町から継続を申し出て、熊谷市と協議を経て路線の赤字分を補うことになった。増額分は、3市町での乗客人数割と距離を案分しての増額計上という答弁がありました。

また、総合振興計画策定事業において、総合振興計画審議会の委員報酬12万円とあるが、委員会の人数構成と委員会開催について、それと総合振興計画基礎調査の内容はという質疑に対し、第6次総合振興計画は2カ年での策定を考えている。委員については、条例で決まっているとおり20名で、初年度の委員会開催は年1回を予定している。そこでは、総合振興計画策定方針、アンケート内容の確認をお願いしたい。基礎調査については、アンケートを経年でとるとわかりやすいというものもあり、基本的なところを押さえての過去と今との比較や現状把握、町民の意識等や近年の社会情勢を踏まえて、委託業者等と協議して進めていきたいとの答弁でした。

町民課では、マイナンバーは現時点で何枚ほど発行しているのか。今年度、国の交付金はどのくらいの発行を見込んでの交付金額なのかとの質疑があり、平成31年2月末現在において、嵐山町の交付数は2,202枚。交付金については、平成31年度のマイナンバー発行数の国における500万枚を想定とした額149億9,964万8,000円を嵐山町の人口規模に直して上限見込み額を設定され、地方公共団体情報システム機構で算定された金額が交付金額の390万1,000円になる。この金額は、人口規模によって算定されているので、枚数に換算するのは難しいが、400枚程度の交付ができればとの答弁がありました。

子育て支援課では、学童保育事業において、指定管理者制度になり町の負担が少なくなると思っていたが、増額計上の要因はとの質疑に対し、以前は支援員数が基準を満たしていなかった。指定管理となり基準どおりの支援員の配置をするに当たり、人件費が1,000万円ほど増額になる。町の一般財源分としては、昨年度の財源内訳と比較して136万8,000円ほど町の持ち出しがふえたとの答弁でした。

また、不妊治療支援事業の減額についてと、事業の周知・PRが足りないのではという質疑あり、平成30年度において治療が1件、検査が1件であり、実績を踏まえての減額計上で、周知・PRとしては事業の性質上、治療を必要としている方にどこまで干渉をしていくべきかなど難しい面もあるが、ホームページなどを使って、知らなかったということがないように、必要な情報が、必要な人にしっかり届けるように努めるとの答弁がありました。

税務課では、新年度、個人町民税は減ると予測しているわけだが、その根拠はという質疑に対し、平成30年度の課税状況調べをもとに算出しており、課税標準において給与所得、営業所得、農業所得についての合計額は変わらないのだが、年金所得者が多く含まれるその他の所得者のところが若干減っていて、合計が減となる。想定での話になるが、年金所得者はふえており、亡くなると遺族年金に移行して課税対象所得から外れ、その分が減る。また、年金額が低い方が働きに出て、給与所得があると多いほうを計上することになるので、給与所得者としてカウントされるために、今年に関しては、その他の所得者が減っているとの答弁でした。

(2)、3月12日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、教育委員会教育総務課及び文化スポーツ課の順で審査を行いました。

主な質疑と答弁は、次のとおりでした。

長寿生きがい課では、高齢者外出支援タクシー実施委託料について、予定している利用者数とその予算計上の根拠はという質疑があり、今回から対象年齢を75歳から65歳以上に引き下げを考えており、75歳以上が751人、65歳以上から74歳までが157人で見込んでおり、予測として75歳以上の方が667万3,000円、65歳以上75歳未満の方が64万5,000円で計上したとの答弁がありました。

環境課・上下水道課では、ぽい捨て・路上喫煙防止対策事業の巡回業務委託料と消耗品の内容はとの質疑に対し、委託先は未定だが、1名で週2回の2時間程度を予定している。消耗品については、のぼり旗を考えているとの答弁でした。

また、ごみ資源収集運搬事業の増額計上の要因はとの質疑があり、ごみ収集運搬事業者から平成30年11月において回収車両の代金上がり、燃料費も高騰、労務単価も上がっているため委託料の値上げのお願いがあった。全て要望どおりにいかないが、平成30年度予算計上額の2.5%を上乗せしたとの答弁がありました。

農政課では、農業用施設整備事業内において、県補助事業のため池調査は耐震点検だけになるのかという質疑に対し、西日本豪雨により、ため池の堤決壊により甚大な被害が出たことにより全国的に調査を実施するもので、規模としては、ため池から100メートル未満の浸水区域の家屋、公共施設があるもの、100メートルから500メートルの浸水区域内に家屋、公共施設があり、貯水量が1,000立方メートル以上のもの、ため池から500メートル以上の浸水区域に家屋、公共施設があり、貯水量5,000立方メートル以上ものには新たに基準が設けられて、これに基づき調査をするとの答弁でした。

また、林業振興事業における伐採委託料の内容と里地里山平地林再生事業補助金に伴う町の要綱等はあるのかとの質疑があり、古里地区・越畑地区・杉山地区・千手堂地区を中心に、家屋、公共施設の近くで町民に利用されやすい森林等を現地確認して整備していきたい。この補助事業に関しては、昨年度は1,500万円の県補助金であったが、平成31年度予算では1,200万円を見込んでおり、8月には発注となるので、それに向けて準備を進めていきたい。要綱等については、特に町独自の要綱等を定めなくても、県の実施基準を参考に場所の選定をして、町が事業主体となり実施していくとの答弁がありました。

企業支援課では、地域商業等活力創出支援事業を100万円から、また200万円にした理由はとの質疑に対し、内容としては、さくらまつり、駅前のにぎわい創出への支出や駅西の中心市街地24ヘクタール内の空き店舗を利活用する事業者に対しての補助金を見込んでいる。また、ラベンダー園オープンイベントへの出店をする事業者に対して、商工会員であれば、ここから一部を負担していく予定であるとの答弁でした。

まちづくり整備課では、平沢土地区画整理事業において、平成31年度は何を行う予定なのか、また終了予定はいつごろになるのかとの質疑があり、第7回事業計画書作

成委託と換地計画書作成委託、その後に清算金の事務関係を行う。平成35年度が終了予定となるとの答弁がありました。

教育委員会教育総務課では、学校教育 I T 推進事業の機械器具借り上げ料と工事請負費の内容はという質疑に対し、機械器具借り上げ料は、新学習指導要領に対応できる学習用の P C（タブレット端末）配備であり、国が示した教育 I C T 環境整備指針におけるステージ 3 に該当する 3 クラスに 1 クラス分の P C を配備できるものとして、台数については 150 台（3 校分）を考えている。この機械器具借り上げ料には、新規のものだけではなく既存のものも含まれていて、小中学校を合わせた金額となっている。工事請負費は、各小学校の L A N 環境整備を予定しているとの答弁でした。

また、学習支援教室運営事業の平成31年度における事業展開はとの質疑に対し、平成29年度は78名の参加、平成30年度は108名の参加で、参加希望全員を対象としてきた事業であり、受講生と保護者にアンケートを実施しての回答において、「続けて行いたい」と望むものが89%を超え、それを鑑みて平成31年度は参加者がふえると予測して130名を見込み計上したとの答弁がありました。

教育委員会文化スポーツ課では、放課後子ども教室事業において、いろいろと工夫をしながら事業展開をして、最近では参加者がふえていると聞いているが、平成31年度の予算立てにおいてどのように考えているかとの質疑に、固定メンバーで定期的に行っているスイミーというものと、土日が中心になるが、その都度に募集をかけてイベントを行うものがあり、スイミーだと延べ参加人数516人になる。平成29年度は、菅谷小28人、志賀小12人、七郷小1人という実績が、平成30年度は、菅谷小41人、志賀小14人、七郷小4人と着実にふえている状況。さまざまな事情や制限があり、参加したい人全てが参加できるというわけにはいかないところもあるが、いろいろと工夫をしながら努めていくという答弁でした。

（3）、3月13日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもと開会いたしました。

既に全課局に関する質疑が終了したので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、川口浩史委員、渋谷登美子委員、大野敏行委員、青柳賢治委員、長島邦夫委員の5人から届け出があり、その順に総括質疑を行いました。

質疑、答弁の概要は、次のとおりです。

学童保育室事業について、町職員が適宜に点検に行くべきであると思うが、また、保護者会は開催されているのか。指導員が集まらないことをどのように考えているかとの質疑に対し、学期に1度は各学童保育室を訪問し、実施状況について確認している。保護者会については、学童保育室ごとに開催しており、今後においても必要に応じて開催していく考えである。指定管理者の本部からの派遣により、人数が足りていないということではないが、児童のためにも同じ指導員が勤務してもらえるように、引き続きの募集努力と早期に支援員確保をしてもらえるように、指定管理先に対応を促していくという答弁がありました。

嵐山町において、公教育における保護者負担が大きい。小学生、中学生で保護者が学校に納付する金額はどのくらいになるのか。公教育経費の軽減策は子育て支援に必要な施策であると思うという質疑に、東京都教育委員会が示した金額の計算方法はわからず、その金額と嵐山町内の負担額を単純に比較することもできないが、町内の小中学校の保護者が負担しているおおよその金額で示すと、小学校6万2,000円、中学校8万8,000円となる。軽減策として新たに取り組むこととしては、平成31年度からは町内小学校3校が合同で修学旅行を実施、中学校においては今後2年間をかけて林間学校、修学旅行の実施学年をそろえ、どちらも合同で実施できるように準備していく。このことにより、宿泊代、バス代等の軽減を図る。体操着においても町内小中学校同一のものにできないか、校長会を通じて検討しているところである。今後においても、軽減に向けて校長会と連携して取り組んでいくとの答弁でした。

県支出金による里山・平地林再生事業において、上手に利用するために伐採後の管理をどうしていくのか、また、伐採後の管理ができていない方がいるが、そこには公助・共助も必要だと思う。タケノコが出る山であれば、ボランティア等に呼びかけて整備を手伝うことで、タケノコをもらえたりすることもいいと考えるがとの質疑に対し、伐採後の管理については、彩の国緑の基金、里山・平地林再生事業の実施に関する協定により、所有者が適正な保全管理や森林以外への転用禁止をうたっており、期間は協定締結日からの5年間である。その状況について、町は翌年度より現地確認をして県に状況報告をしていく。また、広報紙に里山の維持管理を推進する記事と適切な管理のお願い等を掲載して、所有者の啓発に努めている。提案された件については、体験型の取り組み事業として事業化ができるように検討していくという答弁がありました。

嵐山町が推し進める大胆な事業展開において、町が未来のために求められる意義についてどのように考えているかとの質疑に、大きく分けて5つのプロジェクトを抱えており、人口減少社会に対し、いかに活力ある住みよいまちをつくっていくか、そして次の世代にどう継承していくか、まさに近未来に向けた投資、イノベーションが始まっている。大きなプロジェクトを推進するには、「お金と人と時」があると思う。お金に関して言えば、岩澤町政は辛抱強く力を蓄えてきた。人に関しては、国・県とのパイプが過去にないほど太い。時で言えば、地方創生と活性化を進めるための財源処置が国においてなされている。そして、求められる意義については、過去を振り返って、花見台工業団地に投資されたお金が240億円、町として30億円負担している。インターチェンジには170億円かかっており、町として10億円負担している。その効果として、町に対する恩恵が年に5億円と見て、20年間分のリターンが100億円になる。雇用については、町内から約500人が雇用されている。また、平沢土地区画整理事業において、新しいまち、新しい商業ができてにぎわい創出ができていますが、この区画整理事業には一般財源で24億円かかっている。これを進められたのも、さきの花見台工業団地の恩恵がなければ難しかったと思う。超高齢化社会に対する社会保障費の財源、若者の定住促進にも大きく貢献していくであろうという答弁でした。

老人クラブの助成が毎年減少しており、高齢者コミュニティの低下につながると思う。その対策についてはとの質疑に対し、老人クラブの状況は、新たな入会者が少なく全体の会員数も減り、平均年齢も高くなっている。高齢化により、クラブの役員になる方がいなくて休止しているクラブもある。老人クラブは、高齢者の地域コミュニティにとって大変重要なものであると認識しているが、以前のようにクラブの拡大を図っていくのは難しいと考えている。対応策としては、介護保険の地域支援事業の中に生活支援体制整備事業があり、生活支援コーディネーターも委託し、新たな地域資源の開発や多様な主体の地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいる。また、町事業の卒業生が行っている自主活動グループへの参加や、現在力を入れて取り組んでいる「ぶらっと嵐トレ」等にも参加していただくのも一つの方法であると考えているとの答弁がありました。

次に、渋谷委員から、平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての議案に対し修正案が提出されたため、総括質疑終了後に、その提案説明を求め、審査に入りました。

修正案の内容は、次のとおりでありました。

歳出における2款総務費総額8億3,976万円を8億3,945万円に減額する説明は、1項総務管理費、11目人権対策費、19節負担金補助及び交付金では、部落解放同盟嵐山支部補助金40万円を31万円削減し9万円とし、62万9,000円を31万9,000円とするもの。

3款民生費総額19億3,476万2,000円を19億3,888万円に増額する説明は、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に新規事業(11)高校生等医療費給付事業411万8,000円を加え、20節扶助費を8,578万9,000円とするもの。

4款衛生費総額5億4,614万7,000円を5億2,440万3,000円に減額する説明は、1項保健衛生費、4目環境衛生費に新規事業(17)廃棄物減量等推進審議会運営事業90万円を加える。

2項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金の埼玉中部資源循環組合負担金2,621万円を356万6,000円に減額するもの。

10款教育費5億6,491万円を5億8,555万円に増額する説明は、1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料の(17)学習支援事業は新しい形を検討するため科目設定とし、376万7,000円を減額する。同じく2目事務局費に新規事業として嵐山町立小中学校の児童生徒の学習環境向上のため、小学生1万1,000円、中学生2万2,000円とする。公立小中学校学習支援費1,703万9,000円の計上とし、(22)学校給食費第3子補助事業として、20節扶助費に351万7,000円を計上するもの。

13款予備費1,776万3,000円を270万4,000円減額し、1,505万9,000円とする。

歳出合計は変更なく63億7,000万円とする修正案の説明がありました。

説明終了後、質疑討論はなく、採決に入りました。初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決となりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとするに決定いたしました。

これをもちまして、議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果について報告いたします。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 私は、日本共産党を代表して、2019年度一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

まず初めに、パワハラについてであります。パワハラがあったとして、3カ月の停職処分がありました。この問題で懲戒処分のあり方を聞こうとして総務課に行き、懲戒の種類の根拠となる法や条例をもらおうとしました。すると、青木総務課長は嫌がって出そうとしませんでした。こちらも引き下がらずに引き続き求めますと、仕方なく出したという状況です。また、私の一般質問がパワハラについてだけ一部認められませんでした。機微に触れないというものを越えた過剰反応であります。このような過剰反応には何かあるかと気づくのが普通であります。

ところで、議員には執行部を監視する役割があります。パワハラは本当にあったのか、あったとすれば処分は適正であったのかを見きわめないといけません。異常な過剰反応から、私はパワハラはなかったと見ておりますが、この真偽のほどは次に回すとして、処分を行うには公正に行わなければなりません。

ところがであります。記者会見した文書には、「業務の適正な範囲を超えて」とあります。適正な範囲を超えてとある以上、基準がなければなりません。それを聞いたら、厚労省が示した6類型の中にあるものと考えているという答弁でした。6類型はパワハラになり得る事例を示したものであり、基準を示したものではありません。こんなことも知らずに答えているありさまです。この答弁に間違いはないのか、また基準をつくるべきではないか、総括で質疑したところ、間違いについて答弁はなく、基準について社会通念上のことでつくるのは難しいというものであります。

今回の処分は、適正な範囲の基準がないもとの処分、つまり恣意的な処分であったということになります。前代未聞の恣意的な処分は絶対に認めることができないのは当然であります。また、このような処分のあり方を知ったら、職員は委縮してしまうであります。これで、よい仕事ができるはずがありません。働きにくい職場になることも問題点として挙げておきます。

次に、埼玉中部資源循環組合についてであります。裁判所の和解をほごにしての建設は、認めるわけにはいきません。また、建設費や運営費が異常に高いのも問題であります。資源循環組合議員が千葉県船橋市北部清掃工場を視察し、処理能力381トン

の焼却場建設費が149億円、運営費90億円であったということでした。稼働は2～3年前で、できて間もないものであります。

一方、中部資源循環組合は228トンの焼却量でありながら、建設費244億円、運営費を入れると457億円にもなっております。79億円も建設費が高くなっているわけであり、焼却量が低いのに、こんなに高くなっているわけであり、不正なことではないのか、正副管理者並びに組合議員は説明責任が求められていることを申し上げておきます。

次に、駅西口整備事業であります。大型バスが入れるロータリーの整備と総合振興計画との整合性がないことを質疑したら、昭和57年から整備計画はあるとの答弁でありました。しかし、大型バスが入れるロータリーの整備は総合振興計画のどこにもありません。また、費用対効果も見えていないことを指摘したら、事業費の1.2倍とか1.5倍とか見るのだということでありました。こんな乱暴な話はありません。大型バスが1日何台入り、乗用車が何台利用するという根拠が何もないで言っているわけであり、つまり、つくることが目的であるとしか考えられません。2019年度の本町の予算は1億9,200万円の赤字です。したがって、借金もふえ、2019年度末には72億円にも上ります。国の借金も1,000兆円を超え、さらに積み増すのが国の新年度予算であります。こんなことをしていたら、破滅の道しかありません。借金をふやすのは、町も国もやめることを強く求めます。

次に、学童保育についてであります。指導員並びに支援員が集まらないので、指定管理の業者にすれば集まるようになるという説明でありました。半年を経過しようとしておりますが、指導員並びに支援員が集まっていたのかというと、連日のように指導員並びに支援員がかわっている状況です。系列の他の学童保育所から来てもらっている状況です。したがって、指定管理の業者にしても集まらないことがはっきりいたしました。課長も認めたことは当然ではありますが、評価をいたします。

学童保育所は、子どもたちにとって家庭にかわる毎日の生活の場であります。2006年の国会で、当時の川崎厚生労働大臣は、「指導員には、できる限り継続して勤めてほしい」と答弁しました。この考えは普遍性があると思います。それは、指導員の活動として、子どもの安全確認、情緒の安定を図ること、遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことなど7つの項目が掲げられているからです。これらは、子どもの性格等を見なければできないことでもあります。指導員並びに支援員がころころかわるこ

とがないようしっかり見ていくことを求めます。

次に、企業奨励金についてであります。2019年度は1,100万円であります。企業名は、今年も答えがありませんでした。町民の知る権利に応えるべきであります。また、長時間労働や過剰なノルマ、残業代、給与等の賃金不払い、ハラスメント行為が横行するなどコンプライアンス意識が低く、離職率が高い、若者の使い捨てが疑われる企業、いわゆるブラック企業に支給すること、また支給後、このような企業と発覚したら返還を求めるように改めるべきだと指摘しても、改める考えがないことを答えました。地方公共団体がブラック企業を応援してよいはずがありません。もはや改めるだけでは済まなく、このような支給制度はやめるべきであることを申し上げます。

最後に、同和問題であります。同和問題は皆無であることから、法律ができたからといって続ける理由がありません。同和問題にかかわる事業はやめることを申し上げ、私の反対討論といたします。

○佐久間孝光議長 次に、賛成討論を行います。

第1番、吉本秀二議員。

〔1番 吉本秀二議員登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 政友会の吉本秀二です。ただいま森予算特別委員長から、議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計当初予算の審査結果につきまして採択されるべきものと報告がなされました。私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本定例会第1日目に、岩澤町長から平成31年度施政方針がありました。「活力と生きがいを創出する」、「子どもたちの未来を創出する」、「住みよい豊かな環境を創出する」という3つの基本方針のもとに、中長期的な視点からの4つの柱、「まちの活性化、産業の推進、稼ぐ力の創出」、「日本一の教育のまちづくりの進展」、「子ども・子育て支援」、「安全安心笑顔のらんざん」が掲げられました。この3つの基本方針と4つの柱を重点として、平成31年度一般会計当初予算が編成されたわけであります。

総額63億7,000万円と、平成30年度当初予算を1億6,100万円、率にして2.6%増の大きな予算となりました。予算特別委員会総括質問において、青柳委員から「積極予算が生まれ、大胆な事業展開が行われるが、町の未来のために求められる意義は」との質疑がありました。安藤副町長から、「人口減少社会の到来を嵐山町がどう捉えて活力ある住みよい町にしていくか、そして次の時代にどう継承していくか、まさに近

未来に向けた嵐山町の投資である。これから来るであろう超高齢社会の社会保障費の財源、若者の嵐山町定住といったものに大きく貢献していくことになると考えている」と、花見台工業団地及びインターチェンジがもたらした恩恵を例に引き、答弁されました。まさに副町長が答弁されたところがそもそもの原点であり、行き着かなければならないところだと認識をともにするものであります。嵐山町議会としても、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会において、それぞれのプロジェクトに対する調査研究も行い、またその都度、町から説明を受けながら、プロジェクトに対する予算及び関係条例等について議決をして進められてきているものであります。改めて副町長のご答弁を伺い、心強く感じた次第でございます。

それでは、主な点について申し上げます。

まず、総務費関係では、収税アドバイザーの活用であります。税は、申すまでもなく国民の義務であり、納めていただく方には収入、資産に応じ適切な額を納めていただかなければなりません。また、納められない方の見きわめも厳正かつ適切に行わなければなりません。その意味におきまして、税務課の職員には専門的な知識と職務執行力が求められます。この制度の導入は、目先の小さなものを指すものではなく、適正な収税業務を担える職員の育成であり、嵐山町の将来にとって大きな人的資産になるものと思います。104万円の報酬であります。実のある事業として評価させていただきます。

次に、まちの活性化、産業の推進、稼ぐ力の創出に見る事業であります。観光ラベンダー農園千年の苑事業、武蔵嵐山駅西口地区整備事業、地域活力創出拠点管理事業、花見台工業団地拡張事業、川島地区産業団地事業につきましても、冒頭で述べましたとおり人口減少社会を見据えた活力ある住みよい町にしていく嵐山町の投資であるという町の考えと共有するものであり、これらの事業の進展を支持するものであります。その中で、部分的なところではあります。嵐山町ステーションプラザ嵐なびの運営に関し、町民から課題についての声も多く聞かれていました。

私は、昨年、第4回定例会において、町の観光行政について一般質問させていただきましたが、本予算案に元気回復会議補助金名目で、嵐なびパート職員の人件費として330万円が計上されました。ステーションプラザとしての機能が強化され、武蔵嵐山駅利用者の利便性に寄与ができることとなりました。財政厳しい中でのやりくりだったと思いますが、やはり必要な部分には必要な手当てを欠かせないと考えます。こ

の投資は見える部分のみだけではなく、見えない部分での波及的な効果にもつながるものと評価しているところであります。

次に、子ども・子育て支援についてであります。私は、教育は子育てからだと思っています。胎教ということが言われていますが、広辞苑には、「妊婦が精神的な安定や修養により、努めて胎児によい影響を与えようとする」とあります。健康増進センター内に、本年4月1日から子育て世代包括支援センターが開設になります。まさに妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援がなされていくわけであります。また、子育ての過程において、さまざまな要因から支援を必要とする家庭や子どもに対し、相談等の支援を行うための子ども家庭支援センター「b&gらんざん」も本年4月1日から開設されるわけであります。埼玉県でも2番目の施設ということであり、こうした先進的なきめ細かな子どもや子育て家庭に対する施策のその先に、日本一の教育のまちづくりにもつながっていくものだと高く評価するところであります。

次に、日本一の教育のまちづくりの進展についてであります。町民の中には、何をもって日本一と言うのかとの疑問の声も聞かれます。私は、その都度、数値を捉えてそれに向かうものではない。きょう、あしたの教育がどうこうではない。高い旗印かもしれないが、比企郡一、埼玉県一では旗印にはならない。日本一という旗印を掲げることで、教育の質に、高さに向かって町全体が常に意識をして努力していくところに意義があり、10年先、20年先の嵐山町の教育の質がどのようになっているのかが重要だと説明させていただいております。

本予算の教育費を見ますと、学校教育ICT推進事業として4,337万円が計上され、小学校におけるタブレットPCが導入されます。小学校の学習指導要領が全面実施される前にICT環境が整備され、ICT支援員による教員のICT指導力のスキルアップに向けた具体的な対策がとられていることも確認できたところであります。

また、小中学校の英語学習内容の充実を図るため、英会話講師が2名から3名に増員され、小学校でのネイティブな英語による学習対応が図られるということであり、学校教育の質を高めるための事業として高く評価をいたすところであります。

なお、学習支援事業であります。年々好評を得、平成31年度は130人程度を見込んでいるということでもあります。公教育、私教育の観点から公平ではなく、各学校を使用して行ふべきとの質疑もありました。私は、現在のほうが適していると考えています。私塾との関連性もあり、また指導ボランティアの確保も厳しいものがあります。

さらに管理上の問題点も考えられます。もともと私塾の学習塾に通っている子どもも多いわけで、この支援事業はさまざまな事情で塾に通えない子どもも含めて、希望する子には誰でも支援が受けられるという趣旨で行われているもので、不公平ということは当たらないと考えています。当初1,116万円が計上されての事業を、教育長、教育総務課長等のご努力の中で300万円、400万円規模の事業費で実施されているものです。この事業の継続については、経過も踏まえて高く評価いたすところでございます。

まだ他にも評価すべき施策、事業も多くありますが、特に強調したい部分を絞って申し上げたところでございます。限られた財源の中で、各担当課局の皆さんには大変ご苦労されたことがうかがえます。その努力に対して敬意を表するものであります。

そうしたことを承知しながら、1点お願いを申し上げます。総括質疑で長島委員から老人クラブの活性化について質疑があり、大野委員から高齢者外出タクシーについての質疑もありました。また、NPO法人生活サポートわかばの解散に伴う障害者、要介護者、外出支援者の問題も浮上し、町では外出支援タクシー券の予算を計上して対応することとしておりますが、これまでのような外出支援の確保に至っていない状況も見られます。高齢者、障害者、要介護者、生活困窮者に対する生きがい等の福祉施策が後退しないよう配慮をお願いいたします。

終わりに、私は常々厳しいことを申し上げさせていただいておりますが、役場や議会、議員に対する町民の目も決して甘いものではないと思っております。本年早々、不祥事案が全国に配信され、町民にご心配をおかけすることとなりました。本来の意味とは異なりますが、災い転じとか、雨降ってとかのことわざもあります。これを糧として、職員の皆さんが心身ともに健康に努められ、一丸となって町民福祉のために頑張ってくださいをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 続いて、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、渋谷登美子です。反対討論を行います。平成31年度の当初予算に反対しますが、3つに絞って討論いたします。

1つ目、稼ぐ町ファーストの予算編成のことです。花見台工業団地に続いて川島地区工業団地、千年の苑ラベンダー園のオープンに向けての諸事業、そして観光事業を拡大するための駅西口の開発と、嵐山町の金稼ぎの手段がめじろ押しです。

四半世紀前の工業団地造成時の時代と人口縮小時代、そして成熟社会の時代と、今時代状況の読みが違ってきています。嵐山町の現在の職員数と財政で、さまざまな事業を詰め込んで他の部門にしわ寄せがいくことに危惧を感じています。かつての戦争時代の「欲しがりません勝つまでは」の戦争標語と同質のものを、私は今の嵐山町の予算編成に感じております。特に福祉面、子育て環境の充実、環境面での負荷が大きくなっています。未来型のまちづくりは循環型社会をつくることから始めるべきことですが、その視点が弱く、稼ぐ町ファーストの予算です。

若者の定住促進は、企業を誘致することではなく、若い人が社会参加できる、文化活動できることが必要です。子どものための新規事業としては、第三の居場所事業、子育て地域包括支援センターの実施などあるのですが、国の政策と民間事業の政策です。30年来の子どもたちの保護者の要望である町立幼稚園の3年保育実施については、要望がないかのように切り捨てています。保育園事業と幼稚園事業は、日本の縦割り省庁の中で保育園の定数をふやしても、3歳で幼稚園に行かず、4歳になるまで家庭で過ごす子どもも多くいます。福祉面では、特に移送サービスで多くの人の足を助けていたNPO法人も経営困難で事業をやめることになりました。こういった問題が、稼ぐ町ファーストの問題としてあります。

2つ目は、これから嵐山町に30年以上の負荷をつくる埼玉中部資源循環組合事業への参加と、その経費負担です。31年度は2,621万円の予算ですが、建設費、運営費が加わると膨大な負担額になります。一度焼却施設に構成団体として加わったら、30年間はごみを燃やし続ける政治を行わなくてはならないという責務を持ってしまいます。町長は、このことに関して、以前は「やってみなくてはわからない」と答弁していますが、実際に財政負担額が高額であることがわかってくと、困難であることがわかってくと、9市町村で始めたことだから、議会が賛成と決定していることだからと、将来に対しての財政の責任を回避しております。

9市町村の焼却ごみの実施状況はさまざまです。実際は、東松山市は容器包装リサイクル法でごみ分別していますが、汚れたプラスチックは30%ぐらい戻されてきて、今一般ごみとして焼却されています。大型廃プラスチックは、壊して焼却することになっています。このような処理は、地元の環境を悪化させます。吉見町大串地区は、32年前の裁判の和解で焼却施設を建設することができない地域であるのに、無理やりここに進めているのです。しかも、ハザードマップで2メートルから5メートルの浸

水地域になっています。高い場所に施設を建設しても、道路が浸水された場所にあれば運搬することができません。

嵐山町の収集運搬費は、今の2.5倍になります。施設建設費は、日本の平均的な施設建設費の1トン当たり5,200万円を大きく上回り、8,900万円と計上されています。運営費も、平均金額1炉当たり2億円が、3億3,000万円として予算計上されています。無理をして稼ぐ町ファーストのまちづくりをしても、人口減少化時代、30年後の嵐山町には過大な負債を残します。

小川地区衛生組合管内で多様なごみ処理を調査研究し、地域でできるごみ処理を実施し、循環型社会を形成することで、ジョイント企業に支払う莫大な税金を地元に戻元することができます。埼玉中部資源循環組合でのごみ焼却は、事業者選定条例で選ばれた企業に企業ファーストのまちづくりを進めてしまい、企業に莫大な税金を流し込みます。ごみ処理施設は、建設、大きな土木工業事業です。9市町村で決めたことだからと言って、引き返すことをしないで判断を誤り予算を執行するのは、将来の嵐山町に対しての裏切りです。

3つ目です。学習支援のあり方は、公教育にこそ税金を使うべきであって、私教育に税金を使うべきではないと考えています。今現在、嵐山町の学校教育、公教育に係る親の負担は、小学校で6万2,000円、中学校で8万8,000円、これは制服などなしです。大きな金額になっています。学習支援教室への380万円の予算は、参加できる子どもにとっては評判がいいものであるかもしれませんが、本来学校教育は学校において行うべきものです。学力の底値を上げ、嵐山町の学力テストの平均点を上げることは、子どもたちへの支援ではありません。単に町長の公約、日本一の教育のまちなするを、学力テストでの実績を上げる実現方法の一つです。

公教育であるにもかかわらず保護者が負担している学校教育への負担を少なくし、保護者の考え方で保護者が私教育に自分のお金を費やすことが本来です。学校ごとの地域放課後教室や地域ふれあい教室で、子どもの学習支援や学力の底上げを図ることで、地域の高齢者や地域の若者が嵐山町に残って地域活動に働きかけることができます。地域力づくりに子どもと大人がかかわる事業に、もっと学習支援を活用すべきです。学校側は、地域の人が学校に入ってくることで新たな関係性をつくらなくてはならず、負担だということなのでしょうが、地域づくりは学校、学習支援も巻き込んで最初から手づくりでやっていく姿勢が必要です。それが、日本一の教育のまちな

がると考えています。

嵐山町の平成31年度の予算は、公で考えるべきことを、例えば学童保育の指定管理、学習支援教室、D B O方式の埼玉中部資源循環組合への予算など、民間に任せるという視点が強く、企業ファーストです。もう一度、公とは何か考える時期に来ています。

以上、反対討論とします。

○佐久間孝光議長 最後に、賛成討論を行います。

第12番、安藤欣男議員。

[12番 安藤欣男議員登壇]

○12番（安藤欣男議員） 世界経済は、先行き不透明な状況が増してきました。イギリスのEU離脱は混迷を深めておりますし、米国と中国の経済摩擦は解決の見通しがますます難しくなっております。我が国への直接的、間接的影響が出てきております。政府や日銀による適切な経済対策を望んでやまないものであります。

そうした状況下ですが、本年は平成最後の年であります。来る5月1日からは、新しい元号が始まります。しかし、全国的には、今新たな課題ではなくなりましたが、少子高齢化が進行し、人口減少が進んでいます。我が嵐山町においても大きな課題として、その対策をベースとした政策展開が求められています。岩澤町長が果敢に積極的に取り組んでいることは、高く評価するところでもあります。

私は、平成31年度一般会計予算案に対して賛成の立場で討論を行います。

平成31年度一般会計予算は、歳入歳出総額を63億7,000万円とし、前年度比1億6,100万円の増であります。率にいたしまして2.6%増の予算額となりました。歳入を見ますと、町税は、個人町民税は減額、法人町民税は増額、固定資産税は個人、法人ともに増額を計上しています。

地方交付税は、交付額を前年度当初予算比5.3%減と見込んでいます。一方、国庫支出金では、国が取り組む子どものための教育・保育給付費負担金の増額、防災安全交付金と都市再生整備交付金の増額があります。県支出金においても、子どものための教育・保育給付費負担金の増、障害者自立支援負担金、農村地域及び農業水路等長寿命化補助金、防災・減災事業費補助金、文化財保存事業補助金の増額など、前年比6,079万6,000円、14.5%増としています。地方債の活用や財政調整基金からの繰り入れによりまして財政不足をカバーしているところですが、国、県の事業を積極的に活用した政策展開が見られます。

歳出を見ますと、人口減少に歯止めをかける、また町の将来展望を切り開く、そのため、近未来の嵐山町づくりの意図があちこちに見られます。

まず第1に、町の活性化、産業の推進、稼ぐ力の創出のために取り組んでおります。地域活力創出拠点として、ステーションプラザ嵐なびが昨年5月オープンしたところですが、町の玄関口としてなお改善すべき課題解決に取り組むため、元気回復会議補助金330万円が計上されまして、嵐なびの効果が一層出てくることを期待したいと思っております。

また、嵐山駅周辺整備事業、駅西口地区整備事業が進められます。昨年6月プレオープンした千年の苑ラベンダー園に関しましては、本年6月、本格オープンを予定しております。そのオープンに向けて、費用や今年度事業費補助金など6,608万8,000円が計上されました。町民の稼ぐ力の原動力となることを期待しています。

花見台拡張工事は、県企業局の手によりまして、いよいよ工事が着手されます。インターランプ内の民間事業者の手による工事が進められておりまして、完成しますと関越高速道路からの町の玄関口でありますので、活気あふれる町となるということを期待しております。

第2は、教育のまちづくり、子ども・子育て支援に取り組んでいます。国の新学習指導要領の実施を受けまして、学校教育IT推進事業を活用し、小学生のICT教育が進められ、特別教室を利用した各小学校に50台ずつタブレットパソコンが導入されました。タブレットの活用指導が始まります。

健康増進センター内には、子育て世代包括支援センターがオープンします。妊娠期からの切れ目のない子育て支援が実施されます。新しく第三の居場所づくりとして、子ども家庭支援センター「b&gらんざん」も開設が予定されております。10月から幼児教育無償化が実施されます。そのための施策が講じられることになりました。また、学習保育室指定管理委託料5,682万9,000円が計上されています。児童が安心安全な放課後を過ごすための支援が行われます。

第3には、町民の安全安心のまちづくり、高齢化社会への取り組みが進められています。防災行政無線のデジタル化更新事業では、工事費3億8,670万5,000円の経費が計上されておりまして、町民の安全安心のための事業が進みます。まちづくり整備課では、幹線道路整備、道路修繕事業、生活道路整備が進められます。

また、高齢化の進展では、本町の高齢化率は32.2%になります。高齢者に対する支

援は欠かすことができません。シルバー人材センター補助金の計上、また高齢者外出支援ではタクシー券助成の対象年齢を65歳以上に引き下げ、利便性の向上を図ることとなっています。

障害者生活支援事業では、地域生活支援事業に621万7,000円を計上して、タクシーを利用した移送対策が実施されます。

平成31年度は、前年度からの継続事業が7件、主な新規事業、工事等が14件となります。職員の仕事量は増加をせざるを得ません。また、町民からの要望は増加することが想定されますが、今嵐山町は新しい時代に進んでいます。職員の皆様方には、一致団結したご尽力を期待してやみません。

以上申し上げ、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成31年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第2、議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第3、議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第4、議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第5、議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特

別会計予算議定についての件及び日程第6号 議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森予算特別委員長。

[森 一人予算特別委員長登壇]

○森 一人予算特別委員長 それでは、朗読をもって審査報告とさせていただきます。

平成31年3月19日、嵐山町議会議長、佐久間孝光様。予算特別委員長、森一人。
委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきものの。

議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。
予算特別委員会報告書。

平成31年3月19日、予算特別委員長、森一人。

1、付託議案名。

議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月26日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されまし

た上記予算議案5件について、3月14日に議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の審査を12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに審査しました。

(1)、3月14日の委員会について。

議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査しました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

特定健康診査等委託料において、受診率はどのくらいだったのかとの質疑に、平成31年2月27日現在において42.5%となっているとの答弁でした。また、国保制度が広域化になり1年が経過したわけだが、担当課として事務の負担軽減はあるのかという質疑に対し、現状においては事務のほうはふえている。従前どおりに国への特別調整交付金等の申請書類等を提出しており、県でも市町村でないと詳細にわからないので市町村で行っている。また、医療費関係においても、途中の補正で過去1カ月の平均額等を見込んで町独自で計算して、国の32%分の交付金等を踏まえて予算を計上していたが、今はそれを県において市町村全体の医療費予測を立て、市町村で行った国への申請書類等を取りまとめ、そこから国へ申請して32%分をもらいやりくりしている。広域化によりふえたのは、前情報を詳しく調べて県に報告する業務がふえたとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

後期高齢者医療広域連合納付金がふえている要因と疾病の状況はという質疑に、積算の段階で単純に被保険者が増加というところであるが、まだ広域連合から要因については示されていないので、今後において当初予算が固まってくる中ではっきりしてくると思う。また、嵐山町において件数が多い疾病は、循環器系、消化器系、目及び付属器、筋骨格系、内分泌・代謝疾患の順で多く、費用額では循環器系、新生物、消化器系、筋骨格系、損傷その他の順になっているという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

施設介護サービスにおいて、施設の入所待ちの方はどれくらいいるのかとの質疑に対し、平成30年5月現在で約20人であるとの答弁でした。

また、嵐山町における介護保険料4,500円は、比企郡内で比較しての状況はという質疑に、滑川町5,300円、小川町5,000円、川島町5,500円、吉見町5,300円、鳩山町4,000円、ときがわ町5,600円、東秩父村6,955円、東松山市4,900円という状況である。ちなみに、嵐山町の介護保険料は県内4番目になるという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

下水道使用料、浄化槽使用料の平成31年度予算の計上見込みについての内容はという質疑に対し、下水道使用料は水道使用量に応じて2カ月に1回の徴収で、1回当たり4,750件の6回で2万8,500件の算定になる。大きな事業所については申告事業所であり、こちらの金額も加味した使用料収入である。浄化槽使用料においては、今までは2カ月当たりの使用料の単価を積算して、今までの整備基数と次年度の予定整備基数を合わせた基数に単価を掛けて積算をしていたが、今までの予算に比べて収入に差があったので、もともとの単価を多く設定し過ぎたということもあり、多少、使用水量を落として、なるべく入ってくる実態に合わせた予算にして、昨年度よりか500万円近く下げたの計上で、基数においては774基の6回で4,644基の算定との答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査しました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

コンデンサーの処分・運搬の委託内容はとの質疑に、嵐山町の浄水場設立時の昭和46年から約34年使用されたもので、平成17年に取り外してから第1浄水場で今まで保

管されてきた、P C B の処分は、中間貯蔵環境安全株式会社というところで順番待ちをしなければならず、平成31年度において処分をお願いするものである。運搬については、指定業者が何社かあるが、極力県内の近い公共団体で同じく処分を考えているところとあわせて4月以降に契約をして進めていければという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとするに決定いたしました。

以上により、議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件外4議案について、全て審査を終了いたしました。

これもちまして、本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第19号から議案第23号までを一括して行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごと議案第19号から順次行います。

まず、議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成31年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成31年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成31年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより第22号 平成31年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○佐久間孝光議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を

行います。

討論の届け出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成31年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○佐久間孝光議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で平成31年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第25号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第7、議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件、日程第8、議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）の件、日程第9、議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件、日程第10、議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件、日程第11、議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

大野総務経済常任委員長。

[大野敏行総務経済常任委員長登壇]

○大野敏行総務経済常任委員長 それでは、さきに付託されました議案第25号から29号の委員会審査報告を申し上げます。

平成31年3月19日、嵐山町議会議長、佐久間孝光様。総務経済常任委員長、大野敏行。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成31年2月26日付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）。

議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）。

議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）。

議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）。

議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行爲）。

それでは、朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

本議会において、総務経済常任委員会に付託を受けました、議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）、議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）、議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）、議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）及び議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行爲）の5議案について審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、2月28日午前9時30分から開催いたしました。当日は、説明員として藤永まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換、採決という日程で審査を進めました。

審査経過について。

議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件は、町道越畑282号線及び町道越畑283号線です。接続する町道1－3号線の整備により、延長が変わるため廃止するものです。

議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）の件は、町道鎌形401号線です。千年の苑ラベンダー園の駐車場となるために廃止するものです。

議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件は、町道越畑282号線、町道越畑283号線及び町道川島214号線です。町道越畑282号線、町道越畑283号線は、議案第25号にて廃止した路線の延長、幅員を変更して認定するものです。町道川島214号線は、昭和58年に寄附を受けていたものが認定されていないことが発覚したため認定するものです。

議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件は、町道鎌形歩道1号線です。千年の苑ラベンダー園の中に見晴らし台の歩道橋を設置する歩道整備事業に伴い、新規に認定するものです。

議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件は、町道菅谷280号線です。民間の宅地開発により整備され、新規に認定するものです。

説明後、直ちに現地確認を行い、帰庁後、質疑を行いました。

質疑は、内容の確認に関するものが各委員よりあり、質疑終了後、説明員に退出いただき、意見交換を行い、特に指摘事項等はなく採決に移りました。

採決の結果、議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）賛成全員、議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）賛成全員、議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）賛成全員、議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）賛成全員、議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）賛成全員。

よって、本委員会は、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号の5議案全てを原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で、総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第25号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第26号 町道路線を廃止することについて（公共工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第27号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第28号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第29号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第12、請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、付託になりました請願につきましての報告をさせていただきます。

嵐山町議会議長、佐久間孝光様。平成31年3月19日、文教厚生常任委員長、松本美子。

請願審査報告書。

本委員会に平成31年2月26日に付託されました請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

請願第1号ですけれども、農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願。

審査の結果は、採択すべきものであります。

委員会の中を少しご報告をさせていただきたいと思います。

請願第1号の農事組合法人「セイメイファーム」の関係でございますけれども、これらから発生する悪臭・汚水などの対策についての請願の審査の報告の内容になりまされども、本委員会において、文教厚生常任委員会へ付託されました請願第1号農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願について、審査経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、平成31年3月1日、午後1時30分から会議を開催し、請願第1号の審査を行いました。

当日は、請願者を代表して、杉山区長、内田幹夫氏と初雁秀男氏、初雁寿美子氏、杉山貞夫氏が説明者として、また川口浩史議員が紹介議員として、行政側の説明員といたしまして安藤實副町長、環境課 千野政昭副課長、農政課 杉田哲男課長に出席をいただきました。説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めました。

審査経過についてでございますが、まず紹介議員の川口浩史議員より当日配付の資料を含め説明等がありました。今回の請願の趣旨は、大字杉山の農事組合法人「セイメイファーム」敷地内から発生する鶏ふんを原因とする悪臭、鶏舎に設置された送風機による騒音、鶏ふん混じりの雨水排水が隣接する個人所有のため池に流入している

といったことにより、地域住民が被害を受けており、そのことに対する改善対策を実施するよう企業側に対し行政の指導等を求めるものであります。川口議員の説明後、請願者からの補足説明等がありました。

説明後の主な質疑応答では、最近の企業側の対応の変化、地域住民と企業との話し合いの状況等の内容について確認がされました。

その後、町執行側の説明員に出席を求め、杉田農政課長より企業への指導状況を、千野環境副課長より平成30年度に行われた改善勧告・報告の説明後、質疑が行われました。

説明員の退出後、委員の意見交換については、請願事項の3項目ごとに行いました。

委員からの主な意見であります。まず1項目めにつきましては、町からの説明では既に実施済みの対策もあるとのことであり、施設も変更されている部分があるとのことなので、平成25年の報告書とおり実施を指導してほしいという内容は採択すべきでない。

指導については、引き続き必要であると思う。

では、2項目めについて、平成30年度の測定結果では基準をクリアできている項目もあり、全てについて改善を求めるのは疑問である。

地域住民との共存共栄が大切。調査を継続していなければ行政側も説明ができないので、調査を継続すべきである。

3項目め、前向きな話し合いができるよう、しっかりとした行政指導をお願いしたい。

企業の社会的責任について指導できるのは行政のみだと考えます。

その後、直ちに採決に移りました。

採決の結果、請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願の件は、賛成多数により採択すべきものに決しました。

なお、採決終了後に少数意見の留保をしたい旨の申し出がありましたので、その旨了承し、委員会を終了をいたしました。

なお、請願採決に当たっては、町長に対し請願の送付並びに処理経過及び結果報告を求めたいと思います。

以上で報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

次に、本委員会において青柳賢治委員外1名から、会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

青柳賢治委員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 議長から指名いただきましたので、本請願に対しまして少数意見報告書を朗読させていただきます。

平成31年3月1日の文教厚生常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1、請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願。

2といたしまして、意見の要旨でございます。

農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願は、採択の結果です。これは、願意を重視しての結果と受け止めます。しかし、請願として採択するには、以下のことについて適当でないと思います。

まず、項目1の「平成25年9月10日の「環境改善報告書」の通り、早急に実施するよう指導してください」という内容では、雨水対策やコンポスト脱臭槽の整備等、既に実施済みであったり、方法が変更になった内容が含まれていること。

項目2の「「セイメイファーム」から発生する臭いと、川や池についての水質検査及び養鶏場からの騒音などを引き続き調査し、改善してください」という内容についても、測定結果が基準を満たしている項目もあること。

項目3の「企業の社会的責任を追及し、強力で迅速な行政指導を行い、住民にだけ犠牲を強いることのないよう、一刻も早く安心できる生活を保障してください」という内容につきましては、企業側も対策を実施しているにもかかわらず、企業努力の点が全く評価されておらず、「住民にだけ」という表現を使っていること。

行政は全ての町民に公平であるべきです。また、この問題については、地域住民と企業との「共存共栄」により解決に努められるべきことであります。

以上、報告させていただきます。

○佐久間孝光議長 少数意見の報告が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） このセイメイファームの問題に関しては、私が議員になる前、30年以上前からこの問題はあります。そして、私はよくわからないのですけれども、「測定結果が基準を満たしている」ということですが、基準を満たしていても住民の皆さんは困っているということではないかと思うのですが、その点について単純に基準を満たしているというのはどういうことなのか。基準を満たしていても、皆さんが困っているのであればですから、基準を満たしていればそれでよいという形で報告をするのであるならば、それは私は住民に対しての問題でありますし、議員としては企業側に立つだけではなく、そして企業は30年間もこのような状況を放置していて、そしてこういうふうな請願が出てきているわけですよ。何回目の請願になるかと思うのですけれども、この点についてどのように判断されて、こういった報告書を出されているのか伺います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに渋谷議員が議員になられる前ぐらいからのことだったでしょうし、私もこのことについては、かなり現地にも行って調べたりしてきました。

それで、今回この請願が、恐らく嵐山町議会では始まって以来の傍聴者がおいでいただいて、非常に中に入り切れないぐらいの傍聴者でございました。まず、その点をびっくりしたのと含めまして、基準というのはやはり数値ですから、それが満たされている基準もあることも事実でしたので、私はその基準が満たされていないという請願の趣旨というのはやっぱり間違っているのではないかと。そして、私も願意、その杉山の皆さん、区長さんが初めて判こも押されて出されている請願でございましたので、そういったものを確認させてもらいましたけれども、やはりその辺のところは、要するに企業だけがあれでなくて、やはり町としてその中に住民も、業者、企業さんもいたりするという中で、やはり共存共栄というものを図っていただくということのためには、やはり今ここでいろいろと説明を受けた中で、セイメイファーム側のほうにも、ある程度企業の経営者の中でいろいろな動きがあったというようなこともあります。

そういった中で、やっぱり対応が十分できたかどうかということは、私もこうだったということは言い切れませんが、私としてみれば、やはり公平の立場に立って判断したときに、住民のお気持ちは十分わかりますけれども、これを請願として採択することについては不適當だろうというふうに判断させていただきました。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 基準を満たしていたら、住民の生活環境が守れるかということが問題だと思うのです。そのところで基準を満たして、どういう項目が基準を満たしていたのかどうかわかりませんが、私は今でも思いますけれども、平沢2区に住んでいますと、平沢2区の上のほうまでもにおいがしたりします。それから、玉ノ岡中学校では、参観日に行くはずとにおいがしていたりというふうな状況があります。

そういうふうな中で、企業の努力がどの程度あったかというふうに言うと、この平沢2区の上まで来るということは、とても大きな問題が今でもあって、その企業努力はどの程度なされていたかと。その企業努力の判断というのは、私にはわからないのですけれども、少なくとも平沢、周囲の方だって生活ができない。洗濯物を家の中に入れてしまわなくてはいけないというふうな状況の中で生活されている中で、この企業努力があるから公平性が保たれていないと企業努力だけを認めて、その企業努力は、少なくとも洗濯物が毎日の生活の中で家の中に入れていかななくてはならないような状況というものが改善されているような基準ではないかと思うのですけれども、その点についての基準というのはどのように考えられているのか。特に平沢2区や、それから役場にも早朝来るとにおいはありますよね。そういった問題を無視して、ここのところで「地域住民と企業との共存共栄により解決を求められるように」というふうなことというのは難しいのではないかと思うのです。

地域の方たちは、養鶏場を営んでいるわけではないのです。そういった地域の方たちは自分たちで生活をしていて、その場の中においが来ていて、騒音があって困っているのです。そのところで地域住民と企業との共存共栄というのは難しいことではあると思うのですが、この点についてはいかがなのでしょう。地域住民と企業との共存共栄というのは、地域住民にこれ以上やはり我慢するよということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） 我慢とかということではなく、やはりいろいろ長い間の努力もあったわけです。企業が上って、平成25年にもあったり、その前17年にもあったりしているわけです。17年の当時は四千何百人のやっぱり請願者のいわゆるそれを願意として町で取り扱ってほしいということで議会へ上がったわけです。

今回は、杉山区の人たちが二百数十名だったわけですし、やっぱりそこまで企業側が、実際にあの中に入って見てわかることは、いろいろとやっぱりシートを含めたり、いろいろ設備投資もかかるわけです。やっぱり企業も生きていかななくてはならない。当然、周りの住民も生きていかななくてはならないですよ、町の町民は、企業としても。やはりそこは考えたときに、どういう視点に立つべきかということが議会の判断なのです。

私は、十分説明になっていないかもしれないけれども、いろいろな企業側の努力的なもの、やはりここで経営者の中でも体調を崩されてかわったりしているようなこともちょっと聞いています。その中で、不十分だというようなこともあるかもしれませんが。ですけれども、人間は神様ではありません。やはりそのときそのとき、彼ら、企業だって一生懸命生きて、自分たちの雇用する職員や従業員を食べさせていかななくてはならない。そういう義務もあるのだ、企業責任というのは。ですから、それは町民の皆さんと反するものかもしれないけれども、そこが願意としてはわかって、やはりそれを解決できないものを採択するということは、議会にあってはいけないということが私の判断です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、30年来の問題なのですけれども、地域住民と企業、そしてセイメイファームさんというのは埼玉県でも有名な企業です。特に生協関係の人で言うと、セイメイファームさんのものを使っていて有名だというふうな形で言われています。ですからこそ、こういうふうな形のを企業側の努力で、企業がというか、それだけ有名で、それだけのものがあるということで、そうしたらそれなりのことを、やっぱり地域住民の方たちにこれ以上のにおいはやめてほしいとか、騒音をやめてほしいというものを企業側の努力でやっていかざるを得ない。

それは、企業がどんなにお金を投資して、ある程度の投資をしたとしても、今までも嵐山町は企業に対して補助金も出しています。そういったことも含めて考えると、その補助金の中でやれたのか、それとももっと投資をご自分で、自分たちの側でやっ

ていかれたのかわかりませんが、そういったものも含めて、この「地域住民と企業との共存共栄により解決に努められるものであります」という問題は、私は地域住民に、これ以上企業に対して物を申すなというふうに書かれているように思うのですけれども、そうではなく、地域住民と企業との共存共栄ということは、私はちょっと問題かなと思っていますので、やっぱり地域住民の方のしっかりした生活環境を整えていくために企業と町は努力していくという形で、町もちゃんとした指導を入っているのかどうか知りませんが、企業が潰れてしまったら困るので、これ以上監督審査をしないという形になっていくとまずいので、私はここのところはもう非常に問題があるかなと思って、今質疑しているわけで、企業の基準というのは、基準を満たしていたら周囲の環境は満たせるようなものになっているのかどうか、そこの判断の基準をどのように考えていくのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） 私の見解では、そこまでちょっとお答えできませんが、ただ議会の判断として適切かどうかということなのです。

片方にはそういった周辺にいる住民の皆さんがいて、その願意は十分に私も理解できますということは申し上げております。ただ、これはこういったことが議会に上がったことによって、当然ですよ、企業側のほうにもこれだけの多くの皆さんにご迷惑をかけているという気持ちは当然だと思いますよ、人道的にも。そうしたときに、今後この道をどうしていくべきかということは、企業だって今2つぐらいの脱臭槽があって、1つは何とかクリアしているのだと。次は、この一番でかいやつなのだということも説明を受けています。やはりそれは、非常に簡単な投資ではないということですから。相当な金額を投資していかなくてはならない。

それは、企業がそこに、やっぱり自治体ではないのです。民間、私企業なのです。その辺はある程度理解をいただかなくてはならない。そして、これからこれを境にして、相当考えて企業側も努力していくのだと私は信じています。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これは、悪臭防止法という法律のもとに臭気指数というのがあって、嵐山町が18という数字があるわけです。この数字を超えていたら、企業が努

力しているからといって免罪できるようなものなのかと、それは違うでしょう。法律違反を今犯しているのですから。企業の努力は、ずっと前から見たら、それはしているのはわかります。しかし、現時点で臭気指数は超過しているのがほとんどなので、だから改善をするように町側には努力をしてくださいという、それが請願の趣旨なので、企業努力の評価をしてくれというのとちょっと違うのです。

幾ら企業が努力したって、法律のある基準を超過している以上は、やはり企業の努力というのは、それは認められないということになるのではないのですか。いかがですか、1点目。

それから、測定結果が基準を満たしている項目もあるというのは、全体の幾つ中の幾つあるのか、もしわかったら伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に続き会議を開きます。

青柳賢治委員の答弁からです。どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 1点目の数値でしたっけ、悪臭の。それで、いろいろな基準があったかと思うのですけれども、私がここに何といいますか、項目2のおいと云々と書いてあるのは、60と90か何かの脱臭槽のことを指しているのです。それも、何か12月21日あたりに、企業側のほうから改善のこういうふうにしますよというような報告書が出ているということでした。

それで、1つのほうはどちらかというところ18~19ぐらいのところクリアしている日もあるのだというような説明をいただいたので、そういう数値をクリアしているのではないかというふうにごくに書かせてもらったわけです。それでよかったかな、あとは何かありましたっけ。いいですか。

〔それと、企業の努力を認めているの。企業の努力は認められないんだという〕と言う人あり〕

○5番(青柳賢治議員) 企業の努力がされているか、されていないかということ数を

値ではかるということも一つの基準だと思います。ですけれども、実際に私もあるとき現場に行って、いわゆる臭気のカーテンのようなものがあるのです。そういったカーテンのようなものを今広げていて、まだこれからこれを今度大きなほうにもやっていかななくてはならないというような説明も、私受けておりました。そういうことで、企業側もこうしておいがとれるのだったらいいよねというような話はしてきましたので、私も。ですから、そういう形で大きなほうのところに何とかうまく新しい、何といいますか、カーテンみたいなものなのです。そういったものがうまく装着できて、近くの住民の皆さんのご負担が少しでも軽くなっただけならなというふうに思っているところでございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 数値の関係では圧倒的に超過しているのです。たまにというか、基準値内がありますけれども、圧倒的な検査は超過しているということなのです。

それから、企業の努力の件なのですが、カーテンがつくと、そのカーテンつけた場合どのくらい下がるかというのは、それで下がれば私は結構なことだと思うのですが、現時点でそれがついていないわけです。やっぱり基本となるのは基準値を超過しているか以内か、以内で済むか、超過しているか、やはりそこを見るしかないわけです。

今回の場合、ずっと超過が多いと。たまに基準値内だという程度で、やはりこれでは企業の努力がされているという評価にはならないということになってしまうわけです。やはりそこはお認めいただきたいなというふうに思うのです。基準値超過についてのちょっと見解だけ伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） そうですね、その辺のところは、企業が全く住民の皆さんに対しての無視をしているというようなことの上に、その悪臭が基準値を超えているというような行動であれば、私もそれは非難されなくてはならぬだろうと。ただ、やはりいろいろと長い経緯を聞いてみますと、できる限りのやれる範囲のことは企業側もやってきて、やはり一つ一つがテストなのだ。これをやったから全てがなくなるというようなものではなくて、やっぱりにおいですから風の影響もあったり、その日の温度、湿度とかということもあると思います。その中で、これというようなものがあれば一番、こういう問題にならないのでしょうけれども、その中で企業もいろんな手法をやられているという努力は私聞いていますので、そういう意味で当然そうい

ったことを感じながら会社としては努力されているのではないかというふうに私は理解しております。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 風だとか温度だとかと、そういったことを加味しても基準値を超過しているというのはまずいということなのです。それで、我々は条例という法律をつくったり改正したり廃止したりすることができる身分です、議員というのは。主に執行部がつくったものを認めるという、あるいは改正、廃止というのを認めるということが多いわけですがけれども、自分たちでもそれはできるわけで、それだけ法律については一般の町民より高い遵守性、法律を守るというものが我々には求められているわけですね、議員には。ですから、法律違反になっている基準値超過というのは、それを認めてしまったら議員としてのあり方というのがやっぱり問われてしまいます。立場は違ったって法律は守っていかなければならないと、そういうことで進めていかなかったら私はいけないというふうに思うのです。そういう点で、青柳議員さんの、多少超過したって、法律違反したって別に構わないではないかというふうに聞こえてしまうのです。法律違反はまずいことという認識はないのか、ちょっと最後に伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） それは川口議員、議員だけに限りません。人として生きていく上で、法律を守るのは当然でございます。そして、議員であればなおさら条例もつくれたり何もします。私は、一言でもそんなことを申し上げておりません。法令違反をいいとは言っていない。

〔「いいと言っているがね」と言う人あり〕

○5番（青柳賢治議員） 少なくとも努力をしているという企業を、同じ町の中にある企業ですよ、町民もそのとおり。やはりおいが、出す人が発生源だからだけではなくて、そこにやはり長く企業が鋭意努力してきている姿というのは、3回目のときの報告書見たって私だってわかります。12月も出ている。やっぱりそういう努力も少しは酌んでいただかなくてはならないだろうなということを、私申し上げているのであって、何とかこれが一気に数値がうんと改善するところまで行くかどうかわかりませんが、ただそういった努力をして、脱臭槽のところにもいろいろなものをつけているということをお見してきました、実際自分の目で、そういうことが出たときに。で

すから、そういう努力はやっぱり私は理解してあげなくてはならないのではないかなと。願意は十分わかります。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） マスクしたまますみません。ちょっと花粉症なので、大変今の時期いい時期なのですけれども、洗濯物も外に干せず、窓も開けられない状況なのですけれども。

まず、この企業側も対策を実施しているということがうたってありますが、どのような対策をなさっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） 川口議員のときも何度か答えていますけれども、いわゆる脱臭槽の大きいやつと小さいやつとかあるらしいのです。小さいところにはあるけれども、エアーのひらひらしたようなやつなのですけれども、つけたことによって、においがある程度はかっても改善されているということを私も本人からも聞きましたし、専務さんですか、それから町のほうからもそういう報告を受けました。ですから、そういうことをつけていくということも、ただそこにこうするだけではないわけです。それをやっぱり設備していかなくてはならないわけです。やっぱりどういった方向につけたらいいのかとか、いろいろ工夫しながら、いろいろやっぱりそれを取りつける、装着する方の、会社からの指導も受けたりするのだと思います。

そういう中で、やっぱりやってきている努力というのはある程度、「それでもなかなか数値までいくというのは非常に厳しいんだよね」ということは、やっぱり事業者の方は歯がゆい思いでいらっしゃるのだろうなと、皆さんからこういう形で言われて歯がゆい思いでいらっしゃるのだろうなと。そういう中であって、この請願をやはりどういうふうに取り扱うということは、やはりまず願意が大事ですから、願意は十分私も理解しています。ですけれども、企業が全く努力していない中での請願ではないのです。企業側もあるのだということをやはり理解していただいて、私は今回はこれを採択するということが嵐山町にとってふさわしくないというふうに判断しましたので、不採択ということで判断いたしました。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私も嵐山に引っ越してきました30年近くなりますが、最初引

っ越してきたころは、私広野2区に住んでおりますので、やはり風向きによってはセイメイファームさんのおいが来たりもしました。しかしながら、今般カムスさんができて、風向きによってパンのいいにおいと、たまにセイメイファームのにおいと、そういうのが混在しておりますが、以前に比べると広野2区においては、前ほどにおいを感じたことはないのです。

しかしながら、杉山で、住んでいらっしゃる皆様はこういうことがあるということは承知しておりますが、企業も町内に在住の町民でございますので、その辺とかは同じ住民でありながら、お互いに言い合いっこするのはどうなのか。何にも努力、企業努力をしていなければやはり必要なと思いますが、今青柳委員の言ったとおり企業努力はなさっているということで確認され、もう一回確認します。

○佐久間孝光議長 青柳賢治委員。

○5番（青柳賢治議員） きょう請願者の傍聴の方もいらっしゃいます。私も、当然委員会の中で自分が発言したことをちゃんと覚えております。そんな中で、きょうここでこういった報告書を出させてもらったわけございまして、やはり嵐山町という1万8,000の町の中で、当然その近くにいらっしゃる、杉山だけではないでしょう、さっき言った平沢だとか近くの場所もあるかもしれません。ですけれども、いろいろ出された今までの中のものを、例えばハエのこたどとか含めて、ある程度努力していることだけは認めてあげなくてはいけないのではないかなと私思ったわけです。

やはり自分の敷地の周りの中だけがこうだからということであっては、町と一緒に生活をしたり、それからその企業もやっぱり生きていてもらわなくてはならない。我々住民ももちろんですけれども、やはりその姿というのは、お互いのやはり部分をわかり合ってやっていただくということが、私は一番求める道ではないかなというふうに判断させていただきました。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 文教厚生委員会の本請願を採択するという決定に賛成いた

します。

セイメイファームさんは県内でも、それから消費生活協同組合にも卸されている、とても優秀な、有名な名の知れた企業であります。しかし、30年以上前からおいの問題で地域の方の生活に支障があるということで、請願が何度か出されています。その公害企業ですから、それに関してはしっかりした対応をしなければなりません。

何回目かの請願のときに、私は発言したことがあるのですが、場所の割に飼っている鶏の数が多過ぎるのではないかと、そのためにうまく処理できていないのではないかと、という話をした覚えがあります。確かに今ですと、病原菌が入ってくるできないように囲ってはありますので、逆に言えば、それがおいとして出ていくというふうな状況もあります。これを、おいを改善するのならば、改善するだけの投資をするか、それとも羽数を少なくしていくか、そういった考え方もあって必然的です。

企業は、投資する企業ですから利益を得なくてはなりませんけれども、健全な利益のあり方、出し方というものがあるのがあって当然で、私はこの請願に関して言いますと、企業が公害を出しているながら、企業努力をしているので、それを認めてやってもいいのではないかと、いうふうな少数意見の報告には、ちょっと賛成できかねます。

報告は少数意見として、企業は公害を出した場合、水俣病の窒素と同じで、やはりそれはそれなりの制裁を受けます。そして、多くの皆さんに、地域の住民の方々の生活に影響を与えているわけですから、それについてしっかりと改善の指導をしなければならないと思います。

いかに優秀にたくさんの法人税を支払われていたとしても、それは嵐山町はきっちりとした指導をしなくてはいけないので、本企業の健全な利益と健全な発展のために、本請願の採択に賛成いたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、請願第1号は採択すべきものに決まりました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第13、請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

松本文教厚生常任委員長。

[松本美子文教厚生常任委員長登壇]

○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、ご指名がありましたので報告をさせていただきます。

嵐山町議会議長、佐久間孝光様。平成31年3月19日、文教厚生常任委員長、松本美子。

請願審査報告書。

本委員会は、平成31年2月26日に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

記

請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願。

審査の結果ですけれども、採択すべきものでございます。

審査の内容につきまして報告をさせていただきます。

請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願の審査報告。

本議会において文教厚生常任委員会へ付託されました請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願について、審査結果及び経過について報告申し上げます。

本委員会は、平成31年3月1日、午前9時30分から会議を開会し、請願第2号の審査を行いました。

当日は、請願者を代表して吉田より子氏と吉田佐門治郎氏が、説明者として河井勝久議員が紹介議員として、行政側の説明員といたしまして健康いきいき課、近藤久代課長、長寿生きがい課、山下次男課長に出席をいただきました。説明後、質疑応答、

意見交換という日程で審査を進めました。

審査経過について。

まず、紹介議員の河井勝久議員より説明がありました。今回の請願の趣旨は、大字平沢のNPO法人わかばについて、経営難のため平成31年3月26日をもって事業の廃止が予定されており、そのことを知らされたのが平成30年11月のことであった。廃止後について利用者の移動手段の確保が難しく、生活に支障を起すことのないよう、事業の確立を求めるものであります。河井議員の説明後、請願者から補足説明がありました。

説明後の主な質疑応答では、事業者側から町に対し3年前から事業継続が困難であることの相談がなされていたこと、利用者が徐々に減ってきている現状などの確認がされました。

その後、町執行側の説明員に出席を求め、近藤健康いきいき課長より、町の外出支援制度の概要と現状、事業者からの相談内容、嵐山町社会福祉協議会の事業内容等の説明があり、委員からの質問に対する応答がありました。

説明員の退出後、委員からの意見が出されました。

委員からの主な意見。

町も対応を考えている。努力の中で早い時期に同様のサービスが提供できるようお願いしたい。

新たな対策は、町と社会福祉協議会との連携によるものが緊急な対応としてよいと思う。

町の説明もあったので、必要な方への外出手段の確保と取り組みについて幅広い対策を求める。

その後、直ちに採決に移りました。

採決の結果、請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願の件は、賛成全員により採択すべきものに決しました。

なお、請願採択に当たっては、町長に対し請願の送付並びに処理経過及び結果報告を求めたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段の確保を求める請願について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、請願第2号は採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○佐久間孝光議長 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第2号　嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議、発議第3号　体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出について、発議第4号　公文書管理法の見直しを求める意見書の提出について、発議第5号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、発議第6号　全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について、発議第7号　国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出について、発議第8号　沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について、発議第9号　妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について、発議第10号　報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出について、日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第16、発議第1号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由です。我が国では、大型焼却施設による焼却中心政策でゴミ処理が進んでいます。しかし、この政策は日本にとってコストが高く、しかもゴミを常に必要とし、健康面・環境面でのマイナスが大きく、生命の安全が損なわれています。そのような

政治からごみを燃やさない政策への転換が必要です。特に小川地区衛生組合管内の自治体は、埼玉中部資源循環組合でのごみ焼却は財政を脅かすこととなります。また、収集運搬が実際に可能であるかどうか不明です。

嵐山町が埼玉中部資源循環組合から脱退し、改めてごみ処理のあり方を考える必要があります。

これからの嵐山町の財政を健全にするため、埼玉中部資源循環組合の脱退を決議します。

では、決議文です。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で、平成36年稼働予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設並びに付帯施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。CO₂の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。収集運搬に関しては、民間事業者に委託しているが、毎日のことであり、吉見町大串までの収集運搬が可能であるか不明である。

嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

平成31年3月19日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第17、発議第2号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議。

会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由ですけれども、子ども子育て支援指針より2017年度から保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。ゼロ歳から2歳の子どもの育ち、3歳から5歳の子どもの育ちのあり方について明確にされています。それを受けて、2019年度からの保育園・幼稚園・こども園等の無償化が始まります。無償化については、財源をどのようにするか、これからも議論はされることです。

しかし、3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても同じ質の教育が求められています。

嵐山町立幼稚園についても3歳児保育を実施することが求められているといえ、3年保育実施の決議を行います。

嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議

子ども子育て支援指針より2017年度からの保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。ゼロ歳から2歳の子

どもの育ち、3歳から5歳の子どもの育ちのあり方について明確にされています。それを受けて、2019年度からの保育園・幼稚園・こども園等の無償化が始まります。無償化については、財源をどのようにするか、これからも議論はされることです。

しかし、3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育が求められています。

したがって、嵐山町立幼稚園についても3歳児保育を実施することが求められているといえます。

以上、平成31年4月からは、3年保育実施の準備期間として希望する子どもへの対応準備をおこなうこと、平成32年4月からは嵐山町立幼稚園3年保育を実施することを決議する。

平成31年3月19日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この決議も何度か出されているわけですがけれども、町の状況は大体ご存じだと思いますけれども、ここに、きょうは決議の文書の中で、上段から4行目ですか、2019年度から無償化が始まるというふうにうたってあるわけです。財源についてはこれから議論があるようなことが書いてありますけれども、今、国では、この無償化の財源をどういうふうに求めているかということは渋谷議員ご存じですか、教えてください。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 国のほうでは、私立の幼稚園に関しては国が、私費の部分に関しては補填する、支援します。嵐山町町立幼稚園に関しては、公立幼稚園、保育園に関しては、市町村が負担するということになっています。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私が聞いたのは、そういうことではないのだよ。

ここになる財源は、国がどういうことによってそれを確保するということを言っていますかと、今聞いたのです。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） とりあえず消費税でやるということになっております。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうしますと、この決議も、その議会、議会で出すのは結構だと思います。先ほども請願でいろいろ議論がありましたけれども、やはり議員というのは、一度やはり議会で決められたことには議決権というのがあるのです。その辺は、重みを考えてほしいということが一つですけれども。

よくこの賛成議員の中に河井議員がいらっしゃるのですけれども、その辺については、消費税の上げて使う財源については賛同した上でこのサインをされたのですか、渋谷議員、お尋ねします。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 消費税に関しては、今もヤフーニュースなどで出ていますが、今年度やるかどうかわからないというふうになってきています。それに関して言うと、景気状況が悪化しているのではやらないのではないかというふうな議論もされています。ですけれども、この無償化で、無償化が入っているから始まるという、この一つの文言ですけれども、私も河井議員も消費税には反対しています。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第18、発議第3号 体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 私語は慎んでください。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出について、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由ですけれども、千葉県野田市の栗原心愛ちゃんの悲惨な事件を思うとかわいそうで、彼女のつらい出来事をそのままにせず、新たな子どもの死を防ぐための政策を実現することで、初めて彼女の死が尊ばれるという思いに至ります。

日本の家庭の中では、親は暴力を使って子どもをしつけてもよいという意識があります。その意識を許すことが児童虐待という悲惨な事実を生みます。体罰の禁止を法制定してあらゆる暴力を禁止し、子どもの健やかな生活をつくっていくことが私たちの使命であると考えます。

そのため、体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出をいたします。

裏に参りますけれども、体罰禁止の法制度の確立を求める意見書。これを読む前にですけれども、これは、普通意見書というのは閣議決定されていたとしても出すということが前提になっておりますので、今までのように閣議決定されたから、法制定されたから意見書を出さないというふうな形のことは、この意見書に反対しているというふうに見ますので、よろしく願いいたします。

体罰禁止の法制度の確立を求める意見書

虐待による死亡事件が後を絶たない。わが国では、躰と称して体罰が容認される傾向が強い。体罰は、家族や社会のありかたが密接にかかわっている。体罰を容認する家庭の躰に対する考え方を改める必要がある。

体罰およびその他の残虐な又は、品位を傷つける形態の罰は、家庭を含めたあらゆる環境において禁止されるべきであり、そのための法制度の確立を求める。

記

1. 体罰及び、その他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰（以下、「体罰等」とする）は、あらゆる環境において禁止することを法制度として確立すること。
2. 民法第822条の懲戒権規定を削除すること。
3. 子どもに対する体罰等について文部科学省は、保護者、教職員等すべての子どもに関る人に対し、体罰等を禁止する意味や子どもの権利について啓発し、体罰

等によらない教育方法や指導方法を継続的に研修を行うこと。

4. 体罰等の被害を受けた子ども・人、目撃した人に対し、適切な支援ができる制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日、嵐山町議会議長より。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長です。

- 佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

- 佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

- 佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 体罰禁止の法制度の確立を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

- 佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 佐久間孝光議長 日程第19、発議第4号 公文書管理法の見直しを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

- 13番（渋谷登美子議員） 公文書管理法の見直しを求める意見書について、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由ですが、情報公開と公文書管理の手續の公正さ、透明さは、その国の民主化度を表しています。年金記録問題を皮切りに、我が国の公文書の管理手續のずさん

さは公正な政治を失っています。行政文書や政治文書は、いずれも税金を使って行為をあらわすものです。この管理を適正に行い、歴史を振り返るとき、正しく残っている必要があります。したがって、本意見書の提出を提案します。

裏側になりますけれども、

公文書管理法の見直しを求める意見書

昨今、財務省における森友学園の国有地売却に関する書類廃棄、決済文書の改ざん、加計学園の獣医学部新設に係る認可プロセスに係る文書の存在、防衛省における南スーダンPKO派遣隊の日報廃棄など、公文書の管理の不始末が続いている。いずれも多額の税を投入して行われた政策であり、適正な公文書管理が必要である。公文書管理を適正に行うため、公文書管理法の改正と運用の見直しを求める。

記

1. 公文書の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」という）4条が定める意思形成過程の文書作成義務について行政文書の管理に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）の規定する文書主義の原則を徹底させること。
2. 公文書の恣意的な廃棄等が行われないように、独立した第三者機関として公文書管理庁を設置すること。
3. 行政文書の作成時から徹底して電子記録管理等を行う法制度に変更すること。
4. ガイドラインの運用については、以下を求める。
 - (1) 事後的検証に必要な文書を情報公開及び公文書管理の対象から外れない運用をすること。
 - (2) 文書の保存期間を1年未満とすることを原則禁止すること。
 - (3) ガイドラインから「可能な限り当該打ち合わせ等の相手方の発言部分についても、相手方の確認により正確性の確保を期するものとする。」との規定を削除すること。
 - (4) 公文書管理に関する法令違反等の不適切な行為に関する内部通用専用の窓口を各府省、新設する公文書管理庁に整備すること。
 - (5) 長期間利用制限すべき秘匿性の高い文書について利用制限は30年を超えないことを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 公文書管理法の見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

[何事か言う人あり]

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第20、発議第5号 嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由ですけれども、日本ではごみを焼却して処理しています。1990年代から世界ではごみ焼却をやめました。そのために、焼却炉の75%が日本にあるといいます。

ごみは焼却しないで処理していく方策を進めることで資源循環を進めることができ、新しい産業を生み出すことができます。高温度で焼却処理することで、大気中にばらまかれた化学物質によって人間の身体は過酷な状況になっています。ごみを焼却しないで分別して循環させていくこと、無駄をなくしていくこと。そのためにごみ処理の概念を資源循環のシステムに切りかえていく。どのような手法があるか調査・推

進していくための特別委員会を設置します。

嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて
次のとおり、嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称、嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会。
- 2 設置目的、焼却ゴミを可能な限り削減し、国内で焼却ゴミをゼロにするためのシステムの取り組みをしている事例、および嵐山町に可能な調査を行い、ゼロウェイストに向けての計画を策定する。
- 3 委員の定数、6人。

調査期間ですが、平成31年4月1日から平成31年9月30日までです。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置すること
についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第21、発議第6号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の
主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提
出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由ですが、都道府県知事は、住民の生命の安全を守るために地方自治、公共の福祉を推進します。それは国益にまさるものです。とかく日米地位協定は、日本の国民の生命を脅かすものです。日米地位協定は、米軍に対して日本国内の治外法権を許しています。

日本とアメリカの対等な国としての関係をつくってこそ、世界の平和と日本の各地域の住民の安全を守ることができます。したがって、本意見書の提出を提案します。

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し工事を強行に進めています。平成31年2月24日、米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古への移設計画の賛否を問う県民投票では、反対が7割になった。しかし、沖縄県民の民意は、反映されることはなく、工事を進めるといふ。日米地位協定は、日本国の憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である。日米地位協定の考え方に「米軍はわが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている。・・・わが国が米軍への提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこでも米軍基地ができる可能性があります。

全国知事会では、2016年11月から6回にわたり、米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月に提言書を発表しました。

全国知事会の提言より、以下を強く要請する。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること。
2. 国は地方自治の権限を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日、嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

- 佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

- 佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

- 佐久間孝光議長 挙手少数。
よって、本案は否決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 佐久間孝光議長 日程第22、発議第7号 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

- 9番（川口浩史議員） 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提案理由を述べさせていただきたいと思います。

提案理由は、12月議会と同じでありますので、割愛させていただきたいと思います。12月議会の際に、全国知事会、埼玉県知事が提出したというふうに申し上げたのですが、知事会の仕組みが私のほうよくわかっていなかったもので、そのように説明してしまいました。多分皆さんはおわかりだったので、何を言っているのだろうと思って否決をしたのだと思いますが、2月10日付の赤旗に、栃木県知事が当時の全国知事会社会保障常任委員長であって、この福田富一知事が提出をしたということでありました。訂正をしたいと思います。こういうふうに乗って、この方が提出をしたということでもあります。

したがって、全国知事会もこれを要望しているわけでありまして、また全国知

事会が決めました意見書につきまして、岩澤町長も賛成をするということでありましたので、ぜひ皆様のご賛同をいただきたいというふうに思います。

それでは、意見書を朗読いたします。

国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書

2018年4月1日から国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、「低所得者が多数加入する医療保険なのに、保険税が高い」という国保の「構造的問題」は解決できていません。

本件では63市町村のうち31市町村が今年度から税率改正を行い、43市町村が賦課限度額を引き上げています。しかも、単年度での赤字解消が困難と認められる場合は「2018年度から2023年度までの6年間で段階的な目標を設定する」という県の「国民健康保険運営方針」を受けて、来年度から「赤字解消・削減」を理由に一般会計からの法定外繰り入れを削減し、国保税の引き上げを検討しているという自治体も少なくありません。高すぎる保険税（料）の問題を改善するどころか、さらなる負担額と徴収強化を推進する「都道府県化」では、住民の困難と矛盾は深まるばかりです。

今日の保険税（料）の高騰を招いた大きな要因は、国保加入世帯の貧困化と国の予算削減にあります。国保制度がスタートした当初、政府は「無職者が加入」し、「保険料に事業者負担がない」国保を制度として維持するには「相当額の国庫負担」が必要と宣言していました（社会保障制度審議会「1962年勧告」）。ところが、政府は1984年に定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は80年代の50%から20%台までに引き下がっています。

国は今回の都道府県化にあたって、「公費拡充による財政基盤強化」として、毎年約3,400億円の財政支援を約束しましたが、「国保の構造的な問題」を解決するには、国庫負担率を大幅に引き上げる以外にありません。

よって国においては、国保税（料）を他の被用者保険並みの負担に引き下げのため、国民健康保険に対する定率国庫負担の割合を計画的に増やすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、官房長官、厚生労働大臣に衆参両院議長を含めたいと思います。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出に賛成いたします。

国民健康保険、私たちの周りで支払っている方は、とても高いと言われます。それはなぜかといいますと、国保財政の公費負担が国と都道府県で4.6兆円、そのうち国が75%、都道府県が25%を負担しているわけですが、これを1兆円ふやせれば、国保料は、今一番健康保険の中でも低額であるという協会けんぽの金額にそろえることができます。そういった形でやっていきますと、均等割と平等割というか世帯割がなくなっていきますので、国保税を、国民健康保険料を協会けんぽ並みにすることができます。それで、初めて普通の自営業の方や皆さん同じような思いというか、国保料が高いなというふうな形で市町村に対して、何で嵐山町の国保税は高いのだというふうな形で不満を上げることは少なくなります。

財政のあり方が、今、国財政のあり方が不健全な状況になっていますが、これはぜひこの意見書を提出して、国保税を払っている方も協会けんぽ並みの形で健康を十分に保障できるようにしたいと思いますので、本意見書を提出することに賛成いたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第23、発議第8号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建

設の中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） それでは、沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について。

この意見書につきましては、私も昨年の12月の定例会でも出しましたけれども、皆さんの賛同が得られなかったということでもあります。

その後、今年に入りまして、沖縄県ではさまざまな新しい動きが出ておりますし、とりわけ県民投票で70%以上がこの埋め立てに反対という意見も出されました。

提案理由につきましては、沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設をめぐる、沖縄県をはじめ地域住民の基地拡張埋め立て反対の声は厳しく、前翁長知事の遺志を受け継いだ玉城知事は、2月24日、沖縄県による辺野古埋め立て新基地建設に伴う賛否の県民投票を行い、埋め立て反対が70%を超える反対投票であり、県民の民意が強く示されました。にもかかわらず、政府はこの県民の声を無視して、埋め立てを強行しております。埋め立てに対する沖縄県議会で、これは県民投票始まる前に発表された問題でありますけれども、海域の地域が軟弱地盤であり、滑走路補強くいは1本90メートルの深さで7万4,000本必要であり、工事費用は2兆3,000億円が必要とされ、政府もこの内容を認めているわけであります。ですが、この難題について、1本90メートルのくいを打つ機械は日本にないので、70メートルでという話を出されましたけれども、これはとんでもないということで、その地区が非常に軟弱であるということで、沖縄ではこんなことで20メートルも短くして問題があるということが新たに出ております。これらのことを含めまして、さらに工事については15年以上がかかるというふうに言われまして、完成までにこの費用は全て税金で賄うということでもあります。

政府は、県民の基地拡張反対の切実な思いを受け止め、県民が平和に生きる権利を具体化するために、辺野古新基地建設工事を直ちに中止することを求める意見書であります。

意見書の案を提案いたします。

沖縄県名護市辺野古における米軍基地建設の中止を求める意見書

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県が対立している事態は、一地

方の出来事として看過することができない地方自治の根幹にかかわる問題であります。

沖縄県民の「辺野古新基地建設ノー」という意志は、衆参の国政選挙はじめ、2回の県知事選挙の結果などによって明確に示されております。18年9月には翁長雄志知事の遺志を全面的に受け継ぐことを掲げた玉城デニー知事が過去最多の得票数で当選しました。

しかし、日本政府はこうした沖縄の民意に向き合おうとはせず、17年4月から抗議する市民を暴力的に排除しながら護岸工事に着手しました。沖縄県が18年8月に辺野古沿岸部の埋立承認を撤回すると、不服審査請求などの対抗措置をとって工事を再開、同12月には土砂投入まで強行しました。加えて、軟弱地盤の存在で工期も工事費も見通せないばかりか、サンゴ移植など環境保全対策に全く不十分であります。辺野古基地の既成事実化を図ろうとし、なりふり構わず工事を強行しようとする安倍政権の恫喝的な対応は、県民の民意と沖縄の自治を何重にも踏みにじる暴挙であり、断じて許されません。

2月24日に行われた沖縄県による辺野古埋め立て、新基地建設に伴う賛否の県民投票は、埋め立て反対が70%以上を超える投票であり、県民の民意が強く示されたものである。政府は直ちに埋め立てを中止すべきである。普天間飛行場は一刻も早く閉鎖、撤去を行い、県内移設を断念すべきである。

地方自治体は、国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の立場にあるにもかかわらず、全国知事会は18年7月、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、基地所在自治体に過大な負担を強いているとして日米地位協定の抜本の見直しや基地の整理、縮小、返還などを求めています。政府は、まずこうした切実な思いを受け止めることから始めるべきです。

よって、国会及び政府に対し、沖縄県民が平和に生きる権利を具体的化するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 一、辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。
- 二、沖縄県民の民意を踏まえ真摯な話し合いを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書を提出することに賛成します。

沖縄県では、県民投票で70%の方が反対をしました。これは、民意の尊重というのは、日本国憲法でもう当たり前のことで、主権在民の根本であります。そのために、この意見書を提出するべきであると考えますが、まず日米地位協定の見直しは全国都道府県知事が提言していることです。それに基づいていろいろなことがなかなか進められないわけですが、地方自治と国が、安倍政権がなぜか国益ばかりを考え、住民の利益ということを考えない状況になっていますが、沖縄県には特に米軍基地が過度に集中しています。それを各都道府県に分散していく中で、改めてこうって意見書を出すことにも反対な皆さんも議論することができます。

私は、この沖縄県名護市辺野古における米軍基地の建設の中止を求める意見書、こういったものを出していくこと自体が、提案されること自体がとても大切なことだと考えていますので、ぜひ皆さん、これについて賛成していただきますようお願いいたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第8号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第24、発議第9号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） それでは、発議第9号の意見書を述べさせていただきます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由ですけれども、妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど運用上の問題が指摘されております。そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、医師の教育や研修の体制を整備することを求めます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受ける体制が整備されないまま、妊婦であるということだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題である。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日から妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 妊婦加算の問題では、補正予算のときに質疑したことがありますが、そのときに既にもう凍結を考えているというふうな答弁がありました。

この妊婦加算については、妊婦の方がツイッターでこれをおかしいのではないかと、いうふうに大きく広げたことから始まっていて、それが、小泉進次郎さんがそれをうまくキャッチして、そして平成30年4月1日から始まったものを10カ月……31年の1月1日に凍結で、30年の12月には厚生労働省が、これは凍結すると発表したというもので、非常に素早い対応でした。

こういった形で国は動くことができる。それは、とても重要なことであるなと思いますので、まして妊婦加算、実は乳児加算というのものもあるのだそうですが、乳児加算というのは窓口払いを廃止されているために全くみんなが気がつかない。そういった状況で、妊婦加算は自分が負担するために、それがあることに気づいてツイッターで発信してこういう形になったということです。いろいろな医療の状況があると思いま

すが、乳児加算、妊婦加算、それぞれその患者になる方は、それぞれの個体の個別の事情がありますから、それを十分に慎重に配慮するということが医療に求められることであって、あえて妊婦加算をする必要はないと考え、本意見書の提出に賛成します。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第25、発議第10号 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出についての件を議題いたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出について提案理由を述べさせていただきます。

菅官房長官は、事実上、特定記者の排除を求める文書を内閣記者会に送ったわけです。特定記者が特定の人物を誹謗・中傷するような質問なら理解をいたしますが、そのような質問をしたわけではありません。私たちは、記者の質問によって、私たち国民は、質問によって国の方向性や中身がわかるもので、文書は、国民の知る権利を制限するものであると思います。

そのため、自由に質問ができるよう求めるため、本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問でき

るよう求める意見書

内閣官房長官の定例記者会見に際して報道室長が、特定記者の質問を執ように妨害し、事実上、特定記者の排除を求める文書を送っていた。記者は、米軍普天間飛行場移設に伴う土砂投入の質問をしたことに、正確な事実を踏まえた質問を求める文書だ。なぜこの質問で文書を送る必要があるのか、わからない。仮に質問が事実でないのなら、その場で丁寧に正せば済む話だからである。しかも、記者会にも共有するよう求めている。狙いは報道全体への介入や規制にあると見られる。記者会が「質問制限はできない」と伝えたのは当然のことである。官房長官の会見を主催しているのは記者会である。会見は政府の一方的な宣伝の場ではなく、記者が質問するのは、国民の「知る権利」にもとづく記者の使命であるからだ。

しかし政府は、このことを理解しないどころか、「記者の質問権のみならず国民の知る権利をも侵害するもの」との質問主意書に、“指摘は当たらない”と居直った答弁書を2月15日に閣議決定した。

ことは官房長官や報道室長の責任にとどまらず、安倍晋三首相の姿勢に関わる重大な問題である。戦前、言論を弾圧する法律をつくり、大本営発表によって言論統制し、侵略戦争に突き進んだ歴史があるからだ。

よって嵐山町議会は、憲法第21条に基づく国民の知る権利をまもるため、安倍政権の報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官であります。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出について賛成いたします。

この特定の記者というのは、発言を制された記者というのは、望月衣塑子さんとい

う東京新聞の記者です。この方は、伊藤詩織さんのレイプ事件の追及も行った方です。そのために、非常にいろいろな武器規制とか、そういった武器の輸出等についても論文を書いたり本を書いたりしている人ですが、この方が非常に安倍政権にとっては邪魔になるようです。

これは、中学生がこういった形のものとは差別ではないかというふうな形で電子署名を集めて、それで提出したというふうなものがあります。政治の世界は、政治とジャーナリズムの世界は男性中心の世界です。その中で、記者会見で自由に質問できるようにするという事は、女性にとってもとても大切なことでありますし、今のような状況の中でしっかりと発言できる人を守っていく、そういったことが必要ですので、本意見書の提出に賛成いたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 報道規制につながる閣議決定の撤回とともに、記者会見での自由に質問できるよう求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成31年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月26日に開会をされ、3月19日の本日まで22日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成31年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜りました。まことにありがとうございます。また、農業委員の任命につきましてご同意を賜りまして、深く感謝申し上げます。次第であります。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

平成の御代が移り行きます。新たな観光地として手がけてまいりました千年の苑、これも関係者のお力添えをいただきまして、いよいよ6月本格オープンを迎える運びとなりました。新時代の幕があげ、近未来へと光が差すように確かな軌道を築くべく、なすべきことを着実に実行してまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○佐久間孝光議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

平成31年第1回の定例会は、平成という時代最後の定例会であり、単に次年度の予算等を審査することにとどまらず、次の時代をも見据えた事業展開、予算の執行が求められる大変重要な議会でありました。

また、定例会前の1月に、嵐山町にとって大変不名誉な事案が発生してしまったことは残念でなりません。二度とこのような事案が起こらないよう、一人一人が認識を新たにすることが不可欠だと思います。

少子化、人口減少、高齢化、どれ一つとっても国を挙げて取り組まなければなかなか改善されない大きな課題であることは明らかであると同時に、町としても大胆な優先順位の変更も余儀なくされる状況です。自治体が稼ぐ力を念頭に置きながら、予算を組み、事業展開を考えなければならない時代。今後、ますます自治体の運営は難しいかじ取りを迫られることになることは間違いありません。しかし、だからこそ我々の心が、町民の心が一つとなり、積極的に町の運営に参加して、さらにそのことが町民のやりがい、生きがいにつながっていけば、必ずこの難しい時期を乗り越えることができるものと信じております。

結びに、この嵐山町の難局に際し、県より出向していただき、多方面にわたり適切かつ誠意に満ちたご指導をいただきました岡本技監に対しまして衷心より感謝申し上げます。

また、大変厳しい質疑、質問に対しても誠実にご答弁をいただきました執行部の皆様方に対しましても、心より敬意を表します。

22日間にわたる熱心な議論、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

(拍手)

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これをもちまして平成31年第1回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員